

平成29年
9 月

宮崎県定例県議会会議録

平成29年 9 月 8 日開会

平成29年10月13日閉会

平成29年9月宮崎県定例県議会会議録 目 次

9月8日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
松村悟郎議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議長の報告（島田俊光議員の辞職許可） -----	5
1. 議員の辞職許可（清山知憲議員） -----	5
1. 議会運営委員会委員の選任 -----	5
1. 議案第1号から第10号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自9月9日（土曜日）	
休 会	
至9月12日（火曜日）	
9月13日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	11
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	11
1. 議席の一部変更 -----	12
1. 代表質問 -----	12
山下博三議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	12
・知事の政治姿勢等について	
・災害対策について	
・経済・産業振興対策について	
・福祉保健行政について	
・東京オリンピック・パラリンピックについて	
・訪日外国人誘客対策について	
・農政問題について	
・県土整備行政について	
・テロ対策について	
松村悟郎議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	39
・知事の政治姿勢について	
・南海トラフ地震・津波対策について	

・ 総合交通対策について	
・ 福祉行政について	
・ 特定外来生物対策について	
・ 県産材の利活用について	
・ 商工観光労働行政について	
・ 企業立地について	
・ 農畜産業の振興について	
・ 漁業振興・担い手対策について	
・ 県土整備行政について	
・ 教育行政について	
・ 世界文化遺産登録について	
・ 交通事故防止対策について	
1. 議案第10号委員会付託 -----	65
1. 常任委員長審査結果報告（議案第10号） -----	65
二見康之総務政策常任委員長 -----	65
1. 議案第10号採決 -----	65
9月14日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	69
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	69
1. 代表質問 -----	70
高橋 透議員質問（県民連合宮崎） -----	70
・ 知事の政治姿勢について	
・ 若者県外流出対策について	
・ 福祉・保健・医療対策について	
・ 観光立県について	
・ 農林水産業振興について	
・ 防災対策と公共事業について	
・ 教育問題について	
・ 安心安全な社会づくりについて	
新見昌安議員質問（公明党宮崎県議団） -----	92
・ 知事の政治姿勢について	
・ 働き方改革について	
・ 県民の健康を守るために	
・ 県民の安全・安心のために	
・ 高齢者対策について	

9月15日（金曜日）

1. 出席議員 -----	111
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	111
1. 一般質問 -----	112
中野廣明議員質問 -----	112
・ 地方自治法改正について	
・ 組織改正について	
・ 政策評価について	
・ 訪日外国人誘客対策について	
・ 畜産の付加価値向上について	
・ 金融行政改革について	
・ 南海トラフ津波対策について	
・ 全国学力・学習状況調査について	
外山 衛議員質問 -----	124
・ 知事の政治姿勢について	
・ 災害への対応について	
・ 県内の雇用状況について	
・ 産業人財の育成確保について	
・ グリーンツーリズムについて	
・ 水産業について	
・ 漁港の防災対策について	
・ 道路整備について	
・ 教育行政について	
・ 警察行政について	
渡辺 創議員質問 -----	136
・ 知事の政治姿勢について	
・ 学校における男女混合名簿の推進について	
・ 2巡目国体を契機にした体育施設整備について	
・ スポーツイベントを活用した海外誘客について	
・ 学校給食費の公会計化について	
・ 県内における遷延性意識障がいの実態について	
・ 中山間盛り上げ隊の現状について	
徳重忠夫議員質問 -----	149
・ 2025年問題について	
・ 鉄道ローカル線の維持について	

- ・肉用牛生産における分業化について
- ・国県道の状況について
- ・ドローンについて
- ・学校教育について

自 9 月 16 日（土曜日）
 至 9 月 18 日（月曜日）
 9 月 19 日（火曜日）

1. 出席議員	-----	165
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	165
1. 知事発言	-----	166
1. 一般質問	-----	166
右松隆央議員質問	-----	166
・2025年問題の現状と対策について		
・子育て支援の充実について		
・本県の教育問題（学力向上）への取り組みについて		
満行潤一議員質問	-----	180
・県政の課題について		
・安全・安心なまちづくりについて		
・商工観光の振興について		
・地域振興について		
・保健医療福祉の充実について		
日高博之議員質問	-----	193
・スポーツランドみやざきについて		
・地方創生における小さな拠点について		
・細島港の利活用と海上物流の活性化について		
・南海トラフ地震への対応について		
・医療福祉行政について		
・地域産業の振興に貢献する人材育成について		
・スーパーアスリーの発掘・育成について		
関師博規議員質問	-----	206
・2巡目国体の施設整備等について		
・介護保険制度改正の概要と課題について		
・福祉的関与が必要と思われる被疑者・被告人に対する支援について		
・学力向上と小規模校存続について		
9 月 20 日（水曜日）		

1. 出席議員 -----	221
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	221
1. 議員発議案送付の通知 -----	222
1. 議員発議案第1号追加上程、採決 -----	222
1. 一般質問 -----	222
重松幸次郎議員質問 -----	222
・知事の政治姿勢について	
・妊娠、出産、子育て支援について	
・県庁舎の清掃業務委託等について	
・指定管理について	
・高校生への労働・社会保障等の教育について	
・小規模企業支援等について	
・移住政策について	
・社会資本整備の促進について	
・自殺対策について	
・警察行政について	
・防災・減災対策について	
中野一則議員質問 -----	235
・文化振興事業について	
・知事の政治姿勢と危機管理について	
・人口減少と雇用問題について	
来住一人議員質問 -----	247
・知事の政治姿勢について	
・教育行政について	
・福祉行政について	
1. 議案第9号採決 -----	256
1. 議案第1号から第8号まで及び請願委員会付託 -----	256
自9月21日（木曜日）	
常任委員会	
至9月22日（金曜日）	
自9月23日（土曜日）	
休 会	
至9月24日（日曜日）	
9月25日（月曜日）	常任委員会
9月26日（火曜日）	特別委員会
9月27日（水曜日）	休 会
9月28日（木曜日）	

1. 出席議員	259
1. 地方自治法第121条による出席者	259
1. 議員の辞職許可（宮原義久議員）	260
1. 議長の報告（商工建設常任委員会副委員長、都市計画審議会委員選任）	260
1. 常任委員長審査結果報告	260
二見康之総務政策常任委員長	260
右松隆央厚生常任委員長	261
渡辺 創商工建設常任委員長	263
後藤哲朗環境農林水産常任委員長	265
新見昌安文教警察企業常任委員長	266
1. 討 論	267
前屋敷恵美議員	268
来住一人議員	269
1. 議案第1号から第5号まで採決	270
1. 議案第6号から第8号まで採決	271
1. 請願第17号採決	271
1. 請願第23号採決	271
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	271
1. 議員発議案送付の通知	271
1. 議員発議案第2号追加上程	272
1. 討 論	272
来住一人議員	272
1. 議員発議案第2号採決	273
1. 議員派遣の件	273
1. 議案第11号から第15号まで上程	273
1. 知事提案理由説明	273
自9月29日（金曜日）	
休 会	
至10月2日（月曜日）	
10月3日（火曜日）	
1. 出席議員	279
1. 地方自治法第121条による出席者	279
1. 議席の一部変更	280
1. 議案第16号追加上程	280
1. 知事提案理由説明	280
1. 議案第16号委員会付託	280

1. 常任委員長審査結果報告（議案第16号）	280
二見康之総務政策常任委員長	280
1. 議案第16号採決	281
1. 決算議案に対する質疑	281
前屋敷恵美議員	281
1. 議員発議案送付の通知	285
1. 議員発議案第3号上程、採決	286
1. 議案第11号から第15号まで決算特別委員会付託	286
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）	286
自10月4日（水曜日）	
決算特別委員会	
至10月5日（木曜日）	
自10月6日（金曜日）	
休 会	
至10月10日（火曜日）	
10月11日（水曜日）	決算特別委員会
10月12日（木曜日）	休 会
10月13日（金曜日）	
1. 出席議員	289
1. 地方自治法第121条による出席者	289
1. 議席の一部変更	290
1. 新議員紹介	290
武田浩一議員挨拶	290
1. 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任	290
1. 決算特別委員長審査結果報告	290
横田照夫決算特別委員長	290
1. 討 論	293
前屋敷恵美議員	293
有岡浩一議員	295
1. 議案第11号採決	297
1. 議案第12号から第15号まで採決	297
1. 閉 会	297
<hr/>	
1. 資 料	299
平成29年9月定例県議会日程	301
議案送付文書	303
代表質問時間割	307

一般質問時間割	-----	308
議案委員会審査結果表（議案第10号）	-----	309
議案・請願委員会審査結果表	-----	310
議案委員会審査結果表（議案第16号）	-----	311
決算議案委員会審査結果表	-----	312
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----	313
1. 議案議決件名一覧表	-----	315
1. 議員発議案等	-----	319
北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験等に抗議する意見書	-----	321
道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求め る意見書	-----	322
決算特別委員会の設置について	-----	323
議員派遣（第17回都道府県議会議員研究交流大会）	-----	324
1. 請願一覧表	-----	325
1. 議事経過	-----	333

9月8日（金）

平成 29 年 9 月 8 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	後 藤 哲 朗	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	右 松 隆 央	(同)
8 番	二 見 康 之	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	蓬 原 正 三	(同)
14 番	西 村 賢	(自 由 民 主 党 青 の 国)
15 番	凶 師 博 規	(愛 み や ざ き)
16 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
17 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
18 番	高 橋 透	(県 民 連 合 宮 崎)
19 番	徳 重 忠 夫	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	松 村 悟 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	濱 砂 守	(同)
26 番	黒 木 正 一	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	清 山 知 憲	(同)
34 番	宮 原 義 久	(同)
35 番	山 下 博 三	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	星 原 透	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	横 田 照 夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	日 隈 俊 郎
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	田 中 保 通
福 祉 保 健 部 長	畑 山 栄 介
環 境 森 林 部 長	川 野 美 奈 子
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	福 嶋 幸 徳
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	郷 治 知 道
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	上 山 伸 二
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	谷 口 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 開 会

○蓬原正三議長 これより平成29年9月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○蓬原正三議長 会議録署名議員に、井本英雄議員、来住一人議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る9月1日の閉会中の議会運営委員会におきまして、本日招集されました平成29年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計10件、その内訳は、補正予算2件、条例6件、予算・条例以外2件であります。このほか6件の報告があります。またさらに、決算議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から10月13日までの36日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月13日から2日間の日程で代表質問、15日から3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。9月21日から3日間の日程で各常任委員会を開催していただき、28日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案の上程が行われた後、10月3日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、10月3日から11日までの間に開催していただき、10月13日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○蓬原正三議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○蓬原正三議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月13日までの36日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から10月13日までの日程は、お手元に配付の日程表の

とおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議長の報告（議員の辞職許可）

○蓬原正三議長 次に、御報告を申し上げます。去る8月28日、島田俊光議員から議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、8月31日、議長において、これを許可いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

◎ 議員の辞職許可

○蓬原正三議長 ここで、清山知憲議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

辞 職 願

今般、一身上の都合により議員の職を辞したいので、御許可くださるようお願いいたします。

平成29年9月8日

宮崎県議会議員 清山 知憲

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました清山知憲議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、清山知憲議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席願います。

〔清山知憲議員退席・退場〕

○蓬原正三議長 お諮りいたします。

清山知憲議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、清山

知憲議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時8分開議

◎ 議会運営委員会委員の選任

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいまの辞職に伴う議会運営委員会委員の後任を選任いたします。

選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。

黒木正一議員を委員に指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、指名のとおり選任することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第10号まで上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第1号から第10号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成29年9月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、アメリカでのトップセールスについてであります。

先月2日から7日までの日程で、蓬原県議会

議長を初め、県内企業や関係団体等の皆様とアメリカ・ロサンゼルスを訪問してまいりました。

現地に「焼酎輸出促進協議会」という焼酎の輸出拡大に向けて継続的に取り組む新たな仕組みができた絶好の機会を捉えて、飲食関係者やメディアに対して県産焼酎の売り込みを図るとともに、健康志向や和食ブームによりニーズが高まっている日本茶についても、バイヤーや消費者に対するPRを行ったところでもあります。

また、県産品の販路拡大や観光・文化交流の拡大を目的として、今回、日本の自治体としては初めて連携協定を締結しました日米文化会館のレスリー・イトウ館長のほか、今月末に日向市で開催される世界ジュニアサーフィン選手権に向けた御挨拶や、東京オリンピックサーフィン競技の合宿誘致に向けて面会をしました国際サーフィン連盟のフェルナンド・アギーレ会長、USAサーフィンのグレッグ・クルーズCEOなど、アメリカの要人との人脈を構築することができました。

今回の訪問で得られました貴重な人的ネットワークをさらに強固なものにしながら、県産品の輸出を初め、本県とアメリカとの幅広い交流が一層拡大するよう、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、全国和牛能力共進会についてであります。

本県が前人未踏の3連覇に挑む「第11回全国和牛能力共進会宮城大会」が、昨日開会いたしました。郡司副知事が出品者への激励等を兼ねて、いち早く宮城会場へ入り、開会式での本県出品者の勇姿や、約1,700キロに及ぶ長距離輸送に耐えた出品牛の状況等について、報告を受けたところでもあります。

中でも、今回新たに設けられました「復興特別出品区高校の部」に出品した高鍋農業高校が「優秀賞一席」の成績をおさめたこと、これは最優秀賞に次ぐ全国2位ということでありまして、さい先よいスタートと考えております。この高校の部におきましては、審査基準が2点、出品牛の審査と出品高校の取り組み発表があるわけではありますが、出品牛については全国1位と評価されたわけでありまして、高校生たちの頑張りにより、今後の審査に大きく弾みがつくものと期待をしております。

私自身も、あすから宮城会場へ参りますが、3連覇の達成に向け、出品者や現地へ行かれる議員の皆様方、関係者の方々とともに、「チーム宮崎」一丸となって、持てる力を出し尽くしてまいりたいと考えておりますので、御支援、御声援のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第1号「宮城県一般会計補正予算(案)」についてであります。

補正額は88億3,486万2,000円であります。歳入財源は、分担金・負担金1,774万円、国庫支出金5億6,462万3,000円、繰入金4,394万8,000円、繰越金77億558万3,000円、諸収入3億1,226万8,000円、県債1億9,070万円であります。

以下、その主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「教育・保育給付費」及び「児童入所施設等措置費」につきましても、保育士、幼稚園教諭及び児童養護施設職員等の処遇改善の加算の創設等に伴い、必要な運営費等の支援を行うものであります。

また、「保育士等キャリアアップ研修事業」につきましても、保育士等の処遇改善の加算の

要件となる研修や加算制度に関する講習会などを実施するものであります。

次に、「幼稚園業務ICT化支援事業」につきましては、幼稚園等の教諭の負担軽減や業務改善のために、ICTの技術を活用したシステム等の導入を支援するものであります。

次に、県立産業技術専門校の「施設管理費」につきましては、県立産業技術専門校高鍋校の寄宿舎の老朽化に伴い、建てかえ工事を行うものであります。

次に、「新宮崎県版GAP緊急拡大事業」につきましては、東京オリンピック・パラリンピックにおける農産物の食材調達基準を踏まえ、農業生産工程管理、いわゆるGAPの認証取得を促進するため、GAP指導員及び審査員を育成する研修を実施するものであります。

最後に、「畜産競争力強化整備事業」は、畜産の収益性向上と生産基盤の強化を図るため、畜舎等の施設整備などを支援するものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の不動産取得税の特例措置が改正されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定の改正等を行うものであります。

議案第4号「土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、土地改良法等の一部改正に伴い、関係

する条例につきまして関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、通訳案内士法、旅行業法、不動産特定共同事業法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴い、手数料の新設等を行うものであります。

議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の権限に属する事務のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等に基づく事務について、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するための改正を行うものであります。

議案第7号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、県立妻高等学校及び県立西都商業高等学校の2校を廃止し、新たに県立妻高等学校を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第8号は、県道有水高原（ありみずたかはる）線で発生した道路管理瑕疵事故に係る民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第9号は、人事委員会委員村社秀継氏が平成29年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員として濱砂公一氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、追加提案させていただきました議案第10号「宮崎県一般会計補正予算」について御説明申し上げます。

当議案は、宮崎県議会串間市選出議員補欠選

挙の実施に伴う補正予算案であります。補正額は2,679万6,000円であります。歳入財源は、繰入金2,679万6,000円であります。この結果、議案第1号の補正と合わせ、一般会計の歳入歳出予算規模は5,869億7,379万3,000円となります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、議案にはありませんが、2巡目国体等に向けた施設整備につきましては、これまで、市町村やスポーツ団体等からさまざまな御意見や御要望を伺い、慎重に検討を重ねてきたところであります。大変難しい問題ではありますが、私といたしましては、「スポーツランドみやぎ」の将来を見据え、その全県展開に資するよう、県北、県西地域への施設配置を含め、整備を進めることとし、課題等についてさらに検討を進めたいとの考えに至ったところであります。これまでの経緯等、詳細につきましては、今議会の中で丁寧に説明してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす9日から12日までは、議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、13日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時19分散会

9月13日（水）

平成 29 年 9 月 13 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	後 藤 哲 朗	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	右 松 隆 央	(同)
8 番	二 見 康 之	(同)
9 番	日 高 博 之	(同)
10 番	野 崎 幸 士	(同)
11 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	蓬 原 正 三	(同)
14 番	西 村 賢	(自 由 民 主 党 青 の 国)
15 番	凶 師 博 規	(愛 み や ざ き)
17 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
18 番	高 橋 透	(県 民 連 合 宮 崎)
19 番	徳 重 忠 夫	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	松 村 悟 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	濱 砂 守	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	宮 原 義 久	(同)
35 番	山 下 博 三	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	星 原 透	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	横 田 照 夫	(同)

欠席議員 (1 名)

16 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
------	---------	-------------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	日 隈 俊 郎
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	田 中 保 通
福 祉 保 健 部 長	畑 山 栄 介
環 境 森 林 部 長	川 野 美 奈 子
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	福 嶋 幸 徳
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 道
警 察 本 部 長	郷 治 知 博
代 表 監 査 委 員	高 橋 幸 二
人 事 委 員 会 事 務 局 長	原 田 幸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	上 山 伸 二
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	谷 口 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 議席の一部変更

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 代表質問

○蓬原正三議長 本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県議会自由民主党の山下博三です。2回目の代表質問になりますが、今回も地元からたくさんの方の応援においでいただきました。ありがとうございます。

それでは早速、質問に入らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いをしてまいります。

第11回全国和牛能力共進会宮城大会において、我が宮崎県は、9部門中3部門が優等賞首席、3部門が優等賞2席、1部門が優等賞3席という成績に輝き、特に種牛の部第7区の、種牛と肉牛の両面から和牛の改良を総合的に評価し、「花の7区」と呼ばれる総合評価群においては、3大会連続で優等賞首席を獲得、さら

に、肉牛の部第8区では日本一となる内閣総理大臣賞を受賞し、史上初となる3大会連続大臣賞を獲得するなど、すばらしい成績をおさめられました。まことにめでたうございます。この成果は、まさに宮崎牛日本一3連覇であります。県を初め、JA、関係団体等の皆様の今日までの努力と御苦勞に、心より感謝を申し上げます。

私を初め、正副議長、同僚議員多数で、各区の審査と順位決定、表彰式、優勝牛の展示に参加してまいりました。県内からも、知事、郡司副知事を初め、多くの県関係者、JA、団体、御家族を含め、全国でも一番の参加者だったと思っております。鳥取、長崎大会に引き続き宮城大会においても、あの感動、ドラマに立ち会えたことの感謝と、出品者の皆様はもとより、厳しい審査を勝ち抜き、見事栄誉を勝ち取った出品牛たちに、改めて敬意を表したいと思います。

各出品者の御苦勞については、これまでの「日本一の努力と準備」のテーマで、宮崎日日新聞の3期にわたる特集の中で詳しく紹介をされておりました。7月7日に行われた県代表牛の決定審査以降、私も出品者の方とお話する機会がありましたが、皆さんが言われたのは、県代表牛となった後のプレッシャーたるやすさまじいとのことでありました。「自分の飼育管理によってみんなに迷惑をかけてはいけない。セットものであれば、他の出品者の足を引っ張ってはいけない」という思いとの戦いであったということでもあります。今回の大会は、都農町から3区に出品された河野久徳さんが言われたように、平成22年の口蹄疫により未曾有の被害を受けた本県畜産が完全復活を宣言するものであり、宮崎の底力を全国に見せつけた大会で

ありました。

さて、これまで全共3連覇を至上命題として、県だけでなく関係団体と幅広く連携し、輝かしい成績をおさめることができた今回の全共を、知事はどのように総括しておられるのかお伺いをいたします。

次に、平成38年開催の第81回国民体育大会と第26回全国障害者スポーツ大会についてお伺いをいたします。

我が国最大のスポーツの祭典、国民体育大会の2巡目の開催まであと9年となりました。前回、昭和54年第34回大会では、「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」をスローガンに、県民総参加で選手団の活躍と大会の運営を支え、その後、明るく豊かな宮崎を築く原点となりました。私ども県議会も平成27年3月に両大会の招致を決議し、同年7月には公益財団法人日本体育協会から国体開催の内々定をいただいたところであります。前回の国体開催に際しては、県総合運動公園や県体育館などさまざまな関連施設が宮崎市を中心に整備され、それが今日の「スポーツランドみやざき」の基盤となっております。あれから40年近くたつ中で、大型箱物施設については老朽化が目立ち、次期国体での活用がままならない状況となっており、整備を行うことになりました。これまでに、宮崎市、都城市、延岡市並びに競技団体等から、県有主要3施設の整備に関する要望もなされておりますが、選手の利用や大会後の活用、利便性はもとより、防災面あるいは地域振興への貢献など、実にさまざまな立場からの課題や要望であります。

このような中で、本年6月の総務政策並びに文教警察企業常任委員会において示された試算を見ると、陸上競技場を新たに整備する場合、

競技場だけで120～130億円、体育館が70億円、プールが30～50億円となっており、本県にとっては大きな投資であります。こうした問題が複雑に絡んでいる中で、最も重要なのは、次の時代に向けて何を残すかであると思いますが、知事は今議会の開会に当たり、スポーツランドみやざきの全県展開に資するよう、県北・県西地域への施設設置を含め整備を進めることとしたいと表明されました。大変大きな判断であると感じておりますが、このような判断をされた知事の思い、考え方についてお伺いをいたします。

次に、県警本部長にお伺いをいたします。9月4日の人事異動により、宮崎県警察本部長として郷治知道本部長が着任をされました。九州での勤務は宮崎県が初めてとお聞きしております。現在、県警では「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」という基本方針を掲げ、県民が安全で安心して暮らせる宮崎を目指して、積極的な警察活動を推進しております。郷治本部長は警察庁の運転免許課長等の要職を歴任され、今回、警察本部長という本県の治安維持の最高責任者となりました。また、着任式において職員に対して、「県の治安維持と県民の安全・安心の確保に向けて精いっぱい力を尽くしていきたい」と訓示されております。そこで、着任直後の意気込み、決意をお聞かせいただければと思います。

以下、質問者席より行ってまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、全国和牛能力共進会の総括についてお答えします。9月7日から11日まで開催をされました第11回全国和牛能力共進会宮城大会につ

きましては、県議会の皆様に多大なる御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。現地では、蓬原議長を初め、横田副議長、山下議員ほか多数の議員の皆様の御出席を賜り、また、出品された農家や関係者の皆様に対し、温かい激励の言葉や力のこもった応援をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

今回の全共は、全ての県が打倒宮崎で向かってくる中、1,000数百キロメートル離れた東北での開催という地理的ハンデや、口蹄疫終息後に造成をした新しい種雄牛の体制で臨むなど、大変厳しい条件の中での大会となりました。その結果、我々が目指した完全勝利した形での全共3連覇とはなりませんでしたが、本県は、9部門中3部門で優等賞首席を獲得するとともに、内閣総理大臣賞の3大会連続受賞によります、史上初の3連覇をなし遂げるなど、真の意味での口蹄疫からの復興と日本一宮崎牛の真価を全国に示すことができたものと考えております。このことは、出品者はもちろん、予選で競い合った方々や、地域を挙げて、また県を挙げて支えていただいた多くの関係者の努力のたまものであり、「日本一の努力と準備」を合い言葉に、多くの県民の皆様からの御声援を受け、まさにチーム宮崎の結束力で達成をした成果であると、深く感謝申し上げます。

さらに、並みいる強豪との戦いで全国5位に食い込んだ小林秀峰高校や、出品牛について日本一の評価を得た高鍋農業高校など、高校生を初めとする後継者の活躍には、本県肉用牛の将来を担う若い力が確実に育っているものと、非常に心強く感じたところであります。今後5年間、引き続き日本一を名乗る県といたしまして、「全国の和牛生産をリードする」との気概を持って、宮崎牛のさらなるブランド確立と本

県畜産業の活性化に努め、本県全体の振興及び活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2巡目国体に向けた施設整備の考え方についてであります。9年後の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備は、将来への大きな投資となるものであります。地域振興の視点も含め、国体後を見据えた総合的な判断が必要となるものと考えております。競技団体や市町村など、さまざまな立場から、さまざまな観点に基づく御意見をいただいております。大変難しい問題ではありますが、熟慮を重ね、私といたしましては、人口減少時代を迎え、地方創生が全国的な課題となる中で、今回の整備を契機として、さらなる全県的なスポーツの振興、地域の振興につなげていきたいとの思いに至ったところであります。このようなことから、陸上競技場は都城市、体育館は延岡市、プールは宮崎市に整備をし、地元市との連携のもとスポーツの拠点づくりを進めずとともに、県総合運動公園についても、さらなる整備・充実や津波避難対策を講じるなど、既存施設も十分活用しながら、スポーツランドみやざきの全県的な展開を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（郷治知道君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

宮崎県は、温暖な気候と自然環境に恵まれ、人情味豊かな土地柄と伺っております。この地で勤務できることを大変光栄に思いますとともに、本県の治安維持の責任者としての重責に身の引き締まる思いであります。

県警察の運営につきましては、野口前本部長の取り組みを受け継ぎながら、運営方針であります「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」を基本とし、宮崎県の治安維持と県民

の皆様が安全・安心の確保に向けて、全職員が一致団結し、組織の総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。あわせまして、誠心誠意、県民の皆様のご信頼に応えるべく努力してまいりますので、警察活動に対する一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 それぞれの答弁、ありがとうございました。

引き続き、宮崎牛の販売戦略についてお伺いをしてまいります。今回の全共に向け、本県は、全国有数の肉用牛県として全共3連覇を目指し、出品者及び関係者がチーム宮崎として対策に取り組み、万全の体制で臨まれたわけですが、僅差で優等賞首席を逃した部門もありました。肉用牛県を自負する本県は、今回の全共の課題を整理・分析し、十分な対策のもと、5年後の鹿児島全共に臨んでいただきたいと思っております。

次に、日本一宮崎牛の今後の取り組みについてお伺いしてまいります。平成20年は鳥取全共で初めて日本一になった翌年ですが、日経リサーチの国産ブランド牛肉総合評価ランキング調査によりますと、国内有名ブランド牛と呼ばれる松阪牛や神戸ビーフ、米沢牛等が上位を占め、宮崎牛は第6位の位置づけでしたが、その後のブランド力強化の取り組みや、24年の全共日本一2連覇による各種PRやプロモーション活動等の効果もあり、日本一2連覇から3年後の27年の調査では、松阪牛、神戸ビーフに続く第3位の位置に向上しました。

一方、松阪牛や神戸ビーフのブランド牛の生産地である三重県と兵庫県でのそれぞれの飼養頭数を本県と比較してみますと、繁殖雌牛は、本県では8万600頭飼育されており、三重県が本

県の約60分の1、兵庫県が本県の約5分の1という状況です。また、肉用種の肥育用牛は、本県では8万1,200頭飼育されており、三重県が本県の約4分の1、兵庫県が本県の約5分の1で、いずれも本県が大きく差をつけて、生産基盤の違いは歴然であります。国内の有名銘柄牛産地の多くが、他県から子牛を導入し銘柄牛に育てるという方式が主流の中、子牛から肥育まで県内で一貫生産する宮崎牛づくりは、本県の大きな特徴であるし、生産基盤の強さだと思っております。今や押しも押されぬ和牛ブランドとして確立された宮崎牛ですが、今回の全共での肉牛の部日本一、史上初の3大会連続内閣総理大臣賞獲得で、真の日本一ブランド牛と全国の皆様にご認識されるものと考えております。そこで、松阪牛、神戸牛を追い越す力ができたと思っておりますが、知事の決意についてお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今回の全共では、特に肉牛日本一というタイトルを得ることができた、大変大きいものがあるというふうに考えております。特に審査基準の中でも、うまみ成分をこれまで以上に重視して評価がなされた。これは消費者に対しても大変アピールしやすい内容であろうかと思っております。この称号というものを最大限に活用し、全共を契機とした国内外への販売促進や、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等へ向けた積極的なPRを展開してまいりたいと考えております。具体的には、首都圏を初めとしました県外でのPRやフェアの実施、メディア等を活用したさまざまな場面での積極的なPR、さらには、台湾やEU等への輸出促進による取引量の拡大など、さらなる販路拡大と認知度向上を図ることとしております。全共の閉会式が終わりました後、台

湾とシンガポールのメディアからの取材を受けたところでありまして、海外からの注目も大変高いなということを実感しております。

県内の繁殖雌牛の頭数が2年連続で増加をするなど、今後に向けた明るい状況もありますので、全国トップクラスの、また全国をリードする和牛県としまして、安定した品質と量の宮崎牛を供給するための取り組みを強化し、盤石な生産体制の構築にも取り組んでまいりたいと考えております。今後、日本一3連覇を達成しました宮崎牛が、名実ともに和牛を代表する日本のトップブランドとなるよう努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

今回の全共での肉牛の部日本一により、宮崎県は今後さらに5年にわたり、肉牛の日本一の称号を利用できるばかりでなく、世界に対しても日本一の宮崎牛として強くアピールできるものと思っております。今回の肉牛日本一を受けて、この栄誉をいよいよ、名誉だけでなく実利に向けて生かしていかなければなりません。今後の宮崎牛を核とした農畜産物の販売戦略と目指すべき効果について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 今後の農畜産物の国内外への販路拡大に当たりましては、肉牛日本一の称号を最大限に活用していくことが重要であると考えております。そのため、例えば首都圏等での総合フェアやトップセールスにおきまして、日本一の宮崎牛を核としまして、出荷量日本一のキュウリやキンカン、スイートピー、ブロイラー、さらには漁獲量日本一の近海一本釣りカツオなど、「日本一」というものをキーワードに、本県のすぐれた野菜や畜産物、水産物や加工品等を販売していくことなど

が考えられます。県としましては、関係機関等と一体となって、宮崎牛を初めとした食の宝庫宮崎のさらなる認知度向上に努め、有利な販売につなげてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。本県は、海外輸出拠点として新たに、ミヤチク、チキンフーズ合わせて200億ほど投資して輸出対策の整備がなされております。史上初の3大会連続内閣総理大臣賞でありますから、実績を最大限生かしていただきたいと思っております。知事の答弁にもありましたが、台湾も今度解禁になりました。東南アジア初め、EU、アメリカ、輸出戦略をしっかりとやっていただくとありがたいと思っております。

全共において、今大会から高校の部が新設され、本県からは高鍋農業高校が出場しました。高校の部の創設趣旨の一つに、若い人たちの力を見ていただくことで、復興特別区である宮城県の震災からの復興を発信していくということがあります。口蹄疫で家畜が全頭殺処分された高鍋農業高校、さらに、県の代表牛に高校生が育てた牛として初めて選ばれた小林秀峰高校のこのたびの宮城全共での活躍は、全国、そして県民に勇気と希望を与えるものとなったと思っております。今回の全共において、農業県または畜産県として大きな原動力となってくれた高校生の活躍をどのように評価されておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 私は去る8月に、激励のために高鍋農業高校と小林秀峰高校を訪問いたしました。その際、管理や調教に生き生きと取り組む生徒の表情や態度から、日本一になるという気概を感じ取ったところでありました。また、両校とも、地域の和牛生産のたくみや関係機関と一体となって、地域農家が伝承してき

た高い技術を学ぶとともに、日本一を目指すために、徹底した準備と不断の努力の重要性を、実践を通して学ぶ機会になったものと信じております。仙台の会場におきましては、生徒たちが、自校の牛以外に、ほかの宮崎の代表牛を進んでお世話をしながら、農家の方々とコミュニケーションを図る姿や、結果を聞いて悔し涙を流す姿を目の当たりにいたしまして、私は、これこそがまさにキャリア教育だと思った次第であります。今回の全共における両校の活躍につきましては、農業を学ぶ全ての高校生に誇りや自信を与え、将来への夢や希望を育むとともに、本県の基幹産業である農業を支える人材となる意欲の向上につながるものと、心強く思っております。

○山下博三議員 今回の経験で、本県農業の若いリーダーとして力強く育っていってくれることを願っております。

実は、昨日午前中、牛も無事に帰陣したそうではありますが、出品者の意見として、遠隔地での開催ということで大変心配しておりましたが、牛の輸送手段、現地での県を初め各団体のきめ細かな対応に対して、大変感謝をされておりました。また、開催県でありました宮城県でも、期間中延べ4,000名のスタッフが動員されたとのことでありまして、スムーズな運営が図られたことに対しまして、宮城県にも深く感謝を申し上げたいと存じます。

次に、2巡目国体の開会式等について2問、総合政策部長にお伺いをいたします。

国民のスポーツの祭典である国体には、全国から選手、監督、大会関係者、観客など多くの方が来県され、そのオープニングを飾る開会式は、本県を全国に発信する絶好の機会となります。そこで、開会式への対応についてどのよう

に考えておられるのか、お伺いをいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開会式は、これまでの例を見ますと、陸上競技場が使われておりますので、本県におきましても、一義的には新たに整備する陸上競技場が開会式会場になることが想定されるところであります。また、開会式には、選手を初め大会関係者や観客など多くの来場者が見込まれますことから、他県では、臨時駐車場の設置やシャトルバスの運行などが行われておりまして、本県におきましても同様の対応が必要であると考えております。本県におきましても、新たに整備する陸上競技場において開会式を行う場合には、高速道路は、山之口スマートインターチェンジだけではなく都城インターチェンジも利用できますので、これらを組み合わせながら、またJRの利用等も含め、今後、さまざまな課題に対する具体的な対応について検討していくことになるものと考えております。

○山下博三議員 国体後に施設が十分に活用されることが大切ではありますが、地元市との連携を含め、どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 議員の御指摘のとおり、新たに整備する施設につきましては、国体後の活用をいかに図っていくのが重要であります。このため、延岡市や都城市とも意見交換を行っているところでありまして、延岡市からは、オリンピック選手を輩出しております旭化成等と連携したスポーツイベントなどの開催・誘致、都城市からは、体育大学等と連携した取り組みなど、積極的な提案をいただいているところであります。また、県内の競技団体が活用しやすい環境を整えていくことも重要

でありますので、競技団体の意見も聞きながら、支援のあり方等について検討していくこととしております。具体的には、施設整備の内容等とあわせて今後検討してまいります。地元市とも十分連携し、スポーツランドの全県展開に資するものとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、競技会場の選定についてお伺いをいたします。昭和54年の宮崎国体では、29競技の約3割に当たる10競技が宮崎市で開催されました。今日、県内では、当時に比べ高速道路も整備され、一般道も渋滞緩和のためのバイパス整備がなされております。航空機を利用して宮崎におり立つ選手団や、高速道を利用して宮崎入りする選手団など、さまざまなルートを使って来られるものと思われませんが、前回大会での移動に比べ、時間は大きく短縮できるものと思います。そこで、2巡目国体の競技場についてどのような基準で選定されるのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(四本 孝君) 国体の競技会場につきましては、県及び市町村の施設を中心に、隣県施設等を含め、市町村や競技団体の意向を踏まえながら検討することになるものと考えております。具体的には、今後、設置予定であります県、県議会、市町村、競技団体などで構成する「宮崎県準備委員会」の中で協議を行いつつ、最終的に選定していくこととしております。2巡目国体におきましても、市町村や競技団体等の協力をいただきながら、国体を通じた地域の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 今後、基本計画が策定されていく中で、施設整備についてもその所要額が算定されるものと考えますが、先ほど述べたとお

り、6月の常任委員会での説明によれば、主要3施設の施設整備だけで最大250億円程度はかかる見込みのようでありまして、国体開催に伴う施設整備費の財源をどのように確保されるのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長(桑山秀彦君) 現段階では、整備費用につきましては概算でありますので、今後、具体的な整備内容や手法を決定していく中で精査をしていくことになるものと考えております。施設整備に係る財源につきましては、まずは活用可能な国庫補助金あるいは交付金を充てた上で、その残りについて、県債の発行や一般財源で賄うこととなります。県において必要な財源については、県有施設維持整備基金を活用することとしておりますけれども、今後、国体関連の施設整備のほか、公共施設の老朽化対策にも多額の費用が見込まれておりまして、平成28年度決算見込みにおける残高約234億円では不足すると予想されますことから、さらなる基金の積み増しを行っていく必要があると考えております。

○山下博三議員 開催まであと9年、陸上競技場が都城市、体育館が延岡市、プールが宮崎市という主要3施設の整備が公表されております。県も市町村も財政的には非常に厳しい環境にあると思っておりますが、知恵を出してすばらしい大会になることを念じております。

次に入ります。先日、平成30年度の国の概算要求の状況が公表されました。一般会計の総額は101兆円程度となっており、要求額が100兆円を超えるのは4年連続ですが、平成29年度の要求総額を下回る状況とのことでもあります。県におきましても、これらの国の予算編成や地方財政対策の動向を踏まえながら、今後、平成30年度の予算編成に取り組んでいかれることと考

ますが、平成30年度の当初予算編成についてどのような姿勢で取り組んでいかれるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の財政状況につきましては、歳入の大きな伸びが期待できない中で、年々増加する社会保障関係費に加えまして、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、また、今御議論がありました国体開催に伴う施設整備など、多額の財政需要が見込まれているところでもあります。一方で、厳しい財政状況の中にあっても、人口減少問題など県政の重要課題には的確に対応していく必要があると考えております。平成30年度の当初予算編成につきましては、今後、本格的に取り組んでいくこととしておりますが、国の予算編成や地方財政対策などの動向を注視しながら、財政改革の取り組みを不断の取り組みとして位置づけ、行財政運営をしていく上で一つの標準装備として、常に取り組むものとして位置づけ、既存の事務事業を徹底的に見直し、これにより捻出した財源を有効に活用して新たな事業を構築するなど、持続性のある財政運営を行いながら、地方創生の推進を初めとした地域活性化の課題など、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 国においては、これから年末にかけて、各省庁、財務省と予算要求の議論が行われてまいります。財務省では近年、地方の基金残高が増加しているということをもって、地方財政計画が過大であり、適正化を図る必要があるのではないか、また、それをもって地方交付税は削減すべきではないかというような議論がなされているようであります。本県財政にとって、地方交付税の確保は大変重要な課題であると考えますが、これらの議論について、本県の現況と、この議論に対する県の考え

方を、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 本県における基金の状況でございますが、平成28年度決算見込みで、35の基金、残高は約901億円となっております。この中には、当初予算編成時の財源不足等を補います財政関係の2基金、あるいは地域医療介護総合確保基金などの、法令や国の経済対策により設置した基金を含んでおりまして、これらの基金を除きました県独自の施策により設置した基金は、18の基金、約321億円でございます。この県独自の基金のうち、残高が最も多いのが県有施設維持整備基金の約234億円ですけれども、これは、国体関連施設の整備など、今後の財政需要に備えるため、近年、積み増しを行ってきていることによるものでございます。県としましては、現在の財政状況や今後の見通しに基づいて適切に基金を管理しておりますので、国において、短期的な基金残高の増加のみに着目して、地方財政計画の適正化、あるいは地方交付税の削減が議論されるのは適当でないと考えております。先般開催されました総務省主催の地方財政連絡会議におきましても、こうしたことを強く主張してまいったところでございます。

○山下博三議員 脆弱な財政基盤でありますので、よろしくお伺いいたします。

次に、本年7月5日から6日にかけて、福岡県と大分県を中心とする九州北部で発生した集中豪雨災害について、危機管理統括監にお伺いをいたします。

7月5日未明には、島根県西部を中心に、発達した雨雲が帯のように連なる線状降水帯が発生し、記録的な大雨となっております。この大雨による被害は、マスコミ等でも大きく報道されておりましたが、36名の人的被害に加え、

河川の氾濫、土砂崩れ、住宅や文化財、鉄橋の流失など極めて甚大でありました。宮園集落の50代の男性は、「何かあれば避難しようと思っていたが、何が起きているのかわからないままだった」ということであります。危機を伝える情報をどうやって確実に住民に届けるかが大きな課題であります。また、福岡市消防局などから緊急救助隊が朝倉市に到着したときには、対策本部が混乱し、道路も寸断されており、50件以上を超える救助要請に対して、なすすべがない状態であったということでもあります。今回の九州北部豪雨災害を見て、本県として教訓とすべき課題が何なのかお伺いをいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 今回の九州北部豪雨では、線状降水帯の発生によりまして短時間のうちに記録的な豪雨となったため、甚大な被害が発生いたしました。このような場合、住民の早期避難が最も重要であり、市町村において、避難勧告等の発令を早期に判断し、住民に対して迅速かつ確実に伝達していくことが極めて大切であります。このため本県では、河川の氾濫や土砂災害の発生予測に関しまして、市町村長に直接、情報を提供する取り組みを本年6月から開始しており、トップが避難勧告等の発令についてちゅうちょすることなく的確に判断できるよう、支援しているところであります。また、住民自身も、自分の命は自分で守るという自助の考えのもと、住んでいる地域の災害リスクを認識し、事前に安全な避難場所等の確認を行った上で、いざという場合には迅速に避難していただくことが重要になりますので、県民に災害への備えを十分とっていただくよう周知・啓発を行っているところであります。今後とも、全国各地で発生するさまざまな

災害の教訓をしっかりと学び、県民の命を守ることを最優先に、防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 最近是世界各国で、異常気象の中、大きな災害が発生しております。先日、NHKスペシャルでも放送していましたが、「予測不能の異常気象」「予測不能の異常強風」との表現もしておりました。災害に直面した方々の生々しい実録でありました。このたびの九州北部豪雨では、短時間に記録的な豪雨が特定の地域に集中したことにより、森林の山地災害防止機能の限界を超え、多数の山腹崩壊等が発生して、多量の土砂と立木が流出し河川をせきとめ、被害が拡大したと言われております。今後、本県でも発生するおそれのある豪雨災害から県民を守ることができる森林（もり）づくりなどを行っていく必要があると考えております。そこで、県は災害に強い森林（もり）づくりや山地災害の防止に向けてどのように取り組んでおられるのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県では、災害に強い森林（もり）づくりに向けまして、土壌の侵食や表層崩壊を防ぐため、樹木の根をしっかりと張らせ、林内が草木に覆われるよう、人工林の間伐や林地の地形や地質に適した樹種を植栽するなど、適切な森林整備に取り組んでいるところであります。また、山地災害対策につきましては、崩壊等の危険のある箇所として指定しております山地災害危険地区について、現在、見直し作業を行っているところであり、年内には完了する予定でございます。見直し後は、より緊急度の高い箇所から治山ダムの設置を進めるなど、必要な対策を講じることとしているところであります。今後とも、県土整

備部や市町村等とより一層の連携を図りながら、災害に強い森林（もり）づくりや山地災害の防止に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 本県は県土の7割を山が占めております。大きな災害が発生することが懸念されております。スリットの設置など県土整備部との協議が必要であると思っておりますので、部局横断での対策をよろしく願います。

次に、危機管理体制について、教育長にお伺いをいたします。平成23年3月に発生した東日本大震災は、大変甚大な被害を及ぼしましたが、地震発生から約40分後には、津波の第1波が新北上川を遡上し、河口から5キロメートルにあった石巻市立大川小学校では、校庭にいた児童74名と校内にいた教職員10名が巨大津波の犠牲となりました。一方で、同じ石巻市にある門脇小学校では、かねてから学校裏山への避難訓練が実施されており、全員無事でありました。地震発生後の大川小学校の対応については、さまざまな疑問や指摘がなされ、平成26年3月には、犠牲になった児童の遺族が、宮城県と石巻市に対し総額23億円の損害賠償を求める民事訴訟を提起されました。1審判決では、市の広報車が高台への避難を呼びかけた時点では、大規模な津波の襲来を予想できたはずで、裏山に避難しなかったのは学校側の過失であると認定し、一定額の支払いを命じております。県と市はこれを不服として、本年3月、仙台高裁に控訴するとともに、遺族側も、もっと早い段階で津波の襲来を予見できたとして控訴しました。控訴審の争点は、学校保健安全法の解釈であります。同法では各学校に、危機管理マニュアルの作成、内容の周知、訓練の実施などが

義務づけられております。遺族側は、マニュアルの作成を初めとする一連の遵守義務に対して、組織的な注意義務を怠ったと反論し、裁判は継続をしております。

この一連の裁判を見たとき、南海トラフ地震の確率が高まっていると言われる本県においても、決して他県で起きた災害と片づけられるものではありません。県内公立学校における危機管理マニュアルの策定状況と訓練の取り組み状況について、お伺いをいたします。

○教育長（四本 孝君） 昨年度実施した調査によりますと、県内全ての公立学校において危機管理マニュアルが策定され、さまざまな形で訓練も実施をされております。特に、南海トラフ地震における津波の浸水想定地域にある学校の訓練においては、校舎の最上階や屋上及び近隣の高台に避難するなど、危機感をより高めた訓練になるよう改善をされております。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会や県立学校の防災担当職員を対象に、研修会を実施しているところであります。その中で、大川小学校事故検証委員会から講師を招聘したり、事故検証報告書をもとに、学校の危機管理マニュアルの見直しを検討したりするなどの取り組みを進めているところであります。今後とも、大川小学校の事例を教訓としながら、市町村教育委員会や学校を指導してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 県民を挙げた、なお一層の取り組みが重要であります。今後、学校だけでなく地域も巻き込んだ訓練を定期的にも実施するなど、具体的な取り組みを強化していく考えはないのか、危機管理統括監にお伺いをいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 津波から安

全な場所へ迅速に避難するためには、行政機関による公助だけではなく、住民の自助、自治会等の共助による地域ぐるみの取り組みを強化していくことが大変重要であると考えております。沿岸市町では毎年、行政や自治会等が主体となりまして、学校、民間企業等と連携した訓練や、津波避難タワーやビル等を活用した訓練、夜間や要配慮者を考慮した訓練など、地域の実情に応じた避難訓練を実施しており、県も必要な費用に対する補助や研修の実施等の支援を行っているところであります。今後とも、住民の命を守ることを最優先に、沿岸市町や関係団体と協力し、地域を巻き込んだ避難訓練の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、経済・産業振興対策について、まず3問、総合政策部長にお伺いをいたします。

我が国の経済は、政府のデフレ脱却と経済再生に向けた取り組みにより、企業収益は過去最高水準となり、2017年4～6月期の国内総生産（GDP）速報値は、実質で前期比0.6%増と、6・四半期連続のプラス成長となっております。本県経済の状況であります。主要な経済指標の平成26年度と22年度の比較で見ますと、県内総生産、名目ベースで4.7%増、1人当たり県民所得が7%の増となっております。上昇傾向にあるようにうかがえます。本県経済を見る上で、民間事業者の投資意欲も重要な指標と考えますが、日本政策投資銀行南九州支店がまとめた2017年度の県内企業の設備投資計画では、非製造業は3年ぶりに減少となるものの、食品分野の能力増強を背景に、製造業が2年ぶりに増加に転じ、全産業で前年度比20%の増になる見込みとのことであります。そこで、本県の経

済、景気の状態について、民間の投資意欲の状況等も踏まえて、県はどのように評価しておられるのかお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましたとおり、我が国の名目国内総生産が、平成20年のリーマンショック以前の水準まで回復しない中で、平成26年度の県内総生産額は3兆6,434億円と、過去最高となっております。また、平成26年の製造品出荷額等は過去最高の1兆5,276億円となったほか、平成28年の住宅投資、金融機関の預金・貸出金残高等の状況を見ましても、改善や増加の動きが見られ、また、農業面でも畜産に関する融資額が伸びているところでございます。このような中で、消費の面が一進一退の状況にありまして、若干不安な面もございますが、一方、1人当たり県民所得は全国の伸び率を上回って推移するなど、本県経済は、全体としては緩やかに改善しているものと考えているところでございます。

○山下博三議員 共同通信がこの夏に実施しました景況に関する全国自治体アンケートによりますと、景況感が昨年末と比べて「上向いている」とした市区町村は17%にとどまり、76%は「変わらない」とのことでありました。県内は、県及び宮崎、都城、延岡、諸塚の3市1村が「上向いている」とし、6市13町が「変わらない」との回答とのことでありました。「景気回復の実感が地方に届いていない」との声をいまだに聞きますが、県内でも、中心都市と中山間地域等を抱える自治体では、景況感等に関する認識に開きがあるようでありました。そうした意味でも、各自治体が、人口減少社会に向けてそれぞれの特徴や強みを生かし、自律的で持続的な地域づくりに取り組む地方創生は極めて重要であると考えます。県においては、平成27年

9月に策定した「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、国の交付金等を活用し、関連施策を進めてきており、市町村もそれぞれが、同様に地方創生の取り組みを進めています。そこで、総合戦略の取り組み状況や、これまでの成果を踏まえ、今後どのように地域の特性を生かした地方創生を進めていくお考えか、お伺いをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県では、総合戦略に基づきまして、「しごとを「興す」」取り組みとして、成長産業や中核的企業の育成、「人を「育てる」」取り組みとしまして、産業人財の育成や若者の県内定着などに、国の地方創生関係交付金も活用しながら取り組んでおります。また、今お話にありましたような課題もありますけれども、一定の手応えも感じているところでございます。御指摘のとおり、地域のよさや個性を引き出し、地域づくりに生かしていくことが大変重要でありますので、例えば、県北地域における医療用機器製造業や世界農業遺産、ユネスコエコパーク、県西・県南地域における農林水産業や食品関連産業の集積などは、伸ばすべき魅力であると考えております。今後の交通インフラのさらなる整備進展も追い風としながら、こうした各地域の特性を磨き、発展させ、雇用の確保や所得の向上につなげてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 地方創生の取り組みの中で最大の基盤となるものが産業の振興であり、そこから生まれる良質な雇用を創出していくことが、人口減少社会の進展、若者の流出を食い止めるためにも最も重要な課題であります。本県の産業の特徴は第1次産業であります。各都道府県の産業部門別の生産額の構成比を全国の状況と比較した特化係数で見ると、本県農林水産

業は、産業分野の中でも最も高い構成比を示しております。しかし一方で、食料品、飲料品の出荷額は、隣県の鹿児島県と比較しても低い水準にとどまっております。本県の強みである農林水産業を2次・3次産業へとつなげるフードビジネス産業の振興をさらに推進していくことにより、外貨を稼ぎ県民の所得向上を図ることが重要であると考えますが、部局横断的な施策全体の司令塔の役割を担う総合政策部の今後の取り組みをお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） フードビジネスにつきましては、平成25年に振興構想を策定しまして、食関連産業の成長産業化による雇用の創出と地域の活性化に取り組んできたところであります。この間、フードビジネス相談ステーションや、ひなたMBAによる人材育成、各種コーディネーターの設置など、県内事業者を支援する基盤の整備を進めてまいりました。その結果、「フードビジネス」という考え方が広く定着し、食料品・飲料等出荷額が構想策定時から約700億円増加するなど、一定の成果が出てきているところであります。今年度から構想の推進期間の折り返しとなりますが、引き続き、これまで培ってきた基盤を生かし、生産者所得の向上、高付加価値化の推進等の視点から、産地加工や畜産関連産業の拡大、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国内外への販路拡大など、フードビジネスのさらなる飛躍に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 産業の振興を図るには、それを支える産業人財の確保が不可欠であります。この数年で人財の確保に対する危機感が高まっております。私は、農業や福祉などさまざまな分野で多くの皆さんの意見を聞き、その対策

を、ともに悩み議論を重ねてまいりました。後継者がいない、従業員が確保できないことから、廃業や事業規模を縮小した企業のお話を聞き、残念な思いをしたことも少なくありません。介護・福祉の分野でも、その状況は深刻なものとなってきております。

しかし、一方で、将来に向けた明るい兆しも出てきております。一例であります。県内の小規模な畜産農家の息子が県外に進学・就職しましたが、都会での仕事・生活に見切りをつけてふるさと宮崎に帰り、畜産農家の後を継ぎました。そこで彼は、県外での経験・知識を生かしながら、新たに畜産や経営を学び、コストや財務を見直すことによって赤字経営を脱却し、大きな事業規模の拡大を実現しているといったように、成功事例も多く聞いております。実際に、このように地元に戻ってきた人たちの話を聞くと、県外で仕事を始めて3年、5年と過ぎていく中で、都会での生活に思い悩む時期が必ず1度や2度はあるということでもあります。

こうした状況を見ると、県外へ出た優秀な若者を県内に戻す取り組みや、県外人財をつなぐネットワークのような仕組みなど、これまで以上に踏み込んだ対策が求められると考えます。そこで、農林水産業や製造業などを含めた県内産業全体をさらに活性化していくためには、産業人財を確保するための総合的な対策が必要だと考えますが、今後どのように取り組まれるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 県内のさまざまな産業の活性化を図るためには、企業の成長を促進しますとともに、これを支える産業人財の確保を図ることが重要だと考えております。本県におきましては昨年度、産学金労官が一体となりまして産業人財育成プラットフォームを設立し

て、必要な取り組みを進めてきたところでありますが、国全体として人手不足はますます加速しており、依然として人材確保が困難な状況が続いております。これまで以上に産学金労官一体となった総合的な対策が求められていると感じております。このため、改めて若者の地元定着の課題を整理し、関係機関が連携をした、より実効性の高い取り組みを推進していくための新たな指針を策定したいと考えております。今後、年内を目途にこの指針を策定し、キャリア教育の推進やインターンシップの充実、若者にとって魅力ある労働環境の整備、「宮崎で暮らし、宮崎で働く」よさの創出と、学生や県外で働く若者、保護者等に対する働きかけなど、総合的な人材育成・確保対策をスピード感を持って展開してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 フードビジネスの推進や産業人財の確保について質問してまいりましたが、消費地から遠隔地にある本県は、農産物、加工品であっても安定的に大消費地などに輸送できる体制がなければ、本県経済の発展を見込むことはできません。7月にみやざき観光コンベンション協会の会長に就任された県商工会議所連合会の米良会頭は、就任に当たって、「経済に最も重要なことが、人や物の輸送路の確保である。宮崎は遠隔地であり、陸海空いずれのインフラも欠かすことはできない」と言われております。今後の本県物流の将来を考えると、トラック輸送は不可欠でありまして、特に人手不足が著しいドライバーの安定確保は最重要課題であります。そのためには、距離や拘束時間に応じた給与面での待遇改善も必要であります。私も今日まで物流対策についてはお伺いしておりますが、改めて知事に、

本県の物流環境の認識とモーダルシフトの進むべき方向性についてお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 地方創生を実現していくためには、外貨の獲得というものが非常に重要でありまして、そのためには、本県産業の振興はもとより、県産品を大消費地に安定的に輸送する物流が、極めて重要な役割を担っているところでもあります。今、振り返ってみて、今回の全共におきまして、1,700キロメートルの距離を、迅速かつ丁寧に貴重な牛を運んでいただいたトラックドライバー、関係者の皆さんには大変大きな役割を果たしていただいたと考えております。

本県と大消費地を結ぶ物流におきましては、輸送コストなどの課題とともに、特に近年ではトラックドライバーの不足が深刻化しており、県産品の輸送が滞れば、本県経済への影響が懸念される所でございます。このため、トラックドライバーの負担軽減が期待されます、海運や鉄道輸送へのモーダルシフトの必要性がますます高まっていると考えております。県としましては、従来から、モーダルシフトへの助成事業やポートセールス活動、国も参加いただく荷主や運送事業者等との意見交換会などを実施しております。今後、さらに産業界との連携を密にし、モーダルシフトを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、地域医療構想についてお伺いをいたします。

団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年に向けた対策として、本県でも地域医療構想が策定され、病床機能の分化・連携や入院から在宅医療等への移行を進めることにより、効率的な医療提供体制を確保していくこととされております。一方、訪問看護や訪問介護の人材は現在

でも不足しており、若手の定着率も悪い状況にあるため、今後人口減少が進めば、在宅医療等に携わる医療や介護の人材確保はさらに難しくなるものと思われまます。そのような中、在宅医療等の推進、ひいては地域医療構想の実現は本当に可能なのか、不安を感じる毎日であります。そこで、昨年度策定した地域医療構想について、今後その実現にどのように取り組んでいられるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 昨年度策定した地域医療構想におきましては、2025年に必要となる病床数を国の定める一定の条件に基づき算定しており、これを目安としながら、地域にふさわしい効率的な医療提供体制の構築を目指すこととなります。構想策定後は、各医療機関において将来担う医療機能について検討していただく必要があるため、県では、宮崎大学や県医師会と連携をしながら、地域の医療資源や医療機関の現状等に関する調査・分析を進めている所でございます。これらの結果等を活用しながら、各医療機関が検討を行い、各圏域の地域医療構想調整会議におきまして、在宅医療等を含め、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に向け、協議・調整を図ることとしております。今後とも、各調整会議において議論が円滑に行われるよう必要な支援に努め、各地域におきまして、高度急性期から急性期、回復期、慢性期、在宅医療まで、患者が病状に見合った適切な医療サービスを受けられる体制が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

地域医療構想を着実に進めていくためには、地域の公立病院、特に本県医療の中核機能を担

う県立病院のあり方が大きく影響するものと考えております。さきの6月議会では、県立宮崎病院の再整備計画について、「地域医療構想を踏まえた、病床数の削減を含む計画の見直しを行う」との答弁もありました。そこで、今後、地域医療構想を進めていく上で、県立病院にどのような課題があると認識されておられるのか、また、その課題に具体的にどう対応していく考えなのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 県立病院は、地域医療構想を進める上においても、引き続き、高度・急性期医療を担う本県の地域医療の中核として位置づけられるものと考えておりますが、一方で、慢性期の入院患者の割合が大学病院等と比べ高い傾向にあり、病床機能の明確化や病院経営の面からも大きな課題と認識をいたしているところであります。このため、県立宮崎病院の再整備計画におきましては、地域医療構想で示された将来的な医療需要等を踏まえ、計画病床数をさらに削減することとしたところであります。今後も引き続き、各県立病院を取り巻く環境等を踏まえた病床機能の議論を、それぞれ行っていく必要があると考えております。具体的には、急性期病院としての役割を基本といたしまして、地域包括ケア病棟の整備や地域医療支援病院としての機能強化など、各地域の医療機関と連携した適切な医療サービスを提供できるよう、その機能などについて必要な見直しを行いながら、構想の実現を図っていくものと考えております。

○山下博三議員 県内3県立病院の大きな役割があるだろうと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

ここから5問、福祉保健部長にお伺いしてまいります。先ほども申しましたとおり、人口減

少が進む中、地域医療構想を着実に推進していくためには、在宅医療・介護を担う人材を確保することが大変重要な課題であると考えます。そこで、在宅医療・介護を担う看護人材、介護人材の確保に向けた今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 在宅医療・介護を担う人材の確保につきましては、修学資金の貸し付けを初め、賃金や職場環境の改善、離職した看護師、介護福祉士等への復職支援や、各種研修の実施・支援などに取り組んでいるところであります。また、今年度は、訪問看護ステーションにおきまして新卒看護師の採用を促進するため、新卒向け訪問看護師育成プログラムによる研修支援や育成経費の支援等を行っております。さらに、介護の魅力ややりがいを発信しイメージアップを促進するため、マスメディアを活用して、訪問看護や訪問介護などの現場で生き生きと働く方たちを紹介するとともに、放送終了後には、その内容を収録したDVDを小・中・高校へ配付することとしております。県としましては、引き続き関係機関と連携を図りながら、在宅医療・介護分野への就業や定着促進を図る取り組みを充実強化することにより、人材の強化に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、医師確保についてお伺いをいたします。先日の報道によれば、医学部の地域枠を地元出身者に限定するとのことあります。地域枠とは、地域で働く医師の確保を目的として設けられたものですが、医師不足が深刻化する本県において、若手医師の確保の観点からも非常に重要であると考えます。また、平成26年の国の調査によれば、県内の医師数は2,730人で、少しずつではあるものの年々増加

しております。しかしながら、内科、小児科、産科といった特定の診療科において、県内における地域的偏在が徐々に拡大しています。そこで、本県における地元出身高校生を対象とした医学部推薦入試の状況と卒業後の県内定着、及び県内医師の地域偏在の状況と対応策についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県の医学部推薦入試の状況につきましては、宮崎大学に、平成18年度から地域枠10名、さらに21年度からは、医学部定員の増を受けまして地域特別枠10名が設けられており、また同じく、長崎大学にも22年度から宮崎県枠2名が設けられております。卒業後の県内定着につきましては、28年度までに69名が卒業し、このうち50名が県内で臨床研修を開始したところであります。また、26年12月の国の調査によりますと、県内の医療施設に従事する医師につきましては、過半数が宮崎東諸県医療圏に集中するというございまして、その中で、特に一部の圏域では、小児科系、産婦人科系の医師数が1桁となっており、地域への偏在が見られるところであります。このため、先ほどの推薦枠の設置のほか、医学生への医師修学資金の貸与、自治医科大学卒業医師の計画的配置などに取り組んでいるところであり、今後とも、大学、医師会などと連携を図りながら、医師確保や偏在解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、平成30年度からの国民健康保険制度についてお伺いします。我が国の医療費は、毎年約1兆円増加するペースで増大しております。これらを背景に、平成27年5月に関係法が改正され、持続可能な医療保険制度の構築や、国保を初めとする医療保険制度の財政基盤の安定化等が図られることとなったとこ

ろです。特に国保制度は、他の医療保険等に参加していない全ての方が加入する制度であるため、年齢構成が高く、医療費水準もそれに伴い高くなっております。また、加入者の所得水準が低く、保険税の負担も重くなっております。さらに、本県には国保加入者が3,000人未満の小規模保険者が8町村あり、高額な医療費が発生した場合は、財政運営が著しく不安定になるというリスクがあります。このような課題に対応するため、国保制度改革が行われ、これまでの市町村による個別の運営から、県と市町村が共同して運営を担い、県が財政運営の責任主体となることにより、財政的な安定化が図られるとともに、本県の統一的な国保の運営方針を定めることによって事務の共同処理等が図られ、効率的な事業実施が進められるものと理解しております。今般の改革は、国民皆保険制度のかなめとされる国保制度を持続可能なものとするための重要な改革であり、県が果たすべき役割は極めて重要であります。県として、国保制度改革の重要な課題は何であると認識し、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 国保制度改革においては、持続可能な制度の構築のため、保険財政の安定化を図ることが重要であると認識しており、県が財政運営の責任主体として国保財政の出と入りを管理するとともに、毎年、全国規模で約3,400億円の公費が拡充されることにより、国保財政の安定化が図られるものと考えているところであります。また、増大する医療費に対し、適正化に向けた取り組みがより一層重要であることから、今年度策定する宮崎県国民健康保険運営方針や医療費適正化計画などに基づき、医療費適正化に向けた取り組み等に対

する交付金として新たに創設される保険者努力支援制度を活用するなど、県と市町村が一体となって医療費の適正化に取り組むこととしております。来年4月の制度改革施行に向けて、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、重症心身障がい児・者の支援について伺いをいたします。県内には、県が把握しているだけでも約700名の重症心身障がい児・者がおられ、そのうち400名を超える方については、在宅で御家族が介護をしておられます。中でも、たんの吸引や酸素の吸入、経管栄養などの医療的なケアが日常的に必要なお子さんを見ておられる親御さんにあっては、24時間365日、気の休まることなく、大変な御苦勞をされております。そのような御家族の休息や社会参加の機会をつくる上で、重症心身障がい児・者を対象とした短期入所や日中一時支援などの障がい福祉サービスの充実が求められております。しかしながら、障がい福祉サービス事業所で医療的ケアを必要とする方を受け入れるには、医師、看護師を初めとする医療スタッフを確保しなければならず、新規参入がなかなか進まない状況にあります。非常に熱意を持って宮崎市に開設した社会福祉法人においても、報酬単価が低いことなどからくる経営上の問題や、高い技術を持った看護師の育成・定着の難しさなど、さまざまな課題を抱えておられます。

国においても、来年4月のサービス報酬改定に向けた議論の中で、事業所で構成する協議会から、医療的ケアを要する重症児・者は、基本的に1対1の人員配置が必要であり、規模によって低減する現在の報酬体系では、受け入れれば受け入れるほど収支が悪化するという現状

の報告がなされました。重症児・者の割合が30%を超える事業所では、収入の13%前後の赤字となっているという厳しい状況であります。今後、国の議論において、医療的ケアを含む手厚い支援に対して適正な報酬体系となり、そうした事業所の経営の安定化が図られるよう期待をしているところであります。こうした中で県は、重症心身障がい児・者の支援における課題をどう捉え、短期入所などを実施している事業所に対してどういった支援をしているのか、伺いをいたします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 重症心身障がい児・者の支援につきましては、より身近な地域における短期入所や日中一時支援などの通所サービスに対するニーズが高まっており、特に、人工呼吸器の装着などにより、高度な医療的ケアを要する方の短期入所等の受け入れが可能な病院、事業所の参入促進が必要であると認識しております。医療的ケアに対応できる事業所の参入が進まない要因としては、議員から御指摘のあった、費用と報酬の不均衡、それから医師や看護師等の医療スタッフの確保のほか、医療機器等の初期投資などの課題があるものと考えております。県としましては、来年4月の報酬改定に向けた国の議論を注視するとともに、地域医療介護総合確保基金等を活用して、看護師等の人材育成支援や施設・設備整備に対する補助を実施するなど、事業所に対する支援に努めているところであります。

○山下博三議員 重症心身障がい児・者とその御家族が地域で安心して生活していただく上では、障がい福祉サービス事業所の充実はもとより、障がい福祉の分野と医療・保健、保育・教育といった各分野との連携体制の構築が必要であります。日本財団においては、本県の重症児

・者の医療的ケアの取り組みに関心を持たれ、医師、看護師、保健師、障がい福祉サービス従事者などさまざまな職種の連携のあり方について、事業所が主催するセミナーの開催に支援をいただいております。今年度6回の開催が予定されており、去る7月8日には第1回が開催されたところであります。セミナーでは、県外先進地の施設長の講演や、県内の医師等関係者を交えた議論がなされたと同っております。今後、このセミナーにおいて、さらにさまざまな報告・提言がなされ、本県における課題が明らかになるものと思われませんが、これらの課題を解決するためには、各分野を初め行政も巻き込んで、全国に先駆けた先進的な取り組みが必要となると考えます。重症心身障がい児・者を初め、医療的ケアが必要な方を抱える家族の在宅看護、受け入れる事業所の一連となったシステムができていないことから、県、市の福祉担当課、関係病院等のドクターが連携して情報を共有できる、各分野のネットワーク構築などの支援体制への取り組みを図っていく必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 在宅の重症心身障がい児・者を地域で支えていくためには、議員御指摘のとおり、分野を超えた協力体制、ネットワークづくりが必要であり、今回の多職種連携をテーマとしたセミナーは、本県の課題を整理する上でも意義深いものになると考えております。厚生労働省の調査によりますと、医療的ケアが必要な児童の約9割はNICU等の入院経験がありますことから、ネットワークづくりにおきましては、NICUを持つ病院と地域の医療機関、保健所・市町村保健センター、障がい福祉事業所などの連携が重要となります。また、特別支援学校、保育所等での受け入

れには、教育・保育機関との協議が必要になってまいります。県としましては、こうした関係機関で構成する連絡会議を設置し、在宅の重症心身障がい児・者を、地域の医療や障がい福祉サービスに適切につないでいける体制を構築してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについて、何点かお伺いをいたします。

開催まであと3年と迫ってまいりました。前回のリオ大会、その前のロンドン大会においては、大会期間中、延べで1,500万食の食事が提供されたということでもあります。食材の調達に当たっては、国際的に認証された基準をクリアしなければ採用されませんが、GAPの認証は進んでいない状況にあります。そこで、全国有数の食料供給県宮崎として、東京オリンピック・パラリンピックへの本県産農畜産物の食材提供の取り組みについて、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 東京オリンピック・パラリンピックへの食材提供は、本県農畜産物の魅力を世界にPRする絶好の機会でございます。このため、農産物につきましては、組織委員会が定めた調達基準に適合した「ひなたGAP」を8月に創設しまして、この秋からの認証開始に向け、今準備を進めているところであります。また、畜産物につきましては、調達基準でありますJGAPが3月にスタートしますとともに、公益社団法人中央畜産会によるGAP取得チャレンジシステムも、先月から運用が開始されたところであります。県としましては、こういったGAPの取得を支援するため、ひなたGAPを初め国際水準GAPを指導できます、農業改良普及指導員やJAの

営農指導員等を育成しているところであります。今後は、今年度中に公表されます飲食提供基本戦略に基づきまして、産地の絞り込みを行い、重点的な産地指導やサプライヤーとの意見交換等を実施しながら、本県農畜産物ができるだけ多く提供されるように取り組んでまいります。

○山下博三議員 次に、キャンプ誘致についてお伺いします。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、競技会場については、既に東京都を中心に整備が進められておりますが、各都道府県による大会前の事前キャンプ誘致競争も徐々に過熱してきていると伺っております。これまで本県では、ドイツやカナダなどの競技団体から視察に訪れていただき、事前キャンプが決定した国や種目もあるということですが、これまでの東京オリンピック・パラリンピック大会事前キャンプ誘致の取り組みと現段階での成果、また今後の誘致の方針について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 事前キャンプ誘致につきましては、これまでホストタウンでありますドイツ、イタリアを中心に、知事によるトップセールスやキーマンを活用した誘致活動等を行っており、ことし3月にはドイツ陸上チームのキャンプが決定したところであります。また、ドイツの[※]陸上やカナダ、イギリスのトライアスロン・パラトライアスロンにつきましても視察をしていただき、現在、結果を待っている状況にあります。今後とも、これまでの誘致の取り組みを継続しつつ、日本代表やその他の国、競技種目につきましても、情報収集に努めながら誘致を進めてまいりたいと考えております。

なお、今月23日から日向市で開催されます世界ジュニアサーフィン選手権には、世界各国から、大体50カ国というふうに見込んでおりますけれども、サーフィン競技関係者が多数来県されますので、本県でのキャンプ実施に向け、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、聖火リレー採用に向けた取り組みについてお伺いをいたします。前回、昭和39年東京大会においては、開会式のおよそ2カ月前に当たる8月21日、ギリシャで採火式が行われ、聖火空輸特別機「シティ・オブ・トウキョウ」号により、トルコやレバノン、インド、マレーシアなど11の中継地を経由して沖縄に到着しました。その後、聖火は、まだアメリカの統治下にあった沖縄から飛行機を乗りかえ、鹿児島、宮崎を経由し北海道の千歳に向かい、この3カ所が日本での聖火リレーの起点となりました。このうち国内第2ルートの起点は、ここ宮崎の平和台公園であり、多くの大人にまじって私も、当時中学2年生でありましたが、中継を見ながら、厳粛な中に心躍る興奮を覚えたことを記憶しております。そこでお伺いしますが、天孫降臨、日本神話の発祥の地宮崎として、今回の聖火リレーについてどのような検討がなされておられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 聖火リレーは、大会開会式に向けて、全国の機運を高めるとともに、大会のコンセプトや開催国の文化を表現する重要なセレモニーであります。東京オリンピック・パラリンピックが開催されます2020年は、本県にとりまして、記紀編さん1300年記念事業の集大成として国民文化祭を開催する重要な年でもありますので、これまで、組織委員会を初めオリパラ担当大臣等に対

※ 31ページに訂正発言あり

して、神話発祥の地であり、前回起点の一つでもある本県の魅力を発信できる機会となりますよう、要望を行ってきたところであります。今回の日程やルート等ははまだ決まっておきませんが、ことし7月には、組織委員会から全都道府県を回る方針が示されたところでありまして、全国知事会でも準備委員会を設置し、組織委員会との調整を行っていくこととしております。今回も、多くの県民が参加できるイベントを開催するなど、一人一人の記憶に残るものとなりますよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○山下博三議員 次に、訪日外国人誘客対策について2問、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

観光庁が7月に発表しましたことし上半期の訪日外国人旅行者数は、推計で1,375万7,300人、前年同期比17.4%増で、上半期としては過去最多でありました。また、消費額につきましても、4～6月では四半期で過去最高の1兆776億円となったようであります。国は、観光を成長戦略の柱の一つに位置づけ、2020年に日本を訪れる外国人旅行者を年間4,000万人にふやす目標を掲げております。また、本県におきましても、県総合計画やグローバル戦略等の中で、訪日外国人の誘客促進を重要な施策として位置付けております。そこで、本県における訪日外国人旅行者の状況と、誘客に向けた今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） お答えする前に、先ほどの答弁の訂正をお願いしたいと思います。先ほど私、視察をしていただいた競技種目で、「ドイツの陸上」というふうに申し上げましたが、「ドイツの柔道」の間違いでございますので、おわびし、訂正したいと思います。

ます。

それでは、ただいまの御質問に対してお答えしたいと思います。本県における平成28年の外国人延べ宿泊者数は、前年比21.4%増の24万5,180人となっており、そのうち定期航空路線のあります韓国、香港、台湾が全体の8割以上を占めている状況にあります。海外からの誘客対策につきましては、引き続き、定期航空路線のある国、地域を中心に取り組んでいきますが、九州への入り込みが多い中国やタイ等のASEAN諸国へのセールスや、東京オリンピック・パラリンピックに向けて今後増加が見込まれる訪日外国人に対する情報発信についても強化してまいりたいと考えております。今後とも、各国の旅行者のニーズや特性を的確に捉えた効果的なプロモーションを実施し、外国人観光客の誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、海外からのクルーズ船についてお伺いをいたします。油津港におきましては、関係者の熱心な取り組みにより、順調にクルーズ船の受け入れが伸びているところでありますが、このような中、世界最大クラスとなる22万トン級のクルーズ船を受け入れるための整備が、今年度行われることとなっております。この整備により、油津港が、九州の東海岸線としては唯一、22万トンクラスの受け入れ可能な港となり、また、一度に約5,000人の乗客が訪れることになるため、非常に大きな経済効果が期待されるところであります。そこで、本県におけるクルーズ船の寄港状況と、22万トン級クルーズ船の受け入れ環境の整備を踏まえて、今後の誘致の取り組みについてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 平成28年

のクルーズ船の寄港回数は、細島港、宮崎港、油津港合わせまして30回となっております。そのうち海外からのクルーズ船は、細島港が4回、油津港が17回の計21回で、前年の6回から大きく増加しております。このような中、油津港において22万トン級の整備が行われますと、議員のお話がありましたように、九州の東海岸線で唯一寄港が可能となることから、太平洋側の新たな周遊ルートの企画提案や、今後整備予定の八代港と連携した南九州への誘致の取り組みも考えられるところであります。クルーズ船は、一度に多くの観光客を受け入れ、周辺地域への経済波及効果が大きいことから、今後とも、地元自治体と連携しながら受け入れ環境の充実に努めますとともに、船会社に対しまして積極的な誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、農政問題について7問、農政水産部長にお伺いしてまいります。

まず、肥育牛農家の肉用牛肥育経営安定特別対策事業、いわゆるマル緊事業についてであります。JA宮崎中央会が事務局を持つ宮崎県農業経営者協議会、県内で6,973名の経営改善に意欲を持つ農業者が加入した組織であります。その肉用牛部門の会員の経営データを分析した資料によりますと、1頭当たり75万円を超えた平成27年12月以降に導入された牛が、ことし8月から出荷され始め、今後、肥育牛経営が赤字に陥ることが懸念されております。再生産が厳しい状況となってくる中で、肥育農家の頼みの綱はマル緊事業であり、発動される時期がいつになるのか、関係者注目の的であります。先日、知事宛てに、県内のJA関係の肥育農家の代表者から、経営安定対策に対する要望も提出されたということですが、まさに、いつか

ら、どれぐらいの水準で発動されるのかが一番気がかりなポイントであります。そこで、牛マル緊事業の今後の状況と肉用牛肥育経営安定のための取り組みについて、お伺いをいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) お尋ねの牛マル緊事業につきましては、収益がコストを下回った場合に、差額の8割を補填するものでございまして、本県では、県内の枝肉価格や子牛の導入経費等をもとに経営収支を算定する「地域算定方式」を昨年度より採用しております。これは、県内の肥育経営の状況を踏まえて発動が決定されますので、今後の枝肉相場によりましては、今年中に発動の可能性も考えられます。

次に、肉用牛肥育経営安定対策につきましては、子牛の安定確保を図るため、畜産クラスター事業等を積極的に活用した結果、繁殖雌牛頭数は、前年同期と比較し、平成28年2月には3,000頭、29年2月には1,800頭増加しまして、全体で8万600頭になるなど、着実な生産基盤の強化が進んでいるところであります。県としましては、今後とも、牛マル緊事業の適正な運用を図りますとともに、子牛生産体制のさらなる強化に積極的に取り組みながら、肥育経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、畜産クラスター事業、産地パワーアップ事業の取り組みについてお伺いをいたします。国は、平成26年度の補正予算で、地域の畜産関係者が有機的に連携、集結して、高収益型の畜産体制、すなわち畜産クラスターを構築し、新たな取り組みの実証や地域の中心的な経営体の収益性の向上、畜産、環境問題への対応などを進めていくこととしました。さらには、平成27年にはT P P 関連対策として

位置づけられ、以後、毎年のように追加補正等により予算額を拡大しております。一方、産地パワーアップ事業は、畜産クラスターから1年おくれて、平成27年補正予算においてT P P関連対策として予算化されました。本年1月、アメリカのトランプ大統領は、就任とともにT P Pからの離脱を表明したものの、アメリカを除く11カ国での協定発効が検討されております。また、本年7月の、新たな日本、E UでのE P A合意を受けて、本県農業の生産基盤をさらに強化する必要がありますが、これまでの畜産クラスター事業、産地パワーアップ事業の予算確保状況及び今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） まず、畜産クラスター事業につきましては、平成26年度から国費で約71億4,000万円を確保しまして、牛、豚、鶏の畜舎整備などを支援してまいりました。その結果、特に繁殖雌牛につきましては、宮崎県畜産新生推進プランで目標に掲げております8万頭を前倒しで達成するなど、着実な成果を上げているところであります。また、産地パワーアップ事業につきましては、平成28年度から国費で約31億5,000万円を確保しまして、複合環境制御技術を導入した園芸ハウス団地の整備などの取り組みを支援することで、意欲ある担い手の規模拡大や生産性向上が図られているところであります。今後とも、生産現場からの多数の要望にお応えするため、事業の継続と十分な予算の確保につきまして国へ要望しながら、本県農業の生産基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、農政改革に伴う農業共済制度の改革と収入保険制度の導入について、お伺いをいたします。国は平成28年11月、農林水

産業・地域の活力創造本部において、これまでの災害補償制度、いわゆる農済制度を抜本的に見直し、収入保険制度を導入することとし、関連法案が平成29年通常国会に提出され、可決されました。今後、制度運営のシステム整備や周知徹底を経て、早ければ平成31年度から実施されるということであります。地域の農業者からは、「なぜ農済制度のままでいけないのか」「収入保険であれば、過去の収入額など明らかにしなければならないのではないか」「原則青色申告農家が対象」など、多くの質問を受けます。そこで、収入保険制度の仕組みと農業共済制度との違いは何か、お伺いをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 現行の農業共済制度につきましては、自然災害による収量減少を補填する制度でございまして、対象品目も限定的で、農業経営全体をカバーしていないといった課題がございます。これに対しまして収入保険制度は、青色申告を行う農業者を対象に、その収入全体につきまして、自然災害のみならず、販売価格低下などによる収入減少も補填する制度でございまして、来年秋から加入申請の受け付けが始まり、平成31年産のものから実施されることになっております。最大の補償パターンを選択した場合には、その年の収入が過去5年間の収入を平均した基準収入の9割を下回りますと、この下回った額の9割が補填される仕組みとなっております。県としましては、農業共済団体やJ A等と連携しながら、この制度のわかりやすく十分な周知に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、農業大学校の専門職大学化についてお伺いをいたします。本年5月に学校教育法が改正され、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大

学及び専門職短期大学の制度が設けられることになり、文部科学省が示した設置基準では、産業界との連携や、博士等の資格を持った教授等による研究体制の強化、社会人等の積極的な受け入れ等が求められるようであります。また、専門職業の例として、観光分野や情報分野、農業分野などが位置づけられており、国の農業競争力強化プログラムの中でも、「農業大学の専門職大学化を推進」との記載が見られるところです。我が県の農業大学校は、時代の要請に応じ、教育を見直しながら、本県農業を担う人材を輩出してきておりますが、今後とも、農業の成長産業化を担う意欲ある若者を数多く育成していく責務を担っていかねばなりません。本県の農業大学校の成り立ち、歴史を踏まえ、専門職大学化についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業大学校は、昭和9年に農民道場として開設以来、時代のニーズに対応しながら、実践農業教育機関として、一貫して農業の担い手育成を基本としてまいりました。開設当初は農村部の自営就農者の育成、農業の近代化が進んだ昭和30年代には専業農家の育成、また、他産業への人口流出や新規就農者の減少が課題となつてからは、地域のリーダー育成や指導者養成へと、その目的を変えながら、近年では、農業法人等を支える人材の育成も担っているところであります。専門職大学化につきましては、企業ニーズに合った教育を受けながら、大学と同等の学位を得られるといったメリットもございますので、今後の議論の動向を注視しますとともに、県内の農業法人や農業団体、大学等の御意見も十分に聞いてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、農地の基盤整備につい

てお伺いしてまいります。少し長くなりますが、お許してください。

本県の水田の整備状況は、水田面積3万7,000ヘクタールのうち、30アール程度以上の区画整理が済んでいる面積は39.4%であり、全国平均63.8%からするとかなりおくれており、全国第37位の数字であります。私は日ごろから、都城盆地の農業振興のあり方について、地域の農業法人や製造業の皆さんと勉強会を開催しておりますが、大型の農業法人においては、農地中間管理事業などと農地の集約に努めていますが、余りにも面積が小さく、かつ圃場が分散しているため、農作業を効率的に行うことができづらいという現実には直面しています。ここ数年、特に高齢化に伴い農地の委託希望が増加していますが、「委託希望者の期待に応えることができづらい」という声を多々耳にいたします。

そのような中、平成27年8月に、地域のリーダーに呼びかけて、6人ほどのメンバーで「祝吉地域農業を語る会」を立ち上げ、県、都城市の支援をいただきながら、祝吉上流地域において農地耕作条件改善事業に取り組むこととなりました。全体面積13.5ヘクタールのうち、既に1期地区として6ヘクタールの圃場では、畦畔を除去し、それまで10アール区画73筆を24筆と3分の1に集約し、用排水路の布設がえや、幅員2メートルの農道を5メートルに拡幅を行いました。もちろん、農道の拡幅に要する農地は無償提供であります。残りの7.5ヘクタールについても、2期地区として本年11月に着工し、来年3月末には完了の予定となっております。本事業においては、地元負担や農地の権利問題で圃場整備ができづらいといった課題を持つ他の地域において、非常に大きな波及効果があり、

農地の集積をスピーディーに促進する手段として大きな期待が寄せられております。しかしながら、本事業に取り組む中で、表土の搬入やコンクリート畦畔の撤去、用排水路の更新費用などが助成の対象となっておらず、自力施工でコストを下げようにも、また事務処理が複雑多岐にわたるなど、農家の力だけではどうしても及ばないさまざまな課題も見えてまいりました。

このような問題を解決しなければ、本県において、面積が小さく、かつ圃場が分散しているという不利な耕作条件を解消することはできないと考え、先月、8月9日に、土地改良事業に造詣の深い進藤金日子参議院議員のもとを訪ね、農林水産省農地資源課の担当官と意見交換を行ってまいりました。私も精いっぱい、祝吉上流地域の基盤整備事業についての問題点を説明し、本県の中山間地を多く抱える基盤整備の必要性も訴えたところでありました。農水省の事業で活用できる事業や、さらに地元にも有利な事業も説明いただきましたが、中でも農業競争力強化基盤整備事業の活用を強く促されました。本事業は、農地の大区画化や排水対策等を実施し、農地中間管理機構とも連携した、担い手への農地集積を進めるというものであり、このたびの土地改良法改正に伴い、新たな事業が検討されていると聞いております。具体的には、集落単位で1ヘクタール以上の一固まりの農地で、大字単位に10ヘクタール以上、すなわち10の集落の農地がまとまれば取り組めるようになるという説明を受けました。しかも費用負担についても、農業者の負担分を国が上乗せして負担するということでもあります。私は耳を疑って、「集落単位で10集落ということは、実施地域が大字内でも飛び地となるが、それでもいいのか」と再度聞き直しましたが、それでも

いいということでもあります。この要件緩和により、本県でも、基盤整備や排水対策など取り組めなかった地域でも、農家負担なしで取り組めるようになるということでもあります。県では、農業基盤整備、特に大区画化の必要な面積がどれくらいあると認識しているのか、また今後どのように取り組みを進めていくのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県の水田につきましては、これまでに1万4,600ヘクタールで圃場整備が実施されてまいりましたが、全体の6割に当たる2万2,400ヘクタールが未整備となっている状況であります。そのような中、水田の大区画化は、担い手への農地集積や作業の効率化、さらには収益性の向上を図る上で大変有効でありますので、残りの水田につきましては、この大区画化の観点も含めながら、事業地区の掘り起こし等を図っているところであります。現在、国が創設を検討しています新たな事業を含めまして、事業予算の確保に努めながら、農業基盤整備、そして大区画化に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 国の要件緩和は平成30年度からであります。県も平成30年度の予算化に向け、すぐにでも整備要望調査を行い、おこなっている農業基盤整備を加速化しなければいけないと思いますが、どのように認識されておられるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 今後創設が予定されております農地中間管理機構関連農地整備事業は、議員がおっしゃいましたように、農業者の費用負担が不要で、従来の圃場整備事業と比べまして小さな面積で事業実施が可能となるなど、大変取り組みやすい制度になるものと考えております。そこで、本県では早速、土地

改良区や農家への説明を行いまして、従来、事業の対象とならなかった小規模な地域等での要望調査に着手したところであります。今後は、要望の状況を踏まえ、市町村や土地改良区とも連携し、地元合意形成や農地集積・集約化の計画、営農ビジョンの策定など事業化に向けた取り組みを進め、農業基盤整備の加速化を図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 もう理解しておられるようであります。基盤整備が一番おこなわれている宮崎県でありますから、規模拡大していく中では、農地の集約、基盤整備なくして経営はできないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

さて、宮城県での全国和牛能力共進会が終わり、次は、5年に一度開催の「乳牛のオリンピック」と言われる第15回全日本ホルスタイン共進会が、本県都城市の都城地域家畜市場において、九州・沖縄ブロック8県の共同開催で、平成32年10月31日から11月2日までの3日間の日程で実施されると聞いております。この共進会は、既存施設を活用した大会ということで、経費節減の大会と聞いておりますが、会場となる都城地域家畜市場は老朽化が進んでおり、大会を開催するには、施設の整備など解決する課題があると地元から伺っております。

前回、平成27年に開催された北海道大会は、私も現地に行きましたが、会場等も規模が大きく、さまざまなイベントもあり、期間中に7万人の方が来場したと聞いております。まさに酪農の本場という印象を受けました。この大会で本県からは、ホルスタイン種全14部門中6部門に9頭の牛を、高鍋農業・都城農業高校や乳用牛改良同志会の若手会員が中心となって出品をされました。北海道の会場まで約2,500キロ

メートルに及ぶ長い道のりを、ほぼ陸送で3日間かけて移動し臨んだ大会でしたが、入賞のほとんどを北海道が独占するという結果でありました。第15回全日本ホルスタイン共進会は、この地元宮崎を会場に、初めてのブロック開催となります。ぜひとも本県や九州各県の出品牛が上位入賞を目指して取り組んでもらい、その結果、大会が成功をおさめ、「南九州の酪農ここにあり」ということを全国にアピールしていただきたいと考えております。そこで、この共進会の開催に向けたこれまでの取り組みと本県の対応について、お伺いをいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 第15回となります全日本ホルスタイン共進会につきましては、九州・沖縄の酪農団体等で構成する準備委員会で開催方針等の協議が行われまして、来月、10月12日に共進会の主催団体となる実行委員会が設立されることとなっております。地元宮崎としましては、関係団体が一体となって、共進会の会場となる都城地域家畜市場の整備や円滑な運営について検討しますとともに、前回大会を上回る成績を目指しまして、優良受精卵や優良雌牛の導入を行うなど、出品牛対策に取り組んでいるところであります。大会が開催されます平成32年は、東京オリンピック・パラリンピックも開催され、さらには口蹄疫終息から10年を迎えるという大きな節目の年でもございます。本県での開催が酪農業のさらなる発展につながるように、大会の成功に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 私も、地元の都城として、盛大に大会が終わればいいなど、その思いでありますので、ぜひ御協力方お願ひいたします。

次に、建設技術者の育成・確保についてお伺いをいたします。

本県においても、少子高齢化の急速な進行などにより、建設業、介護・福祉分野を初め、さまざまな産業で人材不足が常態化しています。このような中、建設業者からは、「仕事があっても、人、担い手となる建設技術者が確保できない」といった厳しい話を伺っており、担い手の育成・確保は喫緊の課題となっております。建設産業は、社会資本の整備や防災・減災への対応を担う非常に重要な産業であります。そこで、県として、その担い手となる建設技術者の育成・確保にどのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県では、産業開発青年隊において、即戦力となる建設技術者の育成を図っており、今年度は、昨年度に比べ20名増となる61名が入隊し、建設産業の担い手として期待しているところであります。さらに、建設業団体等と連携し、若年者の職場実習、資格取得を支援する「みやぎきの建設産業担い手育成支援強化事業」や、高校生などを対象とした出前講座、現場見学会なども実施しております。また、魅力ある職場づくりを進めるため、労務単価の引き上げや社会保険等への加入を促進するとともに、週休2日モデル工事に加え、今年度からは、生産性向上を図るICT工事を試行しているところであります。県といたしましては、民間における取り組みも重要でありますことから、引き続き、建設業団体等とも十分連携を図りながら、建設技術者の育成・確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、東九州自動車道についてお伺いをいたします。東九州自動車道は、昨年4月に北九州市から宮崎市までの約320キロメートルがつながるという歴史的な節目を迎え

ることができて、大変うれしく思っているところであります。しかしながら、一方で県南地域に目を向けますと、現在も約59キロメートルが未開通として残されており、鹿児島県側も含めると約87キロメートルもの長い距離が残されているという状況であります。さらに言うならば、そのうち事業化すらされていない区間が、鹿児島県を含め約34キロメートルも残っている状況にあります。東九州自動車道の一日も早い全線開通は、県民全体の悲願であり、県南地域のみならず県全体のさらなる活性化のためにも、欠かすことのできない大変重要な課題であると考えます。そこで、東九州自動車道の早期整備に向けてどのように取り組まれるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 東九州自動車道につきましては、北九州市から宮崎市までがつながり、さまざまな面でストック効果があらわれてきており、高速道路の整備効果を強く実感しているところであります。このような中、県南地域におきましては、今年度、日南北郷一日南東郷間が開通予定であります。先ほど御質問にありましたように、油津一串間一夏井間はいまだ事業化されていないなど、東九州自動車道の早期整備は喫緊の課題であります。このため、これまでも知事を先頭に、国に対し整備の必要性を強く訴えているところであり、その中で、ストック効果を発信するとともに、将来を担う高校生などの地域の声をしっかりと届けているところであります。ことしも11月には、関係各県や市町、経済団体等とともに、東京で中央大会と要望活動を行う予定であります。県といたしましては、引き続き、関係各県や沿線地域の皆様とのさらなる連携を図り、東九州自動車道が一日も早く全線開通するよう、

全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 最後の質問になりますが、テロ対策についてであります。

平成32年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催が決定しており、本県におきましても、世界各国選手団の合宿受け入れなどにより、宮崎県の魅力を発信する絶好の機会であります。しかし、報道等によりますと、連日のように世界各地で悲惨なテロが発生しており、国内においてもテロの発生が懸念される場所があります。一旦テロが本県において発生すれば、宮崎はもとより日本の安全神話は崩壊し、国内外に対する影響ははかり知れないところがあります。宮崎県警察の運営方針は、「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」とありますが、思うに、しなやかな警察の実現には、官民一体となった県民との協働が必要であると考えます。そこで、本県における国際テロの未然防止に向けた、警察で取り組まれている官民一体となった民間事業者等との連携について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 警察としましては、国際テロの未然防止に向けて、テロリストを入れない、テロの拠点をつくらせない、テロを起こさせない、この3つの基本方針に基づいて各種テロ対策を推進しております。その中で、テロを起こさせないための官民一体となった取り組みとして、薬局やホームセンター等の爆発物原材料販売事業者及びホテル等の宿泊施設などに対して協力をお願いしております。具体的には、爆発物となり得る化学物質の販売事業者に対して、販売時における本人確認の徹底、保管管理の強化、不審情報の通報などを依頼しております。さらに、テロリストが利用す

る可能性があるホテル等の宿泊施設、インターネットカフェ、レンタカー事業者などに対して、不審人物が利用しようとした際の通報依頼を行うなど連携を図っております。また、民間事業者等との一層の連携強化を図るため、本年2月には、テロ対策宮崎パートナーシップ推進会議を設立したところであります。今後とも、民間事業者等と連携して、官民一体となったテロ等違法行為の未然防止に向けた対策を推進してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 人間性もよい宮崎県の風土なんですけど、ぜひ県警本部長として、県民の安全、治安のために頑張ってくださいよう、お願いをしておきたいと思います。

県議会自民党代表質問の1人目として計43問の質問をさせていただきました。早口になった部分もありまして、申しわけないと思ったんですが、誠意ある御答弁をいただきましたこと、心からお礼を申し上げたいと思います。

それぞれが、県勢の発展、県民福祉の向上のために重要な課題でありまして、県に対する県民の期待も大変大きなものがありますので、知事を初め、県執行部の皆様による積極的なお取り組みをお願いし、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、松村悟郎議

員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の松村悟郎でございます。午前中と違い、傍聴の方も出だしゼロかと思いましたが、たくさんお越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速始めさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

我が国では、本格的な人口減少時代を迎える中、さまざまな地方創生の取り組みが本格化しております。大学においても、厳しい大学間競争の中で生き残りをかけ、学生獲得などに果敢に取り組んでおります。そこで、「近大マグロ」で有名な近畿大学の取り組みを紹介したいと思います。この大学は、研究成果や改革力の高さもさることながら、そうした内容をインパクトのある形でPRする広報力の高さが注目を集めております。その成果として、同大学の志願者数は、全国私立大学中、4年連続日本一を達成するなど、学生獲得につなげております。例年、イギリス高等教育専門誌が発表する世界大学ランキングで、私立総合大学の上位から、早稲田、慶應に次いで近畿大学との評価を受け、ことしの正月の新聞広告では、「早慶近」という大きな見出しとともに、偏差値に基づく「早慶上理」「関関同立」などの旧来の大学序列に疑問を呈し、新たな価値観による大学選びを提案したインパクトのある内容で話題になり、同大学の売り込みに大いに貢献したものと考えています。地方自治体においても、同様に、厳しい地域間競争の中で、みずからの地域をいかに売り込んでいくのか、そのアピール力を高めることが重要であります。そこで、国内外に向け、宮崎をどのように売り込んでいくの

か、知事にお伺いします。

次に、知事は、「徹底した現場主義」「対話と協働」「市町村重視」を政治姿勢に掲げられ、知事就任以来、県内各地を積極的に回り、県民の皆さんとの対話に努めておられます。例えば、その一環として、知事が直接市町村に出向き、地域住民の皆さんと「知事とのふれあいフォーラム」を、また、市町村職員と「役場ぐるまthe談義」を開催されております。さらに、各種団体や企業の方々ともさまざまな意見交換を行われております。じかに話を聞き、それを県政運営に生かしていく姿勢は、県のリーダーとして、また政治家として大変大切なことだと私も考えております。これまでの取り組み成果を踏まえた知事のお考えをお伺いします。

次に、南海トラフ地震・津波対策についてお伺いします。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、海溝型地震に対応するため、海底に地震計などを設置し、地震・津波の早期検知が可能となる対策へ移行しようとしています。現在、熊野灘沖、室戸岬沖の南海トラフ沿いには、地震・津波観測監視システム(DONET)の観測網が整備されていますが、日向灘海域は未整備であります。文部科学省は、来年度予算の概算要求で、同海域への海底観測網整備に向けた調査費を盛り込むとの報道がありました。日向灘海域への観測網の早期整備は待ったなしの状況であり、今後、県としてどのように対応していくお考えなのか、知事にお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わり、以下、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

まず、宮崎の売り込みについてであります。

私は、これまで、国内外でのトップセールスや、「ひなた」プロモーションなどの官民の力を結集した取り組みによりまして、宮崎ならではのさまざまな魅力というものを積極的に売り込んできたところであります。近畿大学の例を御紹介いただいたわけでありましたが、強みを生かしていくこと、そしてアイデア豊富に取り組んでいくこと、大変重要なことであろうかと思っております。宮崎でいえば、豊かな食や恵まれた生活環境、スポーツランドなどは、アピールすべきポイントであろうかと思っております。また、海外に向けて売り込んでいくということになりますと、私ごとで恐縮ですが、外国語も含めて海外でのアピールというものは比較的できるのではないかと考えておるところであります。スポーツの聖地としてのブランド力の向上を初め、大型案件を含む企業立地や農畜産物の海外輸出の拡大など、一定の成果が出てきているものと考えております。今後、ますます地域間競争が厳しくなる中で、宮崎が勝ち残っていくためには、御紹介いただいた近畿大学のような柔軟な発想やアピール力のある取り組み、そして、宮崎の強みをより強く発信していくという思いのもとに、また、特に海外に向けてはネットでの発信というのも大変重要だと考えております。引き続き、私が先頭に立って、オールみやぎの体制により、全力で宮崎を売り込んでまいりたいと考えております。

次に、県民からの声を県政に生かしていく取り組みについてであります。私は、「対話と協働」を県政運営の基本としております。知事就任以来、あらゆる機会を捉えまして、市町村、企業、各種団体、県民の皆さんとの対話や交流を行い、そこでいただいたさまざまな御意見や地域のニーズを、可能な限り施策に反映させる

よう努めてまいりました。議員の御質問にもありました、「知事とのふれあいフォーラム」や「役場でくるまthe談義」などにつきましても、これは平日開催されるものですから、参加者の皆様、また、地元市町村の皆さんにも大変御尽力をいただく中で開催しておりますが、地域の課題などにつきましても率直に語り合う場として、同席される市町村長等とも認識を共有できる場ともなっておりますし、双方向のコミュニケーションの大変貴重な機会になっているところでもあります。そのような中で、例えば若者の定住促進や有害鳥獣被害対策など、本県の重要課題につきましても地域の御意見を伺い、施策の構築なども行ってきたところであります。今後とも、県民の皆様の声に真摯に耳を傾け、「対話と協働」、また、「徹底した現場主義」による県政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、D O N E Tの早期設置についてであります。地震・津波観測監視システム(D O N E T)は、従来よりも、地震の発生を最大10数秒程度、津波の発生を10分程度、早期かつ正確に検知することが可能なため、より迅速な避難への活用が期待できるところであります。現在、日向灘海域はD O N E Tの空白地帯となっているため、早期整備について、国に対し繰り返し要望を行ってきたところでありますが、今回、文部科学省の平成30年度予算の概算要求に日向灘海域への設置を検討するための調査費用が盛り込まれたところであります。県といたしましては、今後、必要な調査費や早期整備に向けた予算確保につきましても、現在、連携を深めております「南海トラフ地震対策に関する10県知事会議」とも連携しながら、国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。以上で

あります。〔降壇〕

○松村悟郎議員 冒頭で述べた近畿大学の新聞広告は、正月に出されたものですが、同じように、7月14日、これは「大学の实力を知る」という新聞広告ではありますが、この中で、「早慶近」という言葉にひっかけて、「早々に慶びが近づきました」というコメントを入れて、第33回読売広告大賞まさかのグランプリ受賞ということで、最大の評価を受けている新聞広告であります。広告は、物を売るためのアイテムではありますが、広告も日本一を目指す、そういうつもりで取り組んでいただければと。知事を先頭をお願いしておきたいと思えます。

また、地域の声を県政に生かす姿勢には、私も同感です。特に、市町村職員を対象にした「くるまthe談義」については、地方創生の取り組みで仕事がふえる一方で、行革による職員数の減少が市町村職員の過重な働きを助長しているという現状も伺ったと聞いております。県庁内でもそうですが、働き方改革も市町村長とも連携して進めていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。総合交通対策についてお伺いします。

JR九州は、本年7月に、鉄道の区間別の利用状況を公表されましたが、県内では特に吉都線や日南線で大きく減少しているようです。利用者が少ない路線については、経営判断として利便性を高める投資が行われず、さらに利用者が減っていくこととなり、このままでは路線の維持に大きな影響が出るのではないかと思います。そこで、鉄道の利用者が大きく減少している本県の現状について、県はどのように受けとめているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お話にありま

したように、JR九州は、本年7月に、鉄道の区間別の利用者数を示す指標となります「1日1キロメートル当たりの平均通過人員」を初めて公表いたしました。この指標は、JRが発足した昭和62年度と平成28年度との比較となっております。本県関係の路線では、日豊本線の一部区間を除いて各区間とも減少しております。特に日南線では約半分、吉都線では約7割も減少するなど、大変厳しい状況にあると改めて認識したところでございます。今後、経年的に数値が示されることとなりますが、沿線の人口減少の流れもありまして、このまま利用が減り続ければ、県内鉄道の維持に影響を与える懸念があると考えているところでございます。

○松村悟郎議員 JR九州としては、現時点での路線廃止の考えはないが、今般の公表により鉄道事業の現状を地域の利用者に伝え、将来的な存続のための議論の活発化を期待しているとの報道もなされています。これは、路線存続のために県、市町村の何らかの取り組みが求められているものと考えますし、路線存続を願う沿線住民の願いも大変強いものがあると思えます。そこで、利用の少ない路線存続のために県はどのように対応されるのか、総合政策部長にお願いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 特に利用者が減少しております日南線、吉都線では、これまでも沿線自治体と連携の上、それぞれの地域の取り組みを支援しているほか、外国人利用も増加している観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行の支援等を行っているところでございます。県としましては、まずは沿線自治体とともに、「地域がみずから乗って残す」という意識のもと、県民の利用の促進に取り組んでまいります。また、日南線、吉都線の魅力を対外的にも

アピールしながら、県外を初め、他の地域からの利用も伸ばしていく必要があることから、官民一体となった利用促進策を展開していくなど、沿線自治体と連携しながら、さらなる取り組みの強化を検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、ソラシドエアについてお伺いします。本県に本社を置くソラシドエアは、本年8月1日に就航15周年を迎えられ、今後、さらなる飛躍が期待されるところであります。4月に発表されました中期経営戦略によりますと、「地域と世界を繋ぐグローバルエアラインに進化する」という経営ビジョンのもと、今後は、国内線では路線の拡大、国際線ではチャーター便で経験を積み、将来的には定期便を目指すとされています。以前の名前は「スカイネットアジア航空」でありましたが、まさにアジアに向けて大きく羽ばたこうとしている会社であります。そこで、ソラシドエアが15周年を迎えましたが、県として今後どのようなことを期待しているのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） ソラシドエアは、本県に本社を有する唯一の航空会社でありまして、県民の翼として、また九州・沖縄の翼として、本県発着の羽田線や沖縄線を初め、国内10路線を運航しておりまして、本年3月期の決算において10期連続で黒字となるなど、順調に成長を続けておられるところであります。また、使用する機材に自治体の名称を表示します「空恋プロジェクト」など、本県のPRにも多大な貢献をいただいております。本県を代表する地場企業として、大変誇らしく、その動きについて受けとめているところであります。同社には、これまでも、県内産業の振興や雇用の創出、また本県のイメージアップなど、さまざまな分野で

貢献していただいておりますが、今後、海外にも積極的に路線を展開されるということでありますので、県としましては、当社がますますそうした事業展開をされ、県民のさらなる利便性の向上でありますとか地域の振興に貢献いただくことを期待しているところであります。

○松村悟郎議員 ソラシドエアの国際線については、定期便化を目指しているものの、今のところ未定とのことでありますが、何よりも本社が宮崎にあることが重要であり、本県経済の活性化や雇用の創出など、多大な貢献をされているところであります。本県に本社を置くグローバル企業が少ない中、ソラシドエアは、15周年を迎えられたのを契機に、積極的に海外展開を図ることとしており、今後も大事に育てていく必要があると考えております。そこで、ソラシドエアが海外展開するに当たって、県としても協力していくべきだと思いますが、どのように考えておられるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 国際定期路線は、インバウンドの拡大を初め、本県が海外との交流を推進していく上で、欠かすことのできない重要な交通基盤でございます。ソラシドエアにおかれましては、現在保有しております機材を有効活用いたしまして、チャーター便の運航を継続的に実施するほか、機材を新たに2機ふやし、2019年度中に国際定期路線の就航を目指すとされているところでございます。県としましては、県民の利便性向上などのためにも、宮崎空港発着の路線の開設に向けて働きかけを行うとともに、仮に就航することとなった際には、利用促進など協力してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、ソラ

シドエアが県内企業として今後とも発展されるよう、引き続き、既存路線の利用促進や関係機関との連携などに努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、客貨混載輸送についてお伺いします。近年の高齢化社会の進展に伴い、運転免許を返納される高齢者も増加する中で、通院や買い物などに利用する路線バスなどの公共交通網の重要性が高まっていますが、特に山間部を中心に利用者数が減少しており、その維持が大きな課題となっています。また、物流の分野でも人手不足が生じており、宅配便の集貨や配送の効率化が求められております。このような中で、利用者の少ないバスの空きスペースを活用して荷物を運び、バス収益性を高める、いわゆる客貨混載輸送について、宮崎交通が先進的に取り組まれております。現在はそのように進展しているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 路線バスの空きスペースを利用して宅配便を輸送する客貨混載輸送につきましては、平成27年10月に西日本で初めて、西都市と西米良村を結ぶ路線バスで始まりまして、昨年6月からは、地域のニーズに応じて、延岡市と高千穂町、日向市と諸塚村を結ぶ2路線にも拡大されました。これらの取り組みによりまして、山間部のバス路線の収益性向上に加えまして、宅配便収集時間の延長など、住民生活の利便性向上が図られているところであります。さらに、本年1月からは、西都市と西米良村の間で、全国で初めて、保冷専用ボックスを搭載したバスの運行が始まりまして、西米良村名産の「西米良サーモン」を初め、温度管理が必要な物品の輸送が可能となったところであります。このことは地域の物流に

も寄与していくものと考えております。

○松村悟郎議員 客貨混載輸送については、本県では路線バスにおいて効果を上げられているようですが、この9月からは、国において規制緩和がなされ、過疎地域では、貸し切りバスやタクシーで荷物を運んだり、トラックで人を運ぶことも可能になったようです。人口減少に伴い、輸送需要の減少が深刻な課題となっている過疎地域において、従来と異なる新しい事業展開も可能になるのではないかと考えます。そこで、客貨混載輸送の規制緩和について、多くの過疎地域を抱えている本県としてどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お話にありましたように、客貨混載輸送につきましては、路線バスでは少量の荷物に限って認められておりましたが、この9月からは重量制限が緩和されたほか、人口3万人未満の過疎地域の市町村では、貸し切りバスやタクシーで荷物を運んだり、貨物用トラックで人を運ぶことも可能となりました。いずれも貨物運送や旅客運送の許可が新たに必要となりますが、人口が減少する地域において、バスやタクシーの収益が改善したり、貨物を運送する際に、途中経路に目的地のある旅客を乗車させることで、運送の効率化が期待されます。既に県バス協会やトラック協会等には情報提供を行ったところございまして、県といたしましては、各事業者の取り組み等により、過疎地域における交通・物流体系の維持につなげてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。陸海空、それぞれ大切な県民の足となっており、本県の産業文化、あらゆるものを支える物流ネットワークであります。特にソラシドエアは、本県に本社を構える数少ないグローバル企

業の一つでもあり、宮崎からアジアに大きく羽ばたいていく航空会社に育つことを期待しております。いずれにせよ、それぞれ県民の期待と事業者利益がウイン・ウインになれるような取り組みを期待しております。

次に、自殺対策についてお伺いします。ことし6月に、平成28年の人口動態統計が発表されました。その中で、本県の自殺者数は205名、人口10万人当たりの自殺者数をあらかず自殺死亡率は18.8ポイントと、平成27年に比べ、自殺者数はマイナス50名、死亡率はマイナス4.4ポイント、全国順位もワースト3位から10位と大きく改善している状況です。これは、県がこれまで取り組んできた自殺対策に一定の効果があったと捉えておりますが、これまでどのような対策がとられてきたのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、「宮崎県自殺対策行動計画」に基づき、市町村や関係機関等と連携しながら、自殺対策を推進しております。具体的な取り組みにつきましては、うつ病や自殺に関する知識の普及・啓発を行っているほか、保健・医療・福祉の現場などで、悩みを抱える人に声をかけ、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」の育成、電話相談やワンストップ相談会の実施など、自殺対策の基本となる対策に取り組んでおります。このほか、高齢者が気軽に集うことのできる「茶飲ん場」などの居場所づくり、働き盛り世代の相談・受診促進のためのポータルサイトや検索連動型広告の導入、また、うつ病の早期治療を促進するためのかかりつけ医と精神科医との連携体制の構築、さらには、自殺未遂者を精神科の受診につなげる支援など、ハイリスク層への対策にも重点的に取り組んでいるところであります。

○松村悟郎議員 これまでの自殺対策については一定の効果があるとはいえ、平成28年の全国自殺死亡率の平均値は16.8ポイント、本県が2ポイント上回っていることを考えると、まだまだ楽観できない深刻な状況であると思います。また、本年7月に閣議決定で見直された「自殺総合対策大綱」によれば、国は、平成38年までに、全国の自殺死亡率を先進諸国と同じレベルの13ポイントまで減少させるとしています。本県の自殺者のさらなる減少を図るため、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 平成28年の自殺者数は、一番多かった平成19年以降では最も少ない状況となりまして、これまでの対策に一定の手応えは感じておりますが、10代から30代の減少割合が鈍いことや、市町村において、より地域に根差した自殺対策の必要性など、さまざまな課題も見えてきたところであります。今後は、こうした課題に対応するため、国の新たな自殺総合対策大綱の内容も踏まえながら、これまでの対策の充実を図るとともに、若い世代や働き盛り世代への対策につきまして、教育機関や民間団体などにより一層連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。また、本年12月には、市町村長を対象としたトップセミナーを開催するほか、今年度中に、県に自殺対策推進センターを設置し、市町村の取り組みに対する支援を強化してまいりたいと考えております。

「ひとりで悩まないで！」ということで、このメッセージなどを届けておるところであります。今後とも、あらゆる場面での支え合いのネットワークを築き上げ、あらゆる世代が自殺に追い込まれることのないよう、そういう地域社会づくりに努めてまいります。

○松村悟郎議員 次に、認知症対策についてお伺いします。国の「認知症施策推進総合戦略」によりますと、我が国の認知症の人の数は、2025年には約700万人へとふえる見込みであります。また、本県においても、2015年の5万人から、2025年には7万人に達する見込みであります。認知症の問題がより身近なものになってきています。そのような中、認知症の人が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けるためには、行政や医療・介護の関係者はもとより、地域の住民が、認知症について正しく理解し、対応する必要があります。例えば、現在、県内に延べ約10万人いる認知症サポーターが、認知症対策の担い手として地域で活躍できるような取り組みも、今後必要になってくるのではないかと思います。そこで、認知症対策について、地域が一体となって支える「認知症の人に優しい社会」の構築に向けて、県としてどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 認知症の方やその家族が、住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、医療・介護の連携や、地域全体での支援体制の充実が重要であります。このため県では、医療相談や専門医療の提供を行う「認知症疾患医療センター」を設置するほか、医療従事者や介護職員を対象とした研修を実施しております。また、認知症の早期診断・早期対応の体制整備を図るための「初期集中支援チーム」や、地域のつなぎ役となる「認知症地域支援推進員」について、平成30年4月までの全市町村配置を目指しております。今後は、これらの取り組みとともに、議員から御紹介がありました「認知症サポーター」の活躍の場をさらに広げるなど、地域全体で認知症の方やその

家族を支えられるよう、市町村や関係機関と連携して、認知症支援策の充実を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、子供政策についてお伺いします。児童虐待などのさまざまな事情により、家庭で生活することができず、児童養護施設等で生活する子供たちがいます。県では、現在、こうした子供たちに家庭的な養育環境を確保するため、施設の小規模化や地域分散化、里親委託の推進に取り組まれております。そのような中、平成28年の児童福祉法改正では、実親による養育が困難な場合には、特別養子縁組等を推進することとされ、また、厚生労働省の有識者会議では、その数値目標が示されたところであります。私も、法的に新たな養育者と実の親子関係を構築する特別養子縁組は、子供に家庭という新たな未来を確保するという意味において、重要な選択肢の一つだと考えます。県では現在、里親委託を推進しておりますが、その現状と、今後、特別養子縁組をどのように進めていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では現在、家庭的養護推進計画に基づき、里親委託を推進しておりますが、登録数は平成28年度末現在で121世帯となっており、そのうちの38世帯に対し、49名の児童が委託されております。特別養子縁組を含めた養子縁組制度につきましては、この里親委託に取り組む中で、将来にわたって実親との生活が困難なケースについて、特別養子縁組制度等の活用に向けた支援を行っているところであります。現在、国におきましては、家庭養育が困難な児童に、家庭と同様の養育環境を提供する有効な選択肢の一つとして、この特別養子縁組の推進に向けた制度改正が検討されていると伺っているところです。県としまし

では、その動向を注視しつつ、児童にとって最善の支援が行えるよう、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 また、県では、子供の貧困について、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、民間とも連携しながら対策に取り組まれております。こうした中、宮崎大学や宮崎日日新聞などと県が参画する「宮崎県の子どもの貧困に関する連携推進協議会」では、「こども未来基金」として、児童養護施設を卒業する高校生2人に対し、返済不要の奨学金を支給する新たな取り組みを始められております。児童養護施設で暮らす子供たちは、原則、18歳を過ぎると施設を離れる必要があります。この基金は、熱い思いを持った企業や民間からの寄附を財源とし、保護者からの支援が期待できない中でも進学をしたいという高い志を持った、未来の社会を担う子供たちを支えていく、民間が主体となったすばらしい取り組みであります。今後、「こども未来基金」を初めとする民間の活動を県はどのように支援していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 「こども未来基金」は、児童養護施設に暮らす子供たちが進学を夢を閉ざさないための、民間が主導する大変有意義な奨学金であると考えております。また、現在、県内では、子ども食堂や学習支援、フードバンクなどの民間主体の取り組みが活発になってきており、こうした民間の活動を支援していくことが、子供の貧困対策を進めていく上で大変重要であると認識しております。県としましても、「こども未来基金」の運営に積極的にかかわるほか、子供の支援を行う人材の育成に努めるとともに、子ども食堂などに取り組むNPO団体等ともさらに連携の強化を図るな

ど、支援の輪を広げるよう努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ハンディのあるなしにかかわらず、子供たちが同じように未来への夢を描けるチャンスがあるということは、当事者だけではなく、長年、児童養護に携わる関係者にとっても大きな励みになると思います。それぞれの取り組み、支援をよろしく願います。

次に、「みやざき結婚サポートセンター」についてお伺いします。同センターは、県が少子化対策の一環として、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供することを目的に、平成27年に開設したものでありますが、意中の人にめぐり会える機会が少ない方々にとっては、大きなよりどころになっていると思います。今後、一組でも多くのカップルに結婚していただき、幸せな家庭を築いていただきたいと思っておりますが、「みやざき結婚サポートセンター」のこれまでの事業の成果と、成婚カップルをさらにふやしていくための今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 「みやざき結婚サポートセンター」につきましては、開設した平成27年度末の会員数は645名でありましたが、本年8月末現在、1,389名に倍増しております。また、平成27年度は成婚実績はありませんでしたが、本年8月末までには累計18組の成婚を数えるまでになっております。さらに、これから入籍予定のカップルも複数おられると伺っており、着実に成果が上がってきているものと考えております。この事業は、少子化の原因の一つである未婚化、晩婚化が進行する中、重要な取り組みであると認識しておりますので、今後とも、企業訪問等による会員拡大を図るとともに、会員の方々の思いに応えるために、お引

き合わせの増加につながるマッチングの充実や会員同士の定期的なイベント開催など、魅力的な出会いの機会の創出にも積極的に取り組み、成婚カップルのさらなる増加につなげてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 短い期間でよく成果が出ていると思います。今後とも期待しております。

次に、民生委員の確保についてお伺いします。民生委員制度は、ことし、制定から100周年を迎えました。民生委員の皆様には、地域福祉のかなめとして、課題を抱えた方々に寄り添い、関係機関につなぐ活動など、積極的に展開されており、本当に頭の下がる思いであります。一方で、その活動が地域に根づいたものであるがゆえに、時には見えにくく、また、役割が年々増加するなど、大変御苦勞をされております。また、無報酬ということもあり、民生委員として働きたいという方は少ないと伺っております。民生委員の活動や役割への期待が高まる中、その確保が大変重要だと考えております。県としてどのように取り組まれるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 民生委員の皆様におかれましては、地域住民のよき隣人として、日々、献身的で地道な活動に取り組んでいただいておりますが、地域社会の変容や複雑・多様化する福祉課題への負担感などから、市町村においては、なり手の確保に苦慮しているところでございます。県では、民生委員の顕彰や活動費の支援を通じて、活動環境の充実に取り組んでいるところであり、さらには、民生委員制度創設100周年を好機と捉えまして、大学生を初めとする若い世代にも参画いただきながら、民生委員の役割や、やりがい等について、県民に効果的に周知してまいりたいと考えておりま

す。こうした取り組みを通じ、若い世代を含め、多くの県民が地域福祉や民生委員の活動に関心を持つことで、将来のなり手の確保につなげていきたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、特定外来生物対策についてお伺いします。

ことし6月に、特定外来生物であるヒアリが神戸市で確認されて以来、港湾施設など、中国等から輸入されたコンテナなどで相次いでヒアリが確認されています。ヒアリなどの特定外来生物は、繁殖力が旺盛で、一度侵入すると駆除に莫大な労力を要することとなります。本県では、現在のところ、ヒアリの侵入は確認されておりませんが、人的被害も懸念されています。そこで、危険な外来昆虫「ヒアリ」を初めとする外来生物に対する県の対応について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（川野美奈子君） おおよそ2,000種と言われる外来生物のうち、人に危害を与えるなど注意が必要なものにつきましては、県内に入れたい、県内での生息域を広げない対策が重要であります。このため、環境森林部におきましては、ホームページ等を通じた注意喚起や、環境省などと連携した生息調査の実施、さらに、市町村等に対する駆除の要請などを行っているところでございます。特にヒアリにつきましては、攻撃性が強く、また、旺盛な繁殖力を持ち、定着すると完全な駆除が困難となります。このため、県内に入れたい対策とし、ポスターやチラシの配布などにより、県民にヒアリの特徴等を周知するとともに、県への情報提供の呼びかけを行っているところでございます。また、あわせて、県民からの相談への対応や、ヒアリかどうかの確認作業を迅速・的確に行うなど、関係機関と連携しながら、

監視体制の強化に取り組んでいるところでございます。

○松村悟郎議員 これまで全国で発見されているヒアリは、主に中国から輸入されたコンテナについてきたようですが、中国のほか、台湾でもヒアリが定着して生息域を拡大していると聞いています。本県においても、中国や韓国との定期航路を持つ細島港や油津港などがあり、こうした港における水際での侵入防止対策は極めて重要だと考えております。そこで、ヒアリの侵入を防ぐために、本県の港湾ではどのような対策が行われているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 本県港湾のうち、御質問にありました、海外との定期コンテナ航路がある細島港及び油津港において、ヒアリの侵入防止対策を行っているところであります。具体的には、コンテナを取り扱う港湾事業者には注意喚起を行うとともに、税関など国の関係機関も含め、日常的な目視点検を行っております。また、コンテナヤードの周囲に捕獲トラップを設置して、定期的にヒアリの有無の確認を行っており、これまでのところ、ヒアリは確認されておりません。さらに、ヒアリが侵入しても定着しないよう、国土交通省により、コンテナヤードの舗装のすき間やひび割れを塞ぐ緊急工事が行われたほか、万が一発見されたときに備え、環境省により、駆除するための餌も用意されているところであります。今後とも、関係機関と連携を図りながら、万全の体制でヒアリの侵入防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、県産材の利活用についてお伺いします。

東京オリパラまであと3年を切りました。大

会においては、国民全体で盛り上げる取り組みの一つとして、新国立競技場の大会関連施設の建設において、日本の伝統・文化が感じられるよう、木材を使用する方針が示されております。今まさに、大会の関連施設は建設の佳境に入っており、7月には、選手村ビレッジプラザへの木材提供の公募が大会組織委員会から発表されるなど、木材の調達方法や利用の形態など、具体的な動きが出てきています。県産材利用は、林業県としてのアピール、さらには県民全体で大会を盛り上げる絶好の機会であり、県民の期待が高まるばかりです。そこで、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における県産材の利活用に向けた取り組み状況と今後の見通しについて、環境森林部長へお伺いします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県では、大会組織委員会を初め、建設会社や商社を訪問し、オリパラ関連施設の整備で、本県が十分貢献できることを、本年度に入り、さらに強くアピールしてきたところでございます。このうち新国立競技場の建設では、大屋根のはりなどについて、全て森林認証材が使用されることが条件となっていることから、認証材を供給する県内産地と一体となり、県産材ができるだけ多く使われるよう、鋭意、商社と交渉を行っているところでございます。さらに、選手村ビレッジプラザへの木材提供につきましても、県産材をアピールできる絶好の機会でありますので、本日、大会組織委員会へ応募したところでございます。今回のオリパラ関連施設で使用される木材は、全国から調達される見込みであります。本県は全国有数の林業県でありますので、より多くの県産材が活用されるものと期待しているところであり、また、その実現に向けて全

力で取り組んでまいりたいと思います。

○松村悟郎議員 ビレッジプラザの応募は、本当に積極的な姿勢だと思います。これもなかなかハードルは厳しいと思いますけれども、まずは応募すること、宮崎をアピールすることだと思います。

それでは次に、直交集成板（CLT）の活用・普及についてお伺いします。本県は、豊富な森林資源が利用期に入り、杉素材生産量は26年連続日本一となっております。その素材は、主に個人住宅分野の建築資材として利用されておりますが、今後、人口減少社会の到来を考えますと、住宅分野以外での県産材需要拡大が必要であります。このような中、国は、「CLTの普及に向けたロードマップ」を公表し、建築基準の整備や実証的な建築の支援などを行い、全国で既にCLTによる建築事例も広がりつつあります。欧米でも既にCLTが利用された中高層建築物も珍しくなく、これまで木材を利用してこなかった分野においても、CLTの活用による新たな木材需要を創出していかなければなりません。そこで、本県のCLTの活用・普及に向けた取り組み状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県では、CLTを含めた県産材の需要拡大を図るため、副知事をトップとする県産材利用推進委員会を設置し、県有施設での積極的な活用を進めるとともに、民間施設等への普及啓発を行っているところであります。こうした中で、県有施設については、本年度着工予定の防災拠点庁舎において、CLTを活用することとしているところでございます。また、CLTを活用した宮崎大学の交流会館や木材関連企業の社屋の施設整備に補助を行い、民間施設等への普及に努めている

ところでございます。さらに、木材利用技術センターにおきましては、県産杉を使用したCLTの利用促進に向け、試験研究を進めるとともに、センターに開設している木構造相談室において、民間施設等に対する設計指導等の技術支援を行っているところでございます。

○松村悟郎議員 CLT建造物については、全国で既に平成29年3月時点で44事例が竣工済みであります。現在、建築中の物件もあるようです。杉素材生産日本一の宮崎県だからこそ、CLT建造物普及も先頭を走ってほしいと思います。地元児湯地域でも、公共施設での案件があると伺っております。公共施設に限らず、民間集合住宅など、県内需要を積極的に掘り起こしていただきたいと思います。

次に、県産品の販路拡大についてお伺いします。出荷量で3年連続日本一となった本県の焼酎の多くは、県外で販売されております。多額の外貨を稼いでいる本県最大のフードビジネス産業であります。その焼酎も、輸出に関しては国内全体でも15億円に満たないなど、150億円以上も輸出している日本酒に大きく水をあけられている状況であります。人口減少が進行し、国内マーケットの縮小が懸念される中、海外に販路を求める傾向は、今後ますます強くなっていくものと思います。本県の強みである焼酎産業を海外に向けてさらに伸ばしていくための取り組みが重要になってくるものと考えます。

このような意味で、先月、アメリカ・ロサンゼルスに官民一体の焼酎輸出促進協議会が設立され、この発足式に知事が立ち会われるとともに、全国の自治体に先駆けて、知事自身がアメリカで焼酎のトップセールスを行ってこられたということは、今後、焼酎の輸出拡大を図る上で、大変重要な一歩ではなかったかと思いま

す。そこで、知事に、今回の焼酎輸出に向けたアメリカでのトップセールスの手応えと、今後の県の取り組みについてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回のアメリカ訪問では、蓬原議長や県内の蔵元9社の皆様とともにロサンゼルスを訪れ、焼酎輸出促進協議会の設立総会や記念レセプション等に出席して、焼酎のプロモーションを行ってきたところであります。さまざまな焼酎を試飲していただく中で、ユズやショウガを混ぜたような商品に強い興味を示していただくなど、現地のニーズというのがさまざまであるな、好みもさまざまであるな。それに合わせた対応を図っていく必要があるということを感じたところであります。また、現地の有識者からは、焼酎の芳醇な香りや、糖質を含まない健康的なイメージなど、焼酎の可能性に期待する御意見のほか、焼酎の知名度を高め、本気でアメリカに売り込むには、相当な覚悟をもって腰を据えて取り組む必要があるという御指摘もいただいたところであります。

このような中、焼酎を売り込むための協議会が、初めて国外で設立されたわけでありまして、バイヤーや有識者、また政府関係機関など、立場を超えてこういう組織ができたこと、また、単発的なプロモーションではなく、持続的にそういう協議会で協議・検討を行いながらフィードバックを行っていく、そういう仕組みができたことは大変意義深いことであると考えておりまして、この枠組みを活用して、アメリカ市場の扉を開いていくことができるのではないか、その伸び代を埋めていくことができるのではないかと、手応えを感じているところであります。また、さまざまな政治、経済、文化、情報の発信拠点であるアメリカの市場を開いていく

ことになれば、それを世界に向けて強く発信できるものと感じておるところであります。県としましては、今後とも、この協議会やジェットロ等としっかり連携し、商談機会の提供や商品開発の助言を行うなど、継続的に生産者の支援を行いながら、アメリカでの、また、さらに世界に向けた焼酎の販路開拓に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、新宿みやざき館KONNEのリニューアルについてお伺いします。宮崎の食の魅力を効果的に発信するための取り組みの一つとして、施設の2階部分を飲食コーナーとし、その運営を行う民間事業者としてエー・ピーカンパニーが選定されたところであります。この事業者は、地鶏を初め、本県の多くの食材を活用し、国内外で飲食事業を幅広く展開している事業者であるとお聞きしております。そこで、今回選定された事業者に対してどのようなことを期待し、今後、事業者と連携し、どのように宮崎の魅力を発信していくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） レストラン運営予定の事業者からは、本県の農産物をふんだんに使用した和食コース料理やカフェメニューの提供、旬の食材によるフェアの開催に加え、自社の会員220万人に対する情報発信など、魅力的な提案をいただいております。また、この事業者は、本県産食材のよさを熟知しておりまして、それらをニーズに合わせて提供することで、本県の食の魅力を直接伝え、その認知度向上につなげることができるものと、大いに期待しているところでございます。県としましては、事業者が持つすぐれた企画力や情報発信力を活用しながら、KONNEへの集客を図るとともに、2階のレストランと1階の物販コー

ナー、観光情報コーナーを連携させ、県産品のPRやイベントを実施するなど、本県のさまざまな魅力を首都圏に発信してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、宮崎版DMOについてお伺いします。国は、観光による地域の稼ぐ力を引き出すために、一昨年から日本版DMO候補法人登録制度を開始したところです。みやざき観光コンベンション協会を初め、県内各地域でも登録の動きが広がっております。私としては、DMOが提唱される以前から、湯布院などでは、DMOが目指すような魅力ある観光地づくりが行われてきたのではないかと感じております。今後、観光コンベンション協会では、魅力ある観光地域づくりに向けて、市町村の観光協会と連携した取り組みを行っていくと思っておりますが、これまでの取り組みと何が違うのか、イメージしにくいと考えております。そこで、宮崎版DMOの取り組みについて、地域の観光がどのように変わっていくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 宮崎版DMOの取り組みは、多様化する観光客のニーズに対応しながら、宮崎らしい新たな観光商品を生み出し、観光消費額の増加につなげることに考えております。このため、まずは、地域の観光を支え、リードする人材づくりが重要でありますので、観光みやざき創生塾を開設し、その育成に努めているところであります。また、みやざき観光コンベンション協会に専門人材を新たに配置し、地域の資源を生かした新たな取り組みや、広域での周遊ルートづくり等について、各地域の観光関係者だけでなく、農林水産業などの多様な関係者も巻き込みながら、検討を進めているところであります。今

後、このような取り組みを継続的に行うことで、地域みずからが考え、稼ぐことのできる持続可能な観光地域づくりを実現してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、カジノを含む統合型リゾート、いわゆるIRについてお伺いします。IRに関しては、昨年12月にIR推進法が成立し、先月1日に、IR推進会議の報告書が本部長である内閣総理大臣に提出されたところです。その後、全国9カ所において、幅広い国民の意見を踏まえるための公聴会が開催され、賛成・反対を含め、さまざまな意見が出された模様です。今後、政府は、IR推進会議の報告書をベースに、公聴会やパブリックコメントの意見を踏まえて、IR実施法案を取りまとめ、秋の臨時国会に提出する見込みであるとのことであります。そこで、このような国の取り組みも踏まえ、県としてIRについてどのように考えるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） IRにつきましては、経済の活性化や観光浮揚等が期待される一方で、ギャンブル依存症や青少年の健全育成対策のほか、地方での実現可能性など、さまざまな課題があるものと考えております。県といたしましては、現在、国において検討がなされておりますIR実施法案において、カジノが抱える課題に対し、制度上の措置が十分になされるのか、国が想定するIRの規模等が地方の実態に即したものになるかなど、引き続き情報収集に努めまして、中長期的な視点も持ちながら検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、労働力の確保についてお伺いします。先日、今年度の各都道府県の最低賃金が決まりました。今回、昨年度の額を23円上回り、737円となり、本県と同じ額が8県に

ふえましたが、最下位には変わりなく、また、東京との格差はさらに広がることとなりました。求職者が求める条件はさまざまだと思いますが、やはり給与面は重要な要素だと考えます。本県の賃金が低い状況は、若者の県内就職を促進する上でもマイナスであり、現在の売り手市場の中で、賃金水準が高い東京や大阪などに、今後ますます人材が集中するのではないかと危惧しています。このような中、若者を初めとする労働力の確保に、県はどのように取り組むのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 若者など求職者が企業選択の際に求める条件はさまざまでございますけれども、給与も重要な要素の一つであると考えております。このため県では、フードビジネスなど成長産業の振興や、中核企業の育成、企業立地の推進などによりまして、給与面も含めた良質な雇用の場の創出に努めているところでございます。一方で、仕事のやりがいや会社の成長性など、給与だけでは語れない県内企業の魅力や、物価の安さ、子育て環境など、都会にはない宮崎の魅力もしっかり発信していく必要があると考えております。また、働きやすい環境づくりも重要でありますので、ワーク・ライフ・バランスの推進にも取り組んでいるところであります。今後とも、若者が宮崎で働きたいと思えるよう、これらの取り組みを積極的に進め、労働力の確保につなげてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、改正労働契約法に基づく「無期転換ルール」についてお伺いします。有期雇用で働く人が契約更新を継続し、通算5年を超えた場合には、期間の定めのない無期雇用に転換できる改正労働契約法の「無期転換ルール」が、平成30年4月から適用されること

になります。このルールは、労働者が会社に無期転換する旨を申し出た場合、いわゆる正社員にするという内容であります。これは、労働者と経営者の双方にとって大変大きな制度改革であります。その内容をいまだよく理解していない方が多くいらっしゃるのではないかと思います。そこで、改正労働契約法に基づく無期転換ルールの周知・啓発を図っていく必要があると考えますが、県の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 無期転換ルールは、労使双方にとりまして大きな制度改革であります。ルール適用開始まで残り半年ほどとなっております。このため、宮崎労働局におきましては、9月と10月を「無期転換ルール取り組み促進キャンペーン」期間といたしまして、特別相談窓口を設置するとともに、使用者団体への協力要請や説明会の開催など、集中的な周知・啓発に取り組まれているところであります。県といたしましても、これまで、広報紙やホームページなどによりまして、制度改革内容の周知に努めてきたところでありますが、今後とも、労働局と連携しながら、さまざまな機会を捉えて、その周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、企業立地についてお伺いします。昨年度の本県の企業立地件数は、過去最高となる49件でありました。この中には、東証一部上場で航空機部品の世界的企業関連の宮崎日機装株式会社も含まれています。設備投資額170億円、新規県内雇用者500人という大型の立地案件であることから、私自身も、県内の経済基盤の強化につながっていくものと大いに期待しております。県外から宮崎へと立地してもらえば、新たな投資や働く場が生まれ、県外

への就職を考えている若者やこれからUターンを考える本県出身者にとって、宮崎に住み、働き続けられる場が提供でき、企業立地の理想的な形になるのではないかと思います。本県の産業集積を高めるためには、地元企業を育てていくのはもちろんですが、高い技術や大きな資本力を持つ県外企業を積極的に誘致していくことも大切だと考えております。そこで、県外企業の新規立地の状況とその促進に向けた取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 県外企業の新規立地の状況につきましては、近年増加傾向にあり、昨年度は、宮崎日機装を含めて23件でありました。そのうち約8割が情報サービス産業となっており、立地地域にも広がりが出てきております。県外企業の立地は、「雇用の拡大」「地域経済への波及」及び「本県の産業構造の高度化」に大きな効果が期待されますことから、県としましては、市町村とともに、県外企業への訪問や各種展示会への出展等を行い、企業情報の収集や本県の立地環境のPRに日々取り組んでいるところであります。今後とも、市町村等と連携しながら、県外企業の新規立地に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、キヤノン社の立地についてお伺いします。先般、宮崎キヤノン株式会社が高鍋町の南九州大学高鍋キャンパスを取得し、新たな工場を建設するとの発表がありました。今回の計画では、キヤノンが実施するグローバルな事業展開の中で、最先端の生産装置を導入し、内製化を進めるとともに、生産機種数の増加に対応するため、工場建設に約230億円を投資し、雇用者数は、現在の約960名から、将来的には1,500名を目指すとのことでありまし

た。南九州大学高鍋キャンパスを、日本を代表する大企業であるキヤノンに有効に活用していただけるめどが立ったことは、私も心からうれしく思っています。キヤノンの立地に至るまでには県としても御苦勞があったことと思いますが、今回、南九州大学高鍋キャンパスにキヤノンの工場新設が決定したことについて、知事の所感をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) キヤノン株式会社は、我が国を代表する電気機器メーカーでありまして、グローバルに事業を展開しておられます。その最先端のデジタルカメラ工場が本県に新設されるということ、また、その活用が課題となっておりました南九州大学高鍋キャンパスに新設されますこと、大変喜んでいただいております。また、この工場が他県に建設される可能性もあった中で、約1,000名の雇用が守られると同時に、将来的には500名の新規雇用が期待されることありまして、これも大変ありがたく感じているところであります。さらに、今回の工場新設は、これまでえてして都会に目が向きがちであった若者の県内就職やU I Jターンの促進につながるとともに、地域経済の活性化にも大いに貢献いただけるものと期待しております。調印式に出席されましたキヤノンの御手洗会長からは、新工場に対する期待と熱い思い、そして、早く整備をしたいんだという思いを伺ったところであります。県といたしましても、平成31年8月の操業開始に向けまして、地元高鍋町とも連携しながら、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 よろしく願いしておきます。

次に、家畜防疫対策についてお伺いします。平成22年に児湯地域を中心として発生した口蹄

疫では、約30万頭に及ぶ多くの家畜が犠牲となり、県内経済や県民生活に甚大な影響を及ぼしました。あれから7年の年月が経過しましたが、畜産農家や関係団体の方々が一体となり、着実に復興への道を歩んでいるところであります。また、県内外から多くの激励や応援をいただきましたが、これを象徴するイベントであった「水平線の花火と音楽」が、惜しまれつつ、昨年、ファイナルを迎えました。このような中、ことし10月には、その後継イベントである「口蹄疫メモリアル みやざき食のひなた祭り」が開催されるとのことであります。口蹄疫の再発防止の観点からの取り組みと思いますが、このイベントの意義と効果について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 口蹄疫からの再生・復興に取り組む中、県内外から多くの方々が参加されました「水平線の花火と音楽」につきましては、県民に大きな希望と元気をいただきました。そこで、このイベントに込められた思いというものをしっかりと受けとめ、今後引き継いでいくために、県内の農林水産業や商工業団体などと一体となりまして、「口蹄疫メモリアル みやざき食のひなた祭り」を開催することとしたところであります。来る10月29日（日曜日）、神武大祭の日に、宮崎市の大淀川市民緑地を会場にしまして、「忘れないそして前へ」を合い言葉に開催し、全国からの御支援と食の恵みへの感謝の気持ちや、口蹄疫の教訓を決して風化させないという思いを県民に広く発信してまいりたいと考えています。さらに、全国和牛能力共進会の成果を報告しまして、県民とともに喜び、そしてたたえ合う、そんな内容にもしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 昨年度は、鳥インフルエンザは9道県12農場で発生し、県内でも地元児湯郡では2件の農場で発生しました。昨年度の発生では、自衛隊や建設業界を初め、多くの関係団体の協力により、迅速な防疫措置がなされました。2例で発生をとめられたことは、拡大防止対策が機能した結果だと思えます。しかし、一たび鳥インフルエンザが発生すれば、拡大防止対策に多くの費用と人員が必要となることに加え、埋却地周辺での環境問題など、多くの問題が生じますことから、まずは、発生させないことが何より重要であると考えます。そこで、昨シーズンの発生を受けて、鳥インフルエンザの発生防止対策にどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 昨シーズンの発生につきましては、国の調査結果によりますと、渡り鳥が農場周辺の水辺までウイルスを運び、それを野生動物等が鶏舎に持ち込んだことが要因の一つとされております。このため県では、野生動物によるウイルス侵入防止対策等をわかりやすく図や写真で示した資料を4月に作成・配布しまして、定期的な自主点検と鶏舎等の破損箇所の早期補修を指導しているところであります。その上で、家畜防疫員が992の農場全てを巡回しまして、自主点検内容を確認しますとともに、簡便な補修方法を実演するなどしているところでございます。また、水辺周辺のリスクの高い農場に対しましては、11月以降に再度立ち入りをしまして、発生防止に万全を期すこととしております。さらに、万一に備えた埋却地につきましても、それぞれの農場の立地特性等を踏まえまして、適切に確保するよう改めて指導しているところであります。

○松村悟郎議員 次に、農業水利施設の老朽化

対策についてお伺いします。本県では、数多くの用排水路等の農業水利施設が整備され、農業の生産向上に大きく貢献しています。これらの施設は、古くは昭和30年代に建設されたものもあり、県営事業で造成された施設の中で、建設後50年以上経過する施設は、今後10年間に、ため池や頭首工などの施設が15施設から30施設に、また、農業用排水路も、67キロメートルから196キロメートルにまで増加してくると見込まれております。これらの施設の老朽化により、機能の低下や損壊による農業生産への影響が懸念されております。本県農業が持続的に発展していくためには、これらの施設を健全に機能維持していくことが大変重要だと思います。今後、農業水利施設の老朽化が進む中、県はどのように対策を講じていくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業水利施設の老朽化対策につきましては、平成21年度から施設の劣化の状況を調査しまして、対策工法を含めた機能保全計画を策定しているところであります。その上で、対策工事につきましては、優先度が高く、地元の合意が得られた施設から順次実施している状況です。全ての工事の実施には相当の期間と費用を要しますので、今後とも、国に対しまして、十分な予算の確保を要望しますとともに、関係機関と連携を図りながら、計画的に施設の老朽化対策を進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 これらの農業水利施設は、土地改良区などにより、適切な維持管理が行われているところですが、施設の老朽化が進むにつれ、今後、農業用パイプラインの破裂や用排水ポンプの緊急停止など、自然災害によらない突発事故の増加も予想されます。この突発事故に

ついては、災害復旧事業の対象となっておりません。農家が安心して農業生産活動を継続し、地域住民が安全に暮らしていくためには、素早く対応していくことが必要だと思います。ことし5月に公布された改正土地改良法では、土地改良施設の突発事故への対応について、農業者からの申請によらず、国または地方公共団体が、災害復旧事業と同一の手続で事業を実施できるよう措置されることになったと聞いております。県においては、農業水利施設の突発事故に対して今後どのように対応していくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 現在、農業水利施設の突発事故が発生しました場合には、一定の手続を要しますために、災害復旧と同様の対策工事が直ちに実施できない状況がございます。そのため、議員が今おっしゃいましたように、今回の土地改良法改正におきまして、農業者からの申請を待たずに、災害復旧と同様に対策工事が実施できるようになることは、施設の早期復旧に大変有効であると考えております。今後、国から法改正に伴う事業の詳細が示される予定でございますので、その情報収集に努め、突発事故の際には速やかに活用できるように対応してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、農業用ため池についてお伺いします。農業用ため池は、営農に欠かせない農業用施設となっており、また、生物の生育の場所、地域への憩いの場の提供など、多面的な機能を有しております。このような中、ことし7月に発生した九州北部豪雨災害においては、山腹崩壊による土砂や木々の流入により、ため池が決壊して、重大な被害が発生する一方で、流れ込んだ土砂や木々がため池内に貯留され、言い換えれば、ため池が砂防ダムの役割を

果たしたことにより、下流の住宅等への被害を軽減したとも聞いています。このように、さまざまな機能を有しているため池が県内にも数多く存在しており、改修や補修などの整備が必要であると思いますが、県内に防災上整備が必要な農業用ため池は何カ所あり、また、その整備はどのように進められるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 県内には、農業用ため池が全部で699カ所ありまして、目視による点検や下流域の調査を実施しましたところ、被害が生じる可能性のあるものが134カ所認められたところであります。そこで、これらを「防災重点ため池」として指定しまして、優先的に整備することといたしました。平成28年度までに27カ所の整備が完了し、現在、15カ所で整備を進めているところであります。今後も、関係市町や施設管理者である土地改良区等と連携を図りながら、計画的にため池の整備を進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 最近では、雨による災害だけではなく、地震による災害にも備える必要があると思います。同じように、昨年4月に熊本地震が発生し、多くのため池が被害を受けております。農業用ため池として利用されている貯水量約85万トンの大切畑ダムにおいて堤体の一部に亀裂が発生し、一時的に避難指示が発令されております。本県においても、今後発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模地震に備えた耐震化が必要と考えられます。農業用ため池の耐震化をどのように進めていくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業用ため池の耐震化につきましては、「防災重点ため池」での耐震調査を進めているところでございま

す。平成28年度までに99カ所の調査を実施しましたところ、71カ所で耐震不足との結果が出ております。そこで、この調査結果を踏まえまして、今後、被害の大きいと判断されるため池から、優先的に対策工事を実施していきたいと考えております。

○松村悟郎議員 これからの地震、豪雨災害等を考えますと、農業水利の保全はもとより、災害から人命、財産を守るという観点からも、老朽化する農業水利施設、特に農業用ため池の早急な改善が必要と思われます。整備のスピードを上げていただきたいと思います。

次に、漁業振興・担い手対策についてお伺いします。先日、漁業協同組合に伺った際に、親から独立し、新しく漁船を建造する漁業後継者の話を聞きました。漁業は現在、資源の減少やコストの増大などの厳しい経営環境であります。このような意欲のある漁業後継者がいることを心強く思うとともに、このような担い手を大事に育てていく必要があると感じたところであります。しかし、現実には目を向けますと、本県の漁業就業者数の大幅な減少と高齢化の進展により、今後、水産業や漁村の活力低下が危惧され、担い手対策は喫緊の課題となっております。

このような中、担い手対策を重要なプロジェクトの一つとして位置づけ、漁業担い手対策の推進母体となる公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構を平成28年2月に設立し、漁船リース事業等のさまざまな対策を実施していると聞いております。そこで、宮崎県漁村活性化推進機構のこれまでの漁業担い手対策に関する成果と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 宮崎県漁村活

性化推進機構では、平成28年2月の設立以降、漁船リース事業により、漁業担い手の漁船取得経費に係る負担軽減を図るとともに、全国漁業就業支援フェアでの本県漁業のPRや勧誘等も積極的に行ってまいりました。そのような結果、平成28年には55人が新たに漁業に就業し、過去5年平均の41人を上回る成果を上げてきております。また、今後は、担い手受け入れ情報や就業に必要な漁船の情報を提供します漁業就業応援バンクのほか、担い手の操業準備に係る経費の支援や、経営のフォローアップを通じまして、新規参入から定着までのきめ細やかな担い手対策に取り組んでいくと伺っております。県といたしましても、関係機関と連携しながら、引き続き、漁村活性化推進機構の支援を行いまして、積極的に担い手対策を推進してまいります。

○松村悟郎議員 本県では、毎年9月からイセエビ漁が解禁となります。宮崎県は、全国有数のイセエビの産地であるとともに、単価も高く、沿岸漁業者の重要な漁業資源となっています。しかし、毎年度県が公表しているイセエビの資源状況の評価結果では、近年の資源水準は低位となっており、資源の回復が順調に進んでいない状況にあります。資源の減少にはさまざまな要因があると思いますが、イセエビの生育環境に重要な藻場の減少が大きいのではと考えております。藻場は、イセエビのみならず、多くの水産資源の生育に欠かせないものですが、本県の藻場の面積は、昭和50年代と比較すると半分以下というデータもあります。そこで、沿岸資源をふやすために重要な藻場の造成が必要です。今後どのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 多くの水産生

物の生育の場である藻場を拡大することは、水産資源を回復させるために重要な方法の一つであると認識しています。これまでの研究成果から、藻場は、魚やウニの食害を受けにくい冬場の水温が低いところや、砂地に囲まれた岩礁に形成されるということがわかっておりまして、こういった条件を満たす海域に、人工的に藻場を拡大していくことが有効と考えております。このため県では、平成29年度から33年度までの「宮崎県水産環境整備事業基本計画」におきまして、藻場造成事業を実施することにしておりまして、今年度はその適地調査を行っているところでございます。今後は、この調査結果に基づき、順次事業化を進め、藻場の回復に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、美しい宮崎づくりについてお伺いします。本年4月に「美しい宮崎づくり推進条例」が施行されました。本県には、緑豊かな山々、南国情緒あふれる海岸線などの自然景観や、私の地元高鍋町染ヶ岡地区のヒマワリ畑のような、地域の人々の営みとともに育まれた農村風景など、全国に誇るべき美しい景観が県内各地にあります。私は、このような地域固有の景観を生かした魅力ある地域づくりを進めることは、今後、本県で開催される国民文化祭や国民体育大会にお越しになる方々へのおもてなしや、地方創生といった観点からも、大変重要ではと考えております。現在、県では、条例に基づく施策を総合的に実施するための推進計画を策定中とお聞きしておりますが、どのようなところに力を注いでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 美しい宮崎づくりを進めるに当たりましては、県内各地の魅力ある景観を「県民共有の財産」として守っていくこ

と、つくり出していくこと、そして活用していくこと、こうした取り組みを、県民一人一人の力を合わせて進めていくことが大変重要であると考えております。このため、現在策定中の推進計画におきましては、今後、特に力を入れて取り組むべき3つの重点施策としまして、1つ目は、「景観による地域のブランド力の向上」、2つ目は、「景観を生かしたおもてなし」、3つ目は、「宮崎を美しくする人づくり」を掲げているところであります。具体的には、世界農業遺産などのブランドを生かした地域の活性化でありますとか、国民文化祭や国民体育大会などの開催を見据えた観光地や沿道における景観の磨き上げ、さらには、将来を担う子供たちに対する啓発や専門家の育成などにも取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、県民や事業者の皆様と一体となって、愛着と誇りの持てる美しい宮崎づくりに取り組んでまいります。

○松村悟郎議員 現在策定中の「美しい宮崎づくり推進計画」におきましては、「景観を生かしたおもてなし」が重点施策の一つとして掲げられております。その中でも、観光地につながる道路においては、景観の磨き上げなど、本県が全国に先駆けて推し進めてきた沿道修景美化の取り組みは、柱と言うべき重要な施策になると思います。予算も限られているのはわかりませんが、最近では、沿道の草刈りなどが十分に行われていないところも見受けられ、県民や観光客の皆様も残念に思われているのではないかと心配をしています。そこで、美しい宮崎づくりの柱として、沿道の草刈りなど、沿道修景美化に取り組んでいく必要があると思いますが、どのように進めていくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 本県ではこれまで、「沿道修景美化条例」のもと、良好な道路環境の創出と保全に努めてまいりましたが、近年、樹木の高木化や老木化などのさまざまな課題が発生しております。この課題に対応するため、ことし3月に策定した「沿道修景美化基本計画」に基づき、植栽のリニューアルやめり張りのある維持管理などについて、現在、具体的な検討を進めているところであります。その中で、沿道の草刈りにつきましては、良好な景観を持続させるために、路線ごとの回数の見直しや効果的な除草方法について、専門家の意見も伺いながら検討を行っているところであります。今後とも、「美しい宮崎づくり」の重要な柱の一つとして、質の高い沿道修景美化の実現に向けて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、毎回質問しておりますけれども、一ツ葉有料道路の景観についてお伺いします。この道路は、高鍋から宮崎港や宮崎空港といった主要な物流拠点を結ぶ重要な道路であり、海岸線の風景と相まって、他に類を見ない美しい道路であると感じております。また、県外から宮崎を訪れた方々の評判も大変高く、本県の観光資源として大切な財産であると思っています。現在、この道路の維持管理費用は料金収入で賄われており、料金徴収の期限が平成32年2月までで、その後は無料開放され、県で管理していく予定と聞いています。そのため、無料開放後においても従来どおりの美しい景観を保てるのか、不安を感じています。そこで、無料開放後の一ツ葉有料道路の景観保全についてどのように取り組むのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(東 憲之介君) お話にあり

ましたように、一ツ葉有料道路は、美しい海岸線や松林の風景の中を通過し、沿道のワシントンパームの並木など、宮崎ならではの南国情緒が感じられる道路であり、多くの方々に利用いただいておりますことから、本路線の景観を保全することは大変重要であると考えております。このため、道路公社と県におきまして、「沿道修景美化基本計画」に基づき、美しい景観を保全するための検討を進めているところであり、植栽のリニューアルやめり張りのある維持管理などの取り組みを、無料開放に向けて実施してまいります。今後とも、一ツ葉有料道路の景観保全に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、空き家対策についてお伺いします。空き家対策につきましては、平成27年5月に空家等対策特別措置法が施行され、本県においても、その対策に鋭意取り組まれているところだと思います。先日、東京都世田谷区が、著しく管理不十分な空き家で所有者が不明なものを、都内で初めて、民法の仕組みを用いて解体したという新聞報道がありました。著しく管理が不十分な空き家は、地域住民にとっては迷惑なものであり、その対策は、防災やまちづくりの両面で重要なものであります。空き家対策の一例として、世田谷区の事例を紹介しましたが、まずは空き家の実態を把握し、危険な空き家については撤去していくことが必要だと考えます。そこで、管理が不十分な空き家に対する本県の取り組み状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 空き家対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、住民に最も身近な行政主体である市町村が、必要な措置を講じること

とされております。市町村の取り組み状況につきましては、まずは、所有者の特定や建物の状況などの実態調査が必要であり、現在、17の市町村が実施済みで、残る市町村も、今年度以降の実施予定であります。また、著しく管理が不十分で倒壊のおそれがあるなど、防災や衛生面から地域の生活環境に悪影響を与える「特定空家」に対しましては、これまで3つの市町において、法に基づく助言・指導や勧告を行っており、これにより撤去された空き家も出てきております。県といたしましては、空き家対策の促進に向け、引き続き、「市町村空家連絡調整会議」等を通じて、市町村に対し、先進的な事例などの情報提供や助言を行ってまいります。

○松村悟郎議員 次に、鋼橋の再塗装についてお伺いします。高度経済成長期に建設された道路橋等の社会資本については、建設後50年以上が経過するものなど、急速に老朽化が進んでいます。中でも、鋼鉄でつくられた橋、いわゆる鋼橋については、塗装の塗りかえなど、適切な維持管理を行うことが必要であります。そのような中、平成26年4月に、首都高速道路の工事において、作業員が塗膜くずに含まれる有害物質である鉛を吸い込んだことにより、健康障害を引き起こした事例が発生しました。これを受けて、厚生労働省から、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止」に関する通知が出され、剥離作業の方法、作業員の有効な保護具の着用、外部への拡散防止措置などの安全対策が強化されております。このように、作業員の健康障害や周辺環境への影響に配慮した安全対策は重要だと考えておりますが、これらの対策には従来よりも経費が必要となるため、その分、工事費が増大し、事業の進捗におくれが生じるのではな

いかと危惧しているところです。そこで、厚生労働省の通知を受け、鋼橋の塗装塗りかえについて県はどのように取り組むのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 厚生労働省の通知を受けまして、本県では、工事着手前の有害物質の確認や、施工中の安全対策などを定めた県独自の指針を全国に先駆けて策定し、昨年度から運用しているところであります。このことにより、これまで以上の安全対策が必要となるため、経費がふえることとなりますが、塗装の塗りかえは、鋼橋を健全な状態に保つために必要な工事であると考えております。県といたしましては、現在、国が進めている塗装塗りかえの安全性確保や経済性向上につながる技術開発の動向を注視しながら、引き続き、鋼橋の維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 鋼橋塗装の塗りかえについては、全国に先駆けて策定した県独自指針に基づいた安全対策をとった施工がなされた現場があると伺っています。作業員や周辺住民への影響を考えた積極的な取り組みだと、大いに評価されていると思います。これには、日ごろからの研修による知見の積み重ねや、同様に橋梁を抱える市町村に対しての啓発、さらには安全施工技術の向上に努力された宮崎県鋼橋コンクリート構造物塗装協同組合の活動、これも大きな力となっております。この活動は、全国と比較しても特異な取り組みであります。このような技術力を持つ県内業者に、ぜひとも安全施工を任せたいものだと感じたところでありました。

次に、教育現場の長時間労働解消についてお伺いします。文部科学省が4月に公表した「平成28年度教員勤務実態調査結果」によります

と、小学校教諭の約3割、中学校教諭の約6割が、週60時間以上の勤務を行っているとのことであります。これを民間企業の週40時間勤務に当てはめた場合、1カ月の超過勤務は、単純計算で月当たり80時間以上、いわゆる過労死ラインに達することとなり、学校現場における働き方改革は喫緊の課題であります。先日開催されました宮崎県総合教育会議においても、知事と教育長、教育委員が、学校業務の効率化や教職員の多忙化解消について意見を交わされたところではありますが、学校現場の長時間労働解消に向けてどのように取り組まれるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」に基づきまして、調査・提出書類の削減やスクールソーシャルワーカーの増員などにより、教職員の負担軽減を図っているところであります。一方で、学校現場における業務の効率化には、管理職の強いリーダーシップが不可欠でありますことから、私からも小・中・高の校長等に対して、機会あるごとに、行事・会議等の精選や部活動の休養日の設定など、多忙化解消の取り組みを強く訴えているところであります。また、管理職が教職員の勤務実態を正確に把握するために、県立学校におきまして、今月から出退勤時刻の記録を始めたところであり、今後、市町村教育委員会にもこの取り組みを促してまいります。先般、文部科学省が中央教育審議会に、学校における働き方改革に関する総合的な方策について諮問を行いましたことから、その動向も注視しながら、教職員が児童生徒に向き合い、本来の教育活動に専念できる環境づくりに、引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、発達障がい等のある生徒の進学機会確保についてお伺いします。先日、宮崎市で開催された「発達障がいのある方の幸せを考える」という講演会に参加しました。講演を聞いて、小学校、中学校においては、特別支援学級や通級指導教室を中心に、発達障がい等のある児童生徒への指導支援の連携がとられているということがわかりました。一方で、高校においては、発達障がい等のある生徒が入試で不利益をこうむることのないよう配慮がなされているのか、また、入学できたとしても、通級による指導等の支援がないため、安心して学校生活を送ることができるのか、そのようなことが不安になりました。保護者は、子供に高校でさまざまな経験をする機会を与えてもらいたいと願っています。私も、ぜひこのような機会を確保してあげたいと考えます。そこで、発達障がい等のある生徒に対する高等学校入試や入学後の対応状況について、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 発達障がいなど、特別な配慮を要する生徒の高等学校入学者選抜検査につきましては、障がいの状況に応じて受検できるよう、事前に在籍する中学校と十分に連携を図り、例えば、別室での受検や検査時間の延長など、一人一人に応じた配慮を行い、実施しているところであります。また、入学後につきましては、対象生徒が学校生活で困ることがないように、校内支援体制や指導方法等について、各学校への助言や研修等に努めているところであります。さらに、平成30年度からは、高等学校における通級による指導が制度化されますことから、本県においても実施に向けて準備を進めているところであり、個々の生徒の障がいの状態に応じた指導が、生徒の自立と社会参

加に向けたさらなる支援につながるものと期待をしております。今後とも、高等学校における特別支援教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 私立高校にも、日章学園の共生コースを初め、都城高校や日南学園に専門のコースがあると伺っております。県立高校においても、一歩進んだ取り組みがなされることですので、私立高校とも連携して、発達障がい等のある生徒の進学機会の確保に努めていただきたいと思っております。

次に、減少する街の書店の現状についてお伺いします。本年8月24日付の朝日新聞の記事によると、全国の書店の数は、2000年当時に比べて約4割減少したとのことであります。近年の人口減少や活字離れに加え、インターネット通販やコンビニエンスストアでの取り扱いなど、街の書店で本が購入される機会が減ってきており、県内においても、本年7月現在で、書店のない市町村が8カ所もあるとの内容であります。街の書店は、地域の雇用を支える場の一つであり、他の商店とともに、これまで地域経済や商店街を支えてきたと考えております。地域経済の担い手である街の書店の現状について、県としてどのように考えているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 宮崎県書店商業組合によりますと、県内の古本業を除いた書店の数は、本年9月1日現在で52店舗となっており、議員御指摘のとおり、インターネット販売の拡大や大型書店の進出等により、近年、減少が続いております。このように、街の書店を初め、地域の商業者を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、それぞれ雇用など地域経済を支える大きな役割も担っておりますこ

とから、県といたしましては、引き続き、市町村等としっかりと連携し、地域商業の維持・充実に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、公立図書館の図書購入についてであります。厳しい財政状況の中、図書購入の予算は減少傾向にあると聞いています。また、これまで書店は、公立図書館への納品など、地域に貢献してきていると思われませんが、近年、公立図書館では、図書の購入を県外の業者から直接購入する場合があると聞いております。そこで、県立図書館及び市町村立図書館の図書購入の実績と購入先の状況について、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 県立図書館における図書購入等の予算額でございますが、ここ数年は4,100万円台で推移しておりますけれども、5年前と比較すると減少傾向にあります。また、受け入れ冊数は年によって増減がありますが、昨年度は約1万7,000冊となっております。市町村における公立図書館と公民館図書室の図書購入等の予算額の合計は、宮崎県公共図書館連絡協議会のまとめによりますと、ここ数年は約1億5,000万円台で推移しており、5年前と比較すると減少傾向にあります。また、受け入れ冊数の合計は、年によって増減がありますが、昨年度は約12万7,000冊となっております。

次に、図書の購入先につきましては、県立図書館は主に県内の書店から購入しております。また、調査を行いました市町村立図書館では、全31館のうち約半数が主に県内から購入しており、残りは主に県外から購入しております。

○松村悟郎議員 約半数の図書館が県外業者から購入しているとのことですが、私の聞いたところによると、県外の業者は、ラベルやカバーをつけるなど、県内書店には提供が難しいサー

ビスも行っているようです。そのサービスに頼るところが大きくなり、地域の状況に合わせて本を選んだり、整理したりするなどのノウハウが県内の図書館からなくなるのではないかと心配する声も聞かれます。加えて、地域の書店が減少することは、少なからず「日本一の読書県」の取り組みにも影響を与えるのではないかと考えます。そこで、「日本一の読書県」を目指す宮崎県として、現在の状況についての認識、今後の取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 県内の書店数が全体的に減少している現状につきましては、本県の文化振興の観点からも、また、「日本一の読書県」を進める上からも残念に思っているところであります。このような状況の中ではありますが、県教育委員会といたしましては、現在、商店街において高校生による読書のイベントを行うなど、県民の本に親しむ機運の醸成を図る取り組みを行っております。今後もこのような取り組みを推進するとともに、県立図書館を中心に、市町村立図書館と連携を図りながら、図書館職員の資質向上を図るための研修を充実させるなど、「日本一の読書県」を目指した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 読書日本一を目指す本県ですが、読書が好きですと回答した中学生の割合が、全国平均以下という学習状況調査の結果が出ています。街の書店は、地域文化を育む大事なアイテムの一つであり、子供や中高生にとっては、実際に本に触れることができる読書の入り口であります。また、県内公立図書館は、図書購入予算は減少傾向にあるものの、書籍の宝庫であります。地元の書店から図書を購入することは、「地元でできることは地元でやる」と

いう地方創生の基本中の基本であり、地域内経済循環に貢献することにもなります。公立図書館運営の県外への業務委託は、地域に合った図書の選択や独自の図書館運営、図書業務ノウハウなどの図書文化を地域からなくしてしまう一因にもなります。読書日本一を目指す宮崎県として、街の書店の存在意義と図書館の運営のあり方等について、しっかり考慮いただきたいと思えます。

次に、「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産登録についてであります。去る7月31日に国の文化審議会は、平成31年の世界文化遺産登録に向けて、大阪府の「百舌鳥・古市古墳群」をユネスコに推薦することを決定したとの報道がありました。この「百舌鳥・古市古墳群」が登録されると、時代を共通とする南九州の古墳群の登録に向けての取り組みは厳しい状況になるのではないかと、地元でも心配する声があります。そこで、今後、県として、世界文化遺産登録に向け、どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 世界文化遺産登録のためには、まず、国内の暫定リストに掲載される必要があります。これまで、調査研究やシンポジウムなどでの情報発信など、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。今回、暫定リストの中から世界文化遺産への推薦が決定しました「百舌鳥・古市古墳群」は、本県の「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」と古墳の形やつくられた時期など共通する部分が多いことから、この評価や審査など、今後の動きというものを注視してまいりたいと考えております。県といたしましては、まずは、「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳

群」の国内暫定リストへの掲載を目指し、その歴史的景観や墓制の独自性——その形や仕組みの特徴ということではありますが——が評価されるよう、関係機関と連携しながら取り組みを継続してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 南九州の古墳群の象徴とも言える男狭穂塚・女狭穂塚について、今後の世界文化遺産登録を目指す上で、さらなる魅力向上のために、古墳本来の姿や大きさを感じられるような環境整備を行う必要があると考えます。そこで、男狭穂塚・女狭穂塚の環境整備について今後どのように考えているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 男狭穂塚・女狭穂塚の環境整備ではありますが、その敷地内については宮内庁、周辺部を県が行うこととなります。現在、県教育委員会では、男狭穂塚・女狭穂塚に隣接する西側の約1万9,000平方メートルを対象に、地中レーダーによる調査などを進めているところでございます。今後、その調査成果に基づきまして、国の史跡指定地の拡大に向けた取り組みや、遊歩道の設置などの整備を行ってまいりたいと考えております。こうした中で、先月8月1日に私が宮内庁を訪問いたしまして、今後県が実施する整備の予定などを説明し、国と県が一体となった環境整備のお願いをしてまいりました。今後とも、宮内庁と密接に連携をとりながら、男狭穂塚・女狭穂塚の魅力が高まるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 世界遺産登録に向けて、よろしく願いしておきます。

次に、交通事故防止対策についてお伺いします。

新聞報道によりますと、日本自動車連盟と警

察が実施したチャイルドシートの使用状況に関する調査の結果、本県の使用率は、全国平均を大きく下回るなど、低調であるとのことであります。チャイルドシートを使用しなかった場合、死亡や重傷につながる確率は3倍に高まるとのことであり、実際に県内でも、チャイルドシートを使用しなかったために死亡事故になった事例や、逆に正しく使用していたために、重大事故にもかかわらず無傷で済んだ事例もあると聞いております。そこで、本県におけるチャイルドシートの使用率とその向上に向けた取り組みについて、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 本県のチャイルドシートの使用率につきましては、本年4月の調査結果では55.9%で、全国平均の64.1%を8.2ポイント下回る、全国38位でありました。過去2年の本県のチャイルドシートの使用率を見ますと、平成27年が67.8%、平成28年が62.8%と、2年連続で使用率が低下しております。その向上に向けた取り組みにつきましては、幼稚園等を訪問し、保護者の方々に対して事故の事例を挙げながら、その必要性と正しい取り付け方の講習を行ったり、ポスター等を産婦人科や小児科へ配付するなど、広報啓発に取り組んでいるところであります。また、毎月10日と30日を全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日に指定し、その周知を図るとともに、指導取り締まりを強化しております。今後とも、子供たちの大切な命を守るため、指導取り締まりを行うとともに、関係機関等と連携して広報啓発に努め、チャイルドシートの使用徹底を図ってまいりたいと思います。

○松村悟郎議員 チャイルドシートは、日本の将来を担う大事な子供たちの命を守ります。どうぞこれからもよろしく願い申し上げます。

最後の質問になります。運転免許自主返納についてお伺いします。全国的に高齢化社会がますます進展している中、高齢者が、交通事故の被害者だけではなく加害者になるケースがふえております。高齢ドライバーによる交通事故の防止が大きくクローズアップされています。そのような中で、先日、宮崎県内において、運転免許の自主返納件数が大幅に増加しているとの報道がありました。自主返納が増加している理由については、高齢ドライバーの交通事故の増加や、本年3月に改正道路交通法が施行され、75歳以上の免許更新手続が変わったことなどが背景にあるのではないかと分析があります。本県における最近の自主返納の状況と、8月から導入された代理人による返納制度の内容について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 昨年の運転免許自主返納者につきましては、2,990人で、そのうち65歳以上の方が97%の2,907人でありました。これは、10年前である平成19年の33倍になり、大きく増加している状況です。また、本年1月から8月末までの返納者につきましても、2,558人と昨年を上回るペースで推移しております。

次に、運転免許の代理返納制度ですが、これまで自主返納は、返納者本人が直接、免許センターや警察署に出向く必要がありました。そこで、本年8月から、病気などの理由で自主返納手続が困難な65歳以上の方を対象に、返納者本人にかわって、その家族や介護施設の管理者が代理返納できるよう、制度の充実を図ったところですが、警察としましては、今後も本制度の周知に努め、この制度をきっかけに、自主返納への理解が深まり、高齢者の交通事故防止につながることを期待しております。

○松村悟郎議員 県議会自由民主党の代表質問

2人目として、50問質問させていただきました。誠意ある御答弁、ありがとうございます。この中でも、キヤノンの高鍋町への立地は、とても大きな関心事であったのではないかと思います。キヤノン、日機装などの大型投資を伴うグローバル企業の立地が相次いで決まったことは、雇用だけでなく、それぞれの地域経済にも大きな効果をもたらすものと思います。これからも県外からの企業立地を期待しております。また、これ以外のものも、それぞれ県勢の発展、県民の福祉向上のために重要な課題であります。県に対する県民の期待も大変大きいものがあります。知事を初め、県執行部の皆様には積極的なお取り組みをお願いし、私の代表質問を終わります。ありがとうございます。

(拍手)

○蓬原正三議長 以上で本日の質問は終わりました。

○蓬原正三議長 ここで、今回提案されました議案のうち、議案第10号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第10号を議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第10号委員会付託

○蓬原正三議長 議案第10号については、お手元に配付の付託表のとおり、総務政策常任委員会に付託いたします。

ここで、議案第10号に係る委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後3時23分開議

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第10号)

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、総務政策常任委員長の審査結果報告を求めます。総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第10号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」であります。

これは、宮崎県議会串間市選挙区におきまして、議員辞職により欠員が生じたことに伴い、補欠選挙を執行するための経費を措置するもので、2,600万円余の増額補正となっております。歳入財源は繰入金であります。

その主な内訳は、串間市に交付する選挙経費や、候補者のポスター作成費などの公営負担に要する経費であります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 総務政策常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第10号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

議案第10号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成29年9月13日(水)

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時25分散会

9月14日（木）

平成 29 年 9 月 14 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	後 藤 哲 朗	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	右 松 隆 央	(同)
8 番	二 見 康 之	(同)
9 番	日 高 博 之	(同)
10 番	野 崎 幸 士	(同)
11 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	蓬 原 正 三	(同)
14 番	西 村 賢	(自 由 民 主 党 青 の 国)
15 番	凶 師 博 規	(愛 み や ご き)
17 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
18 番	高 橋 透	(県 民 連 合 宮 崎)
19 番	徳 重 忠 夫	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	松 村 悟 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	濱 砂 守	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	宮 原 義 久	(同)
35 番	山 下 博 三	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	星 原 透	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	横 田 照 夫	(同)

欠席議員 (1 名)

16 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
------	---------	---------------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	日 隈 俊 郎
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	田 中 保 通
福 祉 保 健 部 長	畑 山 栄 介
環 境 森 林 部 長	川 野 美 奈 子
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	福 嶋 幸 徳
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 道
警 察 本 部 長	郷 治 知 博
代 表 監 査 委 員	高 橋 幸 二
人 事 委 員 会 事 務 局 長	原 田 幸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	上 山 伸 二
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	谷 口 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 代表質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。宮崎牛、3度目の頂点、おめでとうございます。県民連合宮崎を代表して、心からなるお祝い、そして、お喜びを申し上げますとともに、ここに至るまでの道のり、日本一の努力と準備に大変な御苦勞があったと思います。改めまして、関係各位に心から敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。

宮城で開催されました全国和牛能力共進会、肉牛の部で見事、最高賞の内閣総理大臣賞を獲得されました。肉質での日本一です。国内はもとより、海外からも高い評価と注目を集めた快挙であると称賛されました。次なる目標、頂は世界一、宮崎のうまい食、宮崎ブランドにさらに磨きをかけ、自信と誇りを持って世界へ羽ばたいていこうではありませんか。

それでは、通告に従い、代表質問を行ってまいります。

まず、知事の政治姿勢であります。

来年度予算方針についてお尋ねをいたしてまいります。先日、国の平成30年度概算要求の状況が公表されました。一般会計総額は約101兆円で、平成29年度の要求額よりは下回るものの、4年連続の100兆円を超える高水準となっております。これから財務省の査定が入り、どこまで圧縮されて最終的な予算案となるのかわかりませんが、新聞報道には、例えば厚生労働省関係で

申し上げれば、働き方改革に2,800億円、子育て支援に3,700億円というような大きな見出しが並び、一方で、社会保障関係費の伸びを1,300億円圧縮とも報じられています。県におかれましては、これらの国の予算に関する公表資料等を読み解かれ、情報収集し、動向を捉えて、県の平成30年度の当初予算編成に取り組んでいかれることと考えます。そこで、平成30年度国の概算要求に対する評価と、県の平成30年度予算編成についての基本的な考え方を、知事にお尋ねいたします。

次に、国体施設整備についてお尋ねいたします。2巡目国体等に向けた施設整備については、これまで、市町村やスポーツ団体等からさまざまな意見や要望を受け、慎重に検討を重ねられたと伺っています。その結論が、スポーツランドみやぎの全県展開に資するよう、県北・県西地域への施設配置を含め、整備を進める方針が出されました。私は、県有施設の一極集中は、できれば解消したほうがいいと思いますし、今回の国体施設の分散整備に反対するものではありません。今回、体育館は延岡市に、陸上競技場は山之口町へと方針決定されました。総合的な判断とはいえ、分散施設整備は、競技者等の負担や競技運営面での課題が生じるとは思います。競技者等の視点からどのような対応を考えていかれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の可否判断についてお尋ねいたします。原子力発電の最も大きな問題の一つは、放射性廃棄物、いわゆる核のごみを処分する場所です。経済産業省は7月末、高レベル放射性廃棄物を地下に埋める最終処分場施設を選定するための科学的特性マップを公表しました。マップによりまず

と、県内沿岸部を中心に、ほとんどの自治体が好ましい地域とされました。放射性廃棄物の最終処分施設の受け入れの是非について、知事に見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

国の概算要求の評価と県の当初予算編成についてであります。国の平成30年度概算要求が公表され、各省庁の特徴的な要求事項等が報じられているところではありますが、地方財政に大きな影響を与える地方交付税の要求を見ますと、平成29年度予算より4,000億円の減の15.9兆円とされ、一方で、臨時財政対策債は5,000億円の増の4.6兆円とされております。総務省の試算では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額は確保されているということですが、国において、地方の基金増加を理由とした地方財政計画の適正化等が議論されているところでもあります。厳しい国の財政状況の中にあつて、大変額の大きい地方交付税は、常に見直しの対象になっているわけでありまして、今後の国の動向を特に注視していく必要があると考えておりますし、地方から、しっかりとその確保に向けて声を届けていく必要があるものと考えております。県の平成30年度当初予算編成につきましては、今後、本格的に取り組んでいくこととなりますが、本県の財政状況につきましては、厳しい状況が続くものと考えておりますので、不断の取り組みとしての財政改革を執行しながら、地方創生の推進を初めとした県政の重要課題に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2巡目国体に向けた施設整備の対応に

ついてであります。今回お示しした整備方針によりまして、地域によっては会場地までの距離が長くなり、選手の移動に時間がかかる。あるいは、審判や補助員等の多くは宮崎市に集中しているため、移動時間や経費が負担となり、大会役員等の確保が難しいなどの意見が出ています。このため、競技団体の意見を伺いながら、また、地元市とも十分に連携を図り、競技者や競技役員等の負担が軽減できるよう、競技者等の視点も含め、必要な支援のあり方等について検討してまいりたいと考えております。

最後に、科学的特性マップの公表についてあります。高レベル放射性廃棄物の最終処分は、国全体で解決しなければならない重要な問題であり、そのためにも、まず、国民的議論がなされることが大切であると考えております。7月に公表されたマップは、議論のきっかけとなるよう、技術的、専門的な観点から作成されたものと伺っております。あわせて、国は、最終処分に関する対話活動を進めながら、理解の深まった地域に対して申し入れ等を行い、約20年をかけて、文献調査、概要調査、精密調査を実施していくこととしております。現段階で、受け入れの是非を判断すべき状況にないと思いますが、本県は南海トラフ巨大地震の発生が懸念されるなど、不安に感じる方もおられるのではないかと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○高橋 透議員 ありがとうございます。

まずは、国体施設整備について、若干のコメントを申し上げたいと思うんですが、賛否両論あったと思うんです。さまざまな観点から熟慮を重ねられた上での結論だったというふうに思います。きのうの答弁で、スポーツランドの全

県展開、そして地域振興を強調されました。ただ、アスリートファーストですよ。いわゆる競技者視点、大会の主役は競技者であります。競技者にベストコンディションで大会に臨んでもらう、そのことが大事なのであります。6月議会において有岡議員が質問しておりますが、その答弁に、「施設整備に当たっては、機能性や将来性、安全性、経済性の観点から、総合的な評価を行って絞り込みを行う」というふうに答弁されているんです。国体後は、世界大会とか全国大会を誘致する必要があります。国体後の利用頻度の課題もあるわけです。そして、きのうの知事の答弁、木花の総合運動公園の再整備、津波対策にも取り組むとおっしゃいました。現施設の改修も行うわけです。現県体育館をどうするかはまだわかりませんが、そういう意味では、3施設でおおむね250億円を今考えていらっしゃるんですが、この額を上回るのではないかとこのように私は心配します。このことも含めて、今後、県民に理解を求めていく。それこそ、知事がおっしゃっている丁寧な説明をしていかれることをお願いいたします。

来年度の予算方針の中で、やっぱり我が県は地方交付税の総額確保、このことが一番大事だと思っていますし、最後のほうで言われましたように、財政改革、不断の取り組みが大事だということ、そして地方創生の推進、大きく2つを言われましたが、限られた予算ですから、選択と集中だと思っています。

そういう意味で、1つだけ再質問をさせていただくんですが、県営電気事業みやざき創生基金事業というのがあります。この事業は、平成28年度当初予算において、企業局からの繰入金金を財源として基金を造成し、これを財源として事業を実施しているものであります。そし

て、この事業は、地方創生推進事業と地域振興事業、「みやざき新時代」へのチャレンジの3つの柱に沿って、平成28年度が45事業、平成29年度が47事業で予算化されております。しかし、これらの事業は、基本、単年度で、ほとんどの事業は事業期間が1年しか認められていないということでもありますけれども、通常の新規・改善事業は事業期間を3年としている中で、たった1年で成果が出るかどうかというのもあります。中には、継続して実施したほうがよい、すぐれた事業もあるのではないかと思います。この点について、総務部長に答弁を求めます。

○総務部長（桑山秀彦君） お尋ねの県営電気事業みやざき創生基金事業でありますけれども、財源に限りがありますことや、通常の新規・改善事業枠との差別化を図るという観点から、3つの事業のうち、地方創生推進事業、「みやざき新時代」へのチャレンジ事業、この2つにつきましては、単年度事業を基本としております。しかしながら、全ての事業について1年限りとしているわけではありませんで、中には複数年実施としている事業もございます。それから、国の地方創生推進交付金事業に採択されるように取り組み内容を見直したり、新たな取り組みを加えることで改善事業として継続しているもの、あるいは、翌年度には通常の新規・改善事業として予算化されたものなど、さまざまな形で継続している事業も数多くあるところでございます。このように、各部局におきまして、事業効果、成果を見きわめて、既存事業もあわせて、よりよい事業にブラッシュアップしていくという取り組みも積極的に行われておりますので、今後も、基本は単年度事業としながらも、それぞれの事業について各部局と十

分議論した上で、臨機応変に対応していきたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしく願いいたします。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の可否判断に関連して、再質問いたしたいと思っております。知事はいつも、こういう質問になりますと、国民的議論という答弁でかわしてこられますが、南海トラフに関して物すごい不安を感じている県民はいるんだということは認識されているわけだから、じゃ、そのときどうするんだという明確な方針を県民に示してほしいというふうに思います。東日本大震災から6年半が過ぎました。いまだ2,546人が行方不明となっております。月命日の9月11日、被災地では一斉捜索が行われたようであります。また、福島第一原発事故は、6年半がたった今、ふえ続ける汚染水の取り扱いが課題となっております。メルトダウンするなどした核燃料を冷やすために、原子炉や原子炉を納めた格納容器に入れ続けている水が、高濃度の汚染水となって建屋の地下などにたまっています。2020年の東京五輪を前に、アンダーコントロールにはほど遠い状況だと指摘されています。現在、日本で再稼働している原子力発電所は、川内原発1号機と2号機、伊方原発3号機、高浜原発3・4号機の5基であります。使用済み燃料の処分が進まない中で原子力発電所の再稼働が進められていますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 私は、将来的には、英知を結集して、可能な限り原発に依存しない社会を実現していくことが重要であると考えておりますが、一方で、安定的な電力供給や地球温暖化への対応等を考慮しますと、今すぐ原発をゼロにすることは、現実的には難しいと考えております。使用済み燃料につきまして、国は、

「使用済み燃料対策に関するアクションプラン」を定め、貯蔵能力の拡大や、最終処分に向けた取り組みを着実に進めていくこととしておりました。こうした方針のもと、原子力発電所の再稼働の判断も行われているものと認識しております。いずれにしましても、我が国の原子力政策の重要な課題でありますので、国には、責任を持ってしっかりと対応していただきたいと考えております。

○高橋 透議員 今回示されたマップ、好ましい地域、いわゆる科学的特性に基づいて作成されたわけですけれども、今後はこれに、政治的または経済的特性に基づくマップがつくられていくんじゃないかと思っております。人口が多い、あるいは政治とか経済の中心となる大都市は、好ましくない地域ということでマップは塗り潰されていく。一方で、原発がそうであったように、人口減少の著しい過疎地が好ましい地域になっていくんじゃないか、そんな危惧をしているところであります。今後の動向を注視していこうと思っております。

次に、防災対策について質問をしてみたいです。数十年に一度の豪雨が襲った九州北部災害、まだ記憶に新しいものがあります。長時間降り続いた雨で発生した山崩れは300カ所以上で、大量の流木と土砂があちこちの集落をのみ込みました。一昼夜にわたり被害が多発した九州北部豪雨災害の教訓を踏まえ、本県として、流木対策を今後どのように強化していくのか、環境森林部長並びに県土整備部長に答弁を求めます。

○環境森林部長(川野美奈子君) 環境森林部におきましては、森林の持つ土砂災害防止などの機能の維持増進を図るため、山崩れを抑え、土砂や立木の流出を防止する治山ダム等の整備

を進めているところでございます。今回の災害では、大量の流木が被害の拡大につながったと言われておりますが、既設の治山ダムにより流出を防いだ事例もございまして、その効果的な配置が重要であると考えております。このため、ことし12月までに行う山地災害危険地区の見直しを踏まえ、より緊急度の高い場所から治山ダム等を整備することとしておりますが、必要がある場合につきましては、流木をとめる効果の高いスリット式ダムの整備も検討してまいりたいと考えております。今回の災害を契機としまして、県土整備部と改めて危険箇所の調査を行うなど、連携体制の強化を図ったところでございます。今後とも、国や市町村と一体となった流木対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県土整備部では、土石流から県民の生命、財産を守るため、これまでに県内各地で砂防ダムを整備しており、想定される流木などの状況によっては、流木の捕捉効果の高いスリット式による整備も行っております。このような中、平成25年の伊豆大島での大規模な流木災害を踏まえ、国が平成28年に砂防基本計画策定指針を改定し、新設の砂防ダムはスリット式が原則となりました。さらに、ことし7月の九州北部豪雨を踏まえ、国から、既設の砂防ダムもスリット式へ改良し、有効活用を図るなどの方針が示されたことから、今後、これらの方針に基づき、整備してまいります。また、県民の早期避難が図られるよう、ことし6月までに構築したタイムラインやホットラインの確実な運用等にも努めてまいります。今後とも、国や環境森林部と連携を図りながら、流木対策にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。スリットダム、私たちも常任委員会で北海道に調査に行ってみてきましたが、スリットというのは、切れ目とかすき間という意味があるみたいで、スリットスカートをお持ちだと思っております。川野部長もお持ちかもしれませんが、ひところは、スリットスカートでどきどきした人もいるんでしょうけれども、この場合のスリットというのは、フォークをイメージしてもらっていいと思うんですが、ここで流木をとめて水だけ下流に流す、そういう仕組みだそうです。

ここで再度確認したいのは、流木対策ですから、環境森林部所管の対策というのが非常に重要になるわけで、九州北部の被災地では、比較的林業が盛んな地域も被害に遭ったんです。ふだんから手入れがされた森林が多かったようですが、それでも大きな被害が出たのは、崩壊しやすい真砂土でできた山に、手入れがされてきた森林の保水力さえも超える豪雨、こういう状況だったというふうに伺っております。今回の災害で言えることは、同じようなことがどこでも起こり得る。そしてまた、林業が衰退している地域では、なお一層この危険性は高いということ認識する必要がありますから、今回の九州北部豪雨の教訓の一つは、まずは、治山崩壊対策が非常に大事だということに理解してよろしいでしょうか。再度、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 議員御指摘のとおりでございまして、今回のような異常な豪雨にきちっと対応していくためには、山腹崩壊とか土砂流出を防いでいく治山事業、そういったものをしっかりと積極的に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

○高橋 透議員 先ほどの1問目の答弁でもございましたように、12月までに再度調査を行って、優先度の高いところから必要な措置をしていくということでありましたが、予算措置も含めて大変でしょうけれども、作業を急いでいただきたいと思えます。

九州北部豪雨の教訓はいっぱいあるんですが、記録的な豪雨で、大分県の日田市の花月川流域にある自治会は、5年前に同じような災害を経験しているらしくて、ここの教訓は、みずから自治会が川の状況を把握しておく。そういうことで避難を呼びかけた結果、自宅に残っていた高齢者などを無事に避難させたという事例が新聞に載っておりました。この自治会は、記録的な大雨が降った当時、川の状況を把握するために、消防団と一緒に行動するなどして安全を確保してもらって報告を受けていたわけです。自治会の役員は、非常に危険な状態と判断して、行政だけの情報に頼らず、自分たちが危険度を判断し、住民に避難を指示する。こういったマニュアルの指針に沿って、自治会として避難を呼びかけられたようです。当時、日田市からも避難指示は出されていたようですが、十分にその情報が住民には伝わっていないだろうということで、自治会のメンバーが高齢者宅などを訪問して避難を誘導した。その結果、一部の住宅の床上浸水とかあったんですが、自宅に残っていた高齢者を無事に避難させて、けが人は一人もいなかったということでもあります。本県においても自主防災組織が多く結成されていますが、現状と課題についてお尋ねいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 自主防災組織でありますけれども、平成7年の阪神・淡路大震災におきまして、地域住民が協力して、初

期消火や人命救助を行ったという事例が数多く見られたことなどから、全国各地で結成が進んでおります。本県におきましても、多数の自主防災組織が結成されておりまして、平成28年4月1日現在、自主防災組織が活動対象としている世帯数は、全世帯数の80%をカバーしており、行政や消防と連携しながら、各地で避難や救助の訓練等が実施されているところであります。一方で、高齢化や地域コミュニティーの希薄化等によりまして、担い手不足や活動低下などの課題も見られるところでございます。このため、県といたしましては、地域の防災リーダーとなる防災士の養成などに取り組むとともに、市町村と連携しながら、地域における共助の重要性について県民に周知・啓発し、自主防災組織の担い手育成や活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 自主防災組織の基本となるのは自治会組織です。近年、自治会加入が低下しているというふうに聞きますが、自治会加入率について、加入状況の現状を総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 本県における自治会や自治公民館などへの加入率は、本年4月現在で67.2%となっております。昨年と比べまして0.2ポイント減少しております。なお、加入率が最も高い市町村は、西米良村、諸塚村、そして椎葉村の100%。一方、最も低い市町村は宮崎市で56.0%となっております。

○高橋 透議員 南海トラフみたいな大災害を想定したときに、沿岸部の自主防災組織は非常に大事です。そういったところの機能強化が問われているわけで、今答弁がありましたように、宮崎市は自治会加入率が平均56%。おおむね3割程度の自治会が多いというふう聞いた

ことがあるんです。ある知り合いの人が私に教えてくれましたけど、宮崎市の中心部は20%を切っているというふうに言いました。19.何がしという加入率らしいです。宮崎駅を挟んで東と西に結構マンションが今建っておりますけど、100戸のうちの20戸しか入っていないんですよ、自治会に。防災訓練などの周知とかどういうふうにされているのかなと私は心配をしますが、自治会に加入していないからといって知らせないということではできませんよね。そういう意味では、自治会加入率が低いと、行政コストというのは物すごく上がると思うんです。そういったところはしっかりと踏まえた上で、大規模災害における減災の取り組みに当たっては何が今求められているのか。そういう意味では、自治会加入率を高めることが、地域における自主防災組織の強化なり活性化につながると思われませんが、県の考え方をお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 地域の防災を担う自主防災組織は、多くの地域におきまして、自治会などと連携し、避難訓練等の防災活動に取り組んでいるところでございます。自主防災活動の担い手や支援の受け手は地域住民自身でありますので、自治会への加入率が高まることで、より多くの住民が参加した防災活動の実現につながるものと考えております。自治会活動の活性化は、自主防災組織活動の活性化にもよい影響を与えると認識しておりますので、地域の自主防災組織や自治会において防災活動に取り組む住民が増加するよう、市町村と連携しながら、地域住民による共助の大切さについて周知・啓発等を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 市町村との連携をしっかりと

やって取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。若者県外流出対策であります。

県内の高校を卒業した生徒の県内就職率が2年連続で全国最低でありましたから、この県議会でも質問が多く取り上げられました。若者の県内就職を促進する取り組み、いろいろ展開してもらっていますが、その事業の効果を商工観光労働部長並びに教育長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県におきましては、現在、高校生の県内就職の促進を図るために、教育委員会や労働局と連携し、さまざまな取り組みを行っているところであります。具体的には、県内企業と高校のネットワークを強化するため、県内就職支援員を配置し、学校単位の企業見学会や高校と企業の意見交換会などに取り組みますとともに、生徒と企業の出会いの場を提供するため、学年ごとに企業説明会等を開催しているところでございます。こうした取り組みによりまして、昨年度の説明会では、参加生徒の約9割から、「企業の魅力が伝わった」という感想が寄せられましたほか、参加企業からは、「人材確保のためには、さらなる企業努力が必要だと感じた」という声や、「積極的にPRを行った結果、高校生の応募が前年よりふえた」との声も伺っており、高校と企業の接点がふえたことで相互の理解も深まり、県内就職促進に向けた意識も高まってきていると感じているところでございます。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会におきましては、県内各地域の県立高校6校に就職支援エリアコーディネーターを配置いたしまして、学校と企業のつながりを強化しているところであります。また、各学校では、県内企業の見学会を実施しておりまして、昨年度は1,102名

の生徒が参加いたしました。そのうち700名から回収しましたアンケート結果によりますと、見学前には、「その企業のことを全く知らなかった」という生徒が25%おりましたけれども、見学後には、83%の生徒が、「見学した企業に就職したい、就職してもよい」と回答しております。実際に施設や設備を見学したり、働いている方々の姿を目にしたことにより、生徒に県内企業の魅力が伝わったものと考えております。なお、今春、県立高校の卒業生の県内就職率は昨年度より2.1ポイント上昇しておりますが、こうした取り組みによる一定の成果があったものと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。着実にじわじわと県内就職率は上がっているようでありますから、継続して取り組む必要があるんですが、こういった成果が上がっている事業は、内容をさらに充実させて継続していく必要があると思いますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、県、教育委員会、労働局、さらには経済界も一体となって、若者の県内就職の促進に向けたさまざまな取り組みを行っているところであります。これまでの取り組みによりまして、企業と学校の相互理解が深まってきており、高校生の県内就職率も2年連続で上昇するなど、一定の成果が見られているところであります。また半数近くの若者が県外に就職しており、依然として厳しい状況にあるものと認識しております。今、部長や教育長の答弁も聞きながら、いろんな取り組みがそれなりに成果が上がっているということを感じたところであります。自分自身のことを考えても、ずっと外交官志望であった私が、旧自治省の先輩の話を聞いてころっと考えが変

わったということがありまして、その職場に働く人の生の声により伝わる魅力というものがあるんだな、もっともっとやりようはあるんだなということを改めて考えておりました。若者の県内就職の促進は、人口減少対策や労働力確保など、地方創生を進める上で大変重要な課題でありますので、これまでの成果や現場の声などを踏まえて、今後とも、より効果的な施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今、知事からもありましたように、県内就職率は2年連続で上がった。ただ、全国平均からすると下位にありますから、まだ頑張るといいますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、キャリア教育支援センターの取り組みについてお尋ねしてまいります。本年度、私は、みやぎ経済振興対策特別委員会に所属しておりますが、日向市に続き、延岡市に開設されました延岡市キャリア教育支援センターの取り組みについて調査をしてきました。その水永センター長から説明がありましたのは、県内就職率を高めるための施策として、大学生、高校生に向けた企業とのマッチングや保護者への企業見学説明会については、当面の重要施策ではあります。これは対症療法ですとおっしゃるんです。抜本的な解決のためには、義務教育時から、地元企業で働く魅力とか地元で暮らす魅力を一貫して継続して伝える施策が必要と言われました。活動スローガンは、「延岡の大人たちはみな子どもたちの先生」でした。授業は「よのなか教室」、社会人の講師を「よのなか先生」と呼んでいらっしゃいます。キャリア教育支援センター、現在、日向の後に小林も開設されているようですが、この取り組みをどう評価されているか。また、全県下へ広げるこ

とがキャリア教育の充実につながると考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本県のキャリア教育におきましては、子供たちの社会的・職業的自立の基盤となる進路選択能力等の育成に取り組んでいるところであります。このような中、平成25年に日向市にキャリア教育支援センターが開設され、地域が持つ人材等を教育に活用することで、多くの成果を上げているところであります。また、現在、同様のセンターは、今お話にもありましたように、延岡市、そして小林市の2カ所にも設置されておりまして、キャリア教育を推進する上で重要な拠点となっているところであります。県教育委員会におきましても、昨年8月に県キャリア教育支援センターを設置いたしまして、研修会の実施や広報活動、そして、「よのなか教室」への助言や、地域のキャリア教育支援センター立ち上げの支援などに取り組んでいるところであります。今後とも、市町村教育委員会や商工会議所等との連携を深めながら、キャリア教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今答弁ございましたように、前を向いて取り組んでいらっしゃるといことでありますから、期待をしてみたいと思います。

8月3日に、宮崎市で九州地区市町村教育委員会連合会の研修大会があったようです。そこで日向市の「よのなか教室」が議論されたと、宮日新聞に載っておりました。日向商工会議所の黒木専務理事が、「人材育成は社会投資につながる。企業は選ばれる存在にならないといけないので、今後も積極的にかかわりたい」と、企業側の思いを説明されております。そして、日向市立財光寺小の三樹校長は、「児童は、何

のために勉強するのかなど、将来について考えられるようになってきた」と、効果を語っていらっしゃいます。今後の課題として、拠点を立ち上げるためには行政の財政支援が必要とこのことであります。今は市町村が積極的にかかわっているようですが、県の支援も必要だということ。そしてまた、教育委員会だけではなくて、産業振興部門の支援、ここも強調されておりました。キャリア教育支援センターへの情報提供など、さまざまな支援も考えられますが、キャリア教育支援センターへの支援も含め、商工労働部門の観点からどのように取り組もうとされているのか、商工観光労働部長の考えを伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県内中小企業におきまして、人材の確保が喫緊の課題となっておりますけれども、若者の地元就職・定着を図っていくためにも、地元で暮らし、地元企業で働く魅力を小中学生の段階から伝えていくキャリア教育は、大変重要な取り組みであると認識しております。現在、県におきましては、キャリア教育支援の一環として、高校におけるインターンシップ受け入れ企業の開拓に努めますとともに、高校と県内企業が連携し、ものづくり分野などにおいて、学校における座学と企業における実習を並行的に実施する「デュアルシステム構築モデル事業」に取り組んでいるところであります。今後とも、教育委員会と連携し、これらの取り組みを継続いたしますとともに、日向市などに設置されておりますキャリア教育支援センターとの関係強化も図りながら、キャリア教育支援の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしく申し上げます。

次に移ります。福祉・保健・医療対策について

てお尋ねしてまいります。

まず、地域共生社会実現の取り組みであります。高齢者、障がい者と限定せずに、支援が必要な人を横断的に支える地域共生型社会が重視されています。地域包括ケア強化法がことし5月26日に成立しました。その改正内容の概要について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 今回の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正につきましては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止といった地域包括ケアシステムの深化・推進と、高所得者の負担割合を3割とするといった介護保険制度の持続可能性の確保という2つの柱が設けられております。中でも、地域包括ケアシステムの深化・推進につきましては、全市町村が保険者としての機能を発揮し、自立支援、重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化といった、従来の地域包括ケアシステムに係る取り組み強化に加えまして、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスの創設など、地域共生社会の実現に向けたメニューも盛り込まれたところであります。

○高橋 透議員 ここでは、一部に絞ってまた質問してまいりますけれども、これまでの地域包括ケアシステムは、高齢者中心の課題解決、取り組みであったと思いますが、今、在宅にはさまざまな課題がありまして、ケアを必要とする高齢者宅に訪問します。ところが、そこには、実は今まで気づかなかったひきこもりの青年がいたとか、そういうケースがあるんです。そういった課題解決のために該当機関につなぐシステム、こういったところをしっかりと求められる、そういう法律になったというふうに私は理解します。そこで、共生型の多世代交流とか

多機能型の地域包括ケアシステム、いわゆるサービスの提供体制をどう構築していくのか。高齢者のみならず、地域で支援を必要とする方々の暮らしを支えられるよう、言われましたように、地域包括ケアを深化させて、地域共生社会づくりを実現する取り組みにどう対応していくのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 地域共生社会の実現には、これまでの制度分野ごとの縦割りの仕組みから、包括的な支援への転換を行い、住民が地域の課題を我が事として捉え、解決に取り組むことが必要となってまいります。県としましては、こうしたことを踏まえ、住民に最も身近な自治体である市町村に対して、包括的な支援体制づくりや、高齢者と障がい者がともに同一の事業所等でサービスを受けられる共生型サービスについての情報の提供等を行うとともに、地域共生社会の理念に沿った本県独自の取り組みとして、地域住民の誰もが気軽に集い、支え合う居場所づくりへの支援を行っているところであります。今後とも、国の動向等も見きわめながら、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 いろいろと法律が変わって現場は大変なんでしょうけれども、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、発達障がい児調査内容に対する分析についての質問をしてまいります。アレルギーや化学物質過敏症、発達障がいの子供たちがふえていると言われます。原因の一つに、ネオニコチノイド系や有機リン系の農薬がクローズアップされています。これらの農薬の子供の脳への危険性を警告してきた脳神経科学者の黒田洋一郎さんが、6月17日、東京で開催されました日

本消費者連盟の講演会で報告をされています。ネオニコ農薬は浸透性が強く、種子をネオニコ農薬に浸すと茎や果実も虫が食わなくなる。ネオニコ農薬に浸した稲の種もみをまくと8月のカメムシ被害も防げるという、そんな農薬なんです。そこで、ネオニコチノイド系農薬が脳神経の発達に異常に起こしているのではないか。ネオニコチノイド系農薬が子供の発達障がいに影響があるとの指摘がありますが、食品中に残留するこれらの農薬の規制状況について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 国におきましては、ネオニコチノイド系農薬と子供の発達障がいとの因果関係について、判断はしておりませんが、人の健康に影響を及ぼさないよう、安全な残留基準値を食品衛生法において設定しております。基準値を超えた食品の販売は禁止されており、このような食品の販売が確認された場合には、回収、廃棄命令などの対応を行っているところであります。

○高橋 透議員 残留基準値をおっしゃいました。この質問のときに、いろいろと担当の方に詳しく説明いただきましたが、試験の段階で農薬の濃度10分の1以下で試験をしたり、その後基準値はさらに100分の1以下に抑えた数字で認めているんだということなんです。その後、マーケティングバスケット調査というふうにおっしゃっていましたが、市場調査をされるんでしょう、抜き打ち調査で。ただ、トレーサビリティをめぐり抜けない商品もあるわけです。全部の商品をチェックするのも不可能ですから、全てが安全だということは言い切れなかったりするわけです。これは切りがありませんから、ここから先は追及しませんが、基準値というのは注視しなきゃならないということ

申し上げておきたいと思っています。そこで、ネオニコチノイド系農薬の本県における流通状況と使用実態、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県におけるネオニコチノイド系農薬の流通量は、公表されている中の直近のデータですが、平成26年10月から27年9月までの1年間で、約216トンでありまして、これは県内で流通した農薬全体の約4%に当たります。この農薬は、アブラムシやカメムシ等の防除に効果がある殺虫剤でありまして、現在、国内で302種類の製品が登録され、水稲、果樹、野菜等の防除に使用されているところでもあります。

○高橋 透議員 今の答弁であると、わずかな量というふうを受けとめたいと思うんです。ただ、よく考えてみると、ミツバチが物すごく減ったということで今話題になっていませんか。いわゆる生態系が破壊されているニュースを多く聞くんですが、申し上げているネオニコチノイド系農薬の散布が関係していると言われます。被害の現状と対応について、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県におけるミツバチの被害の状況としましては、平成27年以降の3年間で6例の大量死の事例が報告されています。この原因について、国が実施した調査によりますと、被害の発生は水稲の防除時期に多く、その際使用された農薬の影響を受けた可能性が高いとの報告がなされています。このため、県としましては、関係機関と連携して、農薬の散布者に対しましては、巣箱の設置場所に関する情報の提供や散布時間の調整等を指導するとともに、飼育届のある養蜂事業者などに対しては、農薬散布計画を事前に連絡するなどしまして、被害を回避するような注意喚起を

行っているところであります。

○高橋 透議員 先ほどございましたように、カメムシ予防で使われているというふうに聞きます。予防した後に水田に水が残っています。そこにたまる水に農薬が残る。それをミツバチが飲みに来るらしいですね。そういうようなので死んだりするんじゃないだろうかという話を聞いたところであります。

次に、食を提供する立場からの心構えをお尋ねしていきたいと思っています。予防原則の立場から、抑制的に使用基準を厳しく規制している欧米と違って、日本は、農薬の検討は、因果関係が立証されなければ認可する傾向があるというふうに聞いております。今、量販店でも気軽に買える家庭用殺虫剤にもネオニコ農薬が多く見られております。先ほど紹介しました黒田さんは、「胎児期とか幼児期に発達障がいへの影響が最も大きい。それ以降も脳は成長するので、その時期にできるだけ農薬を避ける。子供たちには有機・無農薬野菜を食べさせる。そのためには、保育所、幼稚園、学校の給食に地域の有機・無農薬農産物を使うこと」と断言されています。保育所、幼稚園、学校の給食に地域の有機・無農薬農産物を使う意義について、福祉保健部長、教育長に見解を伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 保育所、幼稚園等において、日々提供される給食の質の確保は、乳幼児期の子供の健全な発達を図る上で大変重要であると認識しております。このため、現行の保育所保育指針等におきましては、安全・安心な給食の提供を基本とし、子供たちが発育・発達に応じて適切な栄養を摂取し、おいしく魅力的な食事であるよう配慮することはもとより、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちの育成など、食育の観点にも配

慮することが求められております。このような中、県内では、地元の農家と契約して有機や無農薬の野菜を使用するなど、特色ある取り組みを行っている施設もあると伺っております。県としましては、このような取り組みを研修を通じて紹介するなど、保育所等の給食が、安全・安心で人間性を育むより豊かなものとなるよう、啓発を図ってまいりたいと考えております。

○教育長（四本 孝君） 学校給食は、子供たちの心身の健やかな成長を促す上で、極めて重要なものであります。地域の産物を給食の食材として使用するという事は、子供たちの生産者に対する感謝の気持ちを育んだり、地域の食文化への理解を深めたりすることにもつながります。学校給食におきましては、価格が予算内であることや、必要な数量が確保できることなど、制約はございますが、身近な地域でつくられた安全・安心な農産物を使用することは重要であると考えております。

○高橋 透議員 価格とか数量を言われると課題はあるんですけど、私は、この問題は敏感になってほしいと思います。そのことを申し上げて、次に移ります。

施設から家庭へ、里親委託75%以上の目標にどう取り組んでいかれるのか、お尋ねしてまいりたいと思います。虐待などによって親元で暮らせない小学校入学前の子供について、厚生労働省の有識者検討会は、7年以内に里親委託を75%以上とする新たな目標を示されました。県はこれをどのように受けとめているのか、現在の取り組みとあわせてお伺いいたします。福祉保健部長、よろしくお願いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、現在、さまざまな事情により家庭で生活すること

ができない子供たちに対し、可能な限り家庭に近い養育環境を確保するため、家庭的養護推進計画に基づいて、児童養護施設の小規模化等に取り組んでおり、里親等への委託率についても、平成41年度までに35%とする目標を掲げております。今般、国が設置した検討会において、就学前の子供の里親委託率を75%以上とする提言が出されましたけれども、国によれば、今後、この提言を十分検討した上で、具体的な方針等を示す予定であると伺っております。いずれにしましても、家庭的養護の推進にとって、里親委託の拡大は重要でありますから、県としましては、今後、国の方針等を詳細に把握しつつ、里親委託の推進に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 本県においては、まずは小規模化とおっしゃってました。それと本県の計画、27年から41年まで、ここに目標を掲げていますね、35%。この数字も重たいんですよ。なぜかといいますと、本県の28年度末での委託率は12%です。近年は下がっているというふうに私は聞いていますが、里親委託が進まない要因に、適応の問題とかスタッフの努力もあるんでしょうけれども、全国の平均も低いんですよ。17.5%ですか。ただ、申し上げました27年から41年の15年計画、この計画に沿って着実に事業を進めてやられるんでしょうけど、できるものは前倒しして一年でも早く、そういう姿勢が求められていると私は思うんです。そこでお尋ねするのは、乳児院は、今、宮崎市と都城に設置されています。県北地域における乳児院の整備計画はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県の家庭的養護推進計画では、平成31年度までに、県北地域

の児童養護施設内に、5名を定員とする乳幼児の小規模グループケアユニットを設置する目標を掲げており、現在、法人や施設と早期実現に向けた協議等を行っているところであります。

○高橋 透議員 31年までに乳児院を開設することで法人と協議しているということで、これは事業計画どおりですよ。聞くところによりますと、延岡の社会福祉法人も受け入れはできる状態にあると。ということは、あと福祉保健部ができることは、1年前倒しの来年の4月なのか。いや、年度途中でもやると、そういう努力をやってほしいなと私は思っているんです。可能な限り急ぐべきだと思いますが、再度、福祉保健部長の答弁を求めます。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 乳児院機能の地域分散化の観点からは、御指摘の未設置である県北地域において、可能な限り早期に当該施設の設置を図る必要があると考えております。設置に当たりましては、乳幼児のケアに当たる施設設備、それから職員の育成・配置、こういったものが必要になりますから、引き続き、法人等と具体的な協議・調整を進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 調整を進めていけば、必ず前倒しできます。よろしくお願いします。

次に、観光立県についてお尋ねしてまいります。

パラリンピック事前合宿誘致、全国障害者芸術・文化祭みやざき大会の受け入れに向けて、ハードとソフト面でのバリアフリー対策が必要と考えますが、宮崎県としてどのように取り組んでおられるのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 2020年東京オリンピック・パラリンピックや、その同じ年に本県で開催いたします国民文化祭、全国障害者芸術・文

化祭を見据え、施設のバリアフリー化を初めとした受け入れ環境の向上を図ることは、大変重要であると考えております。県におきましては、人にやさしい福祉のまちづくりの推進を初め、昨年には、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」を制定しまして、多くの方々が利用する施設のバリアフリー化を図るとともに、障がいのある方に対する合理的配慮の啓発に努めているところであります。2020年には、障がいのある方や高齢の方など、多くの方が来県されますことから、これらの取り組みに加えまして、「心のバリアフリー」に対する県民意識の高揚や、宿泊施設を初めとする接客業の方々のおもてなしの充実など、誰もが安心して来県いただけるよう、市町村や民間の皆さんとしっかり連携して、受け入れ環境の整備・充実を図ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 もう3年を切ったわけで、急がないといけないわけです。私は、具体的なスケジュールを示されていいんじゃないかなと思ったりするんですけども。これからの高齢者は、車椅子になっても全国を旅行されます。そういう意味では、バリアフリー観光対策への投資、この効果は、今申し上げているオリンピック投資にとどまらないというふうに私は思っています。多くの方々にオリンピック・パラリンピック後にも来県してもらうためには、これを機に、ハード面、ソフト面、しっかりとバリアフリー化に取り組む必要があると思いますが、再度、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） パラリンピックや全国障害者芸術・文化祭の開催は、スポーツや文化のさらなる振興が図られますとともに、御指摘のありました福祉のまちづくりの推進や、障が

いのある方や高齢の方などの本県への誘客促進を図る上でも、大きな効果をもたらすものと期待しております。県としましては、この機会を大きなチャンスと捉え、これらの効果を一過性のものとせず、2020年以降を見据えた受け入れ環境の充実につなげていくために、「みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」に、今、官民一体となって取り組んでいるところであります。現在、さまざまな国のパラリンピックの合宿の受け入れなどでの視察も受ける中で、いろんな御指摘、アドバイスもいただいております。こうしたアドバイスもしっかり生かしながら、また、誰もが安心して本県を訪れることができる環境整備を図っていくことは大変重要でありますので、2020年以降の本県への誘客強化や、2026年に本県での開催が内々定しております国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の成功につながるレガシーづくりに、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 車椅子対応のホテルが少ないんです。そういう現状もあるし、身障者用トイレ、この設置も急ぐべきだというふうに思いますし、最低限の施設整備をやる必要がある。県の総合計画審議会でも有識者の委員の方が指摘されているはずですから、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、農林水産業振興について一連の質問を行ってまいります。

まずは、鳥インフルエンザ対策です。まだ日中は気温が高い日が続いておりますが、警戒しなければならぬ季節が到来してまいります。高病原性鳥インフルエンザ対策であります。昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生要因とその後の対策について、農政水産部長にお

尋ねいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） ことし6月に公表されました国の調査報告書によりますと、昨年の発生の要因としましては、野生動物や人によりウイルスが鶏舎内に持ち込まれた可能性が高い、そのように考えられるとされております。したがって、発生を未然に防ぐためには、鶏舎内へのウイルス侵入防止対策の徹底が重要ですので、今年度は、点検のポイントを示した新たな資料を全農場に配付しまして、生産者が自己点検した後、家畜防疫員が農場巡回時に確認しているところであります。さらに、水辺に近いリスクの高い農場に対しましては、11月以降に再度立ち入り、発生防止を徹底してまいります。生産者みずからが危機意識を持ち続けることが何より重要ですので、防疫研修会や防災メールを活用した情報発信等により、さらなる防疫意識の高揚を図ってまいります。

○高橋 透議員 昨日も質問があつて答弁されていますけど、11月以降も再度検査に入る。992農場ですから、大変な作業だと思うんです。ただ、これまで本県は20例ですか。隣の鹿児島は1例なんですよね。この差は何なのかということをやっぱり問われていると思うんです。基本的なことなんでしょうけど、鶏舎の中にウイルスを入れない、そのことだと思うんです。11月以降の取り組み、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

次に、農地中間管理機構の現状についてお尋ねしてまいります。農地集積は、昨年度、本県目標の35%どまりであったようですが、農地中間管理事業の現状について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県の農地中間管理事業の取り組み面積は、制度が始まりま

した26年度に374ヘクタール、翌27年度に1,898ヘクタールと伸びましたけれども、昨年度は、農地所有者や地域に交付されます機構集積協力金の単価の引き下げや、制度の変更が影響しまして、1,062ヘクタールとなったところであります。しかし、一方で、制度への認識が広がって、全市町村で事業実績が出てきたところでありまして、本年度は、関係機関と連携した粘り強い事業の推進により、8月までの取り扱い面積は、昨年同時期の197%、約2倍に増加しております。また、昨年、農業委員会法が改正されて、従来の農業委員のほか、地域ごとに農地利用最適化推進委員というものが配置できるようになったことから、さらなる事業の推進を期待しているところであります。

○高橋 透議員 一度ちょっと低下して、また盛り返されているようですが、平成35年度に全体の8割の目標がありますよね。今のペースでは達成を心配しますが、農地集約の進まない要因の一つに、条件不利地域が本県は多いということです。だから、基盤整備をいろいろと進めていらっしゃるんでしょうけど、きのうもありましたが、本県の農地基盤整備率は、全国平均63.8%に対し39.4%です。九州では長崎の30.7%が最下位で、その次なんです。本県の農地基盤整備が進んでいない要因と今後の対策について、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 基盤整備がこれまで進んでいない要因としましては、本県の農業形態が園芸や畜産主体であること、また、事業要件に合うまとまった団地が少ないことなどが考えられますが、事業の実施に際し、農業者の費用負担が生じるということも大きな要因であると考えております。このため、国や県では、農地の集積に応じた促進費を措置するなど

の負担金軽減対策を講じてきたところですが、さらに、現在、国では、農地中間管理権が設定された農地を対象としまして、農家負担なしに圃場整備が実施できる制度が検討されているところでもあります。県といたしましては、この制度も活用しながら、関係機関と連携を図り、担い手への農地集積とあわせ、基盤整備の推進に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 答弁にありましたように、受益者負担、ないんですね。いわゆる認定農家、担い手に集約することによって、受益者負担はありません。それと、きのうも話題になりましたけど、面積要件があったわけです。従来だったら、20とか30ヘクタールというのが要件にあったわけで、中山間地は以前から10ヘクタールでいいんですね、10ヘクタール以上あれば該当するわけで、この中間管理機構内の集約地であれば5ヘクタールでいいんでしょう。だから、ある意味では集落の同意を得やすくなる事業になっているんです。これは急がないと、耕作放棄している農家はふえている、地権者は亡くなっている、その相続人は東京にいる、このパターンが今ふえているわけです。いわゆる不在地主。だから、なかなか仕事はやりにくくなっているはずですよ。この事業を進めたら5年かかりますよ、基盤整備。だからできるだけ早く、それとこの事業のよさの周知ですね。ぜひ、市町村と連携されて集約率を高めるような取り組みをお願いいたします。

次に、森林環境税の国税化についてお尋ねしてまいります。循環型林業の確立を図る上で、森林整備のための財源確保は重要な課題であります。そのために、国の森林環境税の早期実現を要望されていますし、既に本県では独自課税として森林環境税を導入しています。二重課税

の指摘もありますことから、本県の森林環境税の概要及び、国の森林環境税が導入された場合、本県の森林環境税はどうなるのか、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長(川野美奈子君) 本県の森林環境税は、森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されるよう、県民の皆様の理解と協力のもとに広く負担を求めているものでございまして、年間の税収額は約3億円となっているところでございます。用途としましては、森林ボランティアによる活動や水源地域での広葉樹の植栽、県産材利用の普及啓発、森林環境教育など、県民参加による森林(もり)づくりに活用しているところでございます。一方、国の森林環境税につきましては、放置されている人工林を対象に、市町村が主体となって実施する間伐等の森林整備などを用途とすることが、今現在検討されているところでございまして、県の森林環境税とのすみ分けが図られるものと考えているところでございます。また、県の森林環境税は、課税自主権に基づき、県が独自に行っているものでございまして、国の森林環境税が創設されるに伴い、自動的に廃止されるものではないということでございます。

○高橋 透議員 わかりました。

次に、水産振興について質問いたします。

「海の天気図」システムの高度化についてありますが、今議会の補正予算にも計上されております。日向灘の海流などの情報を漁業者に提供する、いわゆる「海の天気図」の海洋レーダー整備による高度化の内容と、期待される効果について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 現在の「海の天気図」は、1日1回、日向灘の水温と潮の流れの情報をインターネットで提供しておりまし

て、多くの漁業者が出漁の判断などに活用しております。ただ、一方で、漁業者のほうからは、観測範囲の拡大や発信頻度の向上が望まれているところでもあります。このため、今回の補正予算で、海洋レーダーを国内では初めて漁業用として整備したいと考えており、これによりまして、潮の流れや波の高さが沖合100キロメートル程度まで広域的に観測可能となりまして、時間ごとに最新の情報が提供できるようになります。その結果、出漁の判断や漁場の発見が現在よりも容易となり、また、経験の浅い漁業者を含めたさらなる利用者の増加も見込まれると考えております。

○高橋 透議員 漁に出る判断が高度化されるわけで、より効率的な漁ができる。わかりやすく言えば、無駄な漁をしなくていいわけで、コストが下がる。ということは、漁業者の所得が上がるということだから、非常に期待されると思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、漁船リース事業等による漁業モデル普及についてお尋ねしてまいります。漁船リース事業は、希望者が多くて、予算も限られていることもあって、新船に乗りかえたい漁業者の要望になかなか応えられていないのではないかと思われまひますが、漁船リース事業の概要と県内の事業の活用状況について、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(大坪篤史君) この漁船リース事業は、平成27年度と28年度に実施された国の事業でありまして、沿岸漁船を対象とする「浜の担い手漁船リース緊急事業」と、もう一つ、沖合漁船を対象とする「漁船漁業構造改善事業」で構成されています。この事業は、厳しい経営状況の中で、漁船の更新が円滑に行えない実態を踏まえまして、リース事業者が国の支

援を受けて必要な漁船を購入し、希望する漁業者に5年間程度リースするものでありまして、事業終了後は、漁業者へ所有権が移転されるものであります。本県の事業の活用状況としましては、宮崎県漁村活性化推進機構等がリース事業者になりまして、24隻の新船や、比較的新しい中古船の購入などが行われております。

○高橋 透議員 24隻が該当したということで、これは単年度の補正だというふうには伺っていますから、限られた予算というよりも、一年一年が勝負なわけで、ことしもまだ決まっていますよな。そういう意味では、現場の漁師は期待しているわけだから、しっかりこの予算確保をやっていただきたいなと思っています。ただ、これで救われない漁業者もたくさんいらっしゃるわけで、御存じのように、15年を超えた船というのが95%ですよな、現在。だから、今、新船に乗りかえなければもう廃業だという方は結構いらっしゃるんです。これは本当に大きな問題であつて、この現状にどう対応していくのかというのが本県水産業の課題であります。特に、船価、船の値段が高いカツオ・マグロ漁船、こういったところを含めて、さらなる漁船の若返りにどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 昨年度、宮崎県漁村活性化推進機構が、漁船を更新するための事業の活用について、県内の漁業者にニーズ調査を実施しましたところ、100隻程度の希望がございました。このため、沿岸漁船につきましては、漁船リース事業を活用して、優先順位をつけて漁船の更新を推進しているところであります。一方、議員がおっしゃいました、船の価格が高いカツオ・マグロ漁船につきましては、予算規模が比較的大きい、国の「もうかる漁業

創設支援事業」を活用しまして、漁船の建造を推進しているところであります。県としましては、県内漁業者のニーズにしっかりと応えるため、関係機関と連携しまして、事業の継続と予算の拡充を国に要望しますとともに、円滑な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 これも国の予算なわけで、予算を継続してもらわなければいけないし、拡充してもらわないといけない。担当者は、とにかく全部新船にかえる心構えでいるんだということで頑張っているから、要望活動をしっかりとお願ひしたいと思ひます。

次に、海外輸出の関係でお尋ねしてまいりますが、過日、みやざき地頭鶏事業協同組合と県が連携して、みやざき地頭鶏の初輸出を実現されました。みやざき地頭鶏の香港で開催された見本市での手応えと、輸出拡大に向けた今後の取り組みについて、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（大坪篤史君） みやざき地頭鶏の海外輸出に向けた取り組みにつきましましては、これまで輸出促進コーディネーター等の協力を得て、香港やベトナムでのマーケティング調査や、対象国の衛生基準を満たす施設の選定、輸出に向けた体制づくりに取り組んだところです。その結果、9月5日から7日まで開催されました見本市、「レストラン&バー香港2017」というものですが、これに出展しまして、みやざき地頭鶏の初めての輸出とPRが実施できました。来場者からは、「おいしい」「味が濃い」「弾力がある」、そのような前向きな評価を得たところをございまして、香港の消費者にも受け入れられるとの手応えを感じているところであります。県としましては、この見本市を契機に商談を進め、販路開拓を図るな

ど、生産者や関係機関と一体となって、この地頭鶏の本格的な輸出に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 本格的な輸出の取り組み、お願ひしたいわけでありまして。2015年あたりまでは、みやざき地頭鶏の出荷量は右肩上がり伸びていたわけですが、日本三大地鶏の出荷量に追いつく勢いもあつたかに思ひますが、この海外輸出の取り組みで、ぜひまた出荷量を伸ばしていただくようお願いしたいと思ひます。

次に、宮崎焼酎、3回連続日本一の宮崎牛、地頭鶏が一体となった取り組みについてお尋ねしてまいります。官民一体で焼酎の海外輸出を展開する取り組みが、8月にロサンゼルスでありました。日本酒と比べて圧倒的に知名度が低い焼酎ではありますが、その第一歩を踏み出しました。さきの全国和牛能力共進会の内閣総理大臣賞を3回連続で受賞し、日本一に宮崎牛が輝きました。3年連続焼酎出荷量日本一の宮崎焼酎の海外輸出の展開に、日本一の宮崎牛、そして、海外輸出への展開が始まったみやざき地頭鶏をセットで売り込むキャンペーン、これはあらゆる機会に取り組むべきではないかと思ひます。焼酎の輸出拡大に向けて、みやざき地頭鶏や宮崎牛の活用も図るべきと考えますが、商工観光労働部長の答弁をお願ひいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 焼酎の輸出拡大に向けた取り組みといたしましては、香港、シンガポール等、アジアを中心に開催される見本市や商談会への出展を初め、アメリカでのトップセールス、世界各国からのバイヤーの招聘等を通じまして、取引促進に努めているところであります。海外への売り込みに当たりましては、その国・地域の嗜好に合わせた飲み方の提案や、焼酎の特徴を引き出すために、県産

食材とセットにしたPR等に取り組むことは非常に重要であると考えているところであります。今回、みやざき地頭鶏が初めて海外に輸出され、宮崎牛が日本一3連覇を達成いたしましたので、これらのことを最大限に生かしながら、焼酎のさらなる輸出拡大に向けて、関係機関としっかり連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 宮崎牛が日本一に3回連続で輝いたこのタイミングで、できるだけ早く第1回を取り組んでほしいというふうに思いますので、要望いたします。

次に、防災対策と公共事業ということで質問してまいります。

緊急輸送道路の整備率と国道220号の役割を尋ねるわけですが、まず、緊急輸送道路の改良率、そして、220号は果たして緊急輸送道路としての役割を果たしているのか、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 本県における緊急輸送道路につきましては、国県道や市町村道など合わせて94路線、延長1,870キロメートルでありまして、車道幅員が5.5メートル以上の改良率は、ことし4月1日現在、86%となっております。また、国が管理する国道220号につきましては、地質が脆弱なことから、異常気象時における通行規制区間があるものの、県内に甚大な被害を与えた平成17年の台風14号による豪雨の際にも、周辺の国県道が災害で通行どめとなる中、被災することなく、緊急輸送道路としての機能を発揮したところであり、重要な役割を果たす道路であると考えております。

○高橋 透議員 改良率は86%ということですが、これを100%にすべきことは当然のことでありまして、今、最後のほうの、220号は役割を果

たしているということで、理解はしたいんですが、御案内のように、6月20日の大雨によって斜面崩壊、完全通行どめなんです。延長100メートル、高さ100メートルの崩壊ですから、1カ月以上かかると言われていました。しかし、国交省を初めとする関係各位の御努力、そして現場の方々の24時間の作業で、8日で片側通行にさせていただきました。関係各位に心から感謝を申し上げます。

ただ、御案内のように、220号というのは、連続雨量170ミリで通行どめというのが今、決まり事ですね。ところが、あの崩壊現場のところ、今、片側通行になっているところ、施工業者の安全確保というところもあるんでしょう。170ミリ以下でも通行どめにするというのを聞いています。ひょっとしたら100ミリで通行どめにするかもしれないし、50ミリかもしれない。そういったところでいえば、いつ大雨で完全通行どめになることがあるかもしれないということで、実は私を初め、地元の人たちは心配しています。通学、通勤者、人工透析患者もいます。そして、年100万人を超える観光客の往来もあります。命の道であります。防災対策の早期整備をお願いするわけですが、将来は、この国道220号の防災対策工事は完了していただくはずですよ。そして、県道の日南高岡線があります。そしてもう1本、東九州道も完成するはずですよ。いわゆる縦軸が3本あるわけです。ところが、横軸を見ると、現在、市道の富士郷之原線があるわけですが、御存じだと思うんですが、車幅は狭いです。離合できません。それと、場所によっては斜面が崩落する危険箇所も何カ所もあるんです。そういう意味では、東九州自動車道日南北郷インターチェンジがもうすぐできます。ここと鶴戸地区を結ぶ横軸が、新

たな道路として必要じゃないかと思うんです。非常に重たい質問ではありますが、県土整備部長にお考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 御質問の日南北郷インターチェンジと国道220号の鶴戸地区を直接結ぶ新たな道路につきましては、現在、県が管理する道路がないことや、地形が急峻で地質も脆弱であるため、その整備に多額の費用を要するなど、さまざまな課題もあるということで、県で整備することは困難であると考えているところでございます。県としましては、東九州自動車道と国道220号のアクセス道路として、御質問にありましたが、県が管理する日南高岡線や益安平山線などを位置づけておりました、このうち、未改良区間が残る県道益安平山線で現在整備を進めているところであります。また、国においても、現在、異常気象時における通行規制区間の解消などに向け、国道220号日南防災事業が進められているところであり、県といたしましては、引き続き、日南防災事業の早期完成を国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 まずは既存の課題を解決する、だと思ひます。今申し上げました北郷インターから220号の鶴戸地区へのバイパス要望、改めてお部屋に伺ひますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育問題に移りたいと思ひます。

まずは、道徳の教科化に対する考え方でありまひす。道徳の教科化が始まひます。2018年度から小学校、そして、中学校は2019年度から始まひます。なぜ今、道徳の教科化なのかという意見がありまひす。一つの大きな理由として、いじめ問題がありまひす。ただ、道徳の教科化でいじ

めをなくすことになるのかは疑問が生じるところでありまひす。なかなかいじめの存在を認めようとしなひ学校の体質にも問題がありまひす。さらに、多忙をきわめる教員が、児童生徒一人一人と向き合う時間をしっかりとれないという現実を踏まえ、学校改革も実行されなければならなひと思ひます。道徳の教科化に伴ひ、これまでの道徳教育がどう変わるのか、教育長にお尋ねしまひす。

○教育長（四本 孝君） 道徳教育につきましては、これまで、よりよく生きるための道徳性の育成に努めてきたところではありまひすが、いじめや情報モラル、災害時の助け合ひなど、現代的な課題への内容の充実を図り、「特別の教科 道徳」として教科化が始まひるものでありまひす。教科化に伴ひ主な変更点は3つでござひます。1点目が、今回から教科書を使用するようになったこと、2点目、子供の学習状況や成長の様子を記述式で評価するようになったこと、3点目、教師が主導して進める道徳から、児童生徒がみずから考え議論する道徳へと質的転換を図ること、これらが道徳の教科化に伴ひ主な変更点でござひます。県教育委員会といたしましては、管理職や道徳担当者を対象とした研修会を実施したり、変更点を示したリーフレットを配付したりしてひいるところであり、今後道徳教育の一層の充実を努めてまいりたいと思ひます。

○高橋 透議員 8月30日の朝日新聞に、歌手で俳優の美輪明宏さんが、「こんな政治で、国が道徳を教科化？」という疑問を投げかけられてひました。その理由は、「政治の劣化や保身に走る教育委員会、金もうけ主義、子供を塾にがんじがらめにする親。本当に愛情を持って子供を導くには、まずは導く資格があるかどうか

我が身を振り返ることです」と言われました。さらに美輪さんは、「子供は、親の背中、大人の一挙手一投足を見て育つ。本当に子供のために必要なのは、どんな教育よりも、親の生き方、大人の生き様なんです」と寄稿されておりました。私がこの文章を見て思い出したのは、「全ての大人は全ての子供の教師たれ」、わかりですね、東国原元宮崎県知事の教育スローガンでありました。先ほど、保身に走る教育委員会と言いましたが、県南のある高校では、保護者にクレーマーがふえて、生徒に注意することもままならない学校になりつつあると聞きました。だから、生徒指導担当になる先生がいないということをややかれています。しかし、その校長は、「責任は校長の私がとるから堂々と指導しなさい」と促されたそうであります。この校長は立派ですよ。責任の所在を明確にする。学校、PTA、地域がしっかり連携していればクレーマーははね返せます。今、教育現場には、責任をとる環境づくり、つまり、責任ある立場のリーダーシップ、風通し、伸び伸びとした校風が求められているのではないかと思います。教育長、よろしく願いいたします。

次に、視覚障がい幼児のための幼稚部設置についてお尋ねしてまいります。明星視覚支援学校における視覚障がいのある幼児への対応状況と幼稚部設置について、考え方を教育長にお尋ねします。

○教育長（四本 孝君） 現在、明星視覚支援学校におきましては、教育相談として、4名の幼児及び保護者を対象に、家庭での養育等に関する相談を行いながら、対象幼児の歩行練習あるいは遊びを通じた体験活動など、実際の生活に生かせる内容に取り組み、支援を行っている

ところでございます。また、今年度から、就学後の学校生活を安心して過ごせるように実施回数をふやしたり、給食を実施して時間の延長をするなど、支援の充実に努めているところであります。障がいのある子供の教育の中でも、とりわけ視覚障がいのある幼児の早期教育につきましては、大変重要なことであると認識しております。明星視覚支援学校の幼稚部設置につきましては、これまでの教育相談の状況や、保護者及び学校からの要望等を十分に踏まえながら、現在検討を進めているところであります。

○高橋 透議員 幼稚部設置について検討を進めている。私以外、保護者は、具体的なスケジュールを聞きたい、期待していると思っています。宮崎大学に通院している矯正視力が0.3以下の子供たちは57人いるそうです。ひょっとしたらまだいると想定されると思うんですが、3年続けて知事にも要望に来ているはずですが、保護者の思いをどう受けとめられているのか。矯正視力0.3ですよ、その子供たちが幼いときに、活字だったり、色だったり、形、これを早く教え込むことなんです。最早教育が特別支援には必要なんです。これは発達障がいにも言えると思います。そのことをもって具体的なスケジュールに踏み込めないのか、もっと保護者に明るい展望ある答弁はできないのか、教育長、再度答弁に立ってください。お願いします。

○教育長（四本 孝君） 先ほども申し上げましたとおりであります。早期教育は大変重要であると認識しております。保護者の思いや学校からの要望等につきまして、重く受けとめているところでございます。幼稚部設置につきましては、スピード感を持って検討を進めてまいります。

○高橋 透議員 重く受けとめている。スピー

ド感をもって取り組みたい。ぜひ保護者の期待に伝えてください。よろしく申し上げます。

最後になりました。安心安全な社会づくり、2問質問をしてまいります。

まずは、日本一の治安を維持・強化するための取り組みであります。2015年の凶悪犯罪の人口10万人当たりの発生件数は全国最少、凶悪犯罪検挙率は全国最高、2016年の刑法犯認知件数減少率は全国2位、2015年、2016年の特殊詐欺の阻止率は全国平均を上回るなど、本県の治安は全国的に見て非常に良好な状態にあります。野口前警察本部長は、「第一線で住民に寄り添った活動を行っている警察官を激励したい」と、離任に当たり、宮日新聞に寄稿されていました。警察職員の士気の高さであると思えます。そこで、後任として本県に着任された郷治警察本部長にお尋ねいたしますが、日本一の治安を維持・強化するためには、警察職員の士気を高めることが大事です。そのためにどのような取り組みをされるのか、お尋ねいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 県民の皆様が警察に期待されるのは、安心して生活できる治安を確保することと考えております。県警察では、運営方針である「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」を基本として、各種警察活動を推進しておりますが、これを確立するためには、職員一人一人の士気を高めることが不可欠であります。私は、先日着任した際、職員に対しまして、積極的に仕事に取り組み、必要な知識・技術の研さんに励むことに加え、職員相互の意思疎通を図ることについて指示いたしました。私自身につきましても、職員と協力しながら、職員一人一人が健康で、県民のために一致団結して、培った実力を十分に発揮でき、また、自分の考えを述べやすい風通し

のよい職場づくりに努めるなど、精いっぱい力を尽くしてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 野口前本部長もお見えになりましたが、ぜひ、郷治本部長も酒谷駐在所においでください。歓迎いたします。

最後に、警察医の現状と大規模災害への対応についてお尋ねいたします。近年は、自然災害に伴う死亡例が多発しております。一方、独居老人も増加して、孤独死になりますと、事件性のある場合には、医学的見地から検視・検案が必要となります。従来は、警察医の名称で、限られた医師が警察活動を医療の面から支えられていました。しかし、業務が苛酷になるにつれ、警察医のなり手が少なくなっていると言われます。東日本大震災のような大規模災害にもなると、多数の身元不明の遺体があり、検視例も想像を超える数になるものと予測されます。そこで、通常時の検視体制の現状と大規模災害時の対応についてお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 通常時の検視は、発生地を管轄する警察署の刑事課員と警察本部捜査第一課検死官室の検死官など、7名から8名の警察官が臨場して実施しております。検視時には医師による検案が必要であります。病院で死亡確認された場合を除き、各署の宮崎県警察医会会員の医師を中心に検案の依頼を行っています。

次に、大規模災害発生時の初期の検視体制は、警察本部に捜査第一課長以下29名、県下13警察署にそれぞれ1個班6名の検視隊を編成して対応することとしております。また、本県からの要請に基づいて、他府県から検視に関する応援部隊が派遣されることになっております。なお、大規模災害時の検案医師は、宮崎県医師会に対して、警察が医師の派遣を依頼いたしま

す。

○高橋 透議員 しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上で県民連合宮崎を代表しての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時35分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団を代表し、通告に従い、順次代表質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長に答弁をお願いいたします。

初めは、知事の政治姿勢についてであります。

国連は2015年、貧困や格差、気候変動などの課題解決に向け、加盟国が2016年の1月から2030年末の達成を目指して取り組む「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択しております。これには、1番目「貧困をなくそう」から17番目の「パートナーシップで目標を達成しよう」までの17の大目標と169の具体的な指標が設定されておりますが、公明党は2016年1月のSDGsの発効を受けて、その月のうちに推進委員会を設置し、その達成に向けて力を入れております。

我が党の国会質問や政府への要望等により、昨年5月、政府内に推進本部が設置され、12月には実施指針も策定されたところでもあります。その中には、我が党の要望を踏まえ、2020年度

からの次期学習指導要領にSDGsの理念を反映することも既に決定しております。SDGsの達成は、開発途上国、先進国を問わず、全ての国が主体となり、それぞれ国内対策を求められております。

例えば、先ほど述べたように、17の大目標の1番目は「貧困をなくそう」ですが、日本国内の貧困問題の解決を考えたとき、そこでは、政府だけではなく、地方自治体やNGOなどとの連携が必要となってまいります。国は今、地方創生や一億総活躍社会、「人づくり革命」をうたっておりますが、これらがSDGsの基本理念にも通ずることを考えると、今後、SDGsを推進する必要性をいかにわかりやすく伝えていくかが重要になると考えます。

内閣府は、来年度予算概算要求に11億8,000万円を計上し、地方自治体の先進的な取り組みを公募で10件選び、1件当たり1億円を補助するモデル事業を行うようではありますが、地方におけるSDGsへの取り組みが今後加速してくることが予想されます。そこでまずは、SDGsに対する知事の認識と、宮崎県として今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

SDGsは、持続可能な世界を築くための大変重要な行動計画であるものと考えております。この取り組みの中では、「住み続けられるまちづくりを」が目標の一つに掲げられるなど、地方創生の実現にも資するものでありますことから、国は、地方におけるSDGsの取り組みを促進するため、具体的な施策の検討を進

めているところであります。

今後、人口減少が本格化していく中で、地方ならではの強みを生かし、いかに持続可能な地域づくりを進めるか、高齢化時代における健康と福祉の確保、働き方改革など、本県にとりましても重要なテーマが掲げられておるといふふうに考えております。国の検討状況などを踏まえ、本県としても適切に対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 国内における先進事例としては、滋賀県が、SDGsに掲げられた理念や目標を県の次期基本構想の柱に据える方針だということを知っています。また、北九州市では、世界をリードする資源・エネルギー循環システムの構築などを環境基本計画に盛り込むということも聞いております。SDGsについては、今後しっかりと庁内で議論していただければと思います。

引き続き知事に伺ってまいります。きのう山下議員も取り上げておりましたが、さきの通常国会で改正学校教育法が成立したことによって、新たな高等教育機関「専門職大学」「専門職短期大学」が2019年4月から開設できるようになりました。これらは、1964年（昭和39年）の短期大学以来、大学制度としては実に55年ぶりの新たな教育機関となるようであります。

この2つが創設される背景には、既存の大学教育において、産業界のニーズに合った実践的な教育が十分に行われてこなかったということがあります。このため、専門職大学、専門職短期大学では、専門業務を牽引できる高度な実践力とともに、変化に応じて新たな物やサービスをつくり出せる創造力を兼ね備えた、いわゆる即戦力、こういった人材の育成を目指すということでもあります。

専門職大学、専門職短期大学の開設は、産業界の要請に応えるとともに、多様な学生の将来の可能性を開くという観点からも、時代にマッチしたものじゃないかと思います。本県においても、今後、開設に向けた動きが出てくるのではないかと思います。宮崎の若者の県外流出への歯どめにもなり、地方創生の決め手にもなるというふうに思います。県として、しっかりと支援していくべきではないかと考えるところですが、知事の認識を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 専門職大学及び短期大学につきましては、質の高い専門職業人材の養成や社会人の学び直しなどの社会のニーズに対応します新たな高等教育機関として設けられるものでありまして、地域や企業を支える産業人材の育成・確保に資するものであると考えております。

県といたしましては、これまでも全国知事会等を通じて、地方の実情に配慮した教員の配置や施設整備の基準となるよう、要望を行ってきたところでもあります。今後、県内において、開設に向けた動きが出てきた場合には、その内容を見きわめながら、必要な情報提供や地元産業界等と連携した教育課程づくりなど、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしくお願ひいたします。

次に、シェアリングエコノミーについて伺いたいと思います。最近よく耳にする言葉の一つであります。これは、個人や企業などが所有する物や遊休資産、ノウハウなどを、インターネットを利用した仲介によって他者と交換したり共有したりすることで、「共有経済」とも訳されておりますけれども、世界経済の新しい潮流となっており、今の日本においても、シェアが私たちの生活を変えようとしているというふ

うに感じております。

そのような中、総務省は、地方自治体が過疎や人手不足といった地域の課題を、シェアリングエコノミーを活用して解決する取り組みを後押しするために、来年度予算の概算要求に2億円を計上しております。地域の課題解決と経済の活性化の一石二鳥だとしておりますけれども、確かに、過剰消費にかわって、ふだん使われていない個人の資産などを必要とする人にインターネットを介して提供することで、一定の経済効果は期待できます。シェアリングエコノミーの進展に対する知事の見解を伺いたと思います。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少が本格化して、市場や社会の成熟化が進むとともに、SNSなどの活用が急速に拡大する中で、物、お金、技術などを有効活用するというシェアリングエコノミーは、シェアハウスやカーシェアリングなどの形で広がってきているところであります。

私、2月にアメリカに参りましたとき、非常に印象的でありましたのが、現地で働く外務省の友人が私に会いたいということで、ホテルへ夜遅い時間に來たんですけど、現地のタクシーではない一般の車で來たものですから、「こんな遅い時間に奥さんに送ってもらったのか」というふうに言ったら、「いやいや、ドライバーは全く誰か知らない」と、まさにカーシェアリングのシステムで來たということで、そこで初めて接したわけでありまして、ロサンゼルスにおいても、同じように現地の知人がこのサービスを使っておりました。

このように、いろんな使われ方があるわけですが、一方で、事故やトラブルへの対応、旅館やタクシーなどの営業の種類ごとに制

定されている規制との整合性の問題などの課題もあるため、現在、国においても、各種の相談への対応やルールづくりのための検討などが行われているところであります。本県におきましても、空きスペースを活用した子育て支援や、客貨混載による路線バスの運行などの取り組みが行われておりますので、国の検討状況を注視しながら、地域課題の解決につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 今の答弁にもあったように、シェアリングエコノミーには、空間、物、スキル、クラウドファンディングに象徴されるようなお金のシェアなどの形態がありますけれども、一つ気になるのが、今、知事も例で挙げられました移動のシェアであります。ライドシェアと称するもので、これは、一般のドライバーが料金を徴収して自家用車で利用者を送迎する、まさしく道路運送法で禁止されている、いわゆる白タク行為そのものじゃないかと思いません。

2種免許も必要ない。アルコールチェックの義務づけもない。運賃トラブル発生がなきにしてもあらず。そして、事故が発生した場合、補償の問題もあります。人の命を預かる運送である以上、利用者の安全・安心の確保が何よりも重要であり、そのためにも厳しい法律に規制されるべきと考えます。一部地域で既に実施されております交通弱者に配慮した特例には賛成ですが、ライドシェアを容認する規制緩和には、個人的には反対であります。ライドシェアに関しては、国においてもさまざま議論されておりますけれども、知事の感想をお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） ライドシェアにつきましては、一般的に、自家用車のドライバーが他

人を有償で運送する形態のうち、法律で認められていない運送行為の一つであります。国の規制改革推進会議では、本行為の事業化に向けた規制緩和の議論もなされてきたものと承知しております。アメリカの状況なども見ておきますと、そのリスクというものを社会でどのように許容するのか、それでどれだけの制度的な仕組みを求めていくのか、それは国民的な認識がベースになるのではないかなと考えたところであります。

国土交通大臣は、本年4月の衆議院国土交通委員会におきまして、「安全の確保、利用者の保護等の観点から、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態で旅客運送を有償で行うことは問題があり、極めて慎重な検討が必要」と答弁しておられます。私としては、こうした国の動き、議論というものを注視してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よくわかりました。

次は、働き方改革について何点か伺っていきたいと思います。

まずは、テレワークについてであります。政府は、2020年東京オリンピックの開会式が行われる7月24日を、ことしから「テレワーク・デイ」と位置づけて、普及を推進するようであります。これは、3年後の開会日当日には、外国からの参加選手、訪日外国人観光客の移動で首都圏が大混雑するということが予想されるため、7月24日を「テレワーク・デイ」とすることによってテレワークの定着化を進め、企業で働く従業員などに出勤を控えてもらうことで、交通渋滞を緩和できる環境づくりを今から始めるとともに、働き方改革の実現にもつなげることを狙っているようであります。

公明党としましても、テレワークの普及を進めるよう、政府に働きかけているところですが、本年3月に政府が公表した「働き方改革実行計画」には、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」が一つの柱として掲げてありまして、政府もこの実現手段として、テレワークを推進する方針を打ち出しております。

このように環境は整いつつありますが、総務省のデータによりますと、米国企業のテレワーク導入比率85%に対し、日本企業のそれは16%にとどまるなど、日本での導入はなかなか進んでいないようであります。県内ではどんな状況か知りたいと思っていたやさき、7月の宮崎日日新聞に、県が県内企業を対象とした調査を行った結果、県内でも導入は進んでいないという報道がありました。その調査の詳細はどうだったか、改めて商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) テレワークの導入状況につきましては、平成27年度に、県内企業約500社を対象にアンケート調査を実施いたしまして、127社から回答を得たところでありまして、その調査結果によりますと、在宅勤務やサテライトオフィスでの勤務など、テレワークを導入している企業が19社で、回答のあった企業の15%となっております。また、今後、テレワークの導入を予定している企業は、2社の1.6%となっております。導入している企業について見てみますと、情報通信業が多く、その他の業種では、導入が余り進んでいないという状況でございます。

○新見昌安議員 それでは、導入が進まない原因をどのように捉えて、それを踏まえた県の取り組み、どうされるのか、同じく商工観光労働部長に伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） テレワーク導入が進まない理由としましては、先ほどのアンケート調査によりますと、「情報セキュリティ上の不安」や「労働時間の管理が困難」「メリットがわからない」といった課題が挙げられております。テレワークは、ワーク・ライフ・バランスを実現する上で有効な働き方であると考えておりますので、県といたしましては、普及啓発セミナーの開催や、導入を希望する企業への専門家の派遣による支援といった取り組み等を通じて、テレワークの導入促進に努めているところでございます。

○新見昌安議員 去年の2月議会において私は、テレワークについて、まず隗より始めよ、県が率先して取り組むべきというふうに訴えました。知事からは、「先進県の事例も踏まえながら、諸課題への対応を検討し、テレワークの活用に向けて今後とも取り組んでいきたい」という答弁をいただきました。その後の進捗について確認させていただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 県庁におけるテレワークにつきましては、ワーク・ライフ・バランスや業務の効率化という観点から、働き方改革の推進に有効な制度であると認識しております。本年7月に設置しました庁内の「働き方改革」推進会議におきまして、新たな取り組みの一つとして検討しているところであります。

具体的には、例えば、出張した職員が、用務の前後の時間を利用して、出張先で業務に従事することが可能となりますサテライトオフィスにつきましては、10月から、まずは本庁で試験的に設置するなど、準備を進めているところであります。

また、外部から、庁内の情報共有システムに接続して、メールの確認等が可能となるリモー

トアクセスにつきまして、昨年度導入し、今年度は利用対象職員の拡大に取り組んでいるところであります。今後、こうした取り組みの効果や課題などを検証しながら、働き方改革の有効な手段でありますテレワークの活用に向けて、県庁においても率先して取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 この点もよろしく願いいたします。

働き方改革の2点目ですが、企業主導型保育所について、福祉保健部長に伺いたいと思っております。これは、待機児童の解消に向け、保育の受け皿確保を目的に、昨年度スタートした新しい事業でありますけれども、本県における設置状況はどんなぐあい、また今後の設置予定も含めてお示しいただきたいと思っております。また、この事業は企業主導型ではありますが、地域の子供の受け入れも可能というふうになっております。そのような事例があるかについてもあわせて伺いたいと思っております。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 企業主導型保育施設は、企業等が従業員のための保育所を設置することにより、待機児童の解消と、仕事と子育ての両立に資することを目的に導入されたものであります。定員の2分の1以内で、地域住民が利用する地域枠も設けることが可能となっております。本県では、現在4施設が運営中であり、1施設が開設準備中となっております。また、運営中4施設のうち3施設については、地域の子供の受け入れもなされているところであります。

○新見昌安議員 企業主導型保育所ですけれども、保育士の配置基準が緩くて、安全管理の面を心配する声もあります。研修制度を充実させるなど、県のかかわりも大事になると考えます

けれども、どのように取り組んでいくのか、同じく福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 認可保育所におきましては、保育従事者全員が原則保育士であることを求められるのに対しまして、企業主導型保育施設は、保育従事者の2分の1以上が保育士であればよく、それ以外の従事者については、自治体等が実施する子育て支援員研修を修了することとされております。このため県におきましては、昨年度より当該研修を実施し、保育従事者の知識の向上や、必要とされる技能の確保を図っているところです。

また、企業主導型保育施設につきましては、原則年1回の立入検査の対象となっておりますので、今後とも、適切な監査を実施することにより、子供の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 この点もよろしく願いいたします。

働き方改革の3点目ですけれども、シニアの活躍応援について、商工観光労働部長に伺いたいと思います。先日の宮崎日日新聞に、シニア世代の就業を支援する相談窓口「生涯現役ひなたサロン」が宮崎市内に開設されたとありました。社会の第一線を退いた後も働きたい高齢者と、高齢者がこれまでに培った知識や技術を活用したいという企業とのマッチングの場として、有効に機能することが期待される場所です。そこで、確認の意味で伺いたいと思いますが、平成29年度当初予算案の概要に掲載してある「働き方改革」シニア活躍応援事業によれば、県内に3カ所の就業応援相談窓口を設置するとありますが、その相談体制について伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） シニア世

代を対象といたしました就業支援相談窓口につきましては、宮崎市、都城市、延岡市の県内3カ所に設置し、宮崎地区の窓口には相談員1名と支援員4名の計5名、都城地区と延岡地区には、相談員をそれぞれ2名配置しており、高齢者への就業相談のほか、「みやざきシニア人材バンクシステム」を活用した、高齢者と企業とのマッチングなどを行っております。

なお、受け付け時間につきましては、宮崎地区が毎週月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで、都城地区が毎週火曜日と金曜日の午前10時から午後3時まで、延岡地区は毎週月曜日と木曜日の午前10時から午後3時までとなっております。

○新見昌安議員 この事業における就業开拓コーディネーターには、求職者の開拓、求人情報の収集など、多岐にわたる活動が求められており、シニア人材バンクの内容を充実させるためのキーパーソンとして重要な存在となります。就業开拓コーディネーターの活動内容について伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 就業开拓コーディネーターは、高齢者の就業機会の確保を図るため、県内各地の企業等を訪問し、「みやざきシニア人材バンク」に登録する求人情報の収集や人材の掘り起こし、さらには、新たな業務分野の開拓などを行っている場所です。これらの活動により収集いたしましたさまざまな情報につきましては、各地区の相談員とも共有し、相談窓口での企業とのマッチングに活用しているところでございます。

○新見昌安議員 相談窓口の周知にはどのように取り組んでおられるのか、再度伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 就業支援

相談窓口の周知につきましては、広報紙や新聞広告、インターネット上での情報提供のほか、ハローワークにおけるリーフレットの配布などにより行っているところであります。今後、より多くの高齢者の方々に相談窓口を活用していただけるよう、宮崎労働局はもとより、市町村や関係機関とも十分連携し、さらなる周知に努めてまいります。

○新見昌安議員 御多分に漏れず、本県でも労働力人口の減少による人手不足は深刻な状況になっております。それをカバーするのがこの事業じゃないかと思えます。高齢化が進展する中で、生活の安定、健康の維持のためにも働きたいという希望を持つ高齢者はたくさんいるんじゃないかと思えます。そういった方々の後押しのためにも、この事業にはしっかり取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思えます。

次に、県民の健康を守るためにということで、福祉保健部長に何点か伺ってまいります。

まずは、アレルギー対策についてであります。現在、花粉症や気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど、国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患にかかっているというふうに言われております。かく言う私も患者の1人ですけれども、アレルギー疾患対策の基本理念を定めたアレルギー疾患対策基本法が一昨年の12月に施行されて、国においては、その後、対策を総合的に進めるために策定に向けた協議を進めていた基本指針が、ことし3月21日に官報で告示されております。

指針は大きく5つの柱で構成されておりますけれども、国や地方公共団体等が行うべき事項が細かく規定されております。アレルギー疾患対策については、去年の6月議会でも質問をし

たところでありますけれども、指針の策定を受けて、県としてはどう取り組んでいるのか、またこれからどのように取り組んでいくのか伺いたいと思えます。

○福祉保健部長（畑山栄介君） ことし3月に国が示した基本指針においては、地方公共団体は、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進に努めることとされております。また、ことし7月に国が示したアレルギー疾患の医療提供体制の整備に関する通知において、都道府県は、アレルギー疾患医療の拠点となる病院の選定や、拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等の推進を図るための連絡協議会の設置に努めることとされております。

県としましては、国が示したこれらの基本指針等を踏まえ、本県におけるアレルギー疾患医療の現状や課題等の把握に努め、まずは、拠点病院の選定や連絡協議会の設置について、宮崎大学医学部附属病院等の関係者と協議し、アレルギー疾患対策を推進してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 先ほど述べたように、国民の2人に1人がアレルギー疾患にかかっていると言われる時代であります。県民に対して、疾患に関する情報を提供することが重要だと思います。東京都においては、ことしの4月にアレルギー疾患に関する総合的な情報を提供するサイト「東京都アレルギー情報n a v i . 」というものを開設しております。私も見てみましたが、外部リンクも張りめぐらして、知りたい情報を入手できるようにしている本当にすぐれものじゃないかと感じました。本県でも県民がアレルギー疾患に関する情報を簡単に入手できる対策を講ずるべきじゃないかと考えますけれども、見解を伺いたいと思えます。

○福祉保健部長（畑山栄介君） アレルギー疾患は日常生活における自己管理も重要であるため、患者やその家族、地域住民に対して、正しい情報を適切に伝えていくことは重要であると考えております。国は、基本指針に基づき、関係学会等と連携し、最新の知見に基づいた正しい情報を提供するためのウェブサイトの整備等を行うこととされております。県としましては、今後、国が整備する情報提供体制と連携が図れるよう、その状況を注視するとともに、宮崎大学や県医師会等の関係者と協議しながら、県民への適切な情報提供を推進していきたいと考えております。

○新見昌安議員 国が基本方針に基づいてウェブサイトを整備するということですが、最新で正確な内容とするためには、地方から情報提供することも大事じゃないかと思えます。みんなが使える有用なサイトとなるように、県としても協力していただきたいと思えます。

次は、がん対策についてであります。今月9日の新聞に、「みんなで検診がん予防 9月はがん征圧月間です」というキャッチコピーがありました。県においては、がんの予防と早期発見への取り組みについて引き続きしっかりとやっていただきたい。あわせて、がんになってしまったときの対策にもしっかりと目を向けていただきたいと思えます。

がんの治療が以前の長期入院から通院治療へと大きく変わりつつある現在、がんになっても働ける社会の構築が今求められております。一億総活躍社会の実現に向け、働き方改革を進める政府は昨年、企業向けに治療と仕事の両立実現に関するガイドラインというものを策定しております。その中では、労働者や主治医、事業者との間で、支援の進め方や仕事の内容などを

個人ごとにつくるよう求めています。

また、国が取り組むがん対策の方針となる「第3期がん対策推進基本計画」の素案には、「がんと共生」が掲げられております。具体策として、医療機関で治療と仕事の両立プランの作成支援を行う専門家の育成・配置が盛り込まれております。以上を踏まえて何点か伺いたいと思えます。まず、がん治療と仕事を両立させるといっても、そこには何よりも事業者の理解が必要になってまいります。県として何らかの対策をとっているのか伺いたいと思えます。

○福祉保健部長（畑山栄介君） がん患者の生活基盤や生きがいの確保を図るためには、安心して就労できる職場環境の整備を進めることが大変重要であると考えております。このため県では、平成26年度から、がん患者が治療と仕事を両立するための支援について理解を深める目的で、事業者等を対象に、講演会の開催などに取り組んでいるところであります。

また、今年度から、宮崎労働局が開催する「宮崎県地域両立支援推進チーム」に参画し、医療機関、医療ソーシャルワーカー等の専門職、事業者の3者によるネットワークづくりを進めることで、がん患者の就労支援体制の拡充に取り組んでいるところであります。県としましては、今後とも引き続き、労働局等の関係機関と連携して、事業者の意識啓発や柔軟な勤務体制の整備を促す取り組みを進めていきたいと考えております。

○新見昌安議員 次に、がんと診断されたときの患者や御家族からの相談を受ける体制には現在どのように取り組んでおられるのか、伺いたいと思えます。

○福祉保健部長（畑山栄介君） がんと診断され、つらい気持ちやさまざまな不安を抱えてお

られる患者さんや御家族からの相談に的確に対応するための体制の整備は、重要な取り組みであります。本県には、国の指定を受けたがん診療連携拠点病院等、5つの医療機関にがん相談支援センターが設置されており、専門の研修を受けた職員が、当該医療機関の受診の有無にかかわらず、治療、療養生活、経済的な問題など、がんに関するあらゆる相談に無料で対応しております。

県としましては、がんに関する相談支援を必要とする方が、がん相談支援センターを十分に利用していただけるよう、今後とも、がん診療連携拠点病院等とも連携しながら、その周知に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 がん患者が希望を失うことがないように、きめ細かな支援が必要であります。よろしく願いしておきます。

日本では現在、年間約101万人が新たにがんと診断され、37万人が命を落としているそうでありますが、この101万人の3割が65歳以下の働く世代だそうであります。改めて、働く世代のがん検診の受診率の現状と、受診率を向上させる取り組みを確認させていただきたいと思えます。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県のがん検診の受診率についてであります。平成28年の国民生活基礎調査によりますと、40歳から69歳までの受診率ですが、大腸がんが38.9%、胃がんが39.5%、乳がんが44.7%となっており、これらはいずれも全国と比較して低い状況にあります。このため県としましては、テレビや新聞等のメディアを活用した啓発を行っているほか、市町村が実施するはぎや電話による個別の受診勧奨を支援する取り組み等を行っております。

また、これらの取り組みに加え、今後、働く世代の県民のさらなる受診率の向上に向けて、検診機関にも御協力いただきながら、休日・夜間の検診や女性医師による子宮頸がん検診の実施など、受診者の利便性等に配慮した取り組みを一層促してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく申し上げます。診断技術や治療方法が飛躍的に進んで、がん治癒率に相当する5年生存率は全体で約70%、早期がんに関しては95%に達しているそうであります。がんは不治の病から長くつき合う病気へと変わってきております。働くがん患者が全国で32万人を超えている状況で、がんになっても働き続けられる環境のさらなる整備にしっかりと取り組んでいただきたい。要望しておきます。

次は、肝炎対策について何点か伺います。肝がんの原因の約8割は、B型・C型肝炎ウイルスの持続感染にあるというふうに言われております。先月の宮崎日日新聞の報道によると、本県では毎年300人から350人が亡くなっております。死亡率の高さの都道府県別比較で見ると、2012年は3位、2015年は5位になるなど、上位にあるようであります。

ウイルス感染を早期に発見するためには、肝炎ウイルス検査を受けることが第一ですけれども、さきの報道によりますと、2008年から2015年の受検者数を足した累計はB型・C型とも約6万9,000人、県人口約109万人の6%程度にとどまるとありました。この6万9,000人のうち感染が確認されたのは、B型・C型合わせて約900人だったそうであります。肝臓は沈黙の臓器と言われます。自覚症状がほとんどないため、感染に気づかないうちに肝硬変、肝がんへと進行してしまうというふうに言われております。肝

炎ウイルス検査は一生に一度受ければよいそう
であります。しっかりとした対策を進めるため
に、何点か伺いたいと思います。

1点目は、国は、平成21年の肝炎対策基本法
に基づいて策定された「肝炎対策の推進に関す
る基本的な指針」を去年の6月に全面改正して
おりますけれども、その中では、都道府県に対
して、関係者、関係機関と協議の上、肝炎対策
に係る計画及び目標を設定するなど、より一
層、肝炎対策を推進するように求めておりま
す。まず、本県における計画策定はどうなって
いるのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 肝炎対策に関
する本県の計画につきましては、平成25年策定
の宮崎県医療計画、宮崎県がん対策推進計画の
中に盛り込まれており、それぞれ今年度改正を
行うこととなっております。改正に当たって
は、肝疾患診療連携拠点病院等の関係機関と協
議の上、肝炎ウイルス検査の受検や治療等に関
する目標、具体的な指標を設定し、検査体制の
整備や医療体制の充実等を進めることで、検査
から治療まで一貫した肝炎対策の推進を一層
図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 先ほど述べたように、肝がん
による死亡率を下げるスタート点は、肝炎ウイ
ルス検査の受検者数をふやすことでもあります。
市町村、健康保険組合、協会けんぽなどの保険
者への働きかけも重要であります。この点につ
いてはどのように取り組んでおられるのか、伺
いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 御指摘のとおり
、肝炎ウイルス検査の受検者の増加を図るた
めには、市町村や関係団体との連携を図ること
が重要であります。このため県としましては、
毎年度、市町村担当者会議の中で県内における

肝炎検査の実績等の情報提供を行っているほ
か、平成24年度からは、市町村や事業所、協会
けんぽ等の保健師などを対象として、肝炎ウイ
ルス検査を受けるよう県民に勧奨等の役割を担
う肝炎医療コーディネーターを養成する研修会
を実施しております。

さらに、肝がんは8割が肝炎ウイルスが原因
ということでございますので、今年度、宮崎大
学医学部に委託し、肝がんを診断された患者の
実態や市町村の支援体制の調査等を行うことと
しておりますので、その結果も踏まえまして、
さらなる肝炎対策の推進につなげてまいりたい
と考えております。

○新見昌安議員 ウイルス性肝炎の検査の結
果、陽性と認められた人に対しては、精密検
査、そして治療へとつなげなければ、受検者数
をふやす意味がありません。感染していること
がわかっているにもかかわらず、精密検査を受け
ることもなく、放置している人もかなりいるとい
うふうに言われております。

県では、陽性となった人に対して、「ウイルス性
肝炎重症化予防事業」を2014年度から実施
しておられます。この事業は、継続受診のため
にフォローアップを行うことに同意することが
検査費用の一部助成の要件となっております
が、このことによって精密検査の受診につな
がらないのではないかと考えるところでありま
す。見解を伺いたいと思います。また、精密検
査の受診につなげるための「今こそ、たたけ！
肝炎ウイルス」と題した啓発リーフレットがあ
りますが、これをどのように活用しているかにつ
いても伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） ウイルス性
肝炎重症化予防事業は、検査費用の一部を助成
し、受検者の費用負担の軽減を図る国庫補助事

業でございまして、早期治療につなげるためには、継続受診が必要でありますので、フォローアップに関する同意が助成の要件とされております。

なお、この事業は、精密検査受診後に受検者がフォローアップに同意の上で申請を行い、助成を受ける仕組みとなっております。精密検査の受診時にはその同意は不要でございますので、必ずしも同意を得ることが受診の妨げにはならないのではないかと考えられます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、肝炎ウイルス検査の結果が陽性でも、精密検査を受診しない方が多数おられるという課題もあります。このため県としましては、精密検査の受診を促すためのリーフレットである、議員から御紹介がありました、「今こそ、たたけ！肝炎ウイルス」のリーフレットを、検査結果が陽性であった方に対して市町村等を通じて配布しており、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 これは県がつくったリーフレットであります。市町村でもしっかり活用するように積極的に働きかけていただきたいと思っております。

ウイルス性肝炎の治療は今大きく進歩しております。特にC型肝炎では、従来の副作用が強くてウイルスが消えないこともあったインターフェロン治療から、2014年よりインターフェロンフリー治療として、飲み薬だけの治療も出てきております。入院する必要もなく、C型肝炎は今治せる時代になっています。問題は、そういったことを知らないままの陽性者も大勢いらっしゃるということでもあります。インターフェロンフリー治療が開発される以前の陽性者への案内もぜひ行うべきと考えますが、見解を

伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 議員からお話がありましたとおり、現在では、副作用も少なく、飲み薬だけで肝炎ウイルスを排除することができるインターフェロンフリーによる治療が可能となりました。負担の少ないこの治療法について広く周知することは、精密検査の受診を促進する上で重要であると考えております。このため、肝炎ウイルス検査で陽性となった方へリーフレットなどを配布し、市町村等を通じて、この治療法についてお知らせしているところであります。

また、インターフェロンフリーによる治療が開発される以前に陽性と判定された方で、現在も医療機関を受診されていない方に対しましては、健診の場などを通じ、可能な範囲で、最新の治療法について個別に情報提供するよう、市町村や協会けんぽ等に、あらゆる機会を捉えて働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 県の責任で有効な働きかけをすべきと考えます。よろしく願いしておきます。

次に、県民の安全・安心のために取り組むべきことについて伺ってまいります。

まずは、自転車の安全利用と事故防止についてであります。これについては、昨年11月議会でも取り上げましたが、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定に伴い、自転車利用者の交通安全の確保についてどのように取り組むのか」という私の質問に対し、「県としては、市町村に対して説明会を開催し、改定の周知とともに、自転車ネットワーク路線の選定や整備方法などの計画の早期策定に向けて、情報提供や助言を行っていく」という

答弁でありました。その後の県の取り組み状況と市町村の計画策定状況はどんなぐあい、県土整備部長に伺いたいと思います。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 県におきましては、昨年12月及びことし5月に、市町村を対象に「自転車ネットワーク計画策定に関する意見交換会」を開催し、計画の早期策定に向けて、改定内容の説明や具体的な取り組み事例などの情報提供及び助言を行ったところであります。

また、市町村の計画策定状況につきましては、既に、宮崎市、西都市が策定しており、ことしに入り、綾町が計画策定に着手し、現在、ワークショップを実施中でありますので、今後、県も参画し、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

県としましては、「自転車活用推進法」がことし5月に施行され、国土交通省に自転車活用推進本部が設置されたことから、これらの国の動きを注視しながら、引き続き、計画策定の推進を含め、よりよい自転車の通行環境の整備について、市町村や関係機関などと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○**新見昌安議員** 今の部長の答弁にもありましたけれども、ことしの5月1日、自転車活用推進法が施行されております。これは自転車の活用に関する初めての法律であり、関連施策が大きく進むことが期待されておりますけれども、忘れてならないのは事故防止の視点じゃないかと思えます。自転車が原因で発生した人身事故の中には、事故の加害者が高額な賠償責任を負う事例もあるようであります。自転車事故の被害軽減のためにも、自転車保険の普及啓発にしっかりと取り組む必要があると思えます。総合政策部長に見解を伺いたいと思えます。

○**総合政策部長（日隈俊郎君）** 県内における自転車事故発生件数は、平成21年以降、減少してきておりますが、お話にありましたように、他県では、自転車を利用する者が加害者となり、多額の損害賠償を求められるケースもあると聞いております。

自転車保険への加入促進につきましては、知事を本部長とします宮崎県交通安全対策推進本部において、5月の自転車マナーアップ強化月間の中で広報・啓発を図ったほか、自転車保険への加入の呼びかけを掲載したポスター・チラシ・啓発グッズを新たに作成しまして、今月下旬から始まります秋の全国交通安全運動を初め、学校、商業施設、イベント会場等で配布することとしております。

さらに、ホームページに、自転車事故被害者の救済に資する自転車保険や、自動車保険等の特約で附帯した保険、またPTAや学校が窓口となります保険などの各種保険を掲載するなど、普及啓発を一層強化してまいりたいと考えております。

○**新見昌安議員** 福岡県と名古屋市では本年4月、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行しております。その中で、自転車保険の加入について、福岡県は努力義務、名古屋市では、罰則規定はないものの義務づけしております。加入義務づけも今後考えていかなければならない時代かなと思ったところでありました。

次は、防災対策について伺います。政府の中央防災会議の作業部会は先月25日、南海トラフの東端を震源とする東海地震に関し、予知を前提とした大規模地震対策特別措置法、いわゆる大震法に基づく防災対策を改めるよう求める最終報告書案を示しております。1978年に制定さ

れた大震法は、地震予知ができることを前提としております。しかし、現在の知見では、「確度の高い予測は困難」であり、対策を見直し、新たな防災対策を構築するよう求めた内容となっております。

今回の報告書はまだ案の段階ではありますが、その内容に基づいて、自治体、住民、企業など、関係者間で議論を開始する必要があるのではないかと考えるところであります。今後、県としてはどのように対応していくのか、知事の見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国の中央防災会議のワーキンググループが示しました「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について」の報告書案では、現在の科学的知見からは、地震の予知を前提とする事前の防災対策は困難であるため、東海地震発生の予知を前提とした「大規模地震対策特別措置法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要がある」との見解が示されているところであります。

一方、南海トラフ地震対策特別措置法は、予知を前提としていないため、本県では引き続き、これまでの防災対策を基本として推進していくことになると考えております。

また、報告書案では、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合における事前避難などの防災対策について検討する必要があるとされておりまして、今後、国における具体策の検討状況を注視しながら、本県がとるべき防災対応につきまして検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく申し上げます。

もう一点伺いたいと思います。これも先月29日のことですが、文部科学省が、災害発生時の避難所に指定されている公立小・中・高校など

の防災機能に関する調査結果を公表しております。それによりますと、避難所としての運用方法を定める施設利用計画を策定済みの学校の割合は4割に満たないなど、厳しい現状がうかがえますが、特に看過できないなと思うのがトイレであります。携帯トイレや雨水を利用するタイプなど、断水時に使えるトイレを備えている学校の割合は49.5%にとどまり、中には1割にも満たない県もあります。

排せつは生理現象であり、自分の意思でどうにかできるものではありません。この備えは、食べ物や水の備蓄とともに、いやそれ以上に、避難所に求められる最大の役割と言っても過言ではないと思います。報告書には、学校の防災機能の保有状況として、飲料水や電力、通信などもまとめてありますが、今回は断水時のトイレに絞って、本県の状況はどうなのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 平成29年8月に文部科学省が公表いたしました「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査の結果」によりますと、本県の公立学校では、367校が避難所に指定されております。このうち、防災機能を有するトイレが整備されている学校が78校で、割合は21.3%となっております。これは全国平均の49.5%と比べますと、低い状況でございます。

○新見昌安議員 過去の災害では、避難所のトイレが断水で機能せず、衛生面で問題となったり、水分を控えてトイレを我慢した結果、体調を壊した例が相次いでおります。特に女性の視点に立った避難所としても、トイレは重要であります。今後どう取り組んでいくのか、危機管理統括監に伺いたいと思います。

○危機管理統括監（田中保通君） 避難所にお

きまして、被災者が衛生的にストレスなく生活するためには、トイレの確保が大変重要であると考えております。このため、「宮崎県備蓄基本指針」におきまして、災害が発生してから3日目までに最低限必要な物資の一つとして携帯・簡易トイレを指定するとともに、県及び市町村での備蓄目標を設定し、計画的な備蓄に取り組んでいるところであります。

また、今年度から新たに、市町村が指定避難所に設置する仮設トイレの購入やマンホールトイレの整備等に対しても補助を行っております。今後とも、市町村と連携し、より多くのトイレが確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 これもよろしく願いいたします。

最後に、高齢者対策について2点伺いたいと思います。

1つ目は、公営住宅に関してであります。県内の公営住宅において、入居者の高齢化が進んでおります。例えば、宮崎市内にある大塚台団地、一戸建てとともに、県営住宅、市営住宅もたくさん並んでおりますけれども、訪問してみると、多くの高齢の入居者にお会いすることがあります。

自治会の活動も大変だろうなと思うところでもありますけれども、少々旧聞に属しますが、去年末の宮崎日日新聞の記事に、県内の公営住宅における高齢者世帯を市町村別にまとめた一覧表が掲載されておりました。また、単身世帯や、高齢化に伴い発生する孤独死の状況もまとめてありました。そこで、県営住宅に入居している65歳以上の高齢者がいる世帯の現在の割合は、記事にあった平成27年度と比較してどのような状況か、また単身世帯及び孤独死の状況に

ついても、あわせて県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長(東 憲之介君) まず、県営住宅に居住する高齢者の平成28年度末現在の状況についてであります。全入居世帯7,838世帯のうち、65歳以上の高齢者がいる世帯は2,884世帯、その割合は36.8%であり、前年度と比較しますと、43世帯、割合にして1.2%の増加となっております。また、65歳以上の単身世帯は1,410世帯、そのうち75歳以上は616世帯となっております。

次に、孤独死の状況であります。65歳以上の方においては、平成28年度が1名、最近の3年間では4名となっております。

○新見昌安議員 報道のときよりも、さらに高齢化が進展している状況をうかがい知ることができました。福祉や医療分野との連携を今後さらに深める必要があるということも認識できたところであります。

ところで、公営住宅に入居していた単身者が死亡した後、家財道具などが長期間放置されるという問題が、全国的に発生しているようです。こういった状況を受け、国土交通省は、ことしの1月に、「公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針の策定について」と題する通知を、全国の都道府県の公営住宅担当者に発信したと伺っております。この通知によって、残置物の速やかな移動や保管、処分が容易になるのではないかと感想を持ったところでありますけれども、この通知を受けた後の県の対応について、同じく県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長(東 憲之介君) 今回の通知につきましては、地域の実情に応じ、内部規則等により、単身入居者死亡後の残置物への対応

方針を策定するなど、公営住宅の適正な管理を求められたものであり、この通知の中で、対応方針の案や、他の事業主体の対応事例などが参考として示されたところでもあります。県としましては、この対応方針の案や他の事例等を参考とし、相続人などの財産権を侵害しないよう留意しながら、県営住宅の合理的な管理を図るため、本県の実情に即した対応方針の策定について検討を行っているところであります。

○新見昌安議員 本県でも、遺品の引き取りを相続人や連帯保証人に求めても拒絶され、荷物が部屋に残されたままになっている状況も発生しているようであります。対応方針の早期策定を期待したいと思います。

2つ目は、サービス付き高齢者向け住宅、いわゆるサ高住についてであります。最後の質問のきっかけとして使用するのは朝日新聞でありますけれども、ことし5月7日の記事によりますと、同新聞社の独自調査のようですけれども、2015年の1月から1年半の間に、サ高住において、死亡や骨折など3,000件以上の事故が発生していたようであります。

サ高住は、制度上は民間の賃貸住宅に近いものでありますけれども、要介護者が入居者の大半を占めているという例もあるようで、2011年の創設当時、自立した高齢者の早目の住みかえ先として普及が期待されていたものの、入居者の88%が要介護認定を受け、要介護3以上の重度者も30%いる、文字どおり介護施設化が進んでいるというのが実態のようであります。本県の実況が気になるところであります。県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長(東 憲之介君) サービス付き高齢者向け住宅、いわゆるサ高住でございますが、国土交通省及び厚生労働省が所管する

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」、いわゆる高齢者住まい法に基づき、バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援するサービスがついた住宅として、都道府県、政令指定都市、中核市に登録された住宅であります。

本県におきましては、現在、中核市である宮崎市登録分を除きまして、22施設、792戸が登録されておりますが、これらは全て老人福祉法に基づく有料老人ホームに該当するものとなっております。本年7月1日現在で、これらに入居している686名のうち、要介護認定を受けている方は583名であり、その割合は約85%となっております。また、入居者の事故につきましても、平成23年10月の制度創設以降、平成27年度に3件、平成28年度に7件となっております。

○新見昌安議員 中核市である宮崎市登録分についての状況はわからないものの、県が把握しているものについては、全国と同様の実態だということを理解いたしました。多分、宮崎市も同じような状況じゃないかと思えます。国土交通省は今後も、サービス付き高齢者向け住宅の普及を目指していくとしております。そうである以上、事故の未然防止も含めて、県の指導監督が今後も重要になってくると考えるところでありますが、どのように取り組んでいくのか、同じく県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長(東 憲之介君) 県に登録されたサービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームとしての機能も有しておりますことから、本県では、高齢者住まい法と老人福祉法に基づき、県土整備部と福祉保健部が連携して、業務に関する報告を求めるとともに、施設の立入検査を実施し、事故の未然防止等を含む適正な管理・運営を行うための指導を行っているところであります。今後とも、サービス付

平成29年9月14日(木)

き高齢者向け住宅としての仕様や設備が適切に維持管理され、高齢者生活支援サービス等が適正に実施されるよう、福祉保健部と連携をしながら指導してまいりたいと存じます。

○新見昌安議員 この点も、くれぐれもよろしくお願いいたします。

用意した質問は全て終わりました。以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時2分散会

9月15日（金）

平成 29 年 9 月 15 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

- | | | |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 後 藤 哲 朗 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 7 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 8 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 9 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 10 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 11 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (自 由 民 主 党 青 の 国) |
| 15 番 | 凶 師 博 規 | (愛 み や ざ き) |
| 17 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 18 番 | 高 橋 透 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 19 番 | 徳 重 忠 夫 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 20 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 21 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 22 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 23 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 濱 砂 守 | (同) |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | (県 民 の 声) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 29 番 | 田 口 雄 二 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 33 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 34 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 35 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 星 原 透 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 横 田 照 夫 | (同) |

欠席議員 (1 名)

- | | | |
|------|---------|---------------------|
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
|------|---------|---------------------|

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 郡 司 行 敏 |
| 副 知 事 | 鎌 原 宜 文 |
| 総 合 政 策 部 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 田 中 保 通 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 畑 山 栄 介 |
| 環 境 森 林 部 長 | 川 野 美 奈 子 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 中 田 哲 朗 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 県 土 整 備 部 長 | 東 憲 之 介 |
| 会 計 管 理 者 | 福 嶋 幸 徳 |
| 企 業 局 長 | 凶 師 雄 一 |
| 病 院 局 長 | 土 持 正 弘 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 教 育 長 | 四 本 孝 道 |
| 警 察 本 部 長 | 郷 治 知 博 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 幸 二 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 原 田 幸 二 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 甲 斐 正 文 |
| 事 務 局 次 長 | 上 山 伸 二 |
| 議 事 課 長 | 長 倉 健 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 濱 崎 俊 一 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 査 | 沼 口 恭 一 郎 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。きょうから一般質問であります。今回の私の質問の根底には「手段と目的」という概念があります。目的があって手段があるということであります。したがって、県の施策、私は全てが手段だと思っております。

ということで、質問に入ります。

平成32年4月に総務省が施行予定の内部統制に関する地方自治法の改正があります。まず、改正の目的、概要はどのようなことか、総務部長にお尋ねいたします。

以下、質問者席からいたします。（拍手）
〔降壇〕

○総務部長（桑山秀彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

ことし6月に公布されました今回の地方自治法の改正は、国の第31次地方制度調査会の答申におきまして、地方公共団体の事務の適正な執行を確保する体制の整備等が求められたことを踏まえたものでありまして、具体的には、「内部統制に関する方針の策定」「監査制度の充実強化」「決算不認定時の長から議会への報告規定の整備」、それから「地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し」などを内容としており

ます。このうち内部統制につきましては、財務に関する不適正な事務処理発生の防止を目的とするものでありまして、その方針の策定が、都道府県知事等に義務づけられたところでありまして、法の施行は平成32年4月となりますので、今後国から示されますガイドラインを踏まえ、事務処理上のリスク管理のあり方や、全庁的な推進体制などにつきまして検討を行ってまいりたいと思っております。以上であります。〔降壇〕

○中野廣明議員 内容は私もちらちら見ましたが、要は、県が作成しているみやざき行財政改革プランに明記されているようなことかなと思っております。それに関して、地方制度調査会の答申、「ガバナンス」の項目があります。この中に、長、監査委員等、議会、住民が連携することなく、漏れや重複が生じないように、それぞれが有する強みを生かして事務の適正性を確保することが重要である、こういうくだりもありました。それを受けて、最近、課名がちらちら変わって、我々は一番近くにおってもよくわかりません。課名変更等の目的はどのようなことか、総務部長お願いします。

○総務部長（桑山秀彦君） 所属の名称に関しましては、原則として、簡潔で、対外的に業務の内容がわかりやすいものとなるように、他県の状況なども参考にしながら決定をしております。課とか室など本庁の組織の名称につきましても、このような原則を踏まえて決定しておるところであります。その際には、県が力を入れております政策を表現に盛り込んだり、あるいは時代の流れに即した文言に改めるなど、さまざまな視点に配慮しながら検討を行っているところでございます。

○中野廣明議員 中に「他県の状況も参考にしながら」という文言がありました。悪いこと

に、「他県の状況を参考にする」というのは、私が一番嫌な言葉なんです。やっぱり決断のなさかなと思います。そういうことを含めて、新しくすることはいいと思います。先進県になれば、いろんなところから視察に来てくれて、外貨を落としてくれると思いますから。

そういう中で、一番長い室名13文字、みやぎの森林(もり)づくり推進室、食品・メディカル産業推進室、これを見てわかるのは林務部長ぐらいかなと思います。いや、環境森林部長でした。そういうことで、県民が問い合わせるときなど、県民にわかりやすくとか、県民に対する配慮もあっていいんじゃないかなと思いますけど、総務部長お願いします。

○総務部長(桑山秀彦君) 先ほどの答弁でも申し上げましたが、簡潔で、対外的に業務の内容がわかりやすいことが原則ということを上げたところでございます。御指摘にありますように、組織の名称等を県民にとってわかりやすいものとすべきという視点は、大変重要であると思っております。今後とも、組織の見直しに当たりましては、御意見を踏まえ、県民目線に立った、簡潔でわかりやすいものとなるよう配慮してまいりたいと思っております。

○中野廣明議員 課名なんかも、先ほど間違えましたけど、昔は林務部と言ったんです。そんなもので、余り名前がくるくる変わるとわからなくなるなと思います。

次に、政策評価に移りたいと思います。その中で、「新しいゆたかさ」とはどういうことか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 我が国の社会も経済も成熟化する中で、価値観が多様化してきております。経済的な豊かさはもとより、恵まれた自然の中での暮らしや伝統文化、人や地域のきず

な、安全・安心なども重視されるようになってまいりました。このようなことから、現在の県総合計画におきましては、経済的な豊かさと、お金にはかえられない価値が調和をした「新しいゆたかさ」の実現を目指しているところであります。「ゆたかさ」の感じ方は一人一人異なっているところでありまして、その「ゆたかさ」について改めて考えていただく材料といたしまして、ことし2月に、経済や暮らしの便、自然など7つの分野を設定して、客観的な統計データ等をもとに、本県の現状を捉えた「ゆたかさ指標」を作成したところであります。こういう指標を通じて見えてきた本県のよさや課題を県民の皆様と共有しながら、「新しいゆたかさ」の実現を目指してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 私はなかなか理解することができませんけど、こういうことが県民と共有できることかなと、そんな疑問を持っております。

それで、新しい「ゆたかさ」展開プログラムに関する報告書、これは知事に答申がありますよね。答申を受けた知事の所感をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) この政策評価は、本県のさまざまな施策の取り組みというものがどのような成果を上げているのか、効果が出ているのか、また出ていない部分があるのか、それを吟味する大変重要なプロセスであると考えております。今回の結果につきましては、目標値の達成に向けておおむね順調に推移しているという評価をいただいた一方で、安心して出産できる環境づくりなど、さまざまな課題も御指摘をいただいております。しっかりとこれを受けとめて、今後の施策に生かしてまいりたいと考え

ております。

○中野廣明議員 私は、この評価制度、全面的に否定するものじゃないんです。私が問題視しているのは、評価項目のあり方なんです。

次に、総合政策部長に、以下、「保健所における関係機関との連携強化のための会議の開催回数」「自己研鑽により、授業における児童生徒の満足感を高め、学習目標の達成を目指し授業改善を図る教員の割合」、それから「売上高が新たに5億円以上10億円未満に成長した製造業企業数」「肉用牛繁殖基盤強化を支援する施設数」「本県の医療体制全般に満足している」割合、これの評価目的、目安、目標値、どういうふうなことになっているか、総合政策部長お願いします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 御質問にありました項目の、まず、保健所と関係機関との会議の関係でございますが、これは感染症対策に関する情報共有や連携強化のため、全ての保健所管内での開催を目指すという指標になっております。

次に、授業改善を図る教員の割合につきましては、児童生徒の学力向上を図るため、基準値より10%高く、また全国平均を上回る目標を設定しております。

次に、売上高が新たに5億円以上10億円未満に成長した製造業企業数は、このような企業がふえることが、県内企業の取引拡大や良質な雇用の拡大につながることから、毎年1社ずつはふやしていこうということを目指しております。

次に、肉用牛繁殖基盤強化を支援する施設数につきましては、担い手が減少する中、地域単位で繁殖雌牛等を飼養することが農家負担の軽減につながるため、畜産新生推進プランに合わ

せて目標を設定させていただいております。最後に、医療体制全般に満足している割合につきましては、医療に関する満足度を高めていくため、近年、30%台から40%台に上昇した数値を、さらに50%台まで目指していこうということで指標を設定しているところでございます。

○中野廣明議員 いろいろ今聞きましたけれども、この目標設定、それから数値目標、かなり考え考えせんと出てこん答えだと思います。特に、保健所における関係機関との連携強化のための会議を何回開いたかということです。8回分を、1時間ですれば8回、2時間ですれば4回。要は回数じゃないと思うんです。回数を幾ら設定して目標値つけても——こんなののもとになっているということなんです、知事。

それから、「自己研鑽により、授業における児童生徒の満足感を高め、学習目標の達成を目指し」、この項目だって、こんなアンケート調査したら、先生みんなマルつけるんじゃないですか。いや、俺は知らん。バツになるか。こういう不確定とか、そういうパーセント、今、目安が88%、これが80~90%になったら、既に学力テストはもうちょっと上がらんとおかしい話。こういうアンケート方法、項目は本当に根拠を得ない話だと。

それから、「売上高が新たに5億円以上10億円未満に成長した製造業企業数」、ここに対して宮崎県が施策として何か打ち込んでいるかということになると、こういうところは全くありません。企業の自助努力、不景気、景気で売り上げが下がったり上がったりする。こんな数字を目標とするのは……。目標達成のために何をするか——していないんです。

それからもう一つ、肉用牛繁殖基盤強化、これは畜舎のことですよ。今、私が追っているのは

頭数なんです。畜舎だって1,000頭の規模もあれば1万頭の規模もあるんだし、畜舎を追いかけたって意味がない。追っかければ頭数だと思います。

それから、「本県の医療体制全般に満足している」割合」、これは医療に関しては、やっぱり高齢者。今、病院にかかっている人。健康な人は余り感じていないと思うんです。国富町は開業医の病院が7軒ある。国富町でいったら満足しているという話。これを全体にとってどういう使い方があるか。これはまだたくさんあるんです、回数の話とか。

これを含めて部長に聞きますけど、この評価項目は読めば読むほど理解できない、合理性がない、生産性がない。審議会、懇話会への諮問を知事はされていますけど、私はあの光景をテレビで見て、何か違和感がある。根底のやり方がそういうことですから、単なるセレモニーに感じるんです。何でこういうこと——優秀な職員の労力がもったいないです。客観的な数に基づく抜本的な政策評価方法に見直すべきだと思います。

そしてまた、以前、企画調整部はシンクタンク的な業務をやっていたんです。総合政策部がそれです。つまり、もうちょっとシンクタンク的な役割を果たすべきじゃないかと思います。総合政策部長お願いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 政策評価につきましては、これまでも、評価の対象項目数を77から28に削減するなど改善に努めてきておりますが、今後、アクションプランの策定等に合わせて、お話にありましたけれども、例えば重点施策の絞り込みによる評価対象の削減とか、会議の開催回数など、成果ではなくて手段をあらわしている指標の見直し、あるいは評価

結果の次年度の施策への反映などについても、さらに工夫し、より効率的・効果的な政策評価となりますよう、改めて取り組んでまいりたいと考えております。このような考え方で今後取り組みまして、総合政策部につきましては、県民ニーズや社会情勢等を把握・分析し、中長期的に展開する分野横断的施策の企画・推進を担う役割を、着実に、より一層果たしていけるよう努力してまいりたいと思います。

○中野廣明議員 これは、部長の3代前の部長から始まっているんです。部長は新しい感覚で見られる。これは誰かが思い切って改善、改革しないと、私は進化はないと思っています。部長、期待しておりますから、ぜひ頑張ってください。私もこの政策評価の評価委員に今後なりたいなと思っていますから、また見せていただきます。

次に、訪日外国人誘客対策についてであります。今、外国人観光客が本県に及ぼす経済波及効果はどのようなことか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県の平成28年における外国人延べ宿泊者数は、対前年比21.4%増の24万5,180人と、過去最高を記録したところであります。また、「平成28年宮崎県観光入込客統計調査」によりますと、外国人宿泊客全体の消費額は約70億5,000万円で、これは県全体の観光消費額の5.3%を占め、その比率は高まってきており、1人当たりの消費単価も、観光目的で4万7,000円余、ビジネス目的で5万7,000円余と、それぞれ日本人宿泊客の約2倍となっております。観光は、農林水産業や運輸業、製造業等幅広い分野に経済効果をもたらす、いわば総合産業でありますことから、今後とも観光誘客に積極的に取り組むことにより、

本県経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 今、規制緩和いろいろやられております。私は、この規制緩和で一番結果が出たのが、ビザの緩和じゃないかなと思っております。前年度に対して今年度はかなり伸びていますから、まだかなり伸びると思っております。

そういう中で、平成28年の訪日外国人の延べ宿泊数を見ますと、福岡県が267万人、佐賀県が25万人、大分県が83万人、長崎県が73万人、熊本県が52万人、鹿児島県が48万人、宮崎県が25万人、全国30位であります。まだまだ九州に来ていますから、今、重点的に取り組むべきだと思っております。そういうことを考えますと、やはり宣伝が大事だと思っています。宣伝費を幾らにするか。総務部長、権限がありますから、海外宣伝費を増額すべきじゃないかと考えておりますけれども、どうですか。

○総務部長（桑山秀彦君） 先ほど商工観光労働部長からの答弁にもありましたように、観光関連産業は、裾野が広く波及効果の高い産業でありまして、本県の産業全体の振興を図る上でも、大変重要な分野であると考えております。特に、お尋ねの外国人宿泊客につきましては、1人当たりの消費単価が日本人の宿泊客よりも高く、経済効果も大きいということでもありますので、外国人観光客の誘客促進のための効果的な事業の構築に向けて、商工観光労働部としてしっかり議論してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 きょう、知事答弁の中で、一部ですけど、「限られた予算」という言葉が出てきたと思うんです。予算は確かに限られております。やっぱり我々、県もそうです。県税を伸ばすことを重点的な目的にしてもいいんじゃないか。

ないか。県税も、平成24年が820億円、平成28年が990億円、4年間で170億円伸びています。この財源というのは自由に使える財源ですから。そういうことで、いかに県税を伸ばすかということも大きな目標だと思います。ちなみに、外国人入り込み客、全国ですけれど、多いのが韓国、中国、台湾、香港。大体これで70%ぐらいを占めます。ちなみにドイツ、いろいろ話が出ます。ドイツからの入り込み客は18万3,000人、こんなに違います。やっぱり力を入れるところは上位のところをやるべきだと思っております。

次に、畜産の付加価値向上についてであります。

畜産を含め農業は成長産業だと思っています。しかし、畜産も、高齢者の廃業により、子牛、肉用牛は減少しております。全国的に子牛、肉用牛の高騰が続いたが、高どまりしていると。今年8月の和牛子牛取引価格は、全国の主要家畜市場で4カ月連続下落したということで、これは全国大体一緒です。特に岐阜県なんかが高いですね。そういうことで高どまりするのかなと思っております。そこで、県の畜産農家戸数、頭数、新規就農者の現状と、今後の畜産振興はどのようなことか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 国の畜産統計によりますと、平成29年2月1日時点の飼養戸数は、肉用牛が前年比220戸減の6,280戸、養豚が29戸減の453戸となっております。同じく飼養頭数は、肉用牛が200頭増の24万3,800頭、豚が1万1,300頭増の84万6,700頭となっております。次に、県の調査になりますが、平成28年度の屠畜頭数は、牛が前年比1,248頭減の4万9,340頭、豚が1万9,390頭増の99万5,861頭と

なっております。また、新規就農者数につきましては、肉用牛と養豚合わせまして、36名増の96名となっております。今後とも、本県畜産のさらなる振興に向け、畜産クラスター事業等の活用により、生産基盤の強化等に取り組んでまいります。

○中野廣明議員 全国的に見ても本当に減っております。本県は繁殖牛については、政策で去年3,000頭ぐらいふえた。しかし、肉用牛肥育は全国でも3年間ぐらい減っている。去年、28年度、黒毛和種だけですけど、宮崎県は4万3,283頭になっているんです。そのうち宮崎県で屠畜されたのが2万3,671頭、それと鹿児島に1万頭ぐらい行っています。それから福岡が2,900頭。そして、これから質問する兵庫県に2,357頭、東京が500頭、これは生体出荷。こういう状況ですから、今後肥育についてはいろいろな変化が出てくると思っております。以下質問しますけど……。

今回、全共、肉用牛3連覇ということでありました。全体の3連覇は逃しましたけれども、それなりにいい結果が出た。特に生産者、情熱を持って我が子を育てるように育てられた皆さんに対し、本当に敬意を表したいと思っております。

そこで、私がテレビを見ている中で非常に感銘、共鳴したのは、高鍋農業高校の生徒の頑張り。これに非常に感心しました。この生徒が今後宮崎の畜産の担い手になってほしいと思っております。そのためには、高校でも畜産経営学を学習する必要があると思えますけど、どのように履修されているか、教育長お願いします。

○教育長(四本 孝君) 本県畜産業の発展を担う人材育成を図ります上で、経営感覚というものを身につけさせる授業を行うことは、大変

重要であると考えております。例えば、お話がありました高鍋農業高校の畜産科学科では、「農業経営」という科目で、経営に必要な基礎的・基本的な知識を学ばせておりますほか、畜産農家を講師とした講演会を開催し、経営者に必要な心構えについても学ばせているところであります。

なお、経営診断の基本となる収支決算につきましては、農業簿記を題材としてその仕組みを学ばせておりますが、演習につきましては、商業簿記を中心に教えているという現状にあります。今回の全共における高校生の活躍により、畜産経営者を志す高校生がふえることを期待しているところでありまして、畜産を学ぶ高校生に対する経営感覚を身につけさせる授業につきましては、今後も力を入れていきたいと考えております。

○中野廣明議員 今後の後継者になり得る人たちですから、しっかりサポートしていく必要があるかなと思っております。

それから、ちょっと話は変わりますが、畜産農家が減少している中で、後継者が畜舎に隣接して住居を構えたいということになりますと、県の方針は、管理棟はいいけれども、住居は原則だめですよという方針になっておるんです。私は、後継者が出た、県としてもウエルカムな話だと思うんです。どのようなことか、農政水産部長。

○農政水産部長(大坪篤史君) 農用区域といえますのは、農振法に基づき農業上の利用をすべき土地を定めたものでありまして、管理棟については、農業用施設として農用区域内でも建設できますが、住居については、後継者住居を含めて、代替地がないことや、周辺の農業上の利用に支障がないことなど、法定の要件を

満たさなければ建設できないとされているところでもあります。しかしながら、本県の重要な産業である畜産の振興を図る上で、畜産後継者の確保は大変重要でございます。また、昼夜を問わない飼養管理の必要から、畜舎に隣接して住居を建設したいとの要望もございます。したがって、県としましては、畜舎に隣接した後継者住居の建設に向けた要件の解釈・運用の緩和ですとか、例外的に建設を可能とする地域の農業の振興計画の積極的な活用などにつきまして、市町村と一緒に前向きに検討してまいります。

○中野廣明議員 今のいろんな考え方、やっぱり担当者によってある程度違ったりすると思うんです。県内でも、あるところはできて、国富はできんかった、そんな話もあります。これは大事なことです。これにまた調整区域も関係しますけれども、県土整備部長、これについては3月にしっかりやりますから。そういうことで、ある程度方向性、どっちの立場に立ってやるかということです。許認可を持っておる担当者が、しゃくし定規に法律だけするか。やっぱり何とかして建ててやりたい、そういう感覚を持つことが大事だと思いますので、しっかりこれは頑張ってください。

それから、5月1日ですけど、「東京市場に本格進出。訪日客需要を狙う」「銘柄の価格一層向上」という新聞記事が出ています。これは、「神戸牛、訪日客需要を狙い東京市場に本格進出」ということであります。神戸牛は、神戸市内で屠畜され、格付され、神戸市内の3市場だけの競りに出荷される。そのため、東京の食肉卸業者は兵庫の市場に出かけて競り落とす。または他の業者を経由して購入するということであります。年間約5,000頭——神戸牛、少

ないんですよ——の神戸牛の3割以上を取り扱っている食肉卸売業のエースフーズが、神戸で屠殺した牛の枝肉をトラックで運ぶということでもあります。輸送の手間や費用が発生しますが、兵庫の相場に比べて2割高だということです。これを見て、宮崎と比べると何かやっぱり違うなという感じがするんです。そこで農政水産部長、東京市場に、神戸は卸売業者が枝肉で出荷している、宮崎では成牛で出荷している、この違いはどのようなことか。

○農政水産部長(大坪篤史君) 牛肉の県外出荷につきましては、県内の食肉処理場で処理して出荷する方法と生体で出荷する2つの方法がありますが、前者、すなわち県内の食肉処理場で屠畜し、付加価値をつけて県外へ出荷することを基本としているところでございます。しかし一方で、首都圏における宮崎牛の認知度向上も重要でありますので、首都圏のバイヤーが宮崎牛の枝肉を実際に見て評価する生体出荷にも、現在、関係団体と一緒に取り組んでいるところです。また、枝肉での遠距離輸送につきましては、大型保冷車の確保や、枝肉の接触を避けて輸送するなど課題も大きいことから、神戸牛などの比較的東京に近い一部の銘柄牛で実践されているというふうに認識しているところでございます。

○中野廣明議員 何をするにもリスクはあると思います。私は、今、宮崎牛を東京市場に直接枝肉で搬入できる権利を持っている業者がないということも聞きました。その違いかな。神戸はしっかり神戸で付加価値をつけて、宮崎は補助金を出して東京まで送って、東京で屠殺して売るといったことです。それはそれでいいところもあります。そういう流通構造の違い、ここを何とかせんと、このままでは宮崎は先細り

になるんじゃないかと思っております。

次に、今、建設中の都農町の屠殺場の概要と、その目的はどのようなことか、農政水産部長。

○農政水産部長（大坪篤史君） ミヤチク都農工場につきましては、事業費約80億円に対して県から5億円の補助を行いまして、牛、豚の食肉処理の完全分離化など、EU等への輸出基準を満たす衛生水準の高い食肉処理施設として整備が行われているところでございます。今回の整備により、県内で生産された家畜の食肉処理による付加価値向上や、屠畜頭数の増頭に取り組み、平成33年度の食肉処理量は、牛、豚合わせまして約2割増の1万4,000トン、輸出量は約3割増の100トンを目指しているところであります。今回の施設整備を契機に、日本とEUとのEPA大枠合意に基づく牛肉の輸出促進等に対応しますとともに、県内食肉処理頭数の増加に努めてまいります。

○中野廣明議員 私も当然、海外を狙うべきだと思うんです。ただ、今、県内の屠畜頭数がずっと減ってきているんです。それでまた外国向けにやる。本当に県内の屠畜数がふえるのかなという疑問というか、証拠が見当たらないのです。これはかなり自信持って担当も言っていますから、私は担当とかけをしたんです。「あんた、屠畜数がふえんかったら、牛肉おごれ。ふえたら俺がおごるから」と。本当、それぐらい難しいですよ、これは。私の勝ちだと思うんですけどね。そういうことで、これは非常に厳しいものがある。これは頑張らんとしようがないと思っております。

それで、私は、今言っても仕方ない話。建設中の食肉処理場に枝肉の競り市場を併設すべきじゃなかったか、つくるべきじゃないかなと

思っているんです。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 現在建設中のミヤチク都農工場では、枝肉競り市場を整備する計画はございません。なお、県としましては、昨年8月に策定した畜産新生推進プランにおきまして、民間企業や関係機関・団体から構成される販売・輸出戦略部会を設置しまして、その中で、本県食肉産業の振興について、さまざまな観点から検討を行っているところであります。その中で、枝肉競り開催の可能性についても議論を深めていきたいと考えております。

○中野廣明議員 何か部会ができているという話であります。こういう改革というのは、誰かが頑張って改革しないと、前に進まないと思うんです。部会もできて1年になろうとしています。さっき言った回数じゃないと思うんです。中身だと思っております。そういう意味で、ある程度、できるかできんかも含めて、何十年の歴史を持っている中の検討ですから、方向性ぐらい出すべきじゃないかと思えますけど、部長。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県の食肉産業の振興につきまして、さまざまな視点から検討を行います販売・輸出戦略部会で、枝肉競り開催の可能性についても議論しているところでありますが、今後、スピード感を持って検討を進めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 ぜひ頑張ってください。

畜産については最後になりますけど、郡司副知事にお尋ねします。これまで知事、郡司副知事——前は部長です——と議論してきました。その内容はかなり建設的でしたから、そんなに議論はなかったかと思えますけど。先ほど言った、黒毛和種の県内屠殺数をいかにふやすか、

全体も含めて。ということが私は一番の課題だ
と思っているんです。極端な言い方をすると、
農業産出額、平成26年度3,326億円、食料品製造
品出荷額3,170億円、食料品製造品出荷額が農業
産出額より低いのは、九州で宮崎だけになりました。
ということは、率で言えば県税の収入が
一番低い、そういうことも言えるんです。これは
少しでも何とかしないと、何のために畜産を
やっているのという話になると思うんです。郡
司副知事は前は部長でした。副知事になると、
政治的にも動けますよね。そういうことで、製
造品出荷額も含めて、販売戦略にも出ようと思
えば出られると思うんですけど、このような本
県の実態をどのように認識しているのか、副知
事にお尋ねします。

○副知事（郡司行敏君） 議員御指摘のとおり、
本県で生産された肥育牛や肉豚の約4割が
県外で食肉処理されていることは、畜産物の付
加価値向上の面から大きな課題であると認識を
しております。このような中、都農町に最新鋭
の食肉処理施設が着工されたことは、課題解決
への大きな一歩であると考えているところで
あります。今回の施設整備を契機に、県外で食肉
処理されている家畜を呼び戻すとともに、食肉
加工業等の誘致や既存企業の食肉部門の拡大の
推進、さらには、生産基盤の強化による処理頭
数そのものの増加にも、しっかりと取り組んで
いきたいと考えているところであります。

また、このことは、畜産物に限らず農産物に
おいても同様であろうと思います。例えば、需
要が伸びております国産の冷凍ホウレンソウで
は、本県が全国の約7割のシェアを占めている
ところであります。このように、宮崎で生産さ
れたものを宮崎で加工し、付加価値をつけてい
くという方針は、今後の本県の農業振興を図る

上で極めて重要な施策であろうと考える次第で
あります。このような取り組みを進める中で、
平成30年には、宮崎県総合計画の目標である農
業産出額3,500億円を、ぜひとも達成していき
たいと考えているところであります。

○中野廣明議員 この話はずっとありますか
ら、要はするかしないかです。今回、副知事
は、部長も務めた副知事、かなり政治的に動け
ると思うんです。そういう中で販売・輸出戦略
部会、名前は格好いいですけど、中身です。こ
ういうのの司令塔になってやるべきじゃないか
と思うんです。知事が任命されればね。私はで
きると思うんですけど、どうですか副知事、司
令塔になってやる気はないですか。

○副知事（郡司行敏君） 立場はどうなるかわ
かりませんが、この問題については、議員とも
ずっと議論してきた内容でございますので、
しっかりと気を引き締めて取り組んでまいりた
い、そのように考えます。

○中野廣明議員 本当にこの改革、県税をいか
に伸ばすか、大きな部分、足元にある部分で
す。ぜひ副知事を司令塔にして、そういう組織
でやってください。もう答えはいいです。

次に、銀行改革。今、私がすごいなと思うの
は、森金融庁長官の改革です。銀行改革。商工
観光労働部長、どのようにこの改革を受けとめ
ているのかお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 金融行政
改革は、地域経済の発展なくして地域金融機関
の発展も持続可能性もないとの考え方のもと、
金融庁におけるこれまでの検査・監督のあり方
などを見直し、金融機関の健全性や収益性を重
視するという姿勢から、地域経済の貢献を重視
する姿勢へと、大幅に方針が転換されたもので
あります。この方針に基づき、地域金融機関

は、担保や保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業内容や成長可能性を適切に評価し、借り手の立場に立った融資や経営支援等を行うことにより、地域経済や地場の産業、企業の発展に貢献することが強く求められているところでもあります。このような改革が推進されることで、金融機関による企業ニーズへのきめ細やかな対応が促され、県内企業の経営安定や活性化が、より一層図られるものと期待しているところでもあります。

○中野廣明議員 本当にこれはすごい改革だと思います。今まで不良債権ばかりチェックしておった金融庁が、借り手目線でやっていくということでもあります。これを受けて、大事なのは保証協会の対応がどのように変わるかということだと思うんです。商工観光労働部長。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 金融行政改革が推し進められている中、中小企業庁におきましても、信用補完制度の見直しが行われ、信用保証協会の役割も変わってきております。具体的には、信用保証協会法が一部改正され、信用保証協会の業務に、中小企業に対する経営支援が追加されますとともに、業務の運営に当たりましては、金融機関と連携することが規定されたところでもあります。このことによりまして、信用保証協会は、専門家派遣や経営相談、経営改善計画の策定支援など、これまで以上に、保証先企業に対する経営支援に積極的に取り組むことが求められております。

○中野廣明議員 去年の保証協会の代位弁済件数は166件あります。この中には放漫経営とかありますけど、この改革にのっとれば、代位弁済した企業、もう少し中身に入って、再建できないか、企業融資できないか、そういう話です。ぜひしっかり、部長も保証協会と連絡をとって

——茂会長、私と同じような本も読んだということですから、かなり変わってくればと。ちなみに、4人以下の宮崎県の事業所数、平成4年が2,565件、平成26年には1,508件、1,000件減っています。本当に、新しくできる事業は難しい。いかに既存の事業をしっかり指導していくかという観点において頑張ってください。

次に、南海トラフ津波対策についてであります。国の中央防災会議の有識者会議の、南海トラフ津波対策の対策強化に向けた報告書案が出ました。この案について、危機管理統括監、内容はどのようなことか。

○危機管理統括監（田中保通君） 国の中央防災会議ワーキンググループで取りまとめ中の報告書案では、南海トラフ沿いの大規模地震は、現在の科学的知見からは、地震の予知を前提とする事前の防災対策は困難であるという認識のもとで、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象、例えば、東側だけで大規模地震が発生するなどの4ケースについての評価、あるいはその観測時における防災対応についての検討を行うこと、このため、南海トラフ沿いの西側（足摺岬から日向灘海域）の観測体制の強化を行うことなどが記載されているところでもあります。今後、国において、報告書を踏まえた具体的な防災対応が検討・実施されると考えておりますので、県としましても、国の動きを注視しながら、本県がとるべき具体的な防災対応について検討してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 要は、早く避難しましょうと。当然の話だと思います。

次に、前回の質問で、南海トラフ地震が発生した場合、県の防災計画は死傷者3万5,000人を想定、8,600人ぐらいに軽減できたという、福祉保健部長の答弁をもらいました。この根拠はど

うなっているのか、危機管理統括監。

○危機管理統括監（田中保通君） 南海トラフ巨大地震が発生した場合、特段の対策を講じなければ、地震による建物倒壊あるいは津波で約3万5,000人の人的被害が発生すると想定しておりますが、新・宮崎県地震減災計画では、東日本大震災など過去の大規模地震の教訓を踏まえて、建物の耐震化率、住宅で70%程度ですが、これを90%に、津波から早期に避難する人の割合を70%に向上させることにより、人的被害を約8,600人にまで軽減できると見込んでおります。このため県では、市町村と連携しながら、住宅の耐震診断、耐震改修への補助を行うとともに、津波から安全かつ迅速に避難できるよう、津波避難タワー等の整備や避難訓練に対する支援等を行っているところでございます。今後とも、市町村や防災関係機関と連携して、これらの取り組みを着実に推進し、被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 私が前回聞いた内容というのは、がっかりしたんです。仮定の話もあります。しかし、やっぱりいかに人命を守るかということだと、私はこれに尽きると思います。

そういう中で、津波避難は、私は自助だと思っています。避難する場所の確保等は公助、行政の役割だと思っています。早急に避難場所の確保をすべきではないか、危機管理統括監。

○危機管理統括監（田中保通君） 津波から身を守るためには、短時間のうちに安全な場所へ避難することが重要であります。身近な場所に避難場所等の確保・整備を進める必要があると考えております。これまで沿岸の市町では、民間ビル等を活用した津波避難ビル651カ所、高台等514カ所を緊急避難場所として指定するとともに、

このような避難場所がない地域につきましては、県と市町村が連携して、平成31年度までに津波避難タワー等を26基建設することとしており、これまでに13基が完成しております。また、県では、沿岸市町による津波避難タワー等の整備を促進するための支援を行ってまいりまして、今年度からは、本体工事費に加え、新たに用地補償費を補助対象として加えたところでございます。今後とも、津波の避難場所等の整備がより迅速に進みますよう、県も沿岸市町と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 私は以前、高知県に行ってきました。高知県は3年で全ての避難タワーができ上がった。ということは、防災タワー1基について市町村負担が3割あります。その3割を、3年間で設置すれば県が全額補助しますというシステムです。だからできました。本当に、津波、南海トラフ、いつ来るかわかりません。100年先、しかし、あした来るかもわからない。とりあえずは行政としてはしっかり——避難場所確保は行政の責任だと思っています。いろいろ市町村の関係もありますけど、そういうことで頑張ってください。

次に、東北大震災で消防団員が254名亡くなったんです。消防団員の津波対応についてはどのようなになっているか、危機管理統括監。

○危機管理統括監（田中保通君） 県内で津波の被害が予想されます沿岸部の10市町におきましては、津波災害時の消防団活動につきまして、安全管理マニュアルを策定しております。マニュアルでは、自分と家族の安全確保を最優先とした上で、ラジオ等を活用した情報収集、ライフジャケットの着用、複数名での活動の徹底など、消防団活動における原則を示しますと

ともに、津波到達予想時刻の10分前には、全ての活動を中止して高台へ避難することなどが定められております。また、このマニュアルに基づきまして、消防団員への研修、あるいは住民と連携した避難訓練を実施することによりまして、災害時の安全確保に努めているところでございます。

○中野廣明議員 私は、大災害か小さい災害か、やっぱり死傷者の数で決まると思うんです。絶対津波から死傷者を出さないという覚悟で、しっかり頑張ってもらいたいと思います。これも引き続きまたやります。

次に、本部長。新しい本部長が就任されました。本部長の意見、考え方をぜひ聞きたいと思っております。これまで質問してきました避難について、この議論は、地震と津波は分けて議論しなければすっきりしないなと思っているんです。自助、共助、公助という言葉がありますが、地震の発生の場合は、発生直後は自助、共助しかないと思っているんです。地震が来て逃げるか、さらわれるかということでもあります。そういうことで、津波の避難は自助、共助、公助によってスムーズにできると思っております。特に車の避難誘導、警察の事前計画が大事だと思うんですけど、いろいろ議論すると、これは難しいなという話で、余り進んでおりません。事前の避難誘導等について、ぜひ新本部長の考えをお聞かせください。

○警察本部長（郷治知道君） 津波の災害時における住民の避難につきましては、宮崎県の地域防災計画で、原則として徒歩とするとされておりまして、県警の基本方針としましても、これにのっとなって、住民に対して、平素の防災講話や避難訓練などにより、徒歩避難の原則の浸透を図っております。ただし、高齢者の方な

ど、徒歩による迅速な避難が困難である災害時要配慮者等の自動車避難対策につきましては、沿岸警察署の交番・駐在所ごとに作成します津波避難誘導マニュアルにのっとなって、沿岸地域の主要な交差点において、津波による浸水域への自動車の進入を禁止し、一方で、浸水域からの流出車両を優先的に通行させるなど、必要な交通規制を行い、避難者が迅速かつ安全に避難できる対策を推進していくこととしております。

○中野廣明議員 東北大震災、お巡りさんが交差点に立って車を誘導している、その姿が目には焼きついてですね。この人もおそらく亡くなったんだろうなと思うんです。ぜひ、誘導も含めてしっかり頑張ってもらいたいと思います。

それから、今ちょっと出ました要配慮者。個人情報関係で、市町村しか知らない。よそに出さないという話もよく聞きます。要配慮者の避難は、事前にそういうのがわからなくて……。個人情報関係で出さないということですから、危機管理統括監、その辺も含めてしっかり対応してください。

最後になりました。全国学力テストの結果について、教育長お願いします。

○教育長（四本 孝君） 今年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、市町村教育委員会や学校と県教育委員会が一体となって取り組みました結果、小学校、中学校ともに、全ての教科で、基礎的・基本的な知識を見る、いわゆるA問題におきまして、全国平均を上回ることができました。これは、今までの調査結果を的確に分析し、その分析結果に基づいた学校支援や授業づくり研修会を実施するなど、授業改善に努めてきた成果であると認識しております。一方で、活用する力を見る、いわゆるB

問題におきましては、残念ながら、いまだ全国平均に達することができませんでしたので、今回の調査結果をさらに分析し、改善点を明らかにしながら、引き続き学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 政策評価で評価するとBぐらいかな。Cじゃないですよ。とにかく高い目標を持って頑張ることです。ぜひ今後も、教育長、中心となって、司令塔となって、宮崎県の学力向上、頑張ってください。

以上で質問を終わります。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。台風が迫っております。大きな災害がないことを祈っております。

また、けさ、北朝鮮がミサイルを発射いたしました。遺憾どころではございません。安全保障に係る政策の議論を深めていただきたいと、強く国に望みます。

さて、進展する少子化、超高齢化など、過去に経験したことのない人口減少時代にあり、本県におきまして、この問題に対し、さまざまな対策を講じられているとのことではありますが、なかなか活路を見出せないというのが現状であります。また、若年人口の減少も相まって、進学や就職など都市部への流出にも歯どめがかからず、地方はますます過疎化し、東京圏など都市部への一極集中が問題となっておりますが、都市部へ人口が集中することは、ある意味、必然的な結果であるとも考えます。地方分散型の政策が推進される中、これからは、さらに自治体間の競争が厳しさを増していくと思われまますので、この競争に勝っていくためには、都市機能のある程度集約化したまちづくりを目指して、仕事を生み出す産業を築き、そし

て全県的に広げ、特色ある都市を国内、世界に根づかせていくことが必要なことではないかと考えます。そうして、全ての県民がより安全に安心して暮らし続けられますよう、避けられない人口減少を前提とした魅力ある宮崎県づくりに向けて、今後さらに、官民一体となって取り組むべきと考えます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、災害への対応についてでございますけれども、御案内のとおり、6月20日、集中豪雨のため、国道220号の日南市大浦地区におきまして、大規模な斜面崩壊が発生いたしました。宮浦一風田間が全面通行止めとなり、降り続く雨の中、2次災害も懸念される状況でございましたが、国交省宮崎河川国道事務所並びに関係各建設業の方々の、まさに不眠不休の復旧作業によりまして、わずか1週間余りで片側交互通行が可能となりました。復旧工事に携わっていただいた皆様へ、この場をおかりしまして、深く感謝を申し上げる次第であります。

ただ、この間、鶴戸、宮浦、富士を初めとする沿岸地区の住民の方々にとりましては、日南への通院、通勤等に支障を来し、大変な御苦労があったと聞いております。観光の分野へも大きく影響するわけであります。そして、何よりもこの道路は、地域住民の生活や命を守る、まさに命の道であるということを御理解いただき、トンネルによるルート整備など抜本的対策が望まれますので、国に対し強く要望していただきたいと思っております。

今回の斜面崩壊による全面通行止めに至る経緯についてでございますけれども、通常ですと、連続雨量が170ミリに達した時点で全面通行止めとなるわけではありますが、午後8時ごろに

現場近くで落石が見られたため、連続雨量が規定に達する前の午後8時半から全面通行どめとしております。その1時間後の午後9時半に斜面が崩壊したとのことですから、まさしく宮崎河川国道事務所のすばらしい判断、ファインプレーであったと思います。ちゅうちょしていれば、時間帯、崩壊の規模からして、通行車両が巻き込まれた可能性は否定できません。危機管理の視点からも評価に値する事例と言えます。そこで、災害突発事故など、今後起こり得る事案に対し、県民の安全・安心を担う最高責任者としての知事の心構えといたしますか、考え方、御所見を伺います。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

今後起こり得る災害等への対応についてであります。近年、国内では、東日本大震災や熊本地震を初め、九州北部豪雨など、大規模な災害が続発しております。改めて、自然災害の脅威と、日ごろからの備えの重要性を痛感しているところであります。ことし8月の台風5号は、幸いにも本県への直撃は免れましたが、最悪のコースを通過することを想定しながら、早目に災害対策本部を立ち上げ、市町村や関係機関と連携し、住民避難や警戒活動を実施したところであります。

御指摘のように、現在、非常に強い台風18号が九州を直撃する見込みもあるところであります。この対応が迫られているところであります。また、地球温暖化の影響により、台風がますます巨大化しているという見込みが発表されておりますし、頻発しております線状降水帯の発生、これも地球温暖化の影響ではないかとい

う指摘がありまして、こうした激甚化への備えというものも必要になってまいろうかと考えております。また、南海トラフの地震、これは一たび起これば甚大な被害が見込まれているところであります。可能な限りこの被害を最小限に抑えるために、県民の防災意識の向上や建物の耐震化など、ソフト、ハードの両面から対策に取り組むことが重要だと考えております。

また、御指摘がありましたような北朝鮮のミサイルの発射、こういったものに対しても、県民の備えを強めてまいりたいと考えております。また、御指摘がありました220号線の対応につきましては、私も何度か現場を視察させていただいておりますが、事前の備え、事後の早急な復旧について、宮崎河川国道事務所、建設業関係の皆様への対応に、心から感謝を申し上げますし、関係機関が連携して、こういう災害への事前の備え、また事後の対応というものをしっかりと強化してまいりたいと考えております。今後とも、常在危機という意識を徹底し、自然災害を初めとしますあらゆる災害から県民の生命・財産を守るため、防災・減災対策に全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 次に、地震・津波観測監視システム(DONET)についてであります。現在、国におきまして、和歌山県沖、高知県沖に、従来よりも地震や津波を早期に検知できる地震・津波観測監視システム(DONET)を整備し、運用を開始しているところでありますが、本県の日向灘海域にはこのシステムが整備をされておられません。松村悟郎議員のDONET整備に関する代表質問で、知事から、「国の概算要求に日向灘海域へのDONETの調査費用が計上されたことから、予算確保及び早期整

備に向けて、さまざまな機会を捉えて国に要望していきたい」との答弁がございました。そこで、日向灘海域への整備に要する期間など、今後の整備の見通しについて、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ地震は、従来、東海、東南海、南海の連動が想定をされておりまして、東日本大震災の教訓を踏まえて、日向灘沖地震も連動ということの備えが意識されるようになったところでもあります。したがって、この日向灘海域は、御指摘がありましたような地震・津波観測監視システム（DONET）の空白地帯となっていたところではありますが、今回、文部科学省の平成30年度予算の概算要求に、この海域への設置を検討するための調査費用が盛り込まれ、整備に向けて動き出したところでもあります。今後の見通しにつきまして、現時点では明らかではありませんが、日向灘海域は、整備する面積が広く多額の費用を要することや、既に設置されている海域では整備に5年程度を要していることなどから、完成までには一定の期間が必要だと考えております。県としましては、南海トラフ地震は、今後30年以内の地震発生確率が70%と大変高くなっておりますことから、早期整備に向け国に対し強く働きかけるとともに、可能な限り早期に防災活動等に活用するため、段階的な整備・運用についても要望してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしく申し上げます。

次に、DONETの活用法についてでございます。地震・津波の早期検知等が可能となることとありますが、一方、大規模地震対策特別措置法に規定をいたします、予知を前提とする東海地震の防災対策について、「現在の科学的知見では、予知はできないことから見直す」との記事が、先般掲載をされたところでもあり

ます。このシステムによる海底の監視や観測データの蓄積によって、今後の防災対応にどのように活用できるのかを、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（田中保通君） DONETは、従来より、地震の発生を最大10数秒程度、津波を10分程度早く検知できますので、早期かつ正確な情報の提供による迅速な避難への活用により、人的被害を軽減する効果が期待される場所でもあります。また、このシステムを利用してリアルタイムで津波の浸水地域を予測することで、津波到達前までの避難あるいは救助活動等に役立てることができないかなどについて、実証試験等が行われているところでもあります。さらに、DONETにより地殻変動あるいは地震活動等を常時観測することによりまして、異常な現象を捉えることが可能になりますので、こうした現象を観測した際にどのような防災対応をとるべきかなどについて、国においても検討が進められております。それを踏まえて県でも検討してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、昨今発生する自然災害におきましては、九州北部豪雨災害の惨状を見るまでもなく、過去の体験、前例でははかれない、想像を絶する規模で被害がもたらされております。「想定外」であるとか「何十年に一度」とかの表現、認識を改め、今やそれが常態化しているとの観点から、大規模崩落や大規模氾濫等に備えるべきと考えます。また、自然災害による被害を最小限に抑えるためには、減災の取り組みが重要であります。危機管理の業務は多岐にわたるわけですが、今回は、自然災害への対応について、県の考えを危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（田中保通君） 近年の自然災害は、全国各地で激甚化しておりまして、議員御指摘のとおり、前例にとらわれることなく、行政や関係機関、県民が一体となって減災対策に取り組むことが重要となっております。これまで県では、市町村と連携しまして、洪水や土砂災害、津波の危険性のある地域を知らせるハザードマップを作成・配布するとともに、災害情報を迅速に伝達するため、防災行政無線や防災メール、ホームページなどを整備・構築してまいりました。こうした中、急激な気象変化等で、避難のための時間が十分とれないという事例も発生しておりますので、県民にも、想定外のことが起こり得るということをしっかり認識していただき、いざというときには直ちに命を守る行動をとっていただけるよう、日ごろからの心構えと備えをお願いしているところであります。今後とも市町村と連携し、減災のためのさまざまなソフト・ハード対策を計画的に進めるとともに、災害の発生予測に関する情報を迅速に届け、被害の最小化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。発生してからではなくて、防災が非常に重要と考えますので、よろしくお願ひします。

続きまして、県内の雇用状況についてでございます。

先日の山下博三議員の代表質問におきまして、総合政策部長から、「本県経済は、全体としては緩やかに改善しているものと考えております」との答弁がございました。本県経済は、全体としてはそのような状況にあるかもしれませんが、例えば、有効求人倍率が高い水準にあるとはいえ、雇用のミスマッチの解消には至っていないと思われまふ。また、「倒産件数が数

カ月連続1桁」などの報道を耳にすれば、経済が至って良好であるかのように思いがちであります。しかしながら、確かに1部上場企業などは大幅に業績を伸ばしているようですが、中小企業にとりましては、まださほど実感がないのではと思ひます。県内におきましても、倒産は少ないとはいえ、後継者がいない、将来の経営見通しが立たないなどの理由から、廃業の道を選択する企業は相当数あるようであります。

そんな環境の中、地方に限ったことではありませんが、直面している人手不足、募集をしてもなかなか応募がない現状でもあります。人材の確保のために初任給を高く設定せざるを得ない事例もございまして、高卒採用者に20万円ほどを支給する県内企業もあると聞きます。これは所得向上に向けた動きとしては歓迎をされるところでありますが、実体経済が伴っていないとすれば、地域間格差、企業間格差はさらに進むとも考えられます。急激な雇用環境の変化によって、経営が厳しくなることも懸念されるところでありますが、宮崎県における雇用情勢と課題についてどのように考えているのかを、商工観光労働部長に伺ひます。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県の有効求人倍率は、ことし7月時点で1.44倍と、過去最高となっておりますけれども、求職者の数は年々減少しておりまして、求人する側の企業にとりましては、人材確保が難しい状況になっております。県では先般、県内企業の労働力不足の実態を把握するため、アンケート調査を実施したところでありますが、約7割の企業が「不足している」と回答しており、業種別で見ますと、特に運輸業、情報通信業、建設業の不足感が強いという結果が出ております。このよ

うな中で、本県には、若者の県外流出や、女性、高年齢者の活躍促進といった課題もございますので、現在、若者や女性、高年齢者などの労働参加をさらに進めるため、県内企業の魅力発信や働きやすい職場環境づくりの推進などに、労働局等の関係機関と連携して取り組んでいるところであります。

○外山 衛議員 大変な環境下ではございますが、よろしく願いしておきたいと思えます。

これは余談でございますけれども、日本経済におきまして、A I、いわゆる人工知能導入による省力化が進んでいくという内容の新聞報道がございました。何と、2020年代には完全失業率が再び上昇に転じ、働く人が余るようになることもあり得るそうです。人手が足りない足りないと言われていて、これから人口が減少していく中で、数年後には人が余るとは、本当に驚きであります。近い将来でも、社会構造がどうなっていくのか想像つかないのが現実であります。今後、企業がロボットやA Iの導入で徹底した効率化に取り組むのは必然の流れとは思いますが、人間にしかできない心の通った仕事も数多くあると考えているところであります。県におかれましては、県内の雇用環境の改善に向けて、引き続き積極的に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

次に、産業人財の育成・確保についてであります。

少子高齢化や東京一極集中等によります地方の人口減少が進む中で、県として地方創生の実現に向けての取り組みが進められておりますが、その目指す形の一つが、本県が、若者にとって働きたい、住みたいと感じられる地域となることと思えます。そのための重要な要素の一つが、良質な雇用の場の確保であり、これを

実現するには、地域の企業、産業が大きく発展しなければならないと考えます。県におきましては、昨年度から、企業成長促進プラットフォームによる成長期待企業の認定・支援でありますとか、産業人財育成プラットフォームによる産業人財の育成など、さまざまな観点での企業の成長支援・産業振興施策を開始されておりますが、企業の現場においては、近年、企業が事業継続・拡大していくための人材確保、人材育成への危機感が急速に増しております。産業界共通でさらに深刻さを増しております2つの課題に対しまして、県として早急に対策を講じていく必要があると考えます。

そこで、昨年度から新たに組み込まれております事業について質問いたします。最も深刻な人材確保の観点での新たな事業についてであります。県では、新たな人材確保対策の一つとして、本県出身の大学生等の県内就職を促進することを目的とした奨学金返還支援事業に、今年度から組み込まれておりますが、これまでの取り組み状況と今後の進め方について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 地方創生の実現を図るためには、本県の産業と地域を支える若者の県内定着が喫緊の課題でございます。お話にありましたとおり、県では、今年度から新たに、県内企業とともに奨学金の返還支援による県内就職促進に取り組んでいるところであります。これまでの取り組み状況でございますが、4月以降、具体的な制度設計を行った上で、本事業に登録し返還支援を行う企業の募集を行いまして、7月末現在で応募のあった35社全てを認定し、公表したところであります。今後は、まず、来年度支援企業に就職する学生等を募集しまして、実際に返還支援を受ける者を

決定するほか、奨学金返還支援の対象となります。無利子奨学金を希望する高校3年生を募集することとしております。加えて、PRチラシやSNSの活用などさまざまな手法を用いまして、本制度の活用や県内企業の情報、宮崎で働き、暮らすことの魅力を、学生や保護者等に対して、効果的に発信してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、もう一つの課題、人材育成の観点での事業についてでございますけれども、人材育成は、企業経営者にとっては、その重要性が理解をされているものの、特に中小企業におきましては、必要な労力や費用の面での負担は非常に大きく、なかなか自力で十分な育成を図ることは難しい状況であるのが現実と考えます。知事も、政策提案の中で、みやざきビジネスアカデミー(MBA)を重要施策の一つとして取り上げ、昨年度実施に移されております。県内企業の成長を支える中核人材の育成を目的としてスタートしたひなたMBAの昨年度の実績や成果について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(日隈俊郎君) ひなたMBAについてであります。これは、経済団体や金融機関等と連携しながら体系的に実施します人材育成プログラムとして、昨年度スタートしたところであり。昨年度は、全体で41プログラムを実施し、100社を超える県内企業等から社内研修として活用されまして、1,350名の方々が修了したところであり。受講者からは、「マネジメントやマーケティング等について深く学ぶことができ、また、業種や年齢層等を越えた交流も深めることができた」というような声を多数いただいているところでございます。ひなたMBAにより、新たな学びの場や交流の

場の創出等が図られたものと考えているところでございます。

○外山 衛議員 続きまして、これまでの取り組みを踏まえまして、将来に向かってさらに県内産業を飛躍させていくために、知事の重要施策の一つでありますひなたMBAについて、産業政策としてどのように位置づけ、今後展開していかれるのかを、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 県の発展を考える上で、さまざまな分野の人づくりは大変重要でありまして、企業の成長と産業の活性化、こういう産業振興という面でも、人材の育成は極めて重要ということでの取り組みであります。ひなたMBAにつきましては、本県産業振興の土台づくりに重要な役割を担う取り組みであると考えております。このひなたMBAは、戦略的な経営者及び事業拡大や起業に挑戦していく人材等の育成を目指すものであります。加えて、異業種の方々がともに学ぶことによりまして、交流によるイノベーションの創出でありますとか、産業間の垣根を越えた横の連携の創出にも期待をしているところであります。今年度からステップアッププログラム——昨年度基礎的なプログラムを履修した方を対象に、より高度なプログラムの提供も行っておりますし、また、受講者の利便性に配慮いたしまして、インターネットを活用したeラーニングなどにも取り組んでいるところであります。今後、産学官から成る産業人財育成プラットフォームでの意見を踏まえながら、大学との連携プログラムや習熟度別のカリキュラムなど、一層の魅力向上に向けた検討を行いますとともに、受講者の人的ネットワークの形成を促進するなど、ひなたMBAが県内産業を支える基盤として強く根づいていくよう、取り組みを強化してまいりたい

と考えております。

○外山 衛議員 続きまして、グリーンツーリズムについて伺います。

先ほど質問いたしました雇用の確保とともに、地域の活性化のためには地域の内外の交流が不可欠であると考えます。そのための手段としましては、県の有する最大の資源であります豊かな自然を最大限に活用するとともに、個々の農家・漁家はその個性を十分に発揮し、都市部の方々とのコミュニケーションの機会となるグリーンツーリズムが役立つのではないかと考えております。宮崎県におけるグリーンツーリズムの現状と県南地域での取り組みについて、環境森林部長時代に「山会議」を創設するなど、地域活性化政策の実施に実績のある農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県では、農山漁村における交流人口の拡大や経済効果の創出を図るため、グリーンツーリズムに積極的に取り組んでまいりました。その結果、県内の農林漁家民宿は168軒にふえ、それらの民宿で実施する学生・生徒向けの教育旅行の参加者は、昨年度約2,500人となったところです。また、県南地域におきましては、カンショやイチゴの収穫等の農業体験や、森林セラピー、マリンスポーツなどの多彩な体験メニューが好評を博しています。さらに、県では「農山漁村で年収100万円アッププロジェクト」をスタートさせ、農山漁村での所得向上に取り組んでいるところであります。グリーンツーリズムはその大きな柱になるものと期待しておりまして、地域や農家の個性を生かした新たなビジネスとして、所得向上や地域活性化にもつながるよう、努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 ただいま答弁にございました

年収100万円アッププロジェクト、これは単純に生産量を増加させて年収アップというわけではなくて、新たな取り組みを始めることによって、所得の向上につなげることが大事だと思います。成果が出ることを期待いたします。

次に、水産業についてであります。

本県のカツオ・マグロ漁業は、全国有数の水揚げを誇る本県を代表する漁業であります。しかし、最近、海外諸国のまき網漁業の漁獲圧が年々高まっており、日本近海に來遊するカツオが少なくなっていると言われております。また、クロマグロの資源量が大幅に減少したとして、漁獲量削減を盛り込んだ国際的なクロマグロの資源管理が進められているところであります。厳しさを増す本県カツオ・マグロ漁業の経営にさらなる影響を及ぼすものと、危惧しているところであります。このような中、カツオ・マグロ漁業を維持・発展させていくためには、コスト削減などによります収益性改善の取り組みが不可欠と考えます。そこで、カツオ・マグロ漁業における収益性向上について、県はどのような取り組みを行っているのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） カツオ・マグロ漁業は、広い海域の中での漁場の探索に大量の燃油を消費いたします。また、多くの船員を抱え、操業に多大な経費を要することから、現在の漁獲水準のもとで経営の安定化を図るためには、経費の削減が不可欠であります。このため現在、調査船「みやざき丸」が、本県で開発したカツオ・マグロ漁場予測システムに基づき試験操業を実施し、その結果に基づいた漁場情報をそれぞれの漁船へ提供するなど、効率的に操業するための支援を行っております。また、国の事業等を活用しまして、漁船の小型化と船

員の少人数化による操業コストの削減、新たな漁船やエンジンの導入による高性能化などの取り組みを進めることによりまして、収益性の向上に努めているところであります。

○外山 衛議員 収益性の向上につきましては、経費の削減が不可欠であることは同意見でございます。日南市におきましても、各漁船がさまざまな経営努力を行っているところであります。こうした取り組みに対しましては、積極的な支援が必要ではないかと感じているところでもあります。経費の削減を具体的に進めるためには、国の事業をいかに有効に活用していくかという視点も重要と考えております。そこで、先ほど部長の答弁にございました、国の事業を活用した漁船の小型化と、船員の少人数化による操業コストの削減に関しまして、国の事業の概要と、県が進めている具体的な取り組み内容について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 操業コストの削減につきましては、国のもうかる漁業創設支援事業がございまして、漁業者が高収益型漁業への転換を図るための具体的な計画を策定し、認可を受けたものについて、その実証経費が3年間にわたって支援されるものでありまして、自己資金の不足する漁業者への支援として大変有効な事業であります。このため本県では、漁業者に対して、この制度の周知に努めてきたところでありまして、これまでに、カツオ・マグロ船9隻を含む11隻について事業を実施いたしました。具体的には、1点目ですが、カツオ船については、70トンから19トンへの小型化によりまして、燃油消費量の5割削減や、18人から10人体制への少人数化。さらに2点目としまして、マグロ船につきましても、19トンから15トンへの小型化によりまして、燃油消費量の3

割削減や、8人から6人体制への少人数化を実現するなど、着実に収益性の向上につながっているところであります。

○外山 衛議員 漁業者にとりましては、担い手の問題を含めて、船のコスト、非常に大きいものでありますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、漁港の防災対策についてであります。さきの東日本大震災におきましては、気仙沼漁港を初めとする多くの漁港におきまして、津波が防波堤を倒壊させ、主要水揚げ岸壁が沈下、倒壊するなど、漁港施設の多くが壊滅的な被害を受けました。その結果、被災した漁港では、水産物の水揚げや、漁船への燃料や氷の供給など、漁港としての機能を失い、復旧するまでに多大な経費と年月を要しております。本県におきましても、近い将来、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震による津波においては、東日本大震災と同様に、基幹漁業の操業拠点となる漁港が被災をし、水産業の停滞を招くものと考えられます。そこで、県内漁港の南海トラフ地震における津波対策について、どのような取り組みがあるのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 漁港の津波対策につきましては、県内23の漁港のうち、流通や生産、そして防災の観点から10カ所の拠点漁港を選定しまして、まずは防波堤を、津波に対しても壊れにくい、いわゆる粘り強い構造に改良することとしたところであります。この考え方に基きまして、平成25年度から、目井津漁港など8つの拠点漁港におきまして津波対策を進めているところであります。さらに、本年度からは、新たに大堂津漁港と宮之浦漁港に着手をしまして、全ての拠点漁港の津波対策の事業

化が図られたところであります。今後は、防波堤の整備状況を見ながら、主要な水揚げ岸壁の補強を行うなど、漁港における津波対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 ありがとうございます。

次に、道路整備について伺いますが、その前に、油津港におきましては、本年度は港の耐震に係る工事が施工中でございます。また、22万トン級クルーズ船の入港を可能とすべく、係船柱や防舷材の追加整備の実施も決定をいただきました。感謝を申し上げたいと思います。そして、さらなる整備もお願いをしておきたいと思っております。

では、質問に入ります。国道220号の防災対策についてであります。国道220号は、これまでも大規模な崩壊を繰り返しておりまして、そのたびに通行どめ等の規制が行われ、沿線住民にとっては、安全・安心とはほど遠い生活を強いられているのが現状であります。この道路は、沿線住民にとりましては唯一の幹線道路であり、命の道としての役割を果たしております。道路管理者である国土交通省におきましては、異常気象時の通行規制に伴う孤立集落の解消などを目的に、計画的な改良工事を実施されており、現在、日南防災北区間として、伊比井地区と富士地区を結ぶトンネルの工事が進められているところであります。そこで、国道220号日南防災北区間の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国道220号の日南防災北区間は、宮崎市内海から日南市富士間の延長2.6キロメートルにおいて、異常気象時の通行規制区間の解消等を図ることを目的に、国において、平成23年度より整備が進められております。ことし3月までに約54%の用地を取

得し、7月には伊比井地区側から延長724メートルのトンネルの掘削が開始されたところであります。引き続き、残る事業を進めるために必要な用地の取得や設計などを行っていると同っております。国道220号は、議員のお話にもありましたように、沿線住民の命の道であるほか、観光振興にも大きく寄与している道路でありますことから、引き続き、沿線自治体や地域の皆様とともに、早期完成に向け、国に対ししっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 何度も申し上げますが、ことし6月に発生しました国道220号の災害におきましては、約10日間通行どめとなりました。海岸沿いの住民の方々は、迂回路が近くにないため、大きく迂回しなければなりません。特に、復旧に時間を要した場合には、住民の方々への負担や影響はより大きくなるものと思われまます。当該地区には、富士地区と北郷町郷之原地区を結ぶ市道富士郷之原線がございます。国道220号が途絶した場合の迂回路としての役割を担っております。この道路につきましては、長年にわたり、その整備が地元の願いでございました。もちろん、東九州自動車道の早期整備や国道220号防災事業の早期完成は、優先的に取り組んでいただく必要がございますが、緊急時に交通を確保し、住民の方々の負担を和らげるためにも、この富士郷之原線につきましては、何とか早く整備できないものかと思うところであります。この道路は市道であるため、管理している日南市の役割かとは思いますが、市道を整備する手法についてもさまざまな方法があるかと思っております。そこで、市道富士郷之原線については、国道220号が途絶した場合の迂回路としての役割がありますが、その整備手法についての県の考えを、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 日南市が富士郷之原線を整備するに当たっては、この道路が、地域の方々にとって重要な生活道路であり、また、国道220号が途絶した場合の迂回路としても利用されていることから、防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金といった国の交付金事業を活用できると考えられます。しかしながら、当該道路は地形が急峻で地質も脆弱であり、その整備には多額の費用がかかることが想定されますことから、県といたしましては、日南市に対し、整備手法や技術的な内容に関する助言を行ってまいりたいと考えております。

○**外山 衛議員** なかなか難しいということですが、市の取り組み次第では、事業化の可能性はゼロではないと理解してよろしいですね。

次に、宮崎北郷線についてであります。この道路は、県南地区におきましては、県立日南病院などの救急医療施設から、第3次救急医療施設であります宮崎大学医学部附属病院等を最短距離で結ぶ道路であります。しかしながら、総延長30キロメートルのうち、半分以上を占める16.4キロメートルが未改良となっております。そのうち2.8キロメートルは幅員が3.5メートルにも満たない状況で残されております。この道路の日南市側におきましては、北郷町山仮屋地区において、改良済みである県道日南高岡線と日南市道を介して接続しているため、その地点から宮崎市の椿山森林公園までの区間を優先して整備すれば、利便性は相当改善されるのではと思います。この区間が整備をされますと、この道路は、国道220号、県道日南高岡線と並ぶ県南地区の経済発展のための幹線道路として、また、救急医療を担う命の道としての機能が期待をされることとなります。そこで、この

区間における県道宮崎北郷線の整備についてどのように取り組んでいかれるのかを、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（東 憲之介君）** 県道宮崎北郷線は、宮崎市清武町と日南市北郷町とを結ぶ幹線道路であり、沿線住民の生活を支える道路でもあります。当路線には、幅員が狭く離合の困難な箇所があることから、現在、椿山森林公園から宮崎市側にある未改良区間の整備を進めているところであります。御質問にありました、椿山森林公園から北郷町山仮屋間の未改良区間につきましては、山間部の急峻な地形を通過していることから、抜本的な道路改良を行うためには多くの費用が必要だと考えております。県といたしましては、事業中区間の進捗状況や道路予算の推移を踏まえながら、この区間の整備について、部分的な拡幅を含め、検討してまいりたいと考えております。

○**外山 衛議員** この道路に関しましても、御検討をよろしくお願いします。答弁いただきました部分的な拡幅も含めて、事業化に向けての前向きな検討を強くお願いしておきたいと思っております。

次に、教育行政についてでございます。

全ての若い世代というわけではございませんが、最近よく耳にしますのが、就職の面接等で、雇用条件を問うのではなくて、「土日が休めますか」と尋ね、「職種柄、土日出勤もある」と答えますと、「では、結構です」と帰ってしまうこともあるということです。また、建設会社での話ではありますが、工事現場におきまして、少しの油断や不注意が大きな事故、けがにつながるので、どうしても大きな声、荒い言葉での会話となります。すると、時に、入社間もない若い人が、「毎日こんなに怒られるので

は仕事を続けられない」と、退社を願い出ることもあるそうです。先輩社員は、決して怒っているわけではありません。これは極端な例かと思いますが、今、教育現場におきまして、叱れないのか、叱らないのかよくわかりませんが、叱ることを避ける風潮があるやに聞いておまして、先ほどの例の要因になっているのではと感じております。そこで、現在の教育では叱ることが少なくなり、さまざまな弊害が出ているのではと思いますが、教育長の見解を伺います。

○教育長（四本 孝君） 叱ることにつきましては、教育的な観点からいろんな考え方があろうと思いますが、児童生徒に正しい判断力を身につけさせる上で大切な指導であると考えております。具体的な叱り方につきましては、感情に任せて叱るのではなくて、子供の立場になって考えるとともに、特に命の危険があるような行為については、厳しく指導すべきであろうと考えております。県教育委員会といたしましては、教職員が児童生徒一人一人の健全な成長を願い、相互の信頼関係に基づき、褒めるときは褒め、叱るときはその意味をしっかりと伝えるといった、心の通った指導が大切であることを、今後とも全ての教職員に徹底してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 もう一点の例でございますが、部活等においても、例えば、「根性で頑張れ」とか「死に物狂いで頑張れ」とか、こういうことを言っても、口にした指導者のほうが浮いてしまうようでありまして、なかなか響きません。私どもの時代とは違うと言えばそこまでありますが、例えば、時に「もういいから帰れ」などと言うと、「頑張ります」ではなくて、「はい、わかりました」と帰ってしまうこ

ともあるようですので、困ります。今、教育の現場におきまして、「子供に失敗をさせないように、先回りをして配慮、指導をする傾向が強くなっている」という声もあるようですが、子供たちにとっては、時には失敗を経験することは、その後の人生を考えたときに大きな意味があると考えますが、教育長の考えを伺います。

○教育長（四本 孝君） 御指摘のとおり、子供たちにとって、失敗を経験することは、それが心に刻まれ、後の人生で役立つことも多々あると考えております。例えば、失敗を経験することで、自己認識が深まり、心が打たれ強くなったり、また、他人の失敗を許すことができるようになったりすることもございます。また、失敗を乗り越えて手にした成功体験というのは、揺るがない自信につながるものであります。学校教育では、各教科や学校行事、部活動等のあらゆる場面において、失敗を恐れることなく挑戦し、たとえ失敗しても、それを糧にさらに成長できるよう適切な支援を加えていくことにより、失敗体験が児童生徒にとって意義あるものになるよう、教育活動の充実に努めているところであります。

○外山 衛議員 今、2点伺いました。1つは、失敗をさせないようにする教育とか、叱らない教育、あるいは叱れない教育、この点は少し改善をお願いしたいと思います。

子供たちが失敗を経験するには、やはり自分の頭と体を使った体験が重要と考えます。小中学校ではさまざまな体験学習を行っているようですが、この体験活動を行う時間として、「総合的な学習の時間」が重要な時間であると考えています。そこで、小中学校で行われております「総合的な学習の時間」とは、何を目指し、どのようなことを行っているのかを、教育長に

伺います。

○教育長（四本 孝君） 「総合的な学習の時間」とは、児童生徒が、各教科等で学んだことを生かしながら、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考えるなど、問題の解決に主体的に取り組む資質や能力の育成を目指して導入された教育活動であります。その内容や方法につきましては、各学校が創意工夫しておりまして、例えば、小学校では、地域の歴史を知ることや伝統芸能を体験するなど、地域のよさに直接触れることを通して、ふるさとを愛する心を培う学習などが行われております。また、中学校では、さまざまな職業について理解することや、実際に働くことを体験する学習を通して、望ましい職業観、勤労観を培い、自己の将来や生き方について考えを深める学習などが行われているところであります。

○外山 衛議員 失敗を経験することは、子供たちを成長させ、自分の生き方を真剣に考えることにもつながると考えます。生きる力を育むためにも、改善されることを期待します。一方、現場の先生方がいろんな意味で萎縮してしまって、意欲を失うような教育の現場とならないように、環境づくりもお願いをしたいと思います。

もう一点、特別支援学級についてでございますが、現場の先生に伺いますと、担当の先生への負担が大きく大変とのこととあります。教員定数の見直しについては、全国的に言われているようではありますが、本県の特別支援学級における教員の負担の現状と配置人員の見直しについて、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 小中学校の特別支援学級におきましては、在籍する児童生徒の障がいの状態に応じ個別の指導が行われておりま

す。現在、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴いまして、特別支援学級の1学級当たりの在籍者は平均3.6人で、特に6名以上の在籍学級数は5年前の約2倍となっております。議員の御指摘のとおり、学級担任等の負担は大きくなっていると思われまます。しかしながら、特別支援学級の定数につきましては、1学級の児童生徒数を8名とする国の学級編制基準に基づき算定をしておりますことから、県独自で学級編制基準を引き下げるためには、多額の財政措置が必要であり、厳しい状況にあります。このような状況から、私も8月に文部科学省へ赴き、基準見直し、教員定数の改善を直接要望してきたところであります。今後とも引き続き、国へ強く要望してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 さらに現場の意見等を吸い上げて、検討方お願いしたいと思ひます。

最後に、警察行政についてでございます。本部長におかれましては、着任早々の質問となりますが、よろしくお願ひいたします。

代表質問でもございましたが、世界各地で悲惨なテロが発生しておりますことから、本県におきましても、国際テロの未然防止に向けた警察の基本方針「テロリストを入れない、テロの拠点をつくらせない、テロを起こさせない」に基づいた各種テロ対策を、しっかりと推進していただきたいと考えております。また、ことしの4月には、油津港に寄港した海外クルーズ船の外国人観光客5名が、一時失踪するという事件も起こっております。このような国際的なテロの脅威の増大でありますとか、犯罪の温床となる不法滞在外国人対策等に対して、現場で捜査や捜索に当たる警察官が対応していくためには、ある程度の語学力も必要であると思ひま

す。そこで、本県警察における外国語研修制度について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 外国人犯罪等に対応できる通訳人を育成することを目的に、警察大学の附属機関である国際警察センターにおける語学研修、県の警察学校における語学研修などを実施しております。本年度は、警察大学校と県の警察学校におきまして、英語、中国語、韓国語、インドネシア語など6カ国語について、合計約35名が研修を受けております。研修期間は、県の学校では約10日間、警察大学校では約2カ月から2年間程度です。今後とも、増加が予想される来県外国人に対して適切に対応できるように、外国語研修を進めてまいります。

○外山 衛議員 現在は犯罪事件というのが非常に多様化しておりますので、本部長におかれましては、地域の安全のためにしっかり御尽力をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分開議

○横田照夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎の渡辺創です。今回の一般質問では、1、県が分散整備の方針を示した新しい県有体育施設の整備に関し、その判断に至った経緯と、将来的な県内体育施設の全体イメージを少しでも具

体化させること、2、河野知事が多様性を認め合う社会の必要性をどう認識し、どのような価値観を持っているかを問うこと、この2つを大きなテーマとしながら質問を進めたいと思います。知事を初め、執行部の皆様には、ぜひ、県民の疑問を解消すること、そして、それぞれの環境の中で生きづらさを抱えている方々の力になることを意識した答弁を期待したいと思います。

まず、性的マイノリティーの皆さんにかかわる質問をいたします。3年の月日が流れましたが、平成26年6月議会での太田清海議員の一般質問によって、私は、私自身の無関心と無理解を強く認識しました。MtF (Male to Female)、つまり、生物学的な性は男性だったが、性自認は女性という、性同一性障がいを抱えた御家族の話がされました。その発言やその後の太田議員の活動も含め、メディアでも大きな反響があり、県内における理解促進に大きな意義があったと思います。私も太田議員の質問で目が覚めた一人であり、できるだけ多くの人たちの生きづらさを解消することが政治の大テーマと考える以上、無関心ではいけないとの思いで、少しずつ学び、当事者とも話をし、少なくとも私は友人になったつもりの方々もいます。

この間、私が知ったことは、性別は、女か男かだけではなく、それぞれの顔が違うように性別にも違いがあり、性自認とも言われる心の性、表現する性、体の性、性的指向とも言われる好きになる性、この4つが集まってできる性のあり方をセクシュアリティといいます。ことし6月に宮崎市の南九州大学であったシンポジウムのタイトルにもなっていましたが、まさに性はグラデーションであり、千差万別であるわけです。

近年、セクシャルマイノリティーの総称として「LGBT」という言葉が使われます。Lは女性として女性を愛する人「レズビアン」、Gは男性として男性を愛する人「ゲイ」、Bは男性、女性どちらの性にも引かれる人、または好きになるときに性別を前提としない人「バイセクシャル」、Tは性別違和を含む体の性に縛られない生き方をする人「トランスジェンダー」をあらわします。前者3つは、好きになる性の多様性であり、トランスジェンダーは、心の性の多様性です。ほかにも、旧来の価値観でこうあるべきとされるあり方に当てはまらないという意味では、恋愛感情や性的欲求を持たない「アセクシャル」や、自分の性別や好きになる性をはっきり決めていない、もしくは決めない「クエスチョニング」、先天的に、性に関するさまざまな発達状況を持つ「DSDs」など、まさに多様です。性的マイノリティーは、人口の8%という調査があります。私は血液型がA B型ですが、その割合と変わりません。決して珍しいことではありません。

世の中には、たくさんの生きづらさを抱えている人たちがいます。例えば、体に障がいを持つ方々もそうでしょうし、人口減少にさらされ、地域で苦悩する中山間地域の方々も、不当な労働環境で働く人も、一人で一生懸命子育てするお父さんやお母さんたちも。私たちは、さまざまなアプローチで、その課題解決につながる政策をつくろうとします。LGBTへの理解を深め、課題解決に取り組むことも、それと同じです。みんなの環境や背景を認め合いながら、少しずつでも生きづらさを減らしていく社会をつくっていく。その先頭にぜひ知事に立っていただきたいと思うところです。

さて、全国に目を転じると、2015年に渋谷区

が、同性カップルを「結婚に相当する関係」と認める「パートナー証明書」を発行する条例を制定し、世田谷区や札幌市など、全国的な広がりを見せています。昨日は、九州で初めて福岡市が条例化を決め、全国で7番目の自治体となることになりました。また、LGBTであることを表明している地方議員が中心となった議員連盟が発足するなど、さまざまな動きが出ています。福岡県は、6月議会で小川洋知事が、2020年東京五輪・パラリンピックを踏まえ、観光事業者が性的少数者に対応する際の配慮事項をまとめたガイドブックを作成し、セミナーを開催する方針を明らかにしました。福岡県に取材したところ、2014年に五輪憲章に性的指向による差別禁止が盛り込まれたことを意識した対応であり、この秋から間もなく本格始動するとのことでした。

このような状況の中で、LGBTなど性的少数者が暮らしやすい多様性を認め合う社会の確立に向けて、知事はどのような考えを持っていますか。お伺いしたいと思います。

残余の質問につきましては、自席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

LGBTを初めとする性的少数者の方々につきましては、誤解や偏見によって、いじめや差別の対象とされるなど、さまざまな問題、御苦労に直面しておられるものと認識しております。さらに、悩みや苦しみを家族や友人にも打ち明けられず、自殺を考えたことのある人の割合が高い、そういう指摘もございます。私たちが幸せに暮らしていくためには、年齢や性別、障がいのあるなし、国籍など、一人一人の個性や違いを尊重し合い、それぞれが夢や目標を持

ち、活躍できる社会であることが大切であると
考えております。私としては、性的少数者の
方々も、当然に、この社会の一員として尊重さ
れるべきであり、自分らしく生きる権利を有し
ていると考えております。そのためには、まず
は周囲の人々が、今、議員から御指摘がありま
したような、多様な性のあり方、生き方につい
て認識し、理解を深めることが肝要であります
ので、当事者の皆さんにも御協力をいただきな
がら、各種の啓発活動を積極的に展開してい
るところであります。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 御答弁ありがとうございます。
知事は、LGBTというふうに言われる皆
さんと直接お会いになってお話を——私的なこ
とも含めて、そういう機会は今までお持ちに
なったことはおありでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） アメリカに留学してお
りましたときに、同じ寮のそのフロアのいわば
管理人といいますか、鍵を管理している方が、
いわゆるゲイの方でありまして、普通に接して
おりました。日本では特にそのような方との接
点というのはございませんが。

○渡辺 創議員 ぜひ提案を申し上げたいと思
いますが、宮崎県内でも、当事者団体をつくら
れて、少しでも理解を広げていこうという動き
が広がりつつあります。そういう方々にとつて
も、知事に直接お話を聞いていただいて——県
内で暮らす県民の中の皆さんのお話ですので、
ぜひ当事者の声を聞く機会もつくっていただい
ければと思いますけれども、そのあたり、知事、
いかがお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 対話と協働というのが
一つの私の政治姿勢であります。さまざまな立
場の方の声を伺いながら県政を進めていく、そ
れも、こういう性的少数者の方についても同様

であろうかと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

それでは次に、学校における男女混合名簿
（性別で区別をしない名簿）についてお伺いを
いたします。この件については、2月の議会で
も質問をいたしましたし、6月にも質問が出て
いますので、県の基本的な考え方はある程度理
解をしておるつもりでおりますが、改めて県内
での使用状況について、教育長にお伺いいたし
ます。

○教育長（四本 孝君） 平成28年度における
県内公立小中学校での男女混合名簿の使用状況
でございますが、小学校では236校中25校、率に
しますと10.6%、中学校では131校中6校、率に
しますと4.6%、また、県立高等学校及び中等教
育学校では39校中17校、率にして43.6%でご
ざいます。

○渡辺 創議員 数字としては6月の調査と変
わらないというところかと思えます。2月に質
問させていただいて以降、男女混合名簿に関し
ては、学童期の子供を持つお母さんたちが、宮
崎市の二見教育長と意見交換を実施されたり、
また、県内では、導入の進んでいる日向市で
行政からのヒアリングをされたりと、いろいろな
動きが出ています。日向市で開催されたヒアリ
ングには、私も参加しましたが、太田議員や前
屋敷議員も参加されておりましたし、宮崎や日
向の市会議員さんも参加されておりました。新
聞報道等でも、こういう動きについての報道は
あっておりますが、このような動きを教育委員
会としてはどのように受けとめていらっしゃる
でしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 男女混合名簿の使用
に関する意見交換会が行われていることは、新
聞報道等により承知しているところでありま

す。このような動きは、男女平等の理念の推進や男女共同参画社会の実現、または性的マイノリティーの方々への配慮といった、個別の人権課題に対する意識がこれまで以上に高まっているあらわれではないかと感じております。

○渡辺 創議員 私自身は、男女共同参画の観点や、または一人一人を尊重するという社会の実現、また、必要以上に固定的な性別による役割分担意識を子供たちに植えつける仕組みは必要ないのではないかとこの立場で、男女混合名簿が進めばいいのではないかと考えています。例えば、入学式や卒業式で男子、女子の順で入場すること、また、スリッパの色を男女で分ける必要があるのかということ。これはよく考えてみると、別に何ら合理性のある理由はないんだと思いますけれども、何となくそれが自然だという意識が——少なくとも私は持っていましたし、多くの方にあるんじゃないかと思えます。こういうのは、いわば無意識の中のすり込みという部分であって、間違いなくあるんだろうと思えます。

実は、ある意見交換会で、元学校の先生をされていた方のお話を伺ったんですが、「教育の現場では、管理するという立場から子供たちを見るのが自然であって、管理するという観点では、男女で区別することに違和感はなく、その視点であれば、一度も男女混合名簿が必要だという考えに至ったことはなかった」というふうにおっしゃっていました。こういう意識の学校現場に、仮に、教育委員会からトップダウンで男女混合名簿を押しつけてみても、現場の皆さんに本質的な理解はされずに、形だけを整えることになってしまうわけなので、やはり一番大事なのは、きちんと問題意識を理解するような対応が重要ではないかと思っています。そこ

で、教育長にお伺いしますが、この間、ヒアリングをしました日向市では、市の男女共同参画プランに、「男女混合名簿の実施」というのが明確に書かれています。宮崎県では、男女混合名簿について、何らか県の指針等に明記されているものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 平成17年に定めました宮崎県人権教育基本方針の中では、男女混合名簿につきましては、具体的な記載はしておりません。しかしながら、県教育委員会におきましては、男女混合名簿の使用につきましては、本年5月、6月に開催いたしました、県内全ての公立小中学校、県立学校の校長を対象とした人権教育研修会におきまして、その意義等について説明をしたところであります。今後も、人権尊重を基盤とした男女平等の意識を確立する教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回の質問に向けて、いろいろな資料を見返してみたんですけども、県が発行している「イシキをかえてシャカイをかえる 実現しよう男女共同参画社会」（平成28年3月発行）の中では、その5ページに、「私たちが目標とする男女共同参画社会とは？」という問いに答える形で、学校のあり方として、まず、その冒頭で、「性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重している」と、あるべき姿として実は書かれています。そうであれば、男女混合名簿の考え方というのは、まさに今、その土台になるのではないかと考えているところであって、低学年のときから無意識に、例えば、男・女の違いであるとか、社会的な役割の違いというのをすり込みかねな

いという対応は、一考してみてもいいのではないかと気がしているところです。

ここで、知事にお伺いしたいと思いますが、男女混合名簿、今、全国では7割から8割のところ採用されているという状況になっています。けさ、ネットニュースで見たんですが、那覇市でも、来年度から全ての学校で男女混合名簿の導入をするというのが決まった——多分9月議会でだと思いがすが——という話が出ていました。正直、私自身は、宮崎で生まれ育ったので、実はこの件についても余り違和感を持たずに、数年前までそういう意識を持たずに過ごしてきたというのが正直なところであって、県内には同じような意識の方も決して少なくはないんじゃないかなと思っています。県外から宮崎に来られた方に、「どうしてこうなっているの」と聞かれて、それで初めて、「はて、なぜそうなんだろう」というふうに考え始めるというパターンも少なくないと思っていますところなんです。知事は、東京だけではなくて全国、東京以外のところでも生活の経験もありますし、また、3人のお子さんを子育てされた経験、宮崎の学校じゃないところの経験もあおりじゃないかと思いますが、保護者としての経験や認識、または、今まで議会でも行われてきた議論等をお聞きになって、個人的な見解でも構いませんので、男女混合名簿についてどういうお考えをお持ちか、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） これにつきまして、自分は3人の子供を育ててまいりましたが、3人の子供がどのような名簿だったのか全く知らないところでありました。たまたま家族の引っ越し等の関係で、長男だけが神奈川の高校、あと2人は宮崎でということではありますが、神奈川では男女混合であったということでもあります。

ただ、妻の友人に聞いてみますと、東京の都立高校などでは別々であったと、そういう実態としてはあるところでもあります。

大事なことは、子供のころから男女共同参画の理解の促進を図っていくということ、そして、今回の名簿の御指摘が、今、無意識のすり込みという表現をされました。既存の名簿を使うことによって、男子が先というようなすり込みがされるようになる。その指摘は受けとめつつも、その解決策は混合名簿なんだろうかとこのころが、なかなか私は腑に落ちないところがありまして、そうであれば半年ずつ交代するとか、そういうやり方もあろうかと思っています。頭の体操かもしれませんが。

性差に基づく合理的な取り扱いの異なること、例えば、体育の授業だとか身体測定を別にするだとか、第二次性徴に伴う特別な配慮というものを、さっきの性的少数者という御指摘もありましたけど、それはあるわけで、そういう取り扱いがあるのであれば、別々にしておいた上で、でも、既存のものが男子が先というような意識があるのであれば、今言ったような別の方法があるのではないかなという思いもあるわけです。例えば、今、下駄箱と言わないんでしょうかね、靴を入れるところとかロッカーとかは、混合順に並んでいるんでしょうか。非常に思春期でデリケートな男性、女性は、そういうものが隣り合っているよりも別にしてもらったほうがいいんじゃないかと。いろいろ学校現場の実態がわからないものですから、先ほど言いましたように、御指摘を受けとめつつ、じゃ、どういう解決策がよいのかというのは、しっかり学校現場で考えていただく、そこが大事かというふうに受けとめております。

○渡辺 創議員 学校における保健面とかでの

男女を分ける対応が必要になるというのはまた別の次元で、それは、必要だと思っている方々も認識されているところだと思いますので、今の知事の御答弁も含めて、考えるきっかけとして、まずは持っていただければと思うところです。

続いて、今回の一般質問の大きな柱として考えております、2巡目国体に向けた体育施設の整備についてお伺いしたいと思います。

県は、今回、3施設、それぞれ今まで2カ所に絞っていた候補地を、アリーナ型の体育館については延岡市に、そして、陸上競技場については都城市の山之口を選択して、いわゆる分散整備の方針を決めたわけですが、その理由を知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回、国体を視野に入れながら新たに整備する3つの施設につきましては、これまで市町村や競技団体等からさまざまな要望を伺ってまいりました。異なる立場の意見があり、各候補地それぞれに一長一短課題がある中で、大変難しい問題でありました。私といたしましては、今回の新たな投資というもの、本県の将来の発展にいかにつなげていくか、スポーツランドみやざきの発展にいかにつなげていくかといった視点が重要であると考えたところであります。さらに、都城市や延岡市とも協議をした結果、施設整備や活用だけでなく、競技団体の負担や不安への対応等についても、県と連携して取り組んでいきたいというお話をいただいたところであります。このようなところを総合的に勘案し、私といたしましては、課題はあると思いますが、既存施設の活用ということも含めて、全県的なスポーツ振興、地域振興を図る基盤として整備を進めることとしたところであります。

○渡辺 創議員 主要3施設の整備をめぐっては、県の方針決定を見据えて、自治体や競技団体、経済団体等、いろいろな要望や陳情が相次いだというふうに理解しています。私も宮崎市議会の議連の皆さんに帯同する形で、宮崎市選出の県会議員全員そろっていたかと思いますが、知事のところに一緒に陳情に行ったこともあったと思っています。今回、国体の体育施設整備に関する要望や陳情は全部で幾つあったのか、また、要望があった時期をあわせてお伺いしたいと思います。また、判断に至るまでにどの程度の意見交換を重ねてきたのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 平成27年7月に、本県における2巡目国体開催の内々定をいただきまして以降、県有主要3施設に関して、各自治体、競技団体、経済団体等から29回の要望があったところであります。要望がなされた時期といたしましては、平成27年度に6回、平成28年度に10回、今年度は13回となっております。また、地域別に見ますと、3施設の整備地である宮崎と都城からそれぞれ3回、延岡からは5回となっております、そのほか、日向、西都、串間、えびのといった地域となっております。要望いただいた各自治体とは、県と連携した整備の提案内容等について、また、競技団体とは、施設の望ましい仕様や規模、場所等について意見交換を行ってきたところであります。

○渡辺 創議員 2巡目国体の構想が浮上して以来、何度もこの本会議でも、国体受け入れの判断、また施設整備について、繰り返し県の基本的な考え方をただしてまいりましたし、できるだけ早く県民に、その整備のイメージや県の方針を伝えて理解してもらうことが重要ではないかという指摘をしてまいりました。3施設の

建設については、当初は、昨年度末までに方向性を示すという方針だったと思います。結果的に約半年おくれることになって、先ほど伺った要望・陳情の数を考えても、計29回のうち13回は今年度ということですから、本来であれば方向性を示した後の時期に要望が相次いでいるというふうにも考えることができます。特に、2カ所に絞るといふ形にしたわけですので、それ以降は、要望合戦という言い方が正しいかわかりませんが、非常に過熱した感もあったというふうにも受けとめているところです。

また、県の方針が報道で伝えられた後は、新聞やテレビ、またSNS等々を見ている、喜びの声を上げるところもあれば、がっくりという声もありますし、納得がいけないという声もさまざまあって、結果的には、半年間判断が延びたことによって、やや感情的とも言える地域的な気持ちのしこりが残ったということも否定しづらいかなという状況にあるような気がしています。きょう、宮日新聞の1面に企画記事が始まっていたけれども、その記事の中でも、そういう面があるということも指摘が出ていたと思います。だからこそ、今議会以降、知事も冒頭の発言でおっしゃいましたけれども、県は、なぜ今回の判断になり、県全体のスポーツ施設のあり方が将来的にどうなっていくのかということ、できるだけ丁寧に、かつ早期に県民に提示していけるかが極めて重要になるというふうに思っています。

そこで、アリーナ型の体育館整備について伺っていきたくと思います。今回の整備は、2巡目国体がきっかけになることはもちろん間違いありませんが、これから数十年間にわたって県内体育施設の柱となるものをつくろうという取り組みだと思えます。特に県内では、いわ

ゆるアリーナ型の体育館というのではない状況でありますので、多くの県民も大きな期待を持って見ていると思います。今回の整備に当たり、多くの県民が期待していたアリーナ施設というのを県はどのようにイメージしてきたのか、教育長にお考えをお伺いしたいと思います。

○教育長(四本 孝君) アリーナといいますか、体育館の整備に当たりましては、2巡目国体等において、競技の実施に必要な施設基準を満たすための適合性はもちろん、空調設備やバリアフリー対応などといった快適性、また、災害発生時には地域の避難施設や防災拠点として活用可能な安全性なども、考慮すべき条件であると考えております。また、文化イベントなど、スポーツ以外にも多目的に利用できる施設が望ましいとの意見を伺っておりまして、スポーツをするだけの体育館ではなく、観戦する、あるいは人が集まるといった施設への期待もあるものと考えております。

○渡辺 創議員 今の答弁の後段の部分がとても大事だったんじゃないかなと思うんです。文化イベントであったり、スポーツ以外にも多目的に利用できる施設というのが、非常に大きな期待を集めていたと思いますし、県の今まで出てきた資料の中でも、例えばコンサートやプロスポーツのイベント等にも対応できるということが、いわゆる前にステージがあってこっち側にフロアがあるという旧来の体育館というイメージではなくて、アリーナ型というのに県民が期待を持ったポイントになるのではないかなと思っています。そこで確認したいのですが、今回、延岡に建設するという判断によって、アリーナ型の体育館の整備内容や活用方法が変更になることがあるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○**教育長（四本 孝君）** 今回、新たに延岡市に整備する体育館は、県北地域におけるスポーツランドの展開に資する拠点として、また、スポーツだけでなく、多目的に活用可能な施設として整備する必要があると考えております。施設の整備内容や求められる機能等については、宮崎市と延岡市のどちらの場合でも違いはございません。観客席につきましては、整備地検討の過程において、固定席と可動席を含めて5,000席程度の施設規模が望ましいと考えておりますが、荒天時の国体の開閉会式会場として想定しない場合であっても、現在の県体育館よりも規模の大きい3,000席程度のものを標準に検討していくことになるものと考えております。今回、体育館を延岡市に整備することが決定し、これから基本計画を策定していく中で、適正な収容規模についても検討してまいりたいと考えております。

○**渡辺 創議員** 今の答弁は、フロアの規模であつたりとか整備内容には、宮崎だろうが延岡だろうが変更はないと。ただし、観客席については、今まで県議会の議論の中でも、陸上競技場が都城になった以上は、雨天時の開会式が延岡に行く可能性は限りなく下がるという状況だと思いますので、そこを前提に考えれば、今まで5,000席相当だったものが3,000席を標準に検討していくということで、場合によっては、ある種のスケールダウンが、観客席に関してはあるということだろうと理解しました。

ただ、今お話がありましたように、仮に3,000席の観客席であっても、今の県体育館の約2倍という規模になるわけですから、利用圏の人口や建設後に実際に獲得できる現実的な集客イベントの規模等を考えれば、私は、観客席の縮小というのは妥当な判断ではないかと思ひます

し、むしろ県の構想にある施設のイメージというのは、どこにつくっても同じものをつくるというわけではなくて、建設する場所によって現実的な整備のイメージをこれからリアルにしていけるんだという姿勢が、はっきりと今の答弁によってわかったと思ひていますので、大きな意義があつたと思ひています。

その上で、今回の方針が9月2日の宮日新聞で報道されて以降、宮崎市議会の一般質問で宮崎市の戸敷市長が、宮崎市独自のアリーナ整備の方針を表明されていますが、この構想を県は承知していたのでしょうか。また、宮崎市の構想が県の分散整備という判断に影響したのか、総合政策部長にお伺ひします。

○**総合政策部長（日隈俊郎君）** 宮崎市のアリーナ構想につきましては、現在開会中の宮崎市議会の中で戸敷市長が、今後検討を始めたいとの意向を明らかにされたとのこととございまして、まだ具体的な内容は承知しておりません。したがって、今回の私どもの検討において、宮崎市の今回の構想は影響しておりません。

○**渡辺 創議員** わかりました。いずれにせよ、県のほうが長く施設整備の構想をつくってきていると思ひますので、宮崎市の構想が県の構想より前に行っているということは恐らくないと思ひます。もしこれから宮崎市が、市長のおっしゃったように、構想を具体化していったら、県に対して、例えば県有地の提供など、宮崎市から具体的な協力要請があつた場合には、協力が可能というふうに考えていいのか、総合政策部長にお伺ひします。

○**総合政策部長（日隈俊郎君）** 宮崎市の構想は、これから検討されるとお聞きしておりますので、今後、宮崎市から相談があれば、まずは

その内容等をお聞きしたいと思います。

○渡辺 創議員 今までの、今度の施設をつくっていく構想の議論の中を振り返ると、例えば宮崎市の錦本町では、プールとアリーナ型の体育館を一体的に整備することも選択肢の一つとしてはあったと理解してきたところなんです。が、今回、アリーナは延岡ということになったわけですけれども、もし宮崎市が自前で、先ほど来話をしてきたみたいな、県民や市民の期待感も大きいアリーナの整備をやろうという場合には、プールと一体型の整備ができれば、それは、県都宮崎に新しいスポーツゾーンを形成できるという意味でも、なかなか魅力的な構想ではないかと思いますが、その際には連携が可能なものか、総合政策部長にお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 先ほどからあります。宮崎市の構想がどのような計画になっていくのか、現時点ではわかりませんので、具体的なことはお答えできませんが、宮崎市から相談があれば、まずはお聞きして適切に対応していくものというふうに考えております。なお、宮崎市のほうはアリーナ型の体育館という構想でございますが、先ほど教育長が申し上げましたけれども、県のほうはアリーナ型の体育館という定義では検討してきておりません。

○渡辺 創議員 今の総合政策部長の答弁は、アリーナ型の体育館は構想として持っていないということをおっしゃっているんですか。それは、少なくとも今まで我々が議会内で説明も聞いてきたことを含めて、説明の方向性が全く違うという気がするんですけど、改めてお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 言葉足らずで

したが、宮崎市が検討されているというアリーナ型の体育館の規模とは違うものというふうに理解しております。

○渡辺 創議員 了解いたしました。それなら理解ができました。

続いてお伺いしたいと思います。現在の県体育館については、これまで、新しい体育施設、今のアリーナ型の体育館を建設する際には、敷地を売却してそれを整備費用に充てるんだということが、県議会に示された資料——充てる可能性があるとか、充てることができるということが資料の中にも示してありましたし、有力な方向性の一つであり、前提だというふうに理解してきたところ。確かに宮崎駅至近に1万5,000平方メートルあるわけですから、それなりの価値もあるだろうと思います。ただ、今回、決定後にもいろんな声が出ていますが、宮崎市への集中整備を望んできた各種競技団体の事情や、宮崎市に競技人口が集中している種目等もあることを考慮すると、現体育館の早期閉鎖というのは、とても現実的な選択だとは思えないと思っています。延岡での新体育館の整備後も現在の県体育館の活用が必要ではないかと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 現在の県の体育館、老朽化して、残念ながら空調がきかないという課題がある中で、近くに宮崎市の体育館がある、大きな大会のときはこの2つをうまく活用するという実態があったということはまず踏まえる必要があろうかと思っています。それから、御指摘がありましたように、これまで競技団体からさまざまな意見を伺う中で、競技者が限られており、宮崎市に集中しているような競技について、御指摘のような課題があることは私も認識

しております。そのような課題に対しては、延岡市に体育館を整備しても、競技会等を開催できる環境を整えること、また、そのための支援のあり方を検討することも必要であるというふうに考えておりますが、競技団体の不安、また御意見等も考慮すると、新たに体育館を整備した直後に現在の体育館を閉鎖することは難しいと考えております。このようなことから、現在の体育館につきましては、当面、活用する方向で対応してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。県内の実情を考慮して、現体育館と延岡の新設アリーナで役割を補完し合うようなイメージが確認できたと思います。

質問の角度を少し変えたいと思いますが、延岡で建設予定となる新しいアリーナは、現在の延岡市体育館の敷地に市の体育館を解体して整備されるというわけですが、感覚的には、新しいアリーナが市体育館の代替施設になるイメージがあるかと思います。これまで市の体育館が担ってきた市民利用の水準が維持されるのが大変気になるところであります。現在の県体育館の使用ルールでは、全国規模、九州規模、県規模の大会が優先的に日程確保されます。それ以外の際に、市レベル以下のものが使用可能となるわけですが、実際に昨年度のデータを検証してみると、市民が利用しやすい土日に限って言えば、対象となる104日間で、市レベルの大会が行えたのはわずか5日間にすぎません。2カ月に一度以下という水準です。さらに、アリーナとなれば、スポーツ以外の活用もあるわけです。先ほど示された観客席、例えば3,000程度の施設のイメージに近い北海道の函館ドームの実態を調べてみると、昨年度、メインアリーナが使用された84イベントのうち、約2割の18イベ

ントは、コンサートや学会、観光フェアなど、スポーツ以外のイベントとなっています。このような状況を考えると、立地自治体の市民利用は相当程度制限されるわけですが、そういう事態が予測されることは延岡市にも伝わっているのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 現在の県体育館の利用につきましては、県レベル以上に相当する規模の大会、競技会等を優先し、その後、市レベルの大会等について調整を行っており、このような実態につきましては、これまで延岡市にお伝えしてきているところであります。新設する体育館に関しましては、極力、市民の利用が制限されることのないよう、延岡市とも連携し、その対策について検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 このテーマの最後の質問とします。陸上競技場に関しては、都城の山之口に新設を決めたわけですが、宮崎の木花の既存競技場はどのようにするのか、教育長に方針を伺います。

○教育長（四本 孝君） 現在の陸上競技場につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿等、今後もさまざまな使用が見込まれておりまして、必要な改修を行いながら、引き続き、スポーツランドみやぎきの中心施設として活用してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 いろいろとお話を伺わせていただきましたが、現状でいえば、県内さまざまな考え方がるのが事実だと思います。それを解決するには、できるだけ早期に、できるだけ具体的なイメージを、丁寧に県民に示していくことしかないというふうに思いますので、ぜひその姿勢で、極めて大きなプロジェクトである

という認識を持って取り組んでいただければと思います。

次に、スポーツイベントを活用した海外誘客についてお伺いします。

観光に関する意見交換を行う中で、マラソンやサイクル、トライアスロンなど、台湾で人気の高いスポーツイベントを柱にしたツアーの造成ができれば、台湾から宮崎への観光客誘致の柱になるのではないかと指摘をいただきました。県内スポーツイベントへの台湾からの観光客の方々の参加状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） スポーツイベントを活用した台湾からの誘客につきましては、例えば青島太平洋マラソンにおきましては、台湾の旅行会社が募集した参加者につきましては、会場に専用エリアを確保するなどの対応を行っており、ことしも30名余りの方から参加申し込みが来ております。また、台湾ではサイクリングの人気の高いことから、ことしの3月に、日南海岸をコースに開催されましたサイクルイベントに、台湾で人気のブロガーを招聘し、SNSで情報発信するなどの取り組みを行ったところであります。このほかにも、本県のすぐれたスポーツ環境を生かしたイベントが県内各地で開催されておりますので、台湾からの誘客を図るため、その可能性などについて、関係者と意見交換をしてみたいと考えております。

○渡辺 創議員 現在週2便となっています台北線における個人客、団体客の利用の状況をお伺いしたいと思います。あわせて、スポーツ利用のツアーが頻繁に組まれるようになれば、搭乗率の向上、また、3便体制の回復にもつながるのではないかと考えますが、総合政策部長の

お考えをお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） まず、台北線におけるインバウンドの利用状況であります。運航する航空会社によりますと、個人客がおおむね2割であり、残りの8割が団体客とのございます。また、スポーツ関連の利用者についてでありますけれども、スポーツイベントを介して宮崎と台湾との交流がさらに深まるとなりますと、議員のお話のとおり、台湾からの団体客の増加が期待されますことから、台北線の搭乗率の向上にも寄与するものと考えております。いずれにいたしましても、台北線の増便のためには、本県と台湾との双方向での交流を一層拡大し、年間を通して安定的に搭乗率を向上させることが大変重要でありますので、今後とも、商工観光労働部とも連携を図りながら、利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 実際に昨年、台湾からのツアーを企画した会社によると、1日目に観光をやって、2日目に自転車の試走をやって、さらに観光して、その上で、3日目には大会に出て、4日目は関之尾の滝の見学をして韓国岳に登山して、5日目に帰る。非常にハードだとも思いますが、そういう日程で楽しまれたそうです。ただ、残念ながら、宮崎便とのタイミングが合わずに、宮崎ですっと過ごしたのに、鹿児島から入って鹿児島で出るということになっていたようです。

こういうスポーツイベントを柱にする上では、青島太平洋マラソンのような最大規模のものだけではなくて、例えば、都城さくらマラソンや、みやぎきつーデーマーチこばやし霧島連山絶景ウォークなどなど、10大会ぐらい柱にできるものがあるのではないかと聞いています。

こういうところの情報発信の強化に取り組むなど、今後の海外誘客の柱とする意識が必要ではないかと思いますが、商工観光労働部長のお考えをお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県では、現在、海外の旅行会社や航空会社等と連携いたしまして、ゴルフやトレッキングを組み込んだ旅行商品の造成やプロモーション活動に取り組んでいるところであり、特にゴルフは、韓国や台湾から多くのお客様に来ていただいております。今後は、サイクリングやサーフィンなど、本県ならではの快適な環境を生かしたさまざまなスポーツツーリズムについても、新たに組み込んでまいりたいと考えております。また、あわせまして、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国内外の著名なスポーツチームのキャンプやスポーツイベントの誘致を図り、スポーツの聖地としての本県の魅力を海外へも積極的に情報発信することにより、さらなる観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

次に、学校給食費徴収の課題についてお伺いします。

これは、昭和31年の文部省通達に基づいて、学校及びPTAが給食費の徴収作業を行っている実態があるということについてです。しかもその徴収金が、PTAの口座であったり、校長先生の口座など私的な口座で管理される上での課題がいろいろありまして、例えば不正使用を誘発したり、管理する上で非常に大きいストレスがあるとの指摘があります。県としては現状をどう認識しているのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 給食費につきまして

は、全額補助している諸塚村を除きまして、県内の市町村では保護者から集金されております。集金を含めた給食に係る業務につきましては、一部の市町村では、教育委員会事務局の職員が行っておりますが、ほとんどの市町村では、学校ごとに、教員や学校事務職員、PTAが雇用する職員が行っております。これらの業務は、未納者に対する集金等もございまして、教員等の負担になっているものと考えております。

○渡辺 創議員 文部科学省は、今月、学校業務の適正化に向けた取り組みの中で、現場の負担感を減らすことを目的として、学校給食の公会計化の方針を示しました。県内の自治体でも今後、文科省の研究等に合わせて、公会計化に向けた動きが出てくるというふうに思いますが、県教委としてはどのようにその動きを捉えていらっしゃるのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 給食費を自治体の公金として取り扱う、いわゆる公会計化につきましては、学校における働き方改革との関連で、中央教育審議会により提言がなされ、文部科学省が今年度から関連の施策に着手しております。県内の公立小中学校における給食費の徴収等に関する業務の公会計化につきましては、学校給食の実施主体である市町村において、学校や地域の実情を踏まえながら判断されるものと考えております。県教育委員会といたしましては、今後、国の動向を注視するとともに、市町村への調査を行うなど、現状の把握に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。今月、文科省の方針が示されたばかりですので、これからかと思えます。もちろん基本的な業務

は市町村のお話だと思いますけれども、ぜひ県教育委員会でも関心を持って見ていていただきたいと思います。

次に、昨年9月定例会で質問しました、遷延性意識障がいについてお伺いします。

遷延性意識障がいは、重度の昏睡状態を指す症状のことで、大脳の全面、また大部分、広範囲が壊死、損傷することによって発症するものです。直接的な原因は、事故による脳挫傷や脳梗塞、脳腫瘍など、さまざまなパターンがあるわけですが、いわゆる植物状態と言われる状況でもあり、御家族にも非常に重たい負担があるわけです。昨年9月の定例会で実態調査の必要性を指摘しましたが、その後の対応を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 実態調査につきましては、ことしの2月から3月にかけて、県内の医療機関や障害者支援施設など、944カ所に調査票を配付する方法で実施いたしました。その結果、回収率を加味すると、県内に少なくとも1,007名の遷延性意識障がいの方がおられると認識しております。内訳といたしましては、男女比では女性が7割、年齢構成では60歳以上の方が9割を占めており、また、市町村別では、宮崎市、都城市、延岡市の3市で全体の約半数の方が生活されております。その所在については、特別養護老人ホームが最も多く361名で、在宅の方は34名でした。この結果を受け、多くの方々がこの障がいに苦しんでいること、また、意思疎通が難しく、自力で移動や食事ができない方々を日々見守っておられる御家族の御苦勞を、改めて認識したところであります。

○渡辺 創議員 全国的に実態把握がなかなか進まない中で、宮崎県は非常に早い段階で実態調査を行っていただきましたことに、心から感

謝を申し上げたいと思います。県内での実態の一端だと思いますけれども、ようやく明らかになってきたわけですので、その状況を受けて、県としては今後どのように対応していくのかということ、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 今回の実態調査で、その年齢構成や所在等が明らかになるとともに、発症原因が脳血管障がいや頭部外傷などさまざまであり、また、現在必要とされている医療的ケアは、胃ろうなどの経管栄養やたん吸引など、それぞれ違う状況にあることがわかったところです。このような中、遷延性意識障がいの方々には、それぞれの状態に応じ、介護保険制度を初め、各種制度を活用して生活されていますので、制度の課題の有無ですとか、今後どのような支援が必要なのか、家族会や施設など、現場の方々との意見交換を行うとともに、他県の状況も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。九州の中でも、例えば北九州市が、家族会の皆さんが企画する講演会に共催という形で協力されたり、そういう動きも出てきていますので、ケース、ケースで状況も違いますし、御家族の苦勞もあると思いますが、ぜひ寄り添った対応を今後お願いしたいと思います。

項目としては最後となりますが、中山間盛り上げ隊についてお伺いいたします。

中山間地域と県内都市部との交流人口をふやし、マンパワーの不足によって中山間地の集落での維持が困難になってきた、お祭りであったり、イベント、草刈り、また、時には傾聴活動等々、要請に応じて取り組む中山間盛り上げ隊は、9年目を迎えているわけですが、私は、宮

岐県の誇るべき取り組みの一つではないかというふうに高く評価をしているところです。その中山間盛り上げ隊が、ことしの4月から、県内を3地域に分割して、コーディネートを請け負う事業者も変更があったというふうに聞いていますが、見直しの理由と派遣の状況がどのように変わっているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 中山間盛り上げ隊につきましては、近年、参加隊員や活動範囲が固定化されつつあったこと等を踏まえ、支援を必要とする新たな集落の掘り起こしや、よりきめ細かな対応等を目的としまして、今年度から、集落と隊員との調整を行う事務局の業務を県内3地区に分割して公募し、委託しているところでございます。派遣状況につきましては、8月末現在で、17件の依頼に対し、延べ148名を派遣しているところでございまして、前年度の同時期と比較すると、5割程度の実績となっておりますが、所期の目的である、これまで派遣のなかった市町村にも活動が広がっていること、また、新規の隊員登録もふえるなど、集落と参加隊員との新たな交流も生まれているところでございます。

○渡辺 創議員 先ほども申しましたように、極めて重要な取り組みだと思っています。昨年度までの事業者さんが、新しい団体を立ち上げて、同様の活動に熱心に取り組んでいらっしゃるわけですので、盛り上げ隊の数自体下がるのは、いたし方ないというか、当然の流れだと思いますが、中山間盛り上げ隊も、また新しい動きのところも、ある種の連携協力もしながら、実質的に中山間を盛り上げていく手助けがつかれるというのが一番重要なことだと思っておりますので、今後の展開について総合政策部長に

お伺いしたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 中山間盛り上げ隊は、集落と隊員との継続的な交流が行われる中で、双方に喜びや気づきがあるとともに、新たなきずなが生まれ、個人的な支援活動等にもつながるなど、集落の維持・活性化に資する共助と協働の先進事例であります。県としましては、人口減少や高齢化の進展により、中山間地域の状況がますます厳しくなる中、こうした盛り上げ隊の活動・交流を通じまして、一つでも多くの集落が都市住民とのきずなを深め、本事業の枠を超えて応援してもらえるような、そういった関係が生まれることを期待しているところでございます。今後とも、盛り上げ隊の参加者及び活動地域の拡大に努めまして、中山間地域における交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

きょう、冒頭、LGBTの方々が抱える課題、また、生きづらさを少しでも減らしていく社会のことについてお話をさせていただきましたが、多くの県民の皆さんが多様性を認め合いながら暮らしていける社会をつくるというのは、恐らく河野知事の理念ともずれるところではないというふうに思いますので、引き続きの取り組みをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○横田照夫副議長 次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕（拍手） それでは、通告に従いまして、順次質問をしてみたいです。

まず最初に、2025年問題についてお伺いいたします。

今から8年後の2025年には、全国で約800万人

いるとされる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者になり、我が国は本格的な超高齢社会を迎えます。本県においても、現在、総人口が減少する一方で、高齢者人口は増加を続けており、県が行った推計によりますと、平成27年の高齢者人口32万3,000人が2025年には35万4,000人となり、高齢化率は34.5%まで上昇すると見込まれております。このように、高齢化社会が急速に進展しますと、県民福祉の向上や産業の振興など、あらゆる分野で多大な影響が出るのではないかと、私は懸念しているところであります。

今年度、県議会では、2025年問題対策特別委員会を設置し、私もその委員として、さまざまな観点から調査活動に取り組んでおりますが、地方創生のトップランナーを目指す本県にとって、この2025年問題に真正面から向き合うことが大変重要であると考えております。そこでまず、知事に、2025年問題についてどう認識されているのか、お伺いしておきたいと思っております。

次に、2025年問題に対する具体的な対応について、福祉保健部、商工観光労働部、農政水産部にそれぞれ伺ってみたいと思っております。

まず、福祉保健部長にお伺いしますが、今後、増加する高齢者に対して、医療と介護を提供できる体制の充実が必要であると考えております。医療や介護のニーズの増加にあわせて、医療費、介護費の増加が見込まれるわけですが、これから国全体が人口減少となっていく中、現役世代の負担は、なお一層厳しくなってくるものと考えます。これらの課題に対応していくためにも、医療と介護がしっかり連携し、住民みずからも介護予防や生活支援に取り組む「地域包括ケアシステム」の構築が、極めて重要になってくると考えております。そこ

で、2025年に向けて、地域包括ケアシステムを構築するためにどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺っておきます。

また、近年、多くの企業から「人手が足りない」とか「人材を確保するのが大変である」といった声をよく聞くところであります。少子高齢化が急速に進展し、本格的な人口減少社会に突入している中で、今後ますます労働力人口が減少していくことが見込まれておりますが、労働力の確保ができなければ、企業活動にも大きな影響を及ぼすのではないかと懸念しているところでもあります。特に、資金面や人材面など経営資源に乏しい中小企業は、事業継続にも支障が出てくるのではないかと、大変心配をいたしております。そこで、今後、県内中小企業の労働力確保にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にも伺っておきます。

また、本県の基幹産業であります農業分野においても、労働力不足は大きな問題になるのではないかと考えています。農業は、既に基幹的農業従事者の6割近くが65歳以上となっており、全国第5位を誇る本県の農業産出額や優良農地の保全など、多くの面で支障を来すことが大変心配されるところであります。

県では、第七次農業・農村振興長期計画の中で、平成32年度には、920の農業法人が約2割の農地を担い、県全体の約半分の農業産出額を生み出すという将来像を示しておりますが、この姿に近づけていくためにも、農業法人の雇用者の確保は重要になります。これまで、農作業の省力化・効率化を目指した農作業の機械化が進んではおりますが、施設野菜の収穫作業など、機械化が困難で多くの人手を必要とする作業もまだまだ多く、安定した労働力が見込めない中で、規模拡大にも限度があるのではないでしよ

うか。そこで、今後、農業分野での労働力の確保にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いしておきます。

以上を壇上での質問といたしまして、後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

2025年問題についてであります。団塊の世代が75歳に到達する2025年に向けて、急増する社会保障費への対応や、医療・介護サービスの維持向上が喫緊の課題となっております。これらの課題に対応するためには、国や県・市町村が一体となった改革、またその仕組みづくりが必要であり、効果的・効率的な医療提供体制の充実や、「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進めていく必要があると考えております。

また、今後、若年人口の減少に伴い、さまざまな産業における担い手の確保がより一層厳しくなることも懸念されますので、元気な高齢者や女性が活躍できる環境の整備や少子化対策を、総合的に推進していく必要があると考えております。2025年問題は、県民生活に多大な影響を及ぼしますことから、県内市町村はもとより、関係機関との連携を深め、そして県民にも幅広く参加・協力いただきながら、さまざまな課題解決に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(畑山栄介君)〔登壇〕 お答えします。

「地域包括ケアシステム」についてであります。地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取り組みを促進するため、県ではこれまで、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象とする研修を実施し、県内外の事例の紹介や情報交換の機会を提供してきたほか、市町村

の個別の課題について、現地に足を運び、丁寧な相談支援に取り組んできたところ です。

また、「医療・介護連携」や「介護予防」などのテーマごとに、市町村に対し、先進的な取り組みを行っている県外の自治体等から直接助言をいただくなど取り組みを行ってきた結果、成功事例も生まれてきているところであり、今後は、それらの事例を県内全域に拡大していきたいと考えております。引き続き、市町村はもとより、県医師会を初めとする医療・介護の関係団体とも連携しながら、地域包括ケアシステムの構築に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

○商工観光労働部長(中田哲朗君)〔登壇〕

お答えいたします。

中小企業の労働力確保についてであります。県内中小企業の労働力を確保するためには、若者の県内就職の促進や、女性、高齢者の活躍推進を図っていくことが大変重要であると考えております。このため県では、企業と高校とのネットワークの強化や企業説明会の開催等を通して、若者に対し、県内企業の魅力や宮崎の暮らしやすさをしっかり発信しているところであります。

また、セミナーやイベントの開催等により、女性の再就職を支援するとともに、シニア人材バンクの活用等により、高齢者の就業機会の拡大にも取り組んでおります。これらの取り組みにより、高校生の県内就職率を平成31年度までに60%[※]に引き上げることなどを目標に、引き続き、労働局等の関係機関と連携し、中小企業の労働力確保を図ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

○農政水産部長(大坪篤史君)〔登壇〕 お答

えいたします。

※ 152ページに訂正発言あり

農業分野での労働力確保についてであります。県では現在、規模拡大を目指す農業法人等の労働力確保に積極的に取り組んでいるところでもあります。具体的には、首都圏における就農フェアや農業法人とのマッチングにより、U I Jターン者等の法人等への就農支援に努めますとともに、農業で働きたい人を幅広く募集し、人手の必要な農場に必要な働き手を紹介する「援農隊」の仕組みづくりにもモデル的に取り組んでおります。今後、農業分野の労働力不足は一層深刻になることが予想されますので、子育て世代の女性や高齢者、障がい者など、より幅広い方々が快適に働けるようなユニバーサルな環境づくりを進め、労働力の安定確保に努めてまいりたいと存じます。以上であります。

〔降壇〕

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 先ほどの私の答弁の中で、修正をお願いしたいと思えます。私、高校生の県内就職率の31年度の目標を60%というふうに申し上げましたけれども、65%でございます。訂正し、おわび申し上げます。

○徳重忠夫議員 それぞれありがとうございます。2025年問題は大変大きな問題でございます。知事を先頭に、それぞれ県民総力戦という形で頑張っていただきますようお願い申し上げます。

それでは次に、吉都線など鉄道ローカル線の維持について伺ってまいります。

一昨日、松村議員も、代表質問で鉄道について聞かれましたが、私も地元議員の立場から伺ってまいります。吉都線は、歴史を申し上げますと、当初は「宮崎線」として、明治44年に鹿児島県側から、明治45年に宮崎県側から工事が開始されまして、大正元年に吉松一小林間が

開通したと言われております。4年前には、吉都線の開通100周年を記念する盛大なイベントが開催されました。「ふたりの吉都線」という歌もつくられたところがございます。この盛り上がりがずっと続くことを願っていたところがございますが、8月18日の宮日新聞で「吉都線や日南線の利用激減」という新聞報道があり、大ショックを受けたところがございます。

J R九州の発表によれば、J Rが発足した30年前と比べると、吉都線の昨年度の利用者は3分の1以下となっております。現在、通勤・通学や通院などに利用されている方はもとより、高齢社会が進展する中で、車を運転できない方もたくさん出てまいりますので、そのような方のためにも何とか維持しなければならないと、このように思っております。そこで、本県の鉄道利用の減少を踏まえ、吉都線など歴史あるローカル線の維持にどのように取り組むのか、総合政策部長にお伺いしておきたいと思えます。

○総合政策部長（日隈俊郎君） J R吉都線や日南線は、少子化等に伴いまして、利用者が大きく減少しておりますが、通勤・通学や通院など地域住民の生活交通手段として、また観光など地域の産業を支える基盤として重要な役割を果たしておるといふふうに認識しております。このため、沿線自治体で組織します利用促進協議会が設置され、これまで県やJ R九州とも連携しながら、イベント列車の運行や駅周辺環境美化活動の支援などを実施しているところであります。

また、吉都線の協議会では、沿線での利用をふやすため、本年度より、地元の小中学生が鉄道を団体利用して遠足等に行く際の助成事業を開始したところであります。県としましては、

今後、これまでの協議会の取り組みに加え、沿線の人口が減少し続ける中、他の地域からの利用も伸ばしていく必要がありますことから、食の魅力やラッピングを生かした列車等、他県での事例も参考にしながら、官民一体となった利用促進策を展開するなど、さらなる取り組みの強化について検討してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 大変厳しい問題でございますが、吉都線などのローカル線の維持に向けては、県のリーダーシップを期待いたしておるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、農政水産部長にお尋ねしてまいります。肉用牛の生産についてお伺いしてまいります。

国の統計調査によりますと、本県における平成29年2月現在の肉用牛繁殖雌牛の頭数は8万600頭で、前年調査時から1,800頭増加し、鹿児島県に次いで全国2位であります。全国的に繁殖農家の高齢化や担い手の減少が進む中、本県では、いち早く、繁殖センターやキャトルセンターといった「牛の飼養管理の一部を請け負う専門施設」を整備し、肉用牛生産の分業化が進められた成果だと考えております。

しかしながら、依然として、全国的な子牛出荷頭数の不足により、子牛価格は、一時の高騰はやや落ち着きを見せておりますが、現在も、これまでにない高値で推移しておりまして、肥育農家の素牛確保は、今後の枝肉相場を推測しますと、非常に厳しい局面を迎えるものと思っております。

こうしたことから、優良な子牛を安定生産し、肥育農家などに供給するためには、繁殖農家において、かなりの労働時間を占める自給飼

料生産部門を、地域の担い手等に受託してもらい、分業化して、繁殖農家の自給飼料の確保の向上と効率化が図れるシステムづくりが、肉用牛の振興策として重要ではないかと考えているところでございます。そこで、自給飼料生産の受託作業を担う生産組織、いわゆるコントラクターの現状について、農政水産部長にお伺いたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） お尋ねのコントラクターにつきましては、畜産農家にかかわって、自給飼料作物の収穫を中心に、作付や堆肥散布などの作業を行う組織でございまして、畜産農家の労働の負担を軽減し、家畜の生産性の向上を図る上で、大変重要な役割を果たしております。平成28年度現在、県内では47のコントラクターが活動しており、受託作業面積は約3,700ヘクタールに達し、年々増加傾向にあります。また、受託作業のみならず、みずから農地を管理し、飼料作物の生産から販売までを手がける組織も育ってきている状況でございます。

○徳重忠夫議員 県内各地域に整備された大型農場やJAが運営する繁殖センターなどの生産拠点施設では、安定的に数量を確保できることなどから、自給飼料よりも輸入飼料が多く利用され、中山間地域においては、農地の形状や作業効率の面から、十分な自給飼料の確保が困難であると聞いております。

また一方では、沿海地帯において、コントラクターによる大がかりな自給飼料生産が手がけられているとの話も聞きます。大型農場や中山間地域に対し、コントラクターが生産した自給飼料について、広く流通させる取り組みも必要だと、このように考えます。そこで、自給飼料の広域流通の取り組みについて、農政水産部長

に伺っておきます。

○農政水産部長（大坪篤史君） 自給飼料の生産効率の高い平場地域で自給飼料の増産を行いまして、その自給飼料を必要とする大型農場やJAが運営する生産拠点施設、さらには中山間地域への広域流通を図りますことは、飼料の自給率向上のためにも大変重要なことであると考えております。そのため、県におきましては、中山間地域等への広域流通に要する輸送経費の支援をこれまで実施し、その結果、現在も広域流通が継続されるなど、成果が上がってきているところであります。また、広域流通が可能なコントラクターの情報を地域へ提供し、自給飼料を必要とする畜産農家等とのマッチングにも努めているところであります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

さて、北諸県地域におきましても、コントラクターが活躍しておりまして、その中心は畜産農家の担い手であります。受託作業は年々増加しておるようでございますが、コントラクターの労働力はフル活動の状況で、農業経営にも支障を来すおそれがあることから、これ以上の受託作業の拡大は限界にきているとの声も聞かれております。このため、今後、専門的に作業の引き受けが可能な、受託面積を拡大できるコントラクターの育成が必要であると考えます。

また、北諸県地域において、コントラクターによる自給飼料の委託生産から、さらに進んで、粗飼料と濃厚飼料をバランスよく混合した飼料をそのまま給与することで、飼料の全てを委託できる、いわゆる給食センターのようなTMRセンターが2つ稼働しておりまして、その原料のほとんどは輸入飼料を利用していると聞いております。今後、自給飼料を活用した施設の運営も必要と考えております。そこで、今後

のコントラクターやTMRセンターの育成に関する考え方を、農政水産部長にお伺いしておきたいと思っております。

○農政水産部長（大坪篤史君） まず、コントラクターにつきましては、将来にわたって安定的に自給飼料の増産を担えるよう、オペレーターの人材確保や農地集積を図りますとともに、受託作業に必要な機械の導入支援などにより、受託作業のみならず、自給飼料の販売も可能とする組織づくりも推進してまいります。

次に、TMRセンターにつきましては、現在、県内で5つの施設が稼働しているところでございますが、その多くが輸入飼料が主体となった給与飼料の製造が行われている状況でございます。したがって、今後は、コントラクターと連携し、自給飼料を主に活用した飼料製造を進めますとともに、新たなTMRセンターの整備を図るなど、飼料の自給率向上に努めてまいりたいと存じます。

○徳重忠夫議員 自給飼料生産の分業化のために、コントラクターやTMRセンターを育成強化することは、地域の雇用の場まで広がってくると、こう思っております。高齢の畜産農家では、飼料生産の確保を心配せず、安心して経営を継続できますし、大型農家等では、機械導入費の削減とともに、飼料生産の労働力低減により、その時間を飼養管理に回すことができ、一層の生産性向上が図られ、儲かる農業の実現による後継者の確保へもつながると考えておりますので、今後とも引き続き、分業化の取り組み支援をよろしくお願い申し上げておきたいと、このように思っております。

それでは次に、県土整備部長にお尋ねいたします。都城志布志道路について伺います。私は、宮崎自動車道の都城インターチェンジと志

布志港を結ぶこの地域高規格道路の一日でも早い完成を願っており、これまでもたびたび県議会で質問をしてきたところではありますが、平成29年度において、前年度を大きく上回る道路整備予算が配分され、宮崎、鹿児島両県で、より一層の整備が進むものと期待しているところでもあります。

このような状況の中、国の施工区間である都城インターチェンジから五十町インターチェンジまでの国道10号都城道路のうち、平成30年度の供用が予定されている南横市インターチェンジから平塚インターチェンジ間2.8キロメートルは、畑や宅地を掘削して道路がつくられる区間であり、用地取得が完了していると聞いておるものの、掘削工事がほとんど進んでいないように感じられ、地元では、予定どおり供用できるのか、心配する声も多く聞かれております。

その原因といたしましては、掘削残土を処理する場所がないためではないかと、こうも思っているところがございます。そこで、国施工区間である国道10号都城道路の南横市インターチェンジから平塚インターチェンジ間の進捗状況について、県土整備部長にお伺いしておきたいと思っております。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国が施工する延長約13キロメートルのうち、これまでに五十町インターチェンジから平塚インターチェンジ間の約1.9キロメートルが供用されております。それに続く平塚インターチェンジから南横市インターチェンジ間の約2.8キロメートルにつきましては、橋梁などの構造物が14カ所で計画されておりまして、これまでに9カ所が完成し、残る5カ所についても工事が進められております。

さらに、今年度から本格的な掘削工事を行う

予定であり、発生土については、盛り土区間や公募により確保した土地へ搬出することとしており、平成30年度の開通に向け、計画的に工事を進めていると伺っております。県としましては、今後とも、国や鹿児島県とも連携しながら、都城志布志道路の整備促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひよろしくごお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、えびの高原にアクセスする県道について、県土整備部長にお尋ねいたします。宮崎県側からえびの高原にアクセスする道路は、現在、小林えびの高原牧園線とえびの高原小田線の2本の県道があります。このほか、県道栗野停車場えびの高原線といいまして、鹿児島県湧水町の栗野駅からえびの高原に至る道路が、昭和36年に鹿児島県側が、昭和37年に宮崎県側が県道認定されておりますが、県境部の約3.5キロメートルにおいて、宮崎県側の約3キロ——全てでございます——、鹿児島県側の約500メートルがいまだ供用されていない状況であります。

この未供用区間の周辺の地形や自然環境などを考えますと、この整備には多くのハードルがあることは察しているところでありますが、私もメンバーとなっております、宮崎、鹿児島両県の議員有志で組織された「環霧島県議会議員連盟」の意見交換会の場において、この県道がえびの高原へのアクセス道路として、また霧島山での火山活動による災害発生時の避難路としての役割が期待されることから、その整備を強く望むとの意見が出されたところであります。そこで、県土整備部長にお尋ねいたしますが、県道栗野停車場えびの高原線の未供用区間について、部長は現地を見られたことがあるのか。また、整備に対する考え方を伺っておきたいと

思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県道栗野停車場えびの高原線の未供用区間につきましては、国立公園区域内にあることや地形が険しいこと、また希少生物のクマタカが確認されたことなど、さまざまな課題があることから、これまで事業化に至らなかったところであります。

このような中、近年、硫黄山の火山活動が活発化している状況にあり、この区間の整備を望む意見がありますことから、私自身、ことし4月に、未供用区間やその周辺の状況を確認したところでありまして、えびの高原へのアクセス道路が複数あることは、防災体制の充実や観光振興に有効であると感じたところであります。

しかしながら、この区間の整備につきましては、自然環境の保護などさまざまな課題もありますことから、どのようなルートが実現可能なのか、鹿児島県と連携して調査を進めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ただいま、部長も現地を見ていただいたということでございますが、実は8月4日、議員連盟の宮崎・鹿児島両県議会議員8名、湧水町長や周辺自治体の職員など、総勢20数名で現地調査を行ったところであります。

その際、宮崎県側に県境部まで延びる林道も調査をさせていただきました。私見であります。これを利用すれば、比較的安い予算でつなげられるのではないかと感じたところであります。既に林道として幅員2.5メートルぐらいの道路が通っているわけであります。さまざまなルートを御検討いただきながら、何とか実現していただきたいと考えておるところでございます。そこで、知事にもお尋ねしたいと思いません。県として、県道栗野停車場えびの高原線の

未供用区間の解消に向けどのように取り組んでいくつもりなのか、お伺いしておきたいと思いません。

○知事（河野俊嗣君） えびの高原は、霧島錦江湾国立公園の一部を構成します県内有数の観光地でありまして、ことしは、熊本の八代港に寄港しましたクルーズ船の周遊コースにも組み込まれたということで、海外からの観光客も多く訪れているところであります。近年、活発化しております硫黄山の火山活動の状況を考えますと、防災機能の強化を含めた道路ネットワークを充実させることは、えびの高原の観光振興を図る上でも重要であると考えているところであります。この県道の未供用区間の解消につきましては、さまざまな課題もございますことから、議員の御提案も踏まえて、鹿児島県とも連携を図りながら対応を考えてまいります。

○徳重忠夫議員 ぜひ前向きに御検討いただきますように、お願い申し上げます。

次に、ドローンについて伺ってまいります。

先日、会派調査で、宮崎市内の旧穆佐小学校がベンチャー企業向けの賃貸オフィスとして活用されている施設を視察いたしました。そこにはドローン関連の会社も入居しており、そこでの操縦技術や安全運航管理の研修を受けると、ドローンの操縦技能証明証等が取得でき、また、その会社は、行政や企業からの依頼で写真撮影も行っているとのことでございます。

ドローンについては、最近になって、新聞報道等で見聞きしているところでありますが、今後、さまざまな分野での活用が期待され、本県においても、既に県土整備部や企業局で導入していると聞いております。ドローンの活用により、業務が効率的に実施できるのは喜ばしいのですが、その一方で、飛行に関するトラブルや

事故も少なからず発生しており、一步間違えると人命にかかわるおそれもあります。

また、飛行に際しては、航空法による規制もあり、操縦技術の習得にも大変時間がかかると聞いております。そのため、専門機関による講習や訓練など、安全対策も非常に重要であると考えております。現在、県が保有しているドローンの活用状況と安全対策について、県土整備部長及び企業局長にそれぞれお伺いしておきたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） まず、活用状況であります。県土整備部では、建物の劣化状況調査において、これまで職員が、体育館の屋根など危険が伴う高い場所で作業を行ってまいりました。このような状況を解消するため、平成28年度にドローンを導入し、年間50棟ほどで、安全で詳細な調査が可能となったところであります。

次に、安全対策であります。市街地で飛行させるため、航空法に基づく許可を受け、さらに、国のガイドラインや飛行マニュアルに基づき運用しております。具体的には、民間機関で操縦訓練を定期的受講したり、指示、操縦及び監視の3名体制で運航するなど、安全確保に努めております。また、独自の取り組みとして、機体はメーカーによる定期点検を受け、万一に備え、賠償責任保険にも加入しております。今後とも、引き続き、安全な運用に努めてまいりたいと考えております。

○企業局長（図師雄一君） まず、活用状況であります。企業局におきましては、平成28年度にドローンを導入いたしまして、発電所や送電線などの設備の点検調査等に活用しております。これによりまして、送電線鉄塔上部などの危険を伴う高所での作業負担が軽減されますと

ともに、目視が困難な箇所についても、より詳細な調査が可能となったところであります。

次に、安全対策についてであります。国が示すガイドライン等を踏まえて、企業局独自のドローン管理運用要領や操縦者育成研修実施要領を制定しまして、操縦者の養成を行っております。また、飛行に当たりましては、調査施設が山間部にあることから、航空法に基づく許可は不要ではありますが、県土整備部同様、安全面に留意しながら運用しているところであります。企業局といたしましては、今後とも、ドローンのさらなる有効活用を進めるとともに、操縦者育成研修の充実により、職員の操縦技能向上を図るなど、引き続き、安全な運用に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 それぞれありがとうございます。県土整備部や企業局で、昨年度からドローンを導入したとのことでもあります。今後、講習会など、安全面に配慮しながら運用していただきますように、お願い申し上げておきたいと思っております。ドローンは、建物・設備の調査のほかにも、例えば、農業であれば、農薬散布とか農作物の生育状況の調査とか、また、災害時には被災状況の把握など、さまざまな分野で活用を図ることができ、行政の効率化などにもつながるものではないかと考えております。幅広い活用を今後検討していただくようお願い申し上げます。このように思います。

さて、先ほどお話ししましたが、会派の調査で視察した、ドローン操縦訓練や研修をしている民間団体は、移転改築した穆佐小学校の旧校舎を活用した施設内に開業されておりました。その民間団体の方とお話ししたところ、ドローンの操縦訓練には広い場所が必要となりますが、航空法の規制や河川敷・公園などでは、周囲の

住民や施設利用者の安全確保とか、いろいろな課題が多く、訓練場所の確保に苦勞しているとのことでありました。

しかし、廃校となった学校施設であれば、ドローンの操縦訓練に活用できるのではないかと考えられます。そこで、県内にはたくさんの廃校があるように聞いておりますが、廃校となった学校施設の利活用状況と、ドローンの操縦訓練の場所として利活用することはできないのか、教育長にお伺いしておきたいと思ひます。

○教育長(四本 孝君) 県内の廃校となった学校施設の利活用状況についてであります。平成14年度以降に廃校となった県内の学校施設は84校であります。県立学校につきましては、高原高校跡地を現在売却に向けて手続中であります。市町村立小中学校につきましては、複数の用途に活用されている廃校施設もあひます。主な活用事例といたしましては、社会教育施設や社会体育施設が33校、福祉施設が7校、体験交流施設等が5校、市町村の庁舎や避難施設等が12校、そして企業等の施設が7校となっております。

これら廃校跡地の利活用については、市町村が判断するものではあります。県といたしましては、お話のありましたドローンの訓練場所としての活用を含め、利活用に関する情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 どうもありがとうございます。

ドローンは、先ほど申し上げましたが、さまざまな分野で導入が進んでおり、成長が期待される産業だと考えております。隣の大分県では、ドローン産業の振興や集積を目指すための産学官が連携した協議会を既に立ち上げております。ドローン産業の事業モデルの研究や機材

開発等に積極的に取り組んでいると伺っております。本県において、ドローン関連産業の振興に取り組む考えはないか、商工観光労働部長にお尋ねしておきたいと思ひます。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) ドローンは、昨今の急速な普及によりまして、企業活動や産業現場に革新的な変化をもたらしており、今後もさらなる成長が見込まれると考えております。

現在、ドローンの活用事例としましては、お話がありました、高所、危険箇所での撮影・測量、農薬散布などが一般的に挙げられます。今後I・T社会がますます進展し、無線やインターネットなどの通信技術と密接に連携することで、従来にはなかった新たなビジネスモデルの創出が期待できるものと考えております。このため、県としましては、県内企業のドローンに関するビジネスチャンスをお後押しできるよう、他県の取り組みも参考にしながら、最新技術に関する情報収集やセミナー等の実施について、今後検討してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ前向きに御検討いただきますように、お願いしておきたいと思ひます。

次に、教育長に伺ってまいります。全国学力・学習状況調査について伺ひます。本県は、昨年、一昨年と、小学校国語のA問題しか全国平均を上回っておらず、その他については、全国平均を下回る結果となっております。

先般、全国学力・学習状況調査で常に全国上位にある秋田県を視察いたしました。まず感じたことが、学力について説明してくれた県教育委員会の担当者の熱意でありました。秋田県の学力向上を図るために、効果的な施策を展開するとともに、県と学校が一丸となって学力向上

に取り組んでいる様子が伝わってまいりました。

本県におきましても、学力向上の取り組みが進められておりますが、もっと秋田県のような全国学力・学習状況調査の上位県の取り組みに学ぶ必要があると、私は考えたところであります。そこで、先日公表された本年度の調査の結果を踏まえ、本県の学力向上のこれまでの取り組みと今後の対策について、教育長に伺っておきたいと思っております。

○教育長（四本 孝君） 本県では、従前から学力向上に取り組んでおりますけれども、昨年度からは、秋田県などの取り組みを参考に「“ひむか”の授業づくり推進事業」を立ち上げまして、市町村と連携して、重点的に支援する学校を訪問したり、現場の教師と指導主事が一体となって、授業づくり研修会を実施したりするなど、学力向上対策の強化に努めてきたところであります。

その結果、先般公表されました今年度の全国学力・学習状況調査では、小学校6年生、中学校3年生のいずれも、国語と算数・数学の基礎的・基本的な知識を見る「A問題」につきましても、全国平均を上回ることができたところであります。一方、活用する力を見る「B問題」につきましても、今回におきましても、全国平均を下回っております。県教育委員会といたしましては、現在進めております学力向上の取り組みを継続するとともに、「活用する力」を伸ばすためのさらなる対策を検討し、市町村教育委員会や各学校と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 本年度は、A問題については、全て全国平均を上回るということでございますが、秋田県と比較すると、かなりの差があ

るということだけは御理解を賜りたいと思いません。今後も、秋田県などの取り組みを参考にしながら、本県の子供たちの学力が一層向上するよう取り組みを充実させていただきたいと、このように思います。

また、全国学力・学習状況調査では、あわせて、児童生徒の生活・学習面の意識調査も行われております。この調査では、「学習に対する関心・意欲・態度」や「規範意識・自尊感情」「学習の基礎となる活動・習慣」等について、児童生徒が回答するようになっております。私は、生活面などの意識の高さと学力の向上には密接な関係があると、このように考えております。

先ほど申し上げました秋田県の視察の際に、秋田県の児童生徒の調査結果の資料をいただきましたが、秋田県では、「朝食を毎日食べている」「毎日同じくらいの時刻に起きている」「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある」などの項目に対して、これまで常に90%以上の子供たちが肯定的な回答を示しております。このように、秋田県では、生活や学習に関する児童生徒の意識も全国より高くなってはおりますが、このことについて、本県の状況を踏まえ、教育長の所見を伺っておきたいと思っております。

○教育長（四本 孝君） 御指摘にありましたように、秋田県は、基本的な生活習慣や望ましい学習習慣に関する項目ともに、肯定的な回答をした児童生徒の割合が高く、このような結果が学力の向上につながっているのではないかと考えております。このうち、「朝食を毎日食べている」などの基本的な生活習慣に関する主な項目については、本県においても秋田県と同様に、90%以上の児童生徒が肯定的な回答をして

おります。

一方で、「自分たちで課題を立てる」「相手の考えを最後まで聞く」「自分の考えをしっかりと伝える」などの学習習慣に関する項目におきましては、本県は、全国的には高いレベルにあるものの、秋田県と開きがあるのが現状であります。今後とも、本県児童生徒のよいところを伸ばしつつ、授業改善や家庭学習の充実を図り、学力向上へつなげてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。本県の児童生徒の生活習慣は、おおむね全国平均を上回り、良好な状態にあるとのことでしたが、秋田県に比べ、学習習慣に関する項目において課題が見られるということでありました。こうした学習習慣を改善することが、学力向上にもつながっていくと考えますので、授業改善に向けた取り組みをさらに進めていただきたいと、このように思います。

本県と秋田県では、学力調査の結果に差があります。私なりに分析したところではありますが、意識調査において、本県と秋田県では、学習習慣の「復習」の項目に約15ポイントの差が見られました。昔から復習の大切さは言われておるところではありますが、私は、この復習が学力向上の大きな鍵を握ると考えております。そこで、秋田県と本県では、学習習慣の復習の結果に差があり、この復習が学力向上に特に大切だと考えておりますが、教育長の所感をお聞きしておきたいと思っております。

○教育長(四本 孝君) 御指摘のとおり、家庭での復習は、学習内容の定着につながり、学力向上を図る上で極めて重要であると認識しております。このため本県では、これまでも、学校や家庭に配付した「みやざき「学びのす

め」」のパンフレットにおきまして、「宮崎の学力を伸ばすひむか3か条」を示し、その中で、授業で学んだことを家庭でしっかりと振り返ることの大切さについて啓発してまいりました。県教育委員会では、今後とも、市町村教育委員会や学校と一体となって、子供たちが積極的に復習に取り組むよう、指導の徹底を図ってまいります。

○徳重忠夫議員 ぜひ復習については前向きに取り組んでいただきたい。復習は学力向上の大きな鍵となると、このように考えます。今後とも、御指導のほどよろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

秋田県では、学力向上を図るために、県と各学校の先生たちが一体となった、マンパワーによる取り組みが進められている一方で、小学校から中学校までの全ての学年で、きめ細かな指導による基礎学力の定着と向上を図るために、30人程度の学級編制ができるよう教員の人的措置が行われております。今回の視察でも、学力向上を含め、教育に一定の成果を求めらるれば、秋田県のように、30人程度の少人数学級を実現することも必要であり、そのためには、予算の確保が必要であることを改めて感じさせられました。

教育は、施策がすぐに結果としてあらわれるものではありませんが、子供たちは未来の宝であります。本県の子供たちの学力に課題があるのであれば、ここに予算を投入すべきだと考えておるところであります。学力向上のため、本県独自に教員を配置するなどの考えはないのか、知事の考えをお伺いしておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 本県では、児童生徒が一人一人抱える課題に応じまして、きめ細かな

指導ができますよう、国の加配定数を活用しまして、小学校1・2年生で30人学級、中学校1年生で35人学級を実施しております。児童生徒の学びを充実させるために、少人数学級は効果的であると考えておりますが、県独自でほかの学年へ拡大を行うには、多額の財源措置が必要となりますので、困難な状況だと考えております。このため、私みずから教育長とともに文部科学省を訪問し、少人数学級の拡大について要望を行っているところであります。

国においては、本年度からの10年間で、加配定数の約3割を基礎定数化することとしたところでありますが、引き続き、国に対して、教職員定数のさらなる改善を強く求めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。本県独自の財源措置は大変厳しいというような御答弁でございました。児童生徒の学びを充実させるためにも、少人数学級が実現できるよう、引き続き、国に対する要望をしっかりとやっていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、小中一貫教育についてお伺いしてまいります。今年5月に、新富町の新田学園に視察に行つてまいりました。意見交換会では、土屋町長、米良教育長も同席していただき、活発な意見交換を行うことができました。特に印象に残ったのは、新富町の教育に対する思いと、新田学園の先生方の生き生きとした姿でありました。

校長先生に小中一貫教育の成果を伺ったところ、小学生が中学生の姿を見て、「自分もあの中学生みたいになりたい」と思うようになった、小中学生が交流する中で、学校行事が活発になったり、学力が向上したりするなど、さまざまな成果があるということでありました。

県内には、新田学園を初め、6市2町で小中一貫教育を進めている学校が18校あると聞いております。私自身、新田学園の視察を経て、小中一貫教育の可能性を大いに感じたところでもあります。そこで、小中一貫教育を充実するために、県教育委員会としてはどのような取り組みを行っているかとされているのか、教育長にお伺いしておきたいと思ひます。

○教育長(四本 孝君) 本県ではこれまで、「一貫教育普及・支援事業」などを推進し、県内各地の実態に応じて取り組まれてきた小中一貫教育の普及・啓発に努めてまいりました。その結果、お話のとおり、県内18の学校で小中一貫教育が進められているところであります。現在、県教育委員会といたしましては、市町村に対し、小中一貫教育のすぐれたカリキュラムの紹介や、国からのさまざまな情報提供を行うとともに、県内の小中一貫教育の取り組みを事例集にまとめ、各学校に配付するなど、小中一貫教育の充実に向けて、引き続き支援に努めているところでございます。

○徳重忠夫議員 どうもありがとうございました。

現在、県教育委員会で進められている取り組みを今後とも積極的に進めていただき、小中一貫教育がより充実したものになるようお願い申し上げます。私の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○横田照夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、19日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時46分散会

9月19日（火）

平成 29 年 9 月 19 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	後 藤 哲 朗	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	右 松 隆 央	(同)
8 番	二 見 康 之	(同)
9 番	日 高 博 之	(同)
10 番	野 崎 幸 士	(同)
11 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	蓬 原 正 三	(同)
14 番	西 村 賢	(自 由 民 主 党 青 の 国)
15 番	凶 師 博 規	(愛 み や ざ き)
17 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
18 番	高 橋 透	(県 民 連 合 宮 崎)
19 番	徳 重 忠 夫	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	松 村 悟 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	濱 砂 守	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	宮 原 義 久	(同)
35 番	山 下 博 三	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	星 原 透	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	横 田 照 夫	(同)

欠席議員 (1 名)

16 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
------	---------	---------------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	日 隈 俊 郎
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	田 中 保 通
福 祉 保 健 部 長	畑 山 栄 介
環 境 森 林 部 長	川 野 美 奈 子
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	福 嶋 幸 徳
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 道
警 察 本 部 長	郷 治 知 博
代 表 監 査 委 員	高 橋 幸 二
人 事 委 員 会 事 務 局 長	原 田 幸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	上 山 伸 二
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	谷 口 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

○**蓬原正三議長** これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言申し上げます。

今回の台風18号の大雨等により発生した災害で、大勢の方々が被害に遭われました。この台風災害により被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

◎ **知事発言**

○**蓬原正三議長** ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○**知事(河野俊嗣君)**〔登壇〕 おはようございます。一般質問の前にお時間をいただき、ありがとうございます。

9月17日日曜日に本県を直撃しました台風18号について御報告をさせていただきます。

今回の台風では、幸いにも人命にかかわる被害は発生しませんでした。延岡市北川町では、内水などにより、多数の住宅で浸水被害が発生し、宮崎市や日向市、国富町では、突風により住家等が一部損壊するなどの被害が生じたところであります。被害に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、台風接近前の16日土曜日から災害対策本部を設置し、市町村や関係機関と連携しながら、情報収集や災害対応に努めたところであります。

今後は、現在進めております各種施設や農作物等を含む被害の全容把握を速やかに行い、早期復旧や災害対策の強化に万全を期してまいります。以上であります。〔降壇〕

◎ **一般質問**

○**蓬原正三議長** それでは、本日の日程は一般

質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、右松隆央議員。

○**右松隆央議員**〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の右松隆央でございます。

少子化、そして超高齢化社会を迎えた我が国の医療と介護保険制度の安定的な確保を今後いかに図っていくか、団塊の世代が全て75歳以上となる8年後の2025年をターゲットとし、現在、国は、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を急速に進めているところであります。そして、その大きな節目をこれからまさに迎えることとなります。

おおよそ3カ月後の12月下旬には、政治主導で改定率が決定されることになる、来年度、平成30年施行の診療報酬と介護報酬のダブル改定が、どのような意図を持ち、そしてどのような影響を及ぼすのか、来年改定後の次の同時改定は2024年であることに鑑みれば、2025年問題に対する実質最後の同時改定となり、加えて、国の第7次医療計画、第7期介護保険事業計画、さらには第3期医療費適正化計画もスタートすることになり、医療・介護施策において、来年度は極めて重要な年になると位置づけされているところであります。

診療報酬と介護報酬のダブル改定は、さまざまな論点を内包しており、これから論点整理をしていく中で順次問わせていただきたいと思います。今回の同時改定の意図を総論から鑑みますと、社会保障費の低減化が叫ばれる中、国が従来から進めている施策となる、施設から在宅への流れ、医療と介護の連携をも超える一体化、そして地域単位での包括ケアシステムの構築を進めていきながらも、まだまだ成果が顕著

に上がっているとは言いがたいところから、今回の同時改定を契機に、抜本的な改革を組み込み、さらに徹底していく仕組みづくりが来年度から始まっていくものと、私は認識いたしております。

社会保障関係費が31兆円を超え、国家予算の3分の1に達し、毎年続伸する中、現状のまま進めば、予算も、そして専門職の不足も、極めて憂慮すべき事態に陥ることは明らかであり、いかにして限られた医療・介護資源の中で、効率を高め、かつ質も維持・向上させていけるかが問われているわけであります。そこで、まずは、来年度に迫った診療報酬と介護報酬の同時改定が、社会保障制度に、そして本県の地域医療にどのような影響を及ぼすものになるのか、また、どのような方向性を生み出していくものと想定されておられるか、知事に伺いたいと思います。

後は質問者席にて質問を行わせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、現在、我が国においては、高齢者等のニーズに適合した効果的なサービスの提供や医療費の適正化など、持続可能な社会保障制度の確立に向けた検討がなされているところであります。このような中、来年度予定されている診療報酬・介護報酬の同時改定につきましては、いまだ具体的な情報はありますが、本年6月に閣議決定されました、いわゆる「骨太の方針2017」においては、介護施設や在宅医療等への転換や医療・介護の連携強化等を、報酬改定により推進していく方向性が示されております。

この改定により、今後、病院完結型から地域全体で支える地域完結型へという、社会保障制度改革の趣旨に沿った流れが加速することが考えられます。このため、県としましては、今後とも、病床の機能分化と連携の促進や、在宅医療・介護の受け皿づくりなどに努め、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○右松隆央議員 国の経済財政諮問会議において、骨太方針2017では、社会保障の基本的な考え方として、「公平な負担の観点で踏まえた効果的なインセンティブを導入しつつ、「見える化」に基づく国による効果的な支援を行うことによって、都道府県の総合的なガバナンスを強化していく」とあります。都道府県の裁量で結果を出すことによって、成果配分方式を、国も積極的に行っていくこととなります。

骨太方針では、2つ目の項目に「地域医療構想の実現、医療計画・介護保険事業計画の整合的な政策」とあり、そこには次のように明記されております。「地域医療構想の実現に向けて、圏域ごとの「調整会議」で、病床の役割分担を進めるため、手術やリハビリの件数、疾病ごとの患者数のデータを国から提供し、そのデータを活用し、個別の病院名や転換する病床数の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年程度で集中的な検討を促進する」とあります。病院の7割が民間経営で、地域医療構想に掲げる削減計画を強制できない中、調整会議の実効性をどのように担保していこうとするのか。

県の地域医療構想に掲げる2025年の必要病床数は、あくまで参考値との説明を受けたわけですが、財務省が達成率を求めて、今回の

診療報酬・介護報酬の改定によって、病床の機能分化・連携の取り組みを後押しし、在宅医療や介護施設等への転換の対応を進めるとある中、一方で、医師会との意見交換の中で、「この数字を目標にしたら、本当に地域医療は崩壊する」との意見が出たのも事実であります。

そこで、4つの病床機能の役割分担を進めるために、厚労省から県に提供されたデータと、現在、宮崎大学が進めている県内各医療機関の診療実績に関するデータの分析状況がどうなっているのか、また、民間病院の経営方針にかかわるとはいえ、将来の医療需要における危機意識を調整会議の中でどのように共有していくのか、会議における県の果たすべき役割も含めて、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 地域医療構想の策定を受け、今後、各地域医療構想調整会議において、各医療機関が将来担う病床機能について協議・調整を行っていくこととなります。

この協議・調整に当たって、まず、各医療機関に自身の病床機能の現状を把握していただくため、現在、県においては、宮崎大学に依頼し、各医療機関から提供された診療実績に関するデータの分析を行っているところであり、今月から来月にかけて結果が出される予定であります。この分析結果を各医療機関にフィードバックすることで、将来の医療需要の変化や担うべき病床機能について危機意識を持って検討していただけるよう、支援を行っていくこととしております。

また、今般、厚生労働省から提供されたデータは、主に医療計画の策定に利用する、がんや脳卒中などの5疾病等に関するものであります。調整会議での議論にも活用できないか、宮崎大学と検討を進めていくこととしておりま

す。県としましては、調整会議での具体的議論が進むよう積極的に参加し、地域における疾患ごとの入院患者数の将来予測を初め、さまざまな情報提供を行うことにより、病床の機能の分化・連携を後押ししてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 調整会議では、各医療機関が抱く将来への経営の危機感を、県も共有していただいて、自発的な機能分化を後押ししていただければと思います。

調整会議の協議の中でも、重要な項目として、地域医療介護総合確保基金の活用が挙げられます。昨年度の国の配分実績は、医療分全体で904億円で、そのうち、機能分化・連携のための施設整備等に458億円、在宅医療等の整備に47億円、そして従事者確保に400億円となっております。注目していきたいのは、2025年の必要病床数の中で、都道府県全体で、高度急性期並びに急性期が3割削減、慢性期が2割削減される中、回復期が3倍にふえており、本県も同様に、7つのブロック全てにおいて、在宅復帰に向けたリハビリなどを担う回復期のベッド数が、現在の2.2倍にふえております。

栃木県では、不足が予測される回復期病床をふやすために、ことしから、基金を活用した具体的計画の中で、当初予算3,500万円を計上し、医療機関が急性期病床などから回復期病床に転換する際、例えば、リハビリ機器などの購入費、また理学療法士などの人件費においても、費用の半分を補助し、3年間で合計300床の回復期転換を目指すこととなり、公募で既に100床程度を増床するとして医療法人が発表されたところであります。そこで、福祉保健部長に、本県の地域医療構想においても、回復期病床を大幅にふやす必要がある中、総合確保基金を活用し

た病床転換の助成にどう取り組んでいかれるか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 地域医療構想につきましては、骨太の方針2017において、調整会議での議論を2年程度で集中的に行うこととされたことから、本県では、来年度までに各医療機関における病床機能の役割分担が定められるよう、調整会議の開催計画を立てたところであり、今後、回復期病床への転換など、地域に不足する医療機能の整備に必要な病床転換についても、役割分担の議論と並行して進めていくこととしております。

県としましては、このような病床転換への助成事業を、地域医療介護総合確保基金を活用して既に設けておりますので、今後必要となる病床転換の量についても、役割分担を定めるこの2年で適切に見込み、2025年に向け、スピード感を持って事業の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 調整会議の議論と並行して、スピード感を持って取り組んでいただければと思います。

この地域医療介護総合確保基金は、平成26年度から、消費税の増収分等を活用した財政支援制度であり、さきの骨太方針においても、個別の病院名や転換する病床数等の具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分していくとされております。そこで、今年度の政府予算規模も、医療分は904億円、介護分は724億円の計1,628億円となっている中、本県の内示額はどうなっているのか、また、基金が創設された26年度からの造成額の推移をどう分析し、今後どのように対応していかれるのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 平成29年度の

内示額でございますが、医療分17億5,000万円、介護分9億4,000万円、合計26億9,000万円となっております。

これまでの造成額の推移につきましては、26年度が医療分のみで8億9,000万円、27年度が医療分8億6,000万円、介護分が補正分の15億を含め20億9,000万円の合計29億5,000万円、28年度が医療分12億5,000万円、介護分5億5,000万円の合計18億円となっております。

これにより、これまで計画した事業は実施できているものの、今後とも、病床機能の分化・連携を図るため、必要な事業費の確保に努めるとともに、在宅医療の推進や医療従事者の確保など、地域医療の維持に不可欠な事業などについても、国に対し、事業計画に上げた取り組みの必要性を具体的にアピールしながら、本県への重点配分が図られるよう、強く要望してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 畑山部長の国とのパイプには大変期待をしておりますし、委員会としてもしっかりバックアップをしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、来年度からスタートする第7次医療計画、介護保険事業計画では、在宅での医療と介護の両分野のサービスをいかに効果的に提供できるか、その体制づくりが大きな眼目となっております。

山梨県で、全ての医療機関の療養病棟などの入院患者を対象としたアンケートで、病状が安定して退院可能とされた患者のうち、自宅などでの受け入れが困難なため、退院が難しい患者が7割にも上るという調査結果が出ております。家族による介護困難で、退院可でも帰れない人が7割に達するという数字は、恐らく本県でも同様ではないかと受けとめております。患

者が安心して帰ることができる体制づくりは喫緊の課題であり、在宅医療と在宅介護が一体となった受け皿をいかに整備していくかが、今後大きく問われてまいります。

そこで、まずは、患者情報の共有化について問うてまいります。これは国の全国調査であります。一般病床で、退院時にケアマネに連絡があった割合が56%にとどまるという数字が出ております。介護プランをつくるケアマネジャーが知らない間に患者が退院し、自宅での生活に支障が出るケースが多くあり、そのような中、入退院時に患者情報を共有するルールを策定し、在宅での支援の充実に取り組む自治体も出てきております。そこで、福祉保健部長に、入院患者がスムーズに在宅に移行し、レベルを落とすことなく生活してもらうために、医療機関と介護の専門職が、入退院時に患者情報を共有するルール作成について、本県はどう取り組んでいかれるかお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 病気やけがで一時的に入院した高齢者が、治療を終えた後も安心して暮らすため、医療と介護が適切な情報共有を行い、入院から退院後の療養生活を継続的に支えることは極めて重要であります。そこで、県では、市町村や関係機関と連携し、平成27年度から各圏域ごとに、入院患者が円滑に在宅生活へ移行するための入退院調整ルールづくりに取り組んでいるところであります。

平成27年度にこのルールを作成した日南串間地域では、検討に当たり、管内全ての病院から看護師や医療ソーシャルワーカー、また多くの介護事業所のケアマネジャーに参加いただき、何度も協議を重ねたことにより、互いの業務についても理解が深まり、現場レベルでの連携が進んだところであります。

また、このルールを策定したことにより、退院する際の病院からケアマネジャーへの情報提供の割合は、策定前の69%から87%へ改善するなど、実効性の高いルールがつけられたものと考えております。このような成果を踏まえまして、平成28年度には、日向東臼杵地域でもルールづくりを実施したところであり、今年度は、さらに県内全域で推進していくこととしております。

○右松隆央議員 聞けば、担当の職員たちが、みずから各医療機関を回って、相当苦勞されて、ここまで作り上げたとは伺っております。大いに評価させていただき、これからも医療と介護の連携強化に力を入れていただければと思います。

同じく、地域ケア会議のあり方について伺いたいと思います。今後、県内の各地域における高齢者個々に対する需要に見合ったサービスや、それを支える社会基盤整備をより一層進めていくためには、地域ケア会議をしっかりと機能させていかなければなりません。会議の構成員は、保健所等の自治体職員や、社協、包括支援センターの職員を初め、介護事業者やケアマネジャー、医師や看護師、さらには民生委員等の住民組織も含まれております。そこで、地域包括支援ネットワークの多くのケア資源を連結させて、高齢者や療養者の個別課題を解決していける地域ケア体制を構築するために、どのような取り組みを進めていかれるか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 地域住民や医療・介護の専門職が協働して、地域のネットワークを構築し、高齢者等の個別の課題解決につながる地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを構築する上で極めて重要であります。

本県におきましては、昨年度から、全国的な先進地である埼玉県和光市の支援を受け、希望する市町村において、地域ケア個別会議に取り組んできたところであります。これは、高齢者一人一人の個別課題を解決するため、リハビリテーション専門職や栄養士等からの助言を受け、介護サービスの内容をその都度見直し、自立支援や重度化防止を推進するものであります。

このように、一人一人の個別課題に丁寧に取り組むことで、地域共通の課題の把握やネットワークの形成にもつながることから、今回の介護保険法の改正により、国全体でも取り組むこととされたところであります。県としましては、市町村との連携をより一層深めながら、地域ケア個別会議の充実を図り、また多職種協働の体制を整備することなどにより、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 こちらもぜひ、機能的な地域包括ケアシステムの構築を順次進めていただきますようお願いいたします。

次に、人材育成について伺いたいと思います。山梨県では、ことしの秋から、県内の訪問看護ステーションなどに勤務する看護職員を、在宅介護で医療的側面から支援するトータルサポートマネジャーとして養成する事業を始めることになりました。国が入院から在宅医療への転換を進める中、訪問看護と介護支援の両分野に精通した人材を育成し、在宅ケアの充実につなげていく新たな試みであります。今後、在宅医療と介護の需要が大幅に増加する2025年問題に対応できる人材育成並びにその確保を、本県としてはどのように進めていかれるのか、これは知事に伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、関係機関が連携し、医師や訪問看護師、ケアマネジャーなどが協働して、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制整備が必要であり、そのための人材育成・確保が大変重要となっております。このため県では、県医師会等の関係団体と協力をしながら、医療と介護の従事者が、お互いの制度や在宅生活で抱える課題、高齢者特有の病気やけが、予防方法等について学び合い、一緒に事例検討を行うといった研修会等に取り組んでいるところであります。

御紹介のありました山梨県のトータルサポートマネジャーの養成は、今年度開始される取り組みとお聞きしておりますので、情報収集し、その動向等を注視してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今後も、2025年を見据えた人材の育成と確保をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、国保制度改革に伴う都道府県ガバナンスの強化について伺ってまいります。厚労省がことしの6月に示した医療・介護改革の資料には、地域における予防・健康・医療・介護は、それぞれ密接に関係するが、制度がばらばらで、都道府県の役割は限定的とし、来年4月の制度変更以降は、個人・保険者・医療機関等の自発的な行動変容を促す司令塔の役割を都道府県が担うべく、保健ガバナンスの抜本強化を図っていく方向性を示したところであります。

保健ガバナンスの抜本強化の柱の一つである財政の強化については、来年4月に、国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県へ移行するのに合わせて、医療費適正化等の取り組みの

成果を評価する指標を導入するとともに、1,000億円規模のインセンティブ、都道府県と市町村に500億円ずつ配分し、財政支援をしていく新たな仕組みを設けるとしたところであります。

都道府県分500億円の内訳として、年齢構成を調整した後の1人当たりの医療費が、全国平均よりも低い、または前年度より減らした場合に150億円、市町村への指導状況や糖尿病などの重症化予防の取り組みに応じて150億円、ジェネリック医薬品の使用割合等により200億円となっております。なお、これまでの成果や来年度の取り組み体制などを考慮して、傾斜配分していくこととなります。そこで、来年4月以降の国保の制度変更に係る都道府県の保健ガバナンスの抜本強化はどういった方向で進むのか、また、今後どう取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 都道府県の保健ガバナンスの抜本強化につきましては、本年6月の社会保障制度改革推進会議におきまして、地域の予防・健康・医療・介護の司令塔としての都道府県の役割を明確化し、権限・財政・データ・人材などの面で強化していく方向性が示されたところであります。

このうち、財政面につきましては、議員御指摘のとおり、インセンティブのためのさまざまな評価指標が設けられ、その達成度に応じ、交付金が交付される仕組みとなっておりますので、助言指導や財政支援を行うなど、市町村ができるだけ多くの評価指標を達成できるよう支援してまいりたいと考えております。

また、権限・データ・人材の強化につきましては、今後、国において具体的に検討されるものと考えておりますので、国の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えておりま

す。

○右松隆央議員 ぜひこれからも、国とのパイプの優位性を生かしていただき、制度情報をいち早く収集していただいて、保健ガバナンスの強化を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

2025年問題の現状と対策における最後の質問になります。医療と介護の視点から大きく変え、シニアの雇用拡充について伺ってまいります。全国でも、生産年齢人口の減少に伴い、人材不足や技術の継承が課題となる中、定年が、再雇用での勤務延長も含めて65歳では、まだまだ働ける人材を失うこととなり、社会的資源としても、これはもったいないと言わざるを得ないわけであります。

そんな中、埼玉県では、定年年齢を70歳以上としている県内企業が1%と低いことを受けて——これはトップの上田知事がみずから発することで、メッセージ性の高い社会喚起の効果も狙ったことだと思えますけれども——「シニアが働きやすい環境づくりを応援する」として、ことしから、70歳まで働けるよう定年制を見直す県内企業に対して、最大で200万円を補助する制度を導入しております。補助の対象は、少なくとも70歳まで正社員として働けるように見直しをする企業で、初年度のことしは計50社の申請を想定し、3,400万円を計上しているところであります。

また、高齢者が働きたくても働き口がない、雇用環境も深刻でありまして、私が所属するライオンズクラブのメンバーで70歳の方が、自身が営む印刷業を息子さんに譲りまして、御自身は2世帯住宅ローンの返済であと3年働きたいけれども、ハローワークに通って、こんなにも高齢者の働き口がないことを思い知らされた

嘆かれておりました。これは知事にお伺いしたいのですが、今後、本県でも人材不足やシニアの活用をしっかりと考えていかなければならぬ中、まだまだ働きたい元気なシニアの後押しでどういったことができるのか、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化が進行する中で、労働力を確保するためには、働く意欲のある元気な高齢者の方々の労働参加をさらに進めていく必要があると感じております。これは生きがいづくりにも通じるものであります。

宮崎労働局によりますと、本年7月現在の55歳以上の有効求人倍率は1.07倍であります。有効求職者の約9割の方が、雇用のミスマッチ等により、就業に至っていない状況にあると聞いております。このため県では、就職面談会やシニア人材バンクの活用、高齢者に適した業務の開拓などにより、高齢者の就業機会の拡大を図っているところであります。

県内にも、定年を70歳以上として、高齢者が活躍されている企業がありますので、私としましても、意欲のある高齢者の方々が、能力や経験を生かし、年齢にかかわらず働くことができる「生涯現役社会」の実現を目指して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ知事には、さまざまな雇用拡充の施策を組み合わせ、シニア世代の後押しを強くお願いしたいと思います。

2つ目の項目、子育て支援の充実に移りたいと思います。

子育て支援については、全ての都道府県において重点施策であると言っても過言ではなく、少子化・人口減少対策としても極めて重要な取り組みであります。まずは、女性の妊娠・出産

期から子育て期間中まで、一貫支援の拠点づくりについて伺っていきたいと思います。

少子化社会対策大綱において、出産前後や育児に関する悩みや相談に対応した行政サービスを迅速・柔軟に提供し、少子化に歯どめをかける目的で、その拠点となる子育て世代包括支援センターをおおむね3年後の平成32年までに全国展開していくこととなりました。さらに、ことし4月の改正母子保健法により、センターの設置が自治体の努力義務にもなったところであります。少子化が進む中、子供を安心して生み育てられるように、ワンストップ窓口の設置をしていくことは、喫緊の課題であります。現状としては、都道府県によって取り組みのスピードに温度差が出ているのが実情であります。

そこで、本県の子育て世代包括支援センターの設置状況についてであります。昨年4月の段階では、3市町、宮崎市、綾町、小林市と、移住や子育て支援に力を入れている自治体が先行しているようではありますが、直近の設置状況はどうなっているのか。また、政府目標は3年後であります。全ての市町村での設置に向けてどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県における子育て世代包括支援センターの平成29年度の設置状況は、国の調査によりますと、議員より御紹介のあった3市町に、新たに日向市、高千穂町を加えた計5市町となっております。

なお、国が目標としている平成32年度末までの各市町村の設置の見通しではありますが、市町村に確認しましたところ、既に設置している5市町を含め、20の市町村となる見込みであります。

御指摘のとおり、子育て世代包括支援センタ

一の設置を進め、妊産婦、乳幼児等に対し、妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供できる体制の整備を進めることは、大変重要であります。このため県としましては、平成32年度末までに、県内の全市町村でこのような体制が整備されるよう、市町村に対し、包括的な子育て支援業務を行う専門職員を養成する研修を行うとともに、センターの設置の時期が未定である市町村に対しては、現状や課題等を調査した上で、設置に向けた必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ積極的な取り組み支援をお願いしたいと思います。

引き続き、子供医療費の助成について伺っていききたいと思います。子供医療費の助成については、子育て支援において避けては通れない課題と、私は認識いたしております。もちろん、財政基盤が厳しい本県にとって、何ができるのか、どこまでできるのかを見きわめる必要はあるかと思っております。そもそもは、国の責任でもって制度の拡充を図っていくことが、大きなスタンスであろうかと考えております。

しかし、現実政治を直視すると、31兆円を超える社会保障費の続伸に鑑みれば、国の制度変更は、望むべくもない、むしろ当てにはできないとの判断で、それぞれの自治体が、移住や少子化対策を見据えた自治体戦略の一環として、現在の全国的な助成拡充のうねりに至っているわけであります。本県としても、全国的な流れを俯瞰していくことは極めて重要で、子供医療費の問題において、その流れに取り残されるようなことがあつては、それは県の発展戦略上、望ましいことではないと、私は考える次第であります。

全国的な助成拡充の流れとして、まずは市町

村でありますけれども、通院費の援助を高校卒業までとしている市町村が、昨年4月の時点で378に上り、前年より109ふえ、全1,741市区町村の22%に当たる数字であります。一段階下げ、中学卒業までに至っては、1,005自治体、これは全自治体の58%に当たり、合わせると80%の自治体が、中学卒業以上の子供医療費を助成していることとなります。

なお、いまだ就学前までの通院費助成となっているのは、県内5市町村に加え、全国では、わずかに1割の自治体のみとなっております。それを踏まえた上で、県がどこまで市町村に対して子供医療費の助成が可能なのかという課題について考えてまいりたいと思っております。

まずは、全国の実施状況についてであります。通院費助成において、高校卒業までが2県でございまして、中学卒業までは、5都府県から、ことし新たに秋田県と奈良県が拡充し、7府県に、そして、小学校卒業と3年生までが、ことし福岡県が拡充し、9県になっております。全国で18都府県が、小学生以上の子供医療費の助成を市町村に対して行っております。なお、入院費の助成は、ことし新たに1県ふえ、26都道府県が実施しております。ちなみに、本県の実施状況は、入通院とも就学前までとなっております。

宮崎県と同じ、通院費の助成が就学前までであった長野県では、ことしから県内77市町村で、子供医療費を中学卒業まで窓口負担なしの方針を固め、それに伴い、市町村に発生する小学生以上の国保の補助金減額措置の半額を県が財政支援するとし、県全体で年8,000万円のペナルティーを見通し、それを県と市町村が折半して負担する新たな助成事業を始めることとしております。知事に、単に社会保障制度としてだ

けではなく、県の発展戦略として、子供医療費の助成も含め、子育て支援策のさらなる拡充を図っていく考えはないか、伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 子供の医療費助成制度は、子供の健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものであり、子育て支援策として大変重要であると考えております。本来、この制度は、国の責任において全国統一的に行われるべきものであります。また、助成の拡充には多額の財源を必要とすることから、これまで国に対し、さまざまな機会を通じ、地方の実態を踏まえた制度の設計や必要な財源の確保を働きかけてきたところであります。

一方、議員御指摘のとおり、他県において、対象年齢の拡大が進んでいることも認識しているところであります。安心して子供を生み育てられる環境の整備は、企業活動等の地方展開や移住・U I J ターンの促進などとともに、地方創生の推進にとっても重要と考えております。厳しい地域間競争を勝ち抜いていくため、引き続き、他県の状況なども注視をしながら、子育て支援策を今後どう進めていくかについて検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、毎年のように拡充していく他県の状況も鑑み、どのような子育て支援策ができるのか検討していただければと願っております。

引き続き、子育て支援の一環として、子供の貧困対策の取り組み状況について伺ってまいりたいと思います。まずは、国が平成27年度から始めた、自治体向けの地域子供の未来応援交付金の活用状況についてであります。国は、27年、28年の補正予算で、それぞれ24億円と10億円を計上し、全国の自治体に対し、地域におけ

る実態調査や、行政やN P O、民間企業など、地域ネットワークの形成に向けて、交付金の活用を促し、昨年9月からは、より使いやすいように交付要件も弾力化したところであります。

ことし4月の時点で、内閣府の資料によると、交付金活用の市町村数で、全国で、大阪府、秋田県に次いで3番目に多く、都城や日南、日向、串間、えびの、高鍋町と、6市町が同交付金を活用しており、県内市町村での積極的な取り組み姿勢がうかがえるところであります。そこで、国の地域子供の未来応援交付金を活用し、子供の貧困対策において、これまでどういった成果を上げてこられたのか、また、県としても、ことし初めて活用されたようですが、その内容と今後どのように交付金を活用していかれるのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 地域子供の未来応援交付金につきましては、昨年度は、日南市など4市町において、子供の貧困に係る実態調査や計画の策定などに活用されております。また、今年度は、宮崎市など7市町において、実態調査や計画の策定に取り組まれるとともに、日南市においては、子ども食堂への支援を行い、日向市、えびの市においては、関係団体の連携体制の整備に活用される予定であります。

県におきましても、今年度の新規事業として、交付金を活用し、支援を必要としている子供に気づき、教育や福祉、民間などのさまざまな機関や支援団体に適切につなぐことを目的とする「みやざき子供の未来応援コーディネーター」を県内全域において養成する取り組みを始めております。県としましては、今後とも、参考となる事例の情報提供や、交付金の積極的な

活用を働きかけることなどにより、市町村とともに子供の貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、積極的に交付金を活用していただいて、子供の貧困対策を一層進めていただきますようお願いいたします。

子供の貧困対策で大事になってくるのは、本当に支援が必要な困窮世帯の子供たちに支援の手が届いているかということでもあります。

全国の自治体で実態調査が進められる中、例えば大阪府では、府内全43市町村、4万9,000世帯の大規模調査による分析結果では、困窮度が高い母子家庭や非正規雇用の世帯で必要な支援が届いていないという実態を明らかにしております。公的支援である自治体の就学援助費や、親の離婚や死別の場合に支給される児童扶養手当さえも受けていない世帯が1割以上存在し、また、離婚相手から養育費を受け取っていないひとり親世帯が12.2%にとどまるなどの分析結果を受けて、今後、関係者間の連絡会議をつくり、支援の周知を徹底していくということでもあります。

そこで、本県において、本当に支援が必要な困窮家庭に対して、支援の手を差し伸べる手だてとしてどのような取り組みをしているのか、また、支援が届いているかの調査も含め、徹底した実態把握をどう図っていくのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 就学援助や児童扶養手当などの各種支援制度の周知につきましては、県や市町村の広報を初め、学校でのPTA総会や民生委員による家庭への訪問、またNPO団体の各種イベントなど、さまざまな機会を通じ、支援が必要な家庭に対して行われておるところであります。

また、支援が必要な家庭の実態把握につきましては、県では、どのような支援が必要であるのかなどを把握するため、定期的にひとり親世帯の実態調査を行っております。一部の市町村におきましても、アンケート調査を行うとともに、学校や民生委員、また民間を含めた関係団体などから得られる情報も加味しながら、きめ細やかな実態把握を進めているところであります。

県としましては、必要な家庭に支援が届くことが重要であると考えておりますので、今後、ほかの市町村においても、実態把握などに取り組まれるよう、助言・指導を行うとともに、調査結果を分析しながら、施策に生かしてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、必要な家庭に支援が行き届くように、調査結果の分析と施策への反映をよろしく願いいたします。

この項目最後に、現在、県内各地で広がりを見せている子ども食堂等、子供の食事支援について伺いたいと思います。兵庫県では、県内に62カ所ある子ども食堂をさらにふやしていく手だてとして、その開設を後押しするため、立ち上げの経費を最大で20万円補助する事業を昨年度から始めております。地域偏在も見られることから、ふるさと納税を活用した助成制度を始めたところ、まだ開設されていなかった自治体を初め、昨年は13団体が補助を受けて開設されたとのことであります。

また、全国でも珍しい取り組みとして、東京江戸川区では、孤食や貧困などで、家庭で十分な食事がとれていない子供を支援するため、シルバー人材センターの会員らが、直接家に出向いて食事をつくったり、弁当を届けたりする事業が始まっております。区で1,232万円の予算を

通し、1人分の食費500円を負担する仕組みになっております。

子ども食堂の存在を知らなかったり、行くのをためらったりする家庭があることに鑑み、かつ、事業を「食」を切り口に直接訪問するアウトリーチ型の支援と位置づけ、各家庭の課題を把握するとともに、学習支援や就労支援などにつなげ、早期解決を図ることも狙いの一つにした事業であります。そこで、福祉保健部長に、子ども食堂への支援のあり方、そして、アウトリーチ型も含め、困窮世帯の子供たちに成長過程で重要となる食事支援での新たなスキームが考えられないか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 子ども食堂は、食事の提供はもとより、孤食の解消や地域の居場所づくりの観点からも、大変有意義な取り組みであると考えております。このため県におきましては、子ども食堂の運営を目指す団体等に対し、必要な情報の提供や衛生管理面のアドバイスなどを行うとともに、子ども食堂を含めた子供の貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク化などの支援にも取り組み、子ども食堂のさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、議員から御紹介のありました、シルバー世代の活用を含めたアウトリーチ型の手法につきましましては、支援対象の裾野を広げる有効な方法の一つであると考えられますので、今後、子供の貧困対策に取り組む民間団体等と意見交換を行うなど、関係機関と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、きめ細かな施策の展開で、1人でも多くの困窮家庭の子供たちに手を差し伸べていただければと願っております。

それでは、最後の項目、本県の教育問題につ

いて取り上げてまいります。

今回は、教育の中でも、学力向上の取り組みについて考えてまいりたいと思います。今年度の全国学力・学習状況調査の結果について、まずは一定の評価をさせていただきたいと思えます。A問題の正答率から、小学校、中学校とも基礎・基本が着実に定着していることは、県教委を初め、教育現場の各学校の先生方の努力が功を奏した結果だと受けとめております。

その上で、基礎知識を発展的に実生活で活用する力を問う、いわゆるB問題をいかに引き上げていくか、そのキーワードがアクティブ・ラーニングであろうと考えております。ことしの3月31日に改訂され、3年後に小学校、4年後に中学校で全面実施となる新学習指導要領に盛り込まれているのが、アクティブ・ラーニングを重視する視点であります。

アクティブ・ラーニングとは、学習の中で課題を発見し、そして、その課題の解決に向けた主体的・協働的な学びのことを指しており、これは我々も極めて大事にしている能力で、知識・理解だけでは得られない総合能力であります。まずは、教育長に、新学習指導要領の中で、獲得した知識を実生活で活用する力を培う「主体的・対話的で深い学び」、いわゆるアクティブ・ラーニングの意義をどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 新しい学習指導要領では、子供たちが何を知っているかだけでなく、知っていることを使ってどのように社会や世界とかかわり、よりよい人生を送るかということを狙いとしており、その実現のために、1つに「知識・技能」、1つに「思考力・判断力・表現力」、1つに「学びに向かう力」という3つの資質・能力を総合的に育てていくことが

求められております。

これらの資質・能力を育むためには、学びの量とともに、学びの質や深まりが重要であり、「主体的・対話的で深い学び」、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点で、授業改善・充実を図っていくことが大切になってまいります。また、このような視点からの授業改善・充実、全国学力・学習状況調査におけるB問題への対応としても大変効果があるものと考えております。

○右松隆央議員 同様に、学校の授業で体験的・問題解決型のアクティブ・ラーニングをどのように取り入れ、また、教育委員会として、活用に関する学習を教育現場に浸透させるためにどういった指導をしていかれるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） アクティブ・ラーニングの視点に立った授業を行うためには、子供たちがみずから問題を発見し、これまで学んだ知識・技能を活用しながら、対話や議論を通じて、問題を解決できるような指導に努める必要があります。

これまでも学校におきましては、教師が、子供たちの実生活と結びついた学習課題を提示することで、学習意欲を高めたり、さまざまな種類の資料を活用することで、多様な意見を引き出したりするなどの指導の工夫・改善を行ってきたところであります。さらに、これからの授業においては、児童生徒がみずから思考・判断し、表現する場を、年間を通して、より効果的に設定することにより、「主体的・対話的で深い学び」につながっていくものと考えております。

県教育委員会といたしましては、校長等を対象とした新学習指導要領の説明会や、教員を対

象とした授業づくり研修会等を実施するなどして、教員自身が習得・活用・探究といった学習過程全体を見渡し、子供たちの思考力、判断力、表現力等の変容を的確に捉えつつ、みずから指導方法を不断に見直して、日々の授業が充実するよう、全力で取り組んでまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、実生活と結びついた学習課題を提示していただき、例えば、私の中学3年の娘が通う学校では、「宮崎と自分の輝く未来」と題して、児童生徒がそれぞれみずからテーマを掲げて取り組んでおりましたが、観察・実験・調査・研究・発表・討論などの体験的・問題解決型の学習を、これからも積極的に取り入れていただき、児童生徒の活用力を伸ばしていただきますようお願いしたいと思います。今の教育長の答弁のとおりでありまして、教育委員会の方向性はB問題の向上につながると確信し、しっかり後押しをしてまいりますので、一層取り組みを進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

もう一つ、別の角度から、B問題の向上への取り組みについて伺いたいと思います。それは、NIEの積極的な活用によって、ふだんから、思考力、考える力を磨く取り組みであります。NIEとは、御存じのとおり、学校での新聞を教材にした学習のことであります。ことし7月に、常に学力で上位に位置する秋田県でNIE全国大会が開かれ、その中で、「学力への考え方が変わる中で、判断力や社会に参画する力、論理的に考える力が求められている。そのために、新聞を使うのは極めて有効」との基調提案もあったところであります。

文科省は、学校図書館図書整備等5か年計画の第5次計画が今年度から始まることを受けて、さきの新学習指導要領の「主体的・対話的

で深い学び」の授業改善を提示する中で、今後5年間は、これは色がついていない地方交付税措置で、実際に新聞に使えるかはそれぞれの自治体の判断でありますけれども、年間30億円に倍増し、各校の図書室に、小学校1紙、中学校2紙、高校4紙の配備を目指しております。高校では、選挙権年齢の18歳への引き下げに伴いまして、主権者教育を進める中で、社会課題について、異なる新聞を使って多面的に考え、公正に判断する力を身につけてもらおうと、4紙になっております。

それに呼応する形で、山形県では、全国で初めて、ことしから県教育委員会の新規事業として、市町村の新聞購入費の半額を補助し、小中学生が、各クラスで新聞を教材に県内外の問題に触れ、学びを深める環境を整備するとしたところであります。そこで、教育長に、今年度から文科省が、地方交付税措置であります、予算を倍増し、N I E教育を推進する中、学校の教育カリキュラムで具体的にどのような取り組みを進めていくのか、また、さらに踏み込んで、地方創生を目的とした郷土愛の醸成や学力向上、家庭の経済状況に伴う教育格差の解消を狙う目的で、今後、小中学校での1学級1新聞を目指す考えはないか伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 新しい学習指導要領におきましては、「主体的・対話的で深い学び」へとつながっていくよう、各種統計資料や新聞などを授業で積極的に活用していくことが、これまで以上に求められております。

現在、全ての県立高校の学校図書館では、こうした授業を進める上で必要な新聞を配置しております。また、新聞各社が中心となって構成されている宮崎県N I E推進協議会と連携しながら、小中校のN I E実践指定校（9校）にお

きまして、公開授業を行っているところであります。この中で、新聞記事から宮崎の課題を見出し考察したり、実際に新聞づくりを行ったりするなど、児童生徒の読解力や情報活用能力の育成を図る取り組みがなされております。

御質問にありました1学級1新聞につきましては、その実現に向け、何か工夫の余地がないものか、今後研究をしてみたいと考えております。

○右松隆央議員 新聞を読むことで、社会に関心を持ち、考える力が身につけていきますので、ぜひ本県ならではの取り組みを進めていただければと思います。

最後に、河野知事に、本県の学力向上に向けた御自身の考え、そして、どのような人材を本県から生み出していきたいのか、知事の思いを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 昨今、情報化やグローバル化の進展、さらにはA I（人工知能）の急速な進歩など、社会情勢が大きく変化をしております。未来を担う子供たちには、単に知識を身につけるだけではなく、知識を活用して、創造的なものを生み出す力が求められていると考えております。御指摘にありましたように、「活用する力」を伸ばすことは、こうした力を持つ人材を育成することにつながり、ひいては、本県の明るい未来を切り開くことになるものと考えております。私としましても、学力の一層の向上を図りながら、人間性豊かで、心身ともにたくましく、しっかりと「生きる力」を備えた子供たちの育成に努めてまいりたいと考えております。

学力の文脈ではありますが、今回の全国和牛能力共進会宮城大会において、小林秀峰高校が一般の部門で全国5位に、そして高鍋農業高校

が高校の部で全国2位になったわけでありませぬ。そういう全国トップクラスの成績をおさめながらも、なお悔し涙を流すその姿はすばらしいものだと、日本一を目指すんだという高い志を持っていた、その中での涙だったというふう

に受けとめておりますが、彼らが、何千人という観衆が取り囲む中で、しっかり牛を立たせて立派な成績を残したというのは、単に教わったことをやるだけではないに、そういう環境の中でも、どのように問題解決をするのか、どのように対応したらいいのかという、みずから考える力があつたのではないかなと思つておるところであります。それを支えたのは、やはり日本一になるという高い志であつたというふう

に思つております。

これから激動する世の中にあつても、高い志、そして郷土愛、またグローバルな視野を持って、宮崎や世界の未来を担う若い世代をあらゆる分野で育成し、そのような方向で積極的に取り組んでまいりたいと思つております。

○右松隆央議員 知事の御長男も司法試験に合格されたということで、家庭教育の父親としてのお手本になっているのかなと私は感じたところでございます。これからも、知事や私たち県議会はもちろんのことでありますが、県教委、地教委、学校が心をつにして、宮崎県の子供たちの学力向上、これからの宮崎を担うすばらしい人材の育成に取り組んでいくことを願ひまして、私の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) まず、2巡目国体施設の分散整備についてお尋ねいたします。県有主要3施設の分散整備について、疑問の意見も出されています。「分散させて利用者

の満足度向上につながるのか」「国体後のまちづくり、観光振興も考えての分散化なのか」「未来を真剣に考えているのか」とか、「宮崎県民の総意はとれているのか」などです。

本県では、人口や産業が宮崎市など県央部に集中する一方で、中山間地域を中心として、人口減少や高齢化が著しく、過疎化が一段と進んでおります。このような状況は、県民生活のさまざまな分野に大きな影響を与えるものであり、人口や経済の偏在を固定・拡大させないためにも、県全体の活性化が重要であると思ひます。その視点からも、県有施設の県内分散化は必須であります。

競技施設ですから、当然、利用者である競技者・競技団体の意向も大事です。しかし、公共施設は利用者だけのものではありません。県民の圧倒的多数は、この公共施設を利用しません。利用できません。利用する人の多くは、宮崎市に競技施設があつたほうが便利だと思ひかもしれません。しかし、県央一極集中の県有施設の県内分散化を長らく訴えている宮崎市以外の自治体、県民の意見も大切です。

県有施設を核に、地域活性化、共存共栄を考えている地域がほとんどです。利用者優先だけを考えた宮崎市中心でいいのか。延岡市も都市市も、財政負担をしてでも誘致したいと思ひは重要ではありませんか。競技施設だけではなく、美術館、図書館、芸術劇場、県立病院、あらゆる県有施設が宮崎市にあつて当然と、多くの宮崎市民は思つてはいませんか。

今回の競技施設の分散化は、長く続いた県央一極集中に一石を投じる、県政始まつて以来の大きな決断だと思ひます。必ずや、今後の県と地域の連携強化につながると確信をしております。改めて、知事の英断を高く評価したいと思

います。残された時間に余裕はありません。早急にマスタープラン作成にかからなければならぬと思います。関係団体は当然ですが、とりわけ当該自治体との協議を急がなくてはならないと思います。今後のスケジュールについてお伺いいたします。

次に、獣医師不足と加計学園についてであります。さきの2月議会で、私は、「既存学部の定数増員による獣医師確保が急がれる」と、県の対応を求めました。地域・分野ごとに獣医師が偏在し、公務員獣医師、公衆獣医師の圧倒的な不足があるからであります。その後、加計学園問題がクローズアップされ、大きく報道されたのが、日本獣医師会の見解「獣医師は足りている」、この報道がひとり歩きをし、多くの国民は、「獣医師は足りている」、地域・分野ごとに獣医師の偏在があることを見過ごしてしまったのではないかと危惧いたします。

もう一つ、国民の前に明らかにされたのは、縦割り行政や官僚主義など、長年批判されてきた「決められない政治」から大きく変容して、官僚人事や重要な政策決定の権限が官邸に集中していることです。50数年間も獣医学部の新設がなかったことには、率直に驚きです。今回、官邸主導、政治主導によって獣医学部新設ができたのも、その実績によるものと思います。

ただ、なぜ加計学園なのか、京都産業大学の新設は認めなかったのか。集中する権力を使った恣意的な決定や不正な運用はなかったのか。本当に公平公正が担保されているのか。国民の信頼を得るためにも、その決定プロセスの説明責任が重要です。

160人もの定数の学部新設よりも、既存大学の定数を増加させる方法、例えば、宮崎大学獣医学部定数40人を45人にするなどすれば、国の予

算の増大、教員確保、質の確保など、多くの課題にも対処できたはずであります。やっぱり加計学園ありきで始まった獣医師増員ではなかったのか、考えてしまいます。いずれにせよ、公務員獣医師の絶対的不足は喫緊の課題です。本県の獣医師確保の取り組みについてお伺いいたします。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

2巡目国体に向けた施設整備についてであります。今回、新たに整備します陸上競技場、体育館及びプールにつきましては、大会後も全国的なスポーツの振興、地域振興に資する施設としたいと考えておりました。そのためには、競技団体はもとより、地元自治体との連携・協力が大変重要と考えております。

また、2巡目国体等の開催までには9年間ありますが、用地の確保や造成、設計、建設工事などの期間を考慮しますと、御指摘のとおり、早急に具体的な検討に入る必要があると考えております。今後、各施設について、基本計画の検討作業に入りますので、その中で、地元自治体とは、県との役割分担や課題への対応、さらに、国体後における施設の活用策等についても協議し、方針を出してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長(大坪篤史君)〔登壇〕 お答えいたします。

獣医師確保対策についてであります。家畜防疫対策や食品の安全性確保など、公務員獣医師の担うべき役割は、ますます重要となっております。そのような中、本年度の都道府県の募集人員は、全国の合計で約460名となる一方で、昨

年度の採用人員は100名程度にとどまっており、全国的にも獣医師確保は大変困難な状況にあります。

本県ではこれまで、採用年齢の上限引き上げ(35歳未満から46歳未満へ)、さらには処遇の改善、例えば、家畜保健衛生所に勤務する獣医師の給料の調整額の引き上げ等に取り組みますとともに、関係部局が一体となった獣医師確保対策チームを中心にしまして、全国の獣医系大学での就職説明会への参加、出張講義の実施、インターンシップの受け入れ等を進めているところであります。

その結果、本県に勤務する公務員獣医師は、口蹄疫発生後の平成23年度の163名から本年度は176名になるなど、徐々にその成果が出てきているところでございます。今後とも、獣医師の業務の重要性を発信するなど、将来にわたる安定確保に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 2巡目国体、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。手を挙げたほう、誘致した延岡、都城、それなりの覚悟は必要であると思いますので、ぜひ早急に具体的な話し合いを進めていただきたいと思います。

獣医師の確保は、本当に大変な課題、県庁を挙げて御努力いただいていることはよくわかりますが、ふえてはいますが、まだまだ足りない。獣医師しかできない業務がいっぱいあるという現実をみんなで認め合って、今後とも確保に努力いただきたいと思います。

安全・安心なまちづくりについてお願ひしたいと思います。

全国の災害・被災現場を調査しております。災害はえてして、規模、範囲など、想定を超える被害をもたらします。防災拠点庁舎の整備・

機能移転に伴い生じるスペースを、防災拠点庁舎に隣接する3号館、4号館に確保して、休憩室、シャワー室、食堂などのバックスペースを整備する必要があるのではないかと考えております。本県のBCP(事業継続計画)で十分だ、そういう県庁の職員の強い意見もあることは承知しておりますが、見解をお聞きしたいと思います。

○総務部長(桑山秀彦君) 防災拠点庁舎の整備に当たりましては、災害応急対策活動を円滑に実施できる十分なスペースを確保しますとともに、活動に従事する人員のための仮眠室やシャワー室を設置することにしております。このような中で、大規模災害が発生した際には、県はもとより、国や自衛隊などの関係機関から、多数の人員が参集することになりますので、活動が長期化するような場合には、議員の御指摘の点も考慮する必要があるものと思っております。

このため、防災拠点庁舎の整備に伴って生じます3号館などの空きスペースにつきましては、例えば、会議室を適切に配置することなどによりまして、災害時には休憩や仮眠などのスペースとしても活用できるように検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、再生可能エネルギーの自給率のトップを狙おうではないかという提案であります。日本のエネルギー自給率は、わずか5%と極めて低い状況にあります。しかし、市町村レベルで見ると、再生可能エネルギーのみの自給率で100%を超えている自治体が全国で71、本県でも、西米良村、川南町、都農町が達成しております。

都道府県別の再生可能エネルギーによる電力の割合、宮崎県は、大分県、秋田県、鹿児島県

に次いで、全国4番目に高い位置にあります。太陽光とバイオマスは全国トップレベルですが、残念ながら、小水力と風力が圧倒的に少ない。風力はほぼゼロであります。農林水産省でも、再生可能エネルギーを利活用した農山村の振興に向けた取り組みが進んでいます。小水力の実績が上がれば、全国トップになれます。小水力発電など再生可能エネルギーの取り組み状況について、お伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県では、新エネルギービジョンにおきまして、太陽光、バイオマス、小水力の3つを重点的なエネルギーとして位置づけ、太陽光発電の設置補助や木質バイオマス発電の施設及び燃料の安定供給への支援などを行ってまいりました。特に、小水力発電につきましては、中山間地域の活性化に寄与するものでありますので、市町村等が実施する導入可能性調査や施設整備を支援しているところであります。

また、企業局におきまして、これまで小水力発電所を整備しており、昨年度は、新たに酒谷発電所の運転を開始したところであります。このほか、市町村等から要望のあった箇所の調査や、市町村と共同でモデル発電所を建設し、実証試験にも取り組んできております。今後とも、小水力発電を初めとした再生可能エネルギーの導入を推進してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 取り組みいただいているのはよく理解できているんです。しかし、ほかの県は物すごく小水力の比率が高い、実績が高いということはありますので、ぜひ、企業局等とも協議して、協力しながら、もっともっと実績を上げていただきたいなと思っています。

次に、交通事故多発地帯である、国道10号が

国道269号と合流する都城駅入り口4差路交差点付近の改良についてお尋ねいたします。日豊本線ガード北側は、片側2車線の整備が終わっていますが、南側の北進方向が、右側1車線が右折専用となり、直線方向が1車線となり、混乱する車両も多々あります。交通安全確保のために、国と協議し、この交差点付近の改良による2車線化の考えはないかお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国が管理する国道10号の都城駅入り口交差点付近は、国や県などで構成します「宮崎県交通渋滞対策協議会」において選定された主要な渋滞箇所となっており、追突事故等が発生している状況にございます。そのため、その対策といたしまして、国において実施中の電線地中化事業にあわせて、車線の見直しが検討されているところであり、今後、関係機関と協議を進めていくと伺っております。

また、国と県において事業を実施中であります都城志布志道路が完成しますと、都城市街地へ流入する交通量の減少が想定されますことから、渋滞が緩和され、交通の安全性が向上するものと考えております。今後とも、国や関係機関と連携しながら、交通安全の確保に努めてまいります。

○満行潤一議員 ぜひ、片側2車線整備に向けて、国と協議をいただきたいと思っています。

次に、福祉避難所についてであります。さきの被災で、熊本市は福祉施設170カ所に委託していましたが、震災時に福祉避難所の公表ができなかった。委託施設の職員数は変わらないから、新たな受け入れはできなかったということでもあります。数日間受け入れてくれる施設がなかったという報告もあります。結局、大学の施設を開放してもらい、設置したということであ

ります。本県の福祉避難所の現状をお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県内の福祉避難所につきましては、ことし8月末現在、25市町村において、福祉施設を中心に220の施設が指定されております。県としましては、ホームページで、避難所の名称、住所等の周知を図るとともに、熊本地震の際、施設の損傷や職員の不足等により、多くの福祉避難所が機能しなかった状況を踏まえ、市町村に対して、福祉避難所をさらにふやすよう働きかけているところであります。

また、福祉避難所の多くは、高齢者施設や障がい者施設、保育所等の福祉施設でありますことから、県では、これらの施設が参画する災害時相互応援協定の締結を通じて、被災時の物資の提供や職員の派遣、利用者の受け入れなど、広域的な支援体制づくりにも取り組んでいるところであります。

○満行潤一議員 ぜひ、有効的な福祉避難所運営ができるように、よろしく願い申し上げます。

次に、宮崎県交通安全県民運動「目指そうゴールド免許取得率日本一」についてお尋ねします。県内のゴールド免許取得率は、全国24位、55.9%だそうです。なぜ宮崎県民の取得率は低いのか。ペーパードライバーの比率が低い。免許保有者の多くが、毎日、通勤や仕事で使っているのに、事故に遭ったり、一時停止などの交通違反を犯してしまう。決して他県のドライバーに比べてマナーが悪いわけではないと思います。ゴールド免許取得率日本一の取り組み状況をお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） ゴールド免許とは、過去5年間、無事故・無違反の優良運転者

に交付される運転免許証のことで、ほかの運転者よりも更新時講習の時間が短い、手数料が低額などの利点があります。ゴールド免許取得は、安全運転の積み重ねでありまして、取得率向上を目指すことで、本県の交通事故防止や交通マナーアップを図ることが期待できます。

県警では、本年5月から地元新聞社や協賛企業とともに、「目指そうゴールド免許取得率日本一 やさしい運転2017」普及キャンペーンに取り組み、その一環として、毎月、県内の交通情勢をわかりやすく取りまとめた交通安全特集記事を掲載し、県民への周知を図っております。今後も、運転者向けの交通安全教育や広報啓発活動の充実に努め、ゴールド免許取得率日本一を目指してまいります。

○満行潤一議員 次に、特殊詐欺犯罪の対策についてであります。一向に減らない高齢者を狙った特殊詐欺事件。先週も、都城市の80代の女性が112万円をだまし取られるオレオレ詐欺事件が起きたと報道されています。被害者の8割は65歳以上の高齢者と言われています。長年必死で蓄えた老後の生活費を言葉巧みに奪っていく悪質な手口。県民挙げての粘り強い取り組みが求められています。あの手この手で県民に啓発したり、金融・コンビニ等の業界に協力依頼したりと、防止策をとっておられるとは思いますが、改めて、特殊詐欺の被害状況と抑止対策についてお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） まず、特殊詐欺の被害状況です。本年8月末現在、34件認知し、昨年同期と比べ16件の増加でありまして、被害者の約6割が65歳以上の高齢者であります。

この現状を踏まえまして、警察では、3つの方向から抑止対策に取り組んでおります。第1

に、犯人からの電話を防ぐために、個人の電話機に取りつける自動録音機の貸し出しや、NTT電話帳からの氏名の削除要請。第2に、電話でだまされにくくするために、あらゆる広報媒体やメディア等を活用して反復継続した広報啓発活動、県民に直接電話をかけまして注意を喚起するコールセンター事業。第3に、水際で被害を阻止するために、金融機関やコンビニエンスストア等と連携し、お金を振り込もうとしている方全てに声かけを推進しているところであります。

○満行潤一議員 オレオレ詐欺をだまし電話詐欺とか、今、わかりやすい名称に変えて、本県、努力いただいております。本当に悲惨な状況を少しでも減らしたい。ぜひ御努力いただきたいと思っています。

もう一つお願いしたいのが、都城警察署の改築についてであります。私は、議員になってからずっと、毎年ほぼ1回、都城警察署の改築についてお尋ねしています。昭和32年に開庁して以来、日本で最古の庁舎となっている都城警察署、めでたくことして60年となります。耐震診断上は問題がなくても、執務スペースの狭隘化、来庁者駐車場不足、災害時等の危機管理スペース不足、本当に大きな課題がたくさん山積んでいます。新築整備計画はいつになればできるのかお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 都城警察署につきましては、築後60年が経過し、老朽化が進んだ警察署となっておりますが、平成9年度に耐震補強を行いまして、防災活動拠点としての機能が果たせるよう、必要な措置をとらせていただいております。また、狭隘化への対応としまして、昭和55年度と平成13年度には増築を行いまして、必要な事務室等を確保している状況に

ございます。

県警察といたしましては、警察署の建てかえの考え方として、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能を十分発揮できる施設整備を目指し、厳しい財政状況下ではございますが、機能に支障のある警察署を最優先とし、順次整備していきたいという方針でございますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

○満行潤一議員 本部長は都城署に来られたかどうかわかりませんが、本当に大変な状況であります。県内第2の都市、県西の中心部であり、交通の要衝でもある都城、ぜひ一日も早い新築を要望しておきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

防災ヘリの安全運航確保についてであります。平成17年2月に防災救急ヘリコプター「あおぞら」を運航開始し、今日まで事故もなく活動いただいております。残念ながら、本年3月に長野県の防災ヘリが訓練中に墜落し、乗員9名全員が犠牲となりました。本県の運航に係る安全性確保の取り組みについてお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 防災救急ヘリの救助・救急活動には、常に危険が伴いますので、適切な事故防止対策を事前に講じておくことが、安全運航上、大変重要と考えております。このため本県におきましては、計画的な点検の実施など機体の安全確保に努めますとともに、日ごろの訓練等により、隊員の救助技術の向上や安全に対する意識の醸成を図っております。

また、出動の際には、運航基準の遵守や救助現場における安全確認を徹底しているほか、運航指揮者と実際に救助に当たる隊員を明確に区分するなど、活動が円滑かつ安全に実施できる

体制を整えているところであります。今後とも、防災救急への安全運航の徹底を図り、事故の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひよろしく願い申し上げます。

次に、商工観光の振興に移ります。

県内若者の定着についてであります。都城の事例を紹介させていただきます。ことしも、都城圏域産学官金交流会（学校と企業との情報交換会）が開催され、参加学校16機関（公立・私立の高校、高専、大学、特別支援学校、高等職業訓練校など）、そして参加企業36、10分ごとに相手が入れかわるお見合い方式で行われておりました。学校は地元就職率の向上、企業は優秀な地元人材確保を目的に、真剣な意見交換が行われていました。こういった学校と地元企業の情報交換が若者の県内定着を促進する効果があると思います。このような学校と企業の情報交換会を県内に広げられないか、お尋ねいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 若者の県内就職を促進するためには、県内企業と学校の相互理解を深めていくことが重要であると考えておりました。現在、県内各地で高校と企業の意見交換会を開催しているところであります。参加した高校からは、「地元企業を知るよい機会だった」という声や、企業からは、「学校の忙しさがわかったので、今後は学校に出向いてPRしたい」といった前向きな意見が寄せられております。

御紹介のありました都城圏域での交流会は、地域が主体的に企業と学校の接点づくりを行うものであり、大変有意義な取り組みだと考えております。今後、市町村や経済団体等と意見交

換を行いながら、このような取り組みが県全体に広がるよう努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、宮崎県産業振興機構の3事業の成果についてであります。大胆に産業構造を変えなければ、本県の弱い経済力の構図は変わらないとの指摘もあります。宮崎県産業振興機構は、総合相談窓口、開設場所3カ所、よろず支援拠点事業、平成26年6月に開設され、宮崎、都城、延岡、日南に設置されています。みやざきフードビジネス相談ステーションを平成25年10月に開設、これら3事業の成果についてお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 産業振興機構の相談事業につきましては、国や県の委託等を受けて実施しているところでございますが、平成28年度の相談件数は、総合相談窓口が543件、よろず支援拠点が5,760件、みやざきフードビジネス相談ステーションが1,293件の合計7,596件で、経験豊富なコーディネーターの増員やサテライト相談窓口の新設などにより、相談件数は年々増加しているところであります。

相談事業の成果としましては、商品の開発やパッケージ見直しへのアドバイス等により販路開拓につながった事例や、経営改善計画の策定支援により生産性の向上や売り上げの拡大が図られた事例など、数多くの成果が出ているところであります。

○満行潤一議員 大きな成果が上がっていますので、ますます振興機構の活躍を期待しております。

次に、神楽の無形文化遺産登録に向けた取り組みについてお伺いいたします。県内には、地域性豊かな神楽が200カ所以上受け継がれております。国の重要無形民俗文化財に指定されてい

る神楽が4件。神楽のように、一つの芸能が1,000年を超えて全国に伝えられている、世界でも類例なき民俗伝統芸能であります。

本年3月に刊行された「みやぎきの神楽ガイド その歴史と特色」を読むと、宮崎県が日本有数の神楽伝承地であることが立証されています。近年の少子高齢化、中山間地の急激な人口減少により、伝承も年々厳しい状況と聞きます。その追い風となる神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組み状況について、お伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県では、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けまして、県内の神楽の調査・研究や、神楽映像の公開などの情報発信を行いますとともに、九州管内の国指定神楽保存団体10団体から成ります「九州の神楽ネットワーク協議会」を設立したところであります。今後は、協議会において、各保存団体の取り組みや後継者育成等の課題についての情報交換などにより連携を深めながら、登録に向けた文化庁への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、神楽の保存・継承の取り組みとしまして、用具整備など後継者育成に要する経費への助成や、神楽の担い手と知事との意見交換や国立能楽堂での神楽公演などを通じて、継承に向けた機運の醸成を図っているところでございます。今後とも、これまでの取り組みを継続するとともに、関係機関との連携拡大を図るなど、神楽の保存・継承に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 紹介しました「みやぎきの神楽ガイド」、本当に立派な本ができ上がっています。1人でも多くの方にこのガイドを読んでもらいたいなど。ぜひ、登録に向けて引き続

き御努力をいただきたいと思います。

次に、台湾の16年ぶりの日本産牛肉の輸入再開についてお伺いいたします。台湾は、牛海綿状脳症（BSE）感染牛の確認を受けて2001年から禁止している日本産牛肉の輸入を、条件つきで解禁する方針を発表し、昨日付で解禁されたとの報道がありました。輸入再開に当たって、日本産は生後30カ月以下などの条件がつけられる見通しのようであります。早急な対応が必要と思いますが、台湾の輸入再開に向けた本県の取り組み状況をお聞きいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 台湾への牛肉輸出につきましても、本県農産物輸出の牽引役である宮崎牛の輸出拡大に向けた大きなチャンスであると考えております。現在、台湾では、7月17日から9月15日までの60日間、パブリックコメントが実施されまして、ただいま議員もおっしゃいましたように、昨日18日付で日本産牛肉の輸入を解禁したとの報道もなされているところでございます。

したがって、今後の具体的手続等につきまして、国やジェトロ等を通じました情報の収集に努めますとともに、関係機関や団体と連携して、宮崎牛の輸出が円滑にスタートできるように準備を進めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県産材の利用促進についてお伺いいたします。鹿児島県には、「認証かごしま材」という制度があります。鹿児島県内の認証を受けた製材工場で、品質・寸法・乾燥等が日本農林規格（JAS）を満足するように加工された材で、含水率管理を十分に行っています。認証かごしま材には、認証ラベルが張られています。

民間では、金利等優遇制度「認証かごしま材

の家」の展開、公共建設物には、この認証かごしま材を使用するなど、県産材利用促進の取り組みを進めています。本県もさらなる取り組みが重要だと思います。本県の公共建築物における県産材利用促進の取り組み状況をお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県では、県有施設を整備する際、法令等の制限のある場合を除き、原則木造とし、それが困難な場合でも、木質化することを定めた「県産材利用推進に関する基本方針」に基づき、県産材の活用を進めているところでございます。また、市町村に対し、「木材利用方針」の策定を働きかけ、その結果、全ての市町村で方針が策定されております。

さらに、市町村や民間事業者が県産材を利用した公共建築物を整備する際に補助を行うとともに、木材利用技術センターにおいて、建築物の構想段階から技術面での指導・助言を行うなど、ハード・ソフト両面からの支援を行っているところでございます。これらの取り組みにより、役場庁舎や学校、交番、老人ホームなど、県民生活に身近な公共建築物において、県産材の活用が着実に進んでいるものと考えております。

○満行潤一議員 今この質問をしたのは、とある自治体でそうじゃないケースがあったということで質問しておりますので、市町村と十分連携をとって利用促進をお願いしたいと思います。

次に、福岡市にアンテナショップを設置してはどうかという提案を申し上げたいと思います。東京に立地する各県のアンテナショップを見て回っています。今般、会派の調査で、福岡事務所と意見交換会を持つ機会がありました。

福岡は、九州の玄関、中心地であります。民間企業とコラボするなどして、福岡市に常設のアンテナショップを設置してはどうかと思います。見解をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 福岡市は、人・物・情報が集中する九州の中心都市であり、近年では、クルーズ船などによるインバウンド客の増加も著しく、本県の情報発信や販路開拓等を行う上で大変重要な地域であると認識いたしております。このため、小売店や飲食店など民間事業者と連携し、本県の食や物産、観光等の魅力を発信するフェアやイベントの実施に積極的に取り組んでいるところであります。

アンテナショップにつきましては、現在、新宿みやざき館KONNEのリニューアルに取り組んでおり、当面はその運営に注力する必要があると考えております。お尋ねの福岡市におけるアンテナショップにつきましては、今後、費用対効果等も含め、関係団体とも協議しながら研究してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ検討いただきたい。要望しておきたいと思います。

次に、都城盆地に県の工業団地を造成できないか、知事に伺いたいと思います。現在、県は高原町のフリーウェイ工業団地しかありません。都城市は、新たに平成27年1月に分譲開始したが、既にあと1区画しかない状況のようでもあります。多くの引き合いがあるが、分譲する土地がなくて断っている状況だとも聞きます。都城志布志道路の開通を見越した需要もその要因だと思います。

また、ドライバーの長時間労働も社会問題化され、物流拠点の分散化の動きも顕著です。南九州の拠点となれば、一定の人口、インフラ整

備の進む都城となるのではないのでしょうか。都市では新たな工業団地の計画もあるようですが、県も都城圏域に造成される考えがないか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州自動車道、また都城志布志道路などインフラ整備が進む中で、製造業や流通業などの受け皿となります工業団地の整備は、企業立地を円滑に進める上で大変重要と考えております。現在、都市圏を初めとして、工業団地の整備に向けた取り組みが進められておりますことから、県としましては、市町村が行う整備に対する補助制度により、これまでに都市圏を含めた4市への支援を行ってきております。

工業団地の整備につきましては、地域の実情を踏まえ、企業ニーズに迅速に対応していくことが大変重要でありまして、県といたしましては、引き続き、市町村の行う団地整備を支援することで、県内への企業立地による新たな投資や雇用の創出を促進し、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県がそうやって市町村を支援しているということを今回初めて知りましたけれども、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、地域振興のための公共交通網の整備についてお尋ねいたします。

まず、JR九州の動きが気にかかっているところです。日豊本線の特急ワンマン化の拡大や、路線ごとの輸送密度の公表、地元自治体との財政負担の協議方針など、今までにない動きがあります。日南線、吉都線のさらなる合理化の動きではないのかと気がかりです。

肥薩線、日南線、三角線には、観光列車があります。輸送密度最下位の肥薩線は、「SL人

吉」「かわせみ やませみ」「いさぶろう・しんぺい」「はやとの風」が走っています。特に、利用者数が大きく減少し、観光列車もない吉都線は、廃止になる可能性があります。さらなる吉都線利用促進事業を沿線自治体と取り組み、JR九州に強くアピールすべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） JR吉都線については、少子化等に伴い、利用者が大きく減少しておりますが、地域住民の生活交通手段として重要な役割を果たしております。このため県では、沿線自治体等で組織する地元協議会と一体となりまして、利用促進の取り組みを行っておりますほか、県内鉄道網の維持・充実について、機会あるごとに、国やJR九州に要望を行っているところであります。県としましては、今後とも、沿線自治体と連携し、知恵を絞りながら、「地域がみずから乗って残す」という活動を盛り上げたいと考えております。

また、沿線の人口が減少を続ける中、他の地域からの利用も伸ばしていく必要がありますので、企業等の協力を含め、官民一体となった新たな利用促進策等の検討を行い、JR九州への要望にも生かしてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ新たな取り組みをお願いしたいと思います。

次に、路線バスです。JRと路線バスの連携があつて、中山間地域振興に、地域の維持に大いに寄与していると思います。地域交通網の中でも路線バスは、中山間地域の命綱です。国は、路線バスネットワーク強化と言いながら、地域交通網維持の補助金など関連予算をカットしています。せめて現状維持の財政支援の継続が重要だと思いますが、県の見解をお伺いしま

す。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 路線バスについてであります。通勤や通学、通院など、地域住民の日常の移手段としての役割を果たしております。路線を維持するための国の補助制度は重要と認識しております。急速な人口減少・少子高齢化が進む地方においては、交通事業者の努力だけでは地域公共交通網の維持・確保が困難となっておりますので、引き続き、国と地方が連携していくことが必要であります。

このため県では、全国知事会や九州地方知事会を通じて、国に対し、徐々に厳しくなっている中ではありますが、路線の維持・確保を図るために必要な現行制度の維持と予算の確保を求めており、今後とも働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ強い働きかけをお願いしたいと思います。

要望を2つしておきたいと思いますが、1つは、来年度改定予定の中山間地域振興計画に有効な支援策をしっかりとうたってほしいということであります。もう1つは、JR日豊本線、これは2両編成なんですけれども、朝夕の通勤・通学時間帯は大変混雑して危険な状況にあります。ぜひ、3両、4両編成にならないのか、引き続きJRに要望をしていただきたいと思います。

次に、保健医療福祉の充実についてであります。

健康道場について。兵庫県の淡路島にある五色県民健康村健康道場の3泊4日の体験研修に行っていました。メディカルファスティング（医学的断食療法）は、これも断食道場の特徴である丹田呼吸法と同様に、頭を空っぽにすると同時に、体の代謝を活性化し、充実感と生

命力を強力に高める心身医学です。道場長の笹田医学博士は、全国で唯一の公立ファスティング（断食療法）専門施設として、医学管理されたファスティングを確立し、30年間に約2万人の利用者に指導されてきました。長いコースは16日間から短い4日間コースまで、老若男女問わず宿泊されておりました。

私は、健康ブームの先端を走る施設、若者から高齢者まで利用可能な施設だと思います。なぜほかに類似施設ができないのかが不思議であります。ダイエットブームは続いています。減量の基本は体を鍛える運動主体であります。体も元気、ストレスも根本から改善、これがこの施設ではできます。金も名誉も全て手に入れた人たちは、老年は健康でいたい、そう願うのが普通だろうと思います。宮崎の雄大な自然環境の中で、食事は地元でとれたての無農薬・有機野菜、これに広大な浜浴、砂浴をセットに「ウエルネスランド宮崎」と銘打ってやれないのかなと思っています。健康づくり協会もあります。ぜひ、関連団体と協議して、このような施設ができないか提案をいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、県民の健康寿命の延伸に向けて、市町村や企業等と連携しながら、食生活の偏りや運動不足など、本県の課題となっている生活習慣の改善を図るための取り組みを推進しております。生活習慣の改善に向けた取り組みには、今議員から御紹介がありました絶食療法や砂浴等、多様な方法がありますけれども、県民の皆様には、健康状態や日々の生活状況に応じ、自分に合った方法を選択して、生活習慣の改善に努めていただきたいと思います。

県としましては、県民全体を対象に推奨できる取り組みとして、まずは一般的に有効性や安

全性が確認されている野菜の摂取量や歩行量の増加等の取り組みを優先的に実施しながら、健康長寿社会づくりプロジェクトを進めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 わかりました。

次に、南部福祉こどもセンターの生活保護担当を中央福祉こどもセンターに集約すべきではないかとの提案であります。現在、都城市の南部福祉こどもセンターに配置されている生活保護ケースワーカー2人が、三股町と高原町を担当しています。ケースワークは、SVを中心にグループでケース検討を行い、処遇を決定し、当たるのが原則とされています。ぜひ、ある一定の人数のいる中央福祉こどもセンターに集約すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（畑山栄介君）生活保護を担当する職員の資質向上は重要であると認識しておりまして、年間を通じて、ケースワーカーの経験年数等に応じた研修やケース検討会議などを定期的で開催しております。

また、具体的な支援においては、地元の自治体や関係機関との連携が不可欠であり、受給者の方が、就労や医療、家庭の問題などの相談等のため来訪される機会もありますことから、所管する地域の近くに事務所があることも大変重要と考えております。今後とも、職員の資質の向上に努めるとともに、住民の身近にある事務所の特性を生かし、地元自治体等と一緒に、生活保護業務の適正な実施に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 わかりました。

次に、子育て支援に逆行している国民健康保険制度について2点伺います。1つは、子供にかかる均等割保険料の徴収です。収入のない子供に均等割がかかる不合理さであります。子育て

て世帯の負担軽減を図るために、子供にかかる均等割保険料を軽減する支援制度が必要と考えます。軽減措置の導入について、現状はどうなっているかお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君）国民健康保険の均等割保険料は、世帯の加入者一人一人に均等に負担を求めるものであり、世帯に子供がふえると保険料の負担が重くなります。一方で、被用者保険は、扶養家族の人数により保険料が変わらないことから、国民の保険料負担の平準化等に向け、子供にかかる均等割保険料の軽減措置の導入について、全国知事会を通じて国へ要望しているところであります。

○満行潤一議員 もう1つ、子供の医療費助成制度実施に伴う交付金減額ペナルティーについてであります。現在、全ての自治体において、対象年齢は異なるものの、子供の医療費助成が行われていますが、この地方単独事業を実施している自治体に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置についても、極めて不合理な措置であると言えます。子供の対象年齢にかかわらず、減額措置を全面的に廃止することが急がれます。国の動向についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君）市町村が地方単独事業として子供に対する医療費助成を現物給付で実施する場合、市町村国保に対する国庫負担の減額措置が行われております。この措置は、地方自治体による少子化対策の取り組みを阻害するものであるとして、全国知事会等を通じ、直ちに廃止するよう要請を行ってきたところではありますが、本年8月31日に関係省令の改正がなされ、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないとされたところであります。

○満行潤一議員 地方の声によって、未就学児までは来たんだろうと思いますが、もっと小学校、中学校、高校、まだまだやっているところは実際ありますので、国の制度が改善されることによって、例えば宮崎とか都城とか、そういうところにも広がるのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、学校教室の冷房設置についてであります。文科省の調査によれば、公立学校の冷房装置の設置率は41.7%、3年前に比べ11.8ポイント増加していますが、地域差が拡大しています。宮崎県は30.3%です。限られた予算の中、校舎の老朽化対策、トイレの洋式化が優先されています。健康保持はもちろんながら、学力向上のためにも冷房が必要だと考えます。大阪市立の全小中学校で冷房が設置され、その結果、夏休みが1週間短縮され、授業時間をふやした。勉強に集中できる環境を整えたということでもあります。

また、文科省は、教室の温度は10度以上30度以下が望ましいとしています。市町村立学校の現状を県はどう考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 県内の市町村立小中学校の冷房設備設置率は、全国平均と比べると低い状況にあると認識をしております。市町村立小中学校の施設整備につきましては、各市町村において検討が行われるものであり、地震や老朽化対策など、児童生徒の安全性や財政状況等を勘案し、優先度の高いものから計画的に整備が図られているところであります。

県教育委員会といたしましては、冷房設備の整備は、教育環境の改善につながるものでありますので、研修会や担当者会議などさまざまな機会を通じて、引き続き、国の補助制度等の情

報提供を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 OECDは、2014年の加盟国のGDPに占める教育機関への公的支出の割合を公表しています。日本は3.2%で、OECD加盟34カ国中最低、最下位です。教育へのさらなる公費投入を国に強く訴えていただき、教育環境の充実、保護者負担の軽減につなげていただきたいと思います。

最後に、ふるさと納税についてであります。昨年の都城市のふるさと納税額は73億円余でありました。特色ある返礼品で納税者の関心を引きつけ、4年連続で過去最高額を更新しています。返礼品を扱う業者も65社と広がっており、広く経済効果もあらわれています。過熱する自治体間競争に、総務省が寄附の返礼品について新たな基準を通知するなど、行き過ぎた競争が問題になっています。

そもそもこの制度の趣旨は、「自分が生まれ教育を受けたが、その後は都会に出て働くことになったので、ふるさと自治体に納税ができない。そこで、お世話になったふるさとに、自分の意思で寄附ができる制度をつくりたい」というものでありました。背景にあるのは、東京と地方にある、人口1人当たりの2倍、3倍という地方自治体間の税収格差を何とかしたいという考え方です。

これを是正する制度としては、国庫支出金(補助金)と地方交付税交付金の2つがありますが、前者はひもつきで自由度が低い、後者だけでは格差是正は十分ではない。そこで、住民個人の意思で寄附をしたということにすれば、実質的な自治体間の水平調整が可能になるのではないかと考えてきたのが、ふるさと納税であります。

制度創設時は、恐らく大々的な税金の移譲は

生じないだろうと考えていたと思いますが、「返礼品狂騒曲」とまで称されるようになったふるさと納税の寄附額は1,653億円で、制度の始まった2008年度の20倍以上に膨れ上がっています。東京都以外の自治体の中にも、税収減が生じた自治体が出てきて、これらの自治体からは正を求める声が出てきました。

しかし、税収不足に悩む多くの自治体が、この制度を利用して寄附金をふやし、地域独自の政策課題解決に充てたいと、地元企業と協力し、知恵とアイデアを出し合い、地域の特徴を生かした独創的な返礼品を生み出しています。市町村と県とはスタンスは違うと思いますが、本県のふるさと納税の取り組み状況をお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） ふるさと納税は、貴重な財源確保だけでなく、地場産業の振興や域内経済の循環、地域の認知度向上に寄与する取り組みであると考えております。このため県では、寄附の返礼品として、県内各市町村の特産品を幅広く取りそろえるなど、本県の多彩な魅力のPRに努めているところであり、その結果、昨年度の寄附実績は、全国の都道府県で11番目の約1億円となっております。

県としましては、引き続き、制度の趣旨を踏まえた適切な運用を図りつつ、1人でも多くの皆様に宮崎を応援していただけるよう、返礼品の充実や効果的なPRに取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。全ての質問を終わります。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○横田照夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 自民党の日高博之でございます。きょうは上下左右に首が自由に回らないものですから、御容赦ください。よろしく願いいたします。速記の方も気にしないようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問してまいります。

まず最初に、スポーツランドみやざきについてお伺いいたします。

スポーツランドみやざきは、名実ともに全国各地にスポーツキャンプの聖地として響き渡っており、県でも観光行政のかなめとして積極的に推進されています。ここで私なりに、スポーツランドみやざきの歴史、背景をたどってみたいと思います。かつて宮崎県は、新婚旅行のメッカとして多くの観光客が訪れていましたが、だんだんと下火になり、宮崎の観光の将来が不安視されてきました。そうした中、宮崎には、読売巨人軍のスポーツキャンプを長年受け入れているという実績、受け入れノウハウがあり、この強みを生かし、社会人、学生の合宿やスポーツ大会を誘致する取り組みを強化してはどうかと、宮崎市の旅館組合のメンバーなどが中心となり、スポーツランドみやざきの取り組みが始まったと聞いております。宮崎ならではの強みであります、温暖な気候、日照時間の長さ、そして整備されたスポーツ施設や受け入れ実績に加え、これまで官民一体となって積極的に誘致活動に取り組んできた成果がここにあると自負するわけであります。やはり、スポーツ

ランドみやぎがこのように発展したことは、先人が築いてこられた御努力に感謝しなくてはならないと考えております。そして私たちは、その先人が築いてこられたものを引き継ぎ継承するとともに、より発展的にスポーツランドみやぎの未来を築いていく必要があると思えます。そこで、知事として、スポーツを軸とした観光誘客の取り組みを今後どのように展開していくのか、お伺いいたします。

次に、5月に、知事の県政報告会の弁士として、橋本聖子自民党参議院会長が来県をされました。橋本先生の講演を聞かせてもらった感想は、とても足がきれいだった……。それはまた置いておいて。お父様から、オリンピックにちなみ「聖子」という名前をつけられ、幼少時から、何の種目でもいいからオリンピック選手になれと育てられ、北海道出身ですから、近くの池に氷が張るのでスケートをすることに決め頑張っていたら、小学校3年のときに肝臓病を患い、入退院の繰り返しをすることになってしまい、本当に生死をさまようような病気だったが、オリンピックという目標があったからこそ、病気を克服し、厳しいトレーニングに耐え、オリンピックという目標を達成したというわけであります。

橋本先生いわく、治療をしながら世界を転戦していろんな国を見ると、ドイツ、アメリカなどスポーツ医学先進国にはスポーツ医学研究所の拠点があり、そこにはアスリートを治療したり検査したりする施設が整い、それを、エリートアスリートだけではなく地域全体でうまく使っているなど、日本とは全く違い、環境が整っているとのことでした。そういうみずからの経験があったからこそ、東京オリンピック・パラリンピックでは、これまでの精神論、ど根

性主義から、アスリートの体のケア、食事療法、心のバリアフリーなど、アスリートそれぞれの特徴に合わせて、本番でどうすれば100%のパフォーマンスが発揮できるのかという新たな視点を持って、その先にある金メダルを取れる選手の育成に、JOC副会長として尽力されているのだろうと思えました。そして肝心なことは、オリンピックを起点としてスポーツ産業が急成長し、スポーツを通じて教育、福祉、医療、食育、観光など、大きな社会問題にアプローチできる産業に成長するとも言っておられました。ぜひ宮崎でも、スポーツランドみやぎを推進していく中で、さらに、スポーツ産業の展開という視点を持った取り組みが必要だと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

後の質問は質問者席から行います。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、スポーツを軸とした観光誘客の今後の展開についてであります。本県では、長年にわたり官民が連携してスポーツランドみやぎづくりに取り組んできた結果、プロ野球やJリーグといったプロスポーツ、またアマチュアスポーツも含め、多くの観客や各種メディアの来県にもつながるなど、本県観光の柱の一つとして大きく育ってまいりました。御指摘のとおり、先人に対する感謝の思いを抱いているところであります。今後、さらにこの経済効果を広く波及していくためには、スポーツキャンプ・大会の全県化、通年化、多種目化を図るとともに、スポーツ観戦等を目的に来県された方々を観光地に誘導する仕組みづくりでありますとか、ゴルフ、サーフィン、サイクリングなど、本県ならではの快適な環境を生かしたスポーツツーリ

ズムにも新たに組み込んでいく必要があると考えております。また、東京オリンピック・パラリンピック等の事前キャンプを契機として、スポーツの聖地宮崎を国内外に強く発信するとともに、本県の大きな強みである食の魅力なども最大限生かしながら、さらなる観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ産業の展開についてであります。本県が推進しておりますスポーツランドみやぎの強みを生かしながら、観光面のみならず、新たなスポーツ産業を創出していくことは重要な課題であると認識しております。国におきましては、昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」で、スポーツ市場規模を、2015年の5.5兆円から、10年間で15兆円に拡大することを目標として掲げるなど、スポーツ産業の活性化に向けた機運が高まってきております。本県におきましても、みやぎ産業振興戦略におきまして、スポーツ・ヘルスケア産業を、今後成長が期待される産業として位置づけております。産学官の連携のもと、農商工、IT、医療・福祉など、多様な分野の融合により新たなビジネスを創出していくことで、本県経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 ドイツ陸連の合宿が決まっていますので、この機をチャンスと捉えて、スポーツ先進国であるドイツ陸連との人脈を築いてノウハウも習得すること、これは大変重要なことだと思いますので、積極的に財源もかけながらやっていただきたいと思います。また、東京オリンピック・パラリンピックを節目に、日本の産業構造が大きく変化すると言われておりますので、新たなビジネスの創出に向け、スピード感を持って推進していくようお願いいたします。

す。

次に、昨日、広島がリーグ優勝して、本当によかったなと思っています。今回、本当に忍びないんですが、巨人軍キャンプについてお伺いしたいと思います。

スポーツランドみやぎの核であります読売巨人軍の宮崎キャンプが、来年60周年を迎えます。巨人軍は、1959年から本県でキャンプを張り、これまで多くの有名選手が宮崎の聖地で育ち、宮崎を第二の故郷と思う選手も多くおられます。関係者からよく聞く話ですが、「現在、キャンプ地である宮崎総合運動公園は、環境も整い、キャンプ地として質は申し分ないが、サンマリスタジアムと木の花ドームとブルペンの動線が離れており、移動時間がかかり使いづらい」や、「一番は、キャンプに来ているファンがじっくり見られないなど、コンパクト性に問題がある」と言われておりました。また、サンマリスタジアム周辺の整備の要望も出ておると聞いております。このことは、今になって始まった話ではなくて、沖縄に一軍の2次キャンプが決まる前から懸念されていたことでもあります。そこで、チームの要望に応えるキャンプ環境の整備についてどのように考えているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 巨人軍のキャンプにつきましては、スポーツランドみやぎの礎を築いたものでありまして、本県の観光振興に大きく貢献していただいておりますことから、これまでも関係部局と連携しながら、受け入れ環境の整備に努めてきたところであります。議員御指摘の、選手や観客が利用しやすい環境づくりは、スポーツランドみやぎの推進を図っていく上においても大変重要であると考えておりますので、球団からの要望につつま

しては、関係部局と協議しながら、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 財源ですね。こういったことで、また、総務部長のほうもそれについてどう考えるかお伺いしたいんですが、きょうはいいです。

次に、巨人軍の一軍が沖縄に2次キャンプに行くようになりまして、はや7年目になろうかと思っておりますが、2月のスポーツキャンプ真っ盛りの時期に10日ほどしか一軍が滞在しないことは、本県観光にとって痛手であることは間違いないこととあります。このキャンプ60周年を機に、巨人軍に対して春季キャンプの期間延長を働きかけてはどうかと思っておりますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 来年の巨人軍のキャンプ60周年、これは大きな節目であろうかと思っております。巨人軍という一チームのこののみならず、シーズン前のキャンプの先駆けとなるものでありまして、60周年を迎える巨人軍に感謝の気持ちを伝えるためのさまざまな企画、また、そのことを通じて、宮崎でのキャンプの歴史、その優位性というものをしっかりアピールをしていきたいと考えておまして、地元宮崎市や関係団体とともに、現在検討を進めております。

私としましても、2月のプロ野球キャンプシーズンを中心に盛り上げていくため、巨人軍の一軍には本県でできるだけ長くキャンプを実施していただきたいと考えております。また、宮崎でキャンプを長い期間行えばいろんな成果が出るということが、いろんなほかのスポーツの種目でも出ておるところでありまして、機会あるごとに球団側に期間延長を働きかけてきたところではありますが、この節目に当たり、改めて

積極的に働きかけてまいりたいと考えております。議員にもぜひお力添えをお願いできればと思います。

○日高博之議員 沖縄に行って調子が悪くなったんです。わかりませんが……。巨人軍側からのそういった要望にスピード感を持って応えることで、キャンプ期間の延長の交渉材料に使うことも一つではないかなと思います。そして、ぜひ知事も、東京出張の際に球団本社に行ってもらって、社長とトップ会談をして話し合ってもらえれば、必ず活路が見出せると実感しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、地方創生における小さな拠点についてお伺いいたします。

国が取りまとめた平成29年度の「小さな拠点の形成に関する実態調査」の結果によりますと、小さな拠点の形成数は全国で908カ所あり、うち本県は15カ所となっておりますが、どのように選定されたのか。また、本県の状況はどのようになっているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 御質問の内閣府が行いました「小さな拠点の形成に関する実態調査」では、調査対象となります「小さな拠点」の考え方として、市街化区域を除く中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能やコミュニティー機能を維持・確保するため、旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保されている施設や場所、エリア等とされておりまして、この定義、概念に該当するものを市町村がそれぞれ判断して選定しております。その結果、本県におきましては、小さな拠点の形成数は3市1町

2村の合計15カ所となっております。

なお、調査結果につきましては、各小さな拠点に立地する施設や交通ネットワークの有無など、市町村の回答に全国的にばらつきが生じているところでございます。

○日高博之議員 言うまでもなく、中山間地域の活性化は本県の重点施策であります。人口減少、また高齢化の進行対策に目を背けず、全庁挙げて中山間地域対策をより強力に推進することが望まれます。既に他県では、県が音頭を取って小さな拠点を選定し、集落活動センターを設置するとともに、よりきめ細やかに集落調査を実施し、見えてきた課題に積極的に対応している自治体もでございます。本県の実態を鑑みますと、まだ現在進行形にあるようであります。市町村との連携を今後加速化し、広く情報発信していくことが必要だと考えます。そこで、県は「小さな拠点」の定義をどう考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 「小さな拠点」につきましては、市町村ごとに実情や特性等が異なりますので、一定の基準で定義することは困難であると考えております。県としましては、現在、新たな人の連携や交通・物流の仕組みづくりによる集落のネットワーク化と、地域課題を共有・検討し、その解決に向け、住民による自立的な活動が持続できる仕組みづくりをあわせて進めているところでございまして、このような取り組みが、国が進める小さな拠点の目的にも沿うものと考えております。

○日高博之議員 ありがとうございます。

例えば、美郷町の人口推計を見ましても、2025年には65歳以上の割合が54%に上ります。これは中山間地の町村はほぼ50%を超えます。いかにこれから10年間で、中山間地の生き

残りをかけた本当に大事な時期なのか、人口推計がその根拠をしっかりと示しているということでもあります。私が言うまでもなく、黙っていても人口減少、高齢化の進行が一層加速化し、集落が衰退し、消滅するおそれがあるということでもあります。私は、小さな拠点の形成に当たっては、県がもっとリーダーシップをとって、10年先を見据えた仕組みづくりをすべきであると考えますが、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 御指摘のとおり、中山間地域において将来的な集落の維持が危ぶまれる中、一方で、住民の方々は、住みなれた地域で今後も暮らし続けたいとの思いが強く、これに応えるためにも、将来を見据えた地域や生活圏づくりが重要であります。このため昨年度は、都城市庄内地区、西米良村、椎葉村の3地域で、生活サービス等が集約されている基幹的集落と周辺集落とを結ぶ、新たな交通・物流の仕組みづくり等についてのモデル構築に取り組んだところでございます。また、今年度は、地域課題の解決を目指す組織づくり等に関する研修会や、持続可能な集落生活圏の形成に係る調査を実施し、地域ごとの課題整理を行うこととしているところでございます。県としましては、このような取り組みを通じて県の役割を果たしながら、厳しい環境にある集落の維持・活性化が図られるよう、地域住民や市町村等とともに、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○日高博之議員 地域課題の解決の先進県になってほしいんです。ですから、「地域を守る・産業をつくる」をコンセプトに、住み続けられる中山間地づくりの推進に、全庁挙げて取り組んでいただきたいと思います。お願いしま

す。

次に、細島港の利活用と海上物流の活性化についてお伺いいたします。

第1次産業を基幹産業とする本県においては、県内で生産された農畜産物を東京、大阪などの大消費地に輸送していくことが大変重要であります。しかしながら、昨今のトラックドライバーの不足などにより、長距離輸送が困難化しつつあります。このような中、農政水産部においては、今年度から、東九州軸青果物輸送に向けたモーダルシフト加速化事業により、県外の港湾からの青果物輸送に取り組むこととされております。青果物の安定輸送のため、一定の必要性は理解をしておりますが、他県の事業者にしてみれば、長期的な取引先を望むのが当然であります。県内事業者からは、「恒常的に県外に荷が流れてしまうのではないか」という懸念の声を聞いております。本県では、宮崎カーフェリーや八興運輸など海運業者が、これまで海上輸送を懸命に支えてきております。そこで、この事業の着手に当たり、地場の物流、港湾、船舶などの事業者とどのような協議を行ってきたのか。また、本県港湾の利用促進をどう考えるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 首都圏や関西など大消費地から遠い本県にとりまして、県内の港湾からの海上輸送は、所要時間や経費等の面から大変重要な輸送手段であります。その中でもカーフェリーにつきましては、海上輸送の大部分を占めているところですが、本県青果物の最盛期となる冬から春にかけては、十分に搭載し切れない状況にありますので、今年度からモーダルシフト加速化事業を実施し、その対応策を検討することにしたところです。事業着手

に際しましては、船舶事業者やJR貨物等への聞き取り調査を実施しますとともに、県内外の物流事業者との意見交換を行い、カーフェリー輸送をベースとした安定的かつ効率的な輸送のあり方を協議してまいりました。県といたしましては、今後ますますトラック物流の環境が厳しくなると予想されますことから、今回の事業も踏まえて、本県の港湾利用を中心としたモーダルシフトの推進を図ってまいりたいと考えております。

○日高博之議員 お願いします。

私はことし、特別委員会の一員として大分県を視察いたしました。大分県は、鳥栖市と結ぶ大分自動車道を初め、北は北九州市、南は本県とつながる東九州自動車道が開通しており、さらに現在、熊本市と結ぶ中九州横断道路の整備が進んでおり、これらの高速道路を利用して貨物を大分港に集約し、瀬戸内海航路と結びつけながら、効率的な長距離輸送体系の構築を目指しております。本県においても、延岡市と熊本県を結ぶ九州中央自動車道の整備を見据え、細島港への荷寄せを図り、海上輸送に結びつけていく必要があると感じております。九州中央自動車道の完成は、まだ先の話ではありますが、今からその下地をつくっていくことは大変重要なことだと考えております。そこで、細島港への荷寄せについて、現在どのように取り組んでいるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県産品を大消費地へ輸送し、外貨を獲得するためには、輸送コストの低減を図り、効率的な物流を実現していくことが重要な課題であると認識しております。そのためには、太平洋に面する本県の地理的優位性を生かし、県内外からの荷寄せを図るとともに、海上輸送の有する大量輸送能力

を生かすことが必要であると考えております。このため、関係部局と連携して、誘致企業などの荷主企業等を訪問し、県内港湾の利用を働きかけるポートセールス活動を実施するとともに、貨物量に応じて補助金を交付する物流競争力強化事業により、本県港湾への荷寄せを促進しているところでございます。

○日高博之議員 本県と大都市間の安定した物流のためには、本県内の運送事業者を育成していく必要がありますが、業界からは、先ほど答弁がございました、「荷寄せに関する助成事業が効果的である」と、多方面からそういった意見を聞いております。そこで、この助成事業、物流競争力強化事業の具体的な実績と評価について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 物流競争力強化事業についてでございますが、県内発着の海上輸送航路または貨物駅の利用について、貨物量に応じた額を補助することにより、県内港湾及び貨物駅への荷寄せを図るものでございます。その実績といたしましては、平成28年度の補助対象は31件でございまして、国内輸送が17件、輸出入が13件などとなっております。特に、県外港湾から県内港湾へシフトした件数が、国内輸送で4件、輸出入で4件の計8件あるなど、本県港湾の利用促進に寄与しているところであります。県といたしましては、東九州自動車道の開通などにより隣県との競争が激化する中、荷主企業等に県内港湾の利用を働きかけるためには、当該事業は有効な手段であると考えております。

○日高博之議員 荷寄せのために有効な手段であるということですので、増額予算の要望をよろしくお伺いいたします。総務部長、よろしくお伺いいたします。

次に、基盤整備についてお伺いいたします。大分県を初めとする隣県との地域間競争に対応しながら、本県経済の持続的な発展を目指していくためには、国内外に航路を有する細島港への県内外からの荷寄せはもちろん、企業誘致にも力を入れなければなりません。そのためには、戦略的な取り組みとして、細島港を物流拠点とし、九州中央自動車道との連携を図り、港と道路が一体となった国内長距離輸送の整備充実を図ることが必要であると考えております。そこで、物流拠点として、細島港の利活用を促進するに当たり、九州中央自動車道のストック効果など、その整備の意義について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 細島港につきましては、九州では首都圏や中部圏に海上距離で最も近く、関西圏にもアクセスしやすい位置にあるなどの特性を生かし、九州の扇のかなめと位置づけ、東九州の物流拠点としての役割を担っております。お尋ねの九州中央自動車道の整備の意義につきましては、輸送時間の短縮や定時制の確保などにより、陸上の貨物輸送の効率化が図られること、また、九州の東西軸が強化されることにより、細島港利用の背後圏が拡大し、経済に好循環がもたらされることなど、さらなるストック効果が期待されるところであります。県といたしましては、引き続き、細島港の物流拠点としての機能が発揮されるよう、細島港及び九州中央自動車道の整備促進に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ことしの7月に閣議決定された国の総合物流施策大綱におきましても、ストック効果の発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現のための施策を推進して

いくとされていますので、部局またいで、これは大変だというのはわかりますが、責任転嫁することなく、積極的に職員相互の意思疎通を図る——警察本部長、きのうもありましたが、こういった形で関係部局が連携して、全力で取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、南海トラフ地震への対応についてお伺いいたします。

南海トラフ地震発生時には、陸上交通が寸断し、使用不可に陥ることが想定されております。代替手段として、海上からの救命、救援、救護という視点、そして支援物資等の輸送の担い手としてフェリーを活用するニーズが高まっております。そこで、本県においても、南海トラフ地震などの大規模災害時の輸送システムとして、フェリーの活用は有効であると考えますが、危機管理統括監に見解をお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 東日本大震災などでは、フェリーが被災地への救援物資や自衛隊、警察等の広域応援部隊の緊急輸送を行うとともに、被災者への入浴や食事、宿泊の場所を提供するなど、災害時における支援能力の高さが認識されたところであります。このため本県でも、船舶が持つ輸送能力に加えまして、生活空間や通信・発電能力などの機能性について高く評価しており、南海トラフ地震における県の応急対策活動計画の中で、船舶等を活用した漂流者の捜索・救助や人員、物資の輸送などについて重視し、運用に関し調整を行うこととしております。また、海上からの支援物資等を円滑に受け入れるため、細島港などの重要港湾を有する市に広域物資輸送拠点を確保しているところであり、国や民間業者との連携を深めまして、船舶を活用した輸送手段の確保に努めて

まいりたいと考えております。

○日高博之議員 フェリーの活用は有効ということではありますが、特に四国では、国土交通省と連携し、災害時の輸送等に関する協定や、食料と物資の輸送に関する協定など、県とフェリー事業者の協定が結ばれており、本県に本社を置く宮崎カーフェリーも、国土交通省四国運輸局との協定において、高知県に支援物資の輸送に行く行動計画が策定されています。本県も、大きな被害を受けた場合、宮崎カーフェリーとの連携、支援は欠かせないと考えております。また、協定の締結により、大規模災害時におけるフェリーによる災害救助に必要な食料、物資、応急対応に必要な人員、機材、被災者等の運送の支援、協力を受けることが可能になるわけであります。そこで、宮崎カーフェリーと災害時の応援協定を結ぶ考えはないのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 宮崎カーフェリーが所有する船舶は、その規模、設備等から高い輸送能力を有しておりますので、災害発生時には、車両や人員、救援物資の輸送などの支援に大きな力を発揮できるのではないかと考えております。県としましては、宮崎カーフェリー側のお考えもあるかと思っておりますので、災害時にどのような支援が可能であるかなど、協議を進めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 フェリーの黒木社長も「地元の支援が一番」と言っておりましたので、前向きによりしくお願いします。

次に、昨年の坂口博美先生の一般質問におきまして、「宮崎海洋高校実習船「進洋丸」を災害時に活用する考えはないか」という問いに対し、知事が、「長期航海を前提に食料や燃料等の備蓄、宿泊機能が備わっており、被災者の運

送手段や一時的な避難所にもなると考えるので、市町村とも連携し、災害時の活用方法や防災訓練への参加等について検討する」との答弁をされております。そこで、災害時における進洋丸の有効活用について、具体的にどう考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 進洋丸は、宮崎海洋高校の長期乗船実習を前提としております。70名弱の宿泊が可能なベッド等の設備のほか、海水からの真水の造水装置や、最大、一般家庭360軒分の電力供給が可能な発電機等も装備をされております。また、衛星を使った陸上との連絡が常時可能な通信設備のほか、けがや病気の応急処置に対応できる医薬品や医療器具を備えた病室も整っております。したがって、災害の状況や実習航海の日程等にもよりますが、災害時に、医療従事者等の宿泊所や被災者の一時的な避難所になり得るものと考えております。水産・海洋関連産業の担い手を育成するための実習船という位置づけではありますが、災害発生時の活用につきましては、今後とも関係部署と連携をしながら、検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 進洋丸は竣工以来14年経過しておりまして、船齡的にはリプレースの時期が近づこうとしていますので、次期代船建造時には、災害時の医療支援や食料の備蓄などの機能を含め、十分に検討していただくことを要望いたします。国体の250億円が今議会目立っていますが、進洋丸も忘れないように、教育長よろしくお伺いいたします。

次に、県総合運動公園についてお伺いいたします。

県総合運動公園は、県民のスポーツの拠点、スポーツランドみやぎきの象徴として、長きに

わたり使われてきた施設であります。私自身も、少年時代はソフトボール、また野球の県大会や九州大会、そして選手として宮崎キャンプなど、木花の思い出は数知れないほど、悔しい思いもしましたし、うれしい思いもしました。その汗水がしみついている施設です。私からしてですね。今回、2巡目国体の主要3施設の選定に当たって、メインスタジアムは都城市山之内町に整備する方針が示されたわけですが、そうなりますと、「県総合運動公園の役割は一体どうなるのか」という県民の声もよく聞くわけでありまして。そこで、今後、県内スポーツ施設の中で、県総合運動公園をどのように位置づけて活用していきたいと考えるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県総合運動公園は、スポーツを初め広く県民に親しまれるとともに、東京読売巨人軍やサッカーJリーグなどのキャンプ地としても県内外に広く認知されるなど、スポーツランドみやぎきを支える基盤となっております。今後とも、スポーツの振興を図るため、サンマリンスタージアムを初め各種競技施設が集積する県総合運動公園を、本県スポーツの、また、スポーツランドみやぎきの中心施設として活用してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 木花は、ドイツ陸連が来るなど世界が認める施設です。外から見たら、全国的にいくと木花は結構有名なんです。先人の努力の結晶というのもあります。これからは、スポーツランドみやぎきの全県的な展開ということで知事からもありましたが、これの拠点ということで位置づけ、活用していただけるようお願いいたしたいと思っております。

次に、南海トラフ地震を想定したマグニチュ

ード9の地震が発生した場合、県総合運動公園周辺の津波の高さは2メートルから10メートルと推定され、ほぼ全域が水没するというシミュレーションの結果が出ています。同公園は、敷地総面積が広大な割に、津波避難施設が3カ所と少なく、スポーツキャンプや全国規模の各種大会を考えますと、安全対策は十分とは言えないと考えております。特に南側の広場は稼働率が高く、青島青少年自然の家だけでは、到底全員が避難できる施設とは言えません。そこで、県総合運動公園における津波避難の今後の対策について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県総合運動公園は、スポーツランドみやぎきの中心施設として、今後も多くの方々に安全に安心して利用していただくことが重要であると考えております。したがって、県といたしましては、スポーツキャンプや各種大会の利用状況、さらには想定される津波到達時間内に避難できる距離などを考慮し、利用者のさらなる安全が確保できるよう、現在、避難施設としておりますサンマリスタジアムなどの活用や、新たな避難施設の配置も含めて検討を進めているところであります。今後とも、県総合運動公園の津波避難対策に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 御承知のとおり、この運動公園は、プロスポーツのキャンプや全国規模の大会に活用されますので、県内外からの風評被害に十分対応してもらいたい、そして安全だということを宣言していただきたいと思っております。避難施設をつくる際には、平常時には競技場、例えばサッカースタジアムとか、災害時には避難施設、両方が一石二鳥でできるような、そういったことを知恵を絞ってやっていただければ

と思っております。よろしくお伺いいたします。

次に、医療・福祉行政についてお伺いします。

先日、畑山部長も参加していただき、医療と介護の従事者の皆様と勉強会を行いました。今回の議題は、終末期の医療と介護の連携を、今後どのようにしてスムーズにみとりまで行えるか、いろんな角度から意見交換を行ったわけですが、本当に従事者の皆様の苦悩は並大抵ではないと実感させられました。特に終末期においては、利用者の状況が急激に変化するため、ケアマネジメントが追いつかず、医療側から苦言をいただくことがある。また、訪問入浴で、「体調がよいので、あす入れてほしい」と言われても、介護保険では即時対応はできず、実費負担で利用していただくケースもあるなど、みとり期のケアマネジメントに課題があるようです。そこで、このような終末期における在宅医療と介護の連携についてどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 終末期における医療につきましては、厚労省が作成したガイドラインにおきまして、「医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて、本人による決定を基本とした上で医療を進めることが最も重要」とありまして、本人や家族の思いに十分配慮した取り扱いが必要とされております。このような中、在宅で終末期を迎えられる場合には、介護側が医療と十分な情報共有を図りながらサービス提供を進めるとともに、想定される急激な状態の変化にも対応できるよう、事前の準備を進めておくことが重要であると考えております。このため本県におきましては、県の補助事業を活用し、県医師会や郡市医師会で、終末期における医療・介護連携の

さまざまな場面やニーズ等を想定した、複数の専門職による研修会を開催しているところであります。

○日高博之議員 なかなかこの問題、奥が深いので、従事者の意見をある程度拾っていただけるようお願いしたいと思います。

次に、終末期の延命治療についてです。本人の同意がない場合、誰が本人にかかわって同意を与えるのかという問題提示があり、医療現場では、家族の同意をもって足りるとして運用がなされていますが、同意を与える家族の定義、範囲及び順位が明確ではない。また、身寄りがない利用者の場合は、ケアマネジャーにも意見が求められ、困惑するケースがあるなど、終末期の医療行為に対する同意について、判断基準が明確でないところがあるようです。そこで、そういった現状を踏まえ、みとりに関して県民への理解促進を図るべきと考えますが、福祉保健部長に見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 終末期のみとりについては、本人、家族の思いに寄り添った医療・介護のサービスが支援できることが重要であります。しかしながら、終末期における医療行為につきましては、本人の判断力や意思疎通力の喪失などにより、やむを得ず本人や家族の思いに寄り添うことが困難となるケースも想定されます。このような中、県内には、患者本人が終末期の医療や介護についての思いをあらかじめ書き記しておくエンディングノートを作成している市町村もあり、みとりに関する県民の理解促進を図るための一つの手法であると考えます。一方で、みとりは人の尊厳にかかわり、その取り扱いには繊細な配慮が求められますので、今後、県民への理解促進をどのように図っていくべきか、引き続き研究してまいりた

いと考えております。

○日高博之議員 宮崎市のほうではエンディングノートを始めているようでございます。先ほども言いましたが、終末期の医療と介護の連携というのは本当に難しいなと思いました。正直、1回や2回の勉強会ではわからないし、これからもどんどん続けていきたいと思っておりますので、また部長、参加をよろしくお願いいたします。

続きまして、地域産業の振興に貢献する人材育成についてでございます。

本県の高校生県内就職率は、今年度調査で全国最下位から2年ぶりに脱したものの、依然として低い状況にあり、将来世代の人材確保の面で不安を残しております。本県では、若者の県内就職促進の取り組みを、知事を先頭に官民一体になって推進していますが、高校生の県内就職率の問題と並行して、若年層の早期離職が高いという問題も深刻化しております。就職後3年以内の離職率は、高校生が43.9%、大学生が41.6%と、全国平均と比べて大きな開きがございます。就職率が改善されても、離職率が改善されなければ、若者の県内企業への就職促進の効果は薄いと言わざるを得ません。そこで、本県における若者の離職率が高い要因と、早期離職を防ぐための取り組みについて、商工観光労働部長お願いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 若者の離職理由としましては、宮崎労働局の調査によりますと、「実際に働いてみると仕事が合わなかった」などミスマッチによるものが多く、就職先に対する事前の理解不足が主な要因であると考えております。また、全国的にも小規模な企業ほど離職率が高い傾向にあり、中小零細企業がほとんどを占める本県では、この点も影響

しているのではないかと考えております。このため県では、若者が企業をしっかりと理解した上で就職先を選択できるよう、教育委員会等とも連携し、企業説明会の開催やインターンシップの実施などに取り組んでおります。また、ヤングJOBサポートみやざき内に離職防止のための中小企業支援窓口を設置し、人材育成や職場環境の改善などについて助言を行っているほか、研修の実施が困難な企業を対象に、合同の新人研修等も実施しているところでございます。

○日高博之議員 教育委員会との連携、これを相互理解という形でやっていただければ……。まだなかなか縦割りが激しいものですから、進まない部分もございます。

県では、就職支援エリアコーディネーターが企業を訪問し、既卒者や人事担当者などと面談を行い、定着指導等を行っていますが、そうになると、企業から申し出がない限り、漏れてしまう者も出てくるのではないかと懸念をされます。また、早期に退職した若者は誰に相談すればいいのかというと、ハローワーク等の行政機関はあるものの、実態は、卒業した学校の担任や進路指導の先生に相談するケースが多いのではないかと感じております。大分県では、卒業したら学校教育が終わりではなく、卒業後も生徒が相談に来られる窓口をつくらうじゃないかということで、平成27年度から、就職者が多い専門高校など一部の高校に卒業生の相談窓口を設けて、離職防止に取り組んでおられます。ゼロ予算で進路指導の先生が対応しているとのことで、相談件数は、平成27年度で53件、28年度は49件であるようです。このように大分県では、就職者が多い一部の学校に離職した卒業生の相談窓口があるが、本県ではどのように対応

しているのか。また、今後の対応のあり方についてどのように考えているのか、教育長にお願いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本県におきましては、卒業生が離職に関して学校に相談に来た場合、その生徒とかかわりの深かった教員や進路指導部が中心となって個別に対応しております。また、県内に配置しております6名の就職支援エリアコーディネーターが、企業訪問の際に卒業生と面談し、仕事に関する相談に乗っておりますが、既に離職をしている場合には、進路指導部に伝え、学校から卒業生に連絡をとってもらうなどの対応をしております。今後、離職に関して相談する際の学校の連絡先を、卒業時に全員に配付するとともに、学校のホームページに掲載し、卒業後も相談に応じることを生徒や保護者に伝えるなど、各学校における相談体制を充実させてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 卒業時に渡すということで、卒業でよく、資料をいっぱい渡すんです。ただ、卒業アルバムの中に入れることはすごく大事かなと思います。卒業アルバムは誰も捨てないんです。持っているんです。そのときに卒業アルバムを見て、「あ、学校があるな。もう一回相談しよう」という優しい取り組み、そういったことも学校教育では大事かなと思いますので、教育長みずからそういうことをやっていただいて、教育の第一人者として頑張っていかなければならないかなと思いますから、よろしくをお願いします。

次に、キャリア教育についてお伺いいたします。特別委員会の調査で、宮崎県キャリア教育支援センターの水永センター長から、義務教育からのキャリア教育の重要性について、お話を

お聞きする機会がありました。水永センター長からは、「なぜ若者が県外へ出ていってしまうのか。それは県内の地元企業と暮らしに満足していないことが考えられる。そして、これまで企業経営者が地元企業の魅力を伝え切れていなかったことや、地元企業で働く人たちが働く魅力を語ってこなかったことなど、大人がサポートし切れていなかったことが大きな原因ではなかったのか。これからは、地元企業、地域で暮らすことの魅力と課題を、地域の全ての大人が子供たちに語り伝えていく必要がある」との思いを語っていただきました。そういった経緯を踏まえ、日向市では平成25年度から、県内で先行して商工会議所内にキャリア教育支援センターを設け、「日向の大人はみな子供たちの先生」をキャッチフレーズに、「よのなか教室」という取り組みを行っておるところでございます。私も「よのなか先生」でございます。この日向市の取り組みは全国でも評価され、今日の延岡市、小林市でのキャリア教育支援センターの開設につながっております。

先ほど答弁があったとおり、本県では、県内就職率や離職率の改善を図るため、就職前の大学生、高校生に向けた企業とのマッチング支援や個別進路相談、企業説明会など、重点的に予算を充てて取り組んでいます。これは当面重要な取り組みであると理解はいたしますが、高橋議員からございましたように、これは対症療法的なものではないかと思われま。本気で宮崎の将来を担う人材を育成していくためには、義務教育のときからキャリア教育に重心を置き、まずは5年から10年、さらには10年から20年と積み重ねていくことが重要ですし、将来世代への投資として、私は誇りを持って、地元企業、地域で暮らすことの魅力などを伝えていきたい

と強く感じております。キャリア教育において、小中高という長いスパンでの取り組みが必要であると考えますが、キャリア教育のあり方について、教育長に見解をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） キャリア教育の意義は、小中高という長期的な視点に立った取り組みにより、児童生徒が自分の人生について考え、社会や人々のために役立とうとする意欲を持った、自立した社会人、職業人を育成することであると考えております。このため、昨年度、県の教育研修センター内に県キャリア教育支援センターを設置し、市町村が実施する研修会への講師派遣、「よのなか教室」実施に向けての普及や支援、各地域のキャリア教育支援センター立ち上げに際してのアドバイスなどを積極的に行っているところであります。県教育委員会におきましては、今後とも、関係部局、市町村教育委員会、商工会議所等と連携を深めながら、活力ある宮崎を担う若者の育成に向けて、発達段階に応じたキャリア教育を充実してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 関係部局、市町村教育委員会、商工会議所と連携ということですが、当事者とも連携していただきたいなど。当事者が一番わかるんです。水永センター長は、本当に切に訴えておられました。この部分が必要だと。だから、教育委員会は、どういったものに予算が必要なのか、どういった事業が必要なのか積極的に聞いて、それをつなげていく、これが最も近道ではないかなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

最後に、スーパーアスリーの発掘・支援についてお伺いいたします。ある体育会で知人から、田口真彩さんという日向の日知屋東小学校6年生の子供が、バドミントンの日本代表とし

て世界と戦っているということをお聞きして、正直、日向にこういう子がいるのかなとびっくりしたところです。将来の目標は、「オリンピック選手になり金メダルをとること」と言っておりました。本当に頼もしい限りであります。そこで、小中学生スーパーアスリート、日本代表、また候補の本県の実況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本県におきましては、バドミントン、ソフトテニス、卓球、バスケットボール等の競技において、小中学生の世代別日本代表に9名が選出されております。また、全国規模の陸上競技や柔道競技等の大会におきましても、上位入賞を果たす小学生が見られるようになってきております。今後、このような子供たちが、日本代表として世界のひのき舞台で活躍することを楽しみにしているところであります。

○日高博之議員 先ほどキャリア教育の質問でも言いましたが、長いスパンで、義務教育から、ある程度、英才教育をしていくことは大事かなと思います。あとはスカウト力というのも大事になってくると思います。現在、本県では9名ということですが、1人でも多いのにこしたことはないので、発掘、いわばスカウト力が試されます。

日本代表または代表候補に押し上げるためには、競技種目に応じた科学的なトレーニングメニューの組み立てや、各競技団体との共有・連携が密でないといけないし、国際大会、全国大会出場の経験（経験値）をつけるための支援などが考えられると思います。そこで、スーパーアスリート発掘・育成について県はどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本県では、世界で活躍するアスリートの発掘・育成を目指し、宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクトに取り組んでおります。このプロジェクトでは、県内の身体能力のすぐれた子供たちをオーディションにより選考し、より能力を高める身体的トレーニングや、個々の適性に合った種目選定のための競技体験を実施しているところであります。また、このプロジェクト以外にも、すぐれた能力を持つ子供たちがおりますので、競技団体と連携を図りながら、育成方法などについて研究をしてまいりたいと考えております。障がい者スポーツにつきましても、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒による記録会を行うなど、選手の発掘・育成に取り組んでおります。今後とも、宮崎の子供たちが世界へ羽ばたいていけるよう、支援をしてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 オリンピック代表、また候補に選ばれる選手はいいんですけど、その手前でもがいている選手がいるんです。もう一歩行けば候補になる。その人の支援があれば、もっと宮崎県は底上げができると私は思っています。これは大事なことなので、調査していただければなと思っております。ぜひ、県民にオリンピック・パラリンピックで夢や感動を与えるスーパーアスリートの輩出・育成に、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○横田照夫副議長 次は、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 先週末、台風が直撃をいたしました。消防団員として2日間待機を命じられ、その任に当たったところではありますが、避難指示や避難勧告が出たときに

は、地区の高齢者並びに単身世帯の方々の避難誘導に当たるようにという指示も出ておったところですが、幸いにしてその任務に当たることはありませんでした。ただ、地区には高齢者も多く、消防団の役割は、消火活動だけではなく、地域を守る活動のウエートが大きくなってきているというのを改めて感じたところです。人的な被害はなかったということですが、被災された方はたくさんいらっしゃいますので、その方々へ一日も早い支援が届きますことを願ひまして、質問のほうに入らせていただきます。

まず、2巡目国体及び全国障害者スポーツ大会に関する県有主要3施設の整備について伺います。

公表された整備計画は、1巡目国体時が県央地区集中型で整備したことに対し、陸上競技場は都城市山之口町、体育館は延岡市へと、地域分散型となりました。正直、私は、予想外の内容だと驚きましたが、私以上に驚いた方々は競技団体関係者だと思います。ことし3月に、宮崎県体育協会・佐藤会長を筆頭に、関係17団体の総意として、県有主要施設の整備場所については宮崎市または県央部にすること、そして、各競技団体運営を円滑にするためにも、各競技団体の意向を最大限尊重していただきたいとの要望書が、知事宛てに提出されています。また、6月には、県主催で17団体との協議会が開催され、その際も、団体側からは一貫して県央部への集中整備が求められています。にもかかわらず、2巡目国体に向けて、各競技団体は競技力や指導力向上、そして、競技役員及び審判団の核となる方々の要望にそぐわない地域分散型が選択されました。もちろん、今まで県央集中していた県有施設を、地域に分散させてほしいという多くの県民の声があったことや、分散

させることにより、交流人口の増加による地域振興につながることは大いに期待されますが、これら県有施設が、2巡目国体及び全国障害者スポーツ大会での成果を上げるための拠点となるということを考えると、各競技団体が活動しやすい環境整備をするということもかなり重要な視点となります。そこで、知事に伺いますが、3月に競技団体からの要望を受けた後、どのような調整をそれぞれされ、分散整備ということにたどり着かれたのか、その経緯を御説明ください。

この後の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

陸上競技場、体育館及びプールにつきましては、県内の都市公園や公有地の中から、現地確認を行った上で、10カ所程度の候補地を選定し、その後、会場の利便性や安全性、将来の活用、市町村の協力などの観点から検討を進めてまいりました。また、これと並行して、競技団体への聞き取りや、県と連携した施設整備の意向を示していただいた自治体との協議等も行ってきたところでもあります。各団体からはさまざまな御意見がありましたが、今回の施設整備は本県の将来に向けた大きな投資であり、地域振興の視点も含めた総合的な判断が必要であること、また、都城市や延岡市から、競技団体に対する支援を含め、県と連携して取り組んでいきたいとお話をいただいたことなども勘案し、判断をしたところでもあります。以上であります。[降壇]

○図師博規議員 今の知事の御答弁ですと、分散整備を公表されるまでに、知事がみずから各競技団体との協議をされ、また、そこで理解を

得られるために汗をかかれたのかどうかは、わかりません。それでも、今まさに総合政策部や教育委員会のほうでは、現場レベルで競技団体ごとに理解を求め、速やかな協力態勢をとってもらうための話し合いが行われております。その話し合いを円滑にするためにも、17団体からの要望書を受け取られた知事が、再度、団体に対して、これまでの経緯とこれからのビジョン、そして、各競技団体への支援策等々を説明されることが得策かと思われませんが、知事のお考えはいかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 今後、国体や全国障害者スポーツ大会の開催に向けて準備を進めていく上で、競技団体は、大会運営や選手の育成等に直接かかわっていただくこととなりますので、その理解や協力は大変重要であると考えております。これまで、競技団体にはヒアリング等を通じてさまざまな御意見を伺ってまいりましたが、今回の整備を進めるに当たりましては、負担や不安を軽減していくことが重要でありますので、引き続き、競技団体の声を聞きながら、また、地元自治体とも連携し、支援のあり方等について検討していくこととしております。そして、こうした取り組みを進めながら、各競技団体にも御理解をいただけるよう、私自身も含めて、さまざまな形で努めてまいりたいと考えております。

○函師博規議員 丁寧な、また前向きな御答弁だったと理解します。私は、きょうまで、幾つかの団体の方から直接意見を聞く機会がありました。どの競技団体役員及び審判団の方々も高齢化が進んでいるんです。この高齢化が進んでいるという現状を踏まえて、今まで以上の身体的、経済的、そして時間的な負担が大きくなることに不満を抱えている方は少なくありませ

ん。この分散型整備決定後、役員がやめ始めている競技団体があるとも聞きます。施設の分散はできても、人材の分散はできるのか。施設の分散は予算確保があれば可能となり得ますが、人材や団体の拠点分散は、予算があればできるというものではありません。地域振興やスポーツランドみやぎきの全県展開はできても、それが競技力や指導力の向上につながるのか、それはまだ不確定なところが大きいです。ある役員の方からは、「この分散整備で、国体での天皇杯や皇后杯の獲得はさらに難しくなったのではないか」という声も上がっています。

そこで、改めて、分散整備した場合のメリット、デメリットはどういうものが考えられるのか。これは教育長のほうにお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 今回、陸上競技場は都城市に、体育館は延岡市にそれぞれ整備することといたしました。そのメリットとしては、県北・県西地域へのスポーツの新たな拠点づくりによる地域振興や、スポーツランドみやぎきの全県的な展開などが挙げられます。一方で、交通アクセスや宿泊施設、役員、補助員の確保等といった課題が考えられます。例えば国体の開会式会場は、新たに整備する陸上競技場を想定しておりますが、選手などの関係者や一般の観覧者などで約3万人の参加が見込まれることから、臨時駐車場の設置やシャトルバスの運行、JRの利用などといった交通対策などが必要となります。これらの課題への対応につきましては、さらに検討してまいりたいと考えております。

○函師博規議員 今、教育長の御答弁にもありましたとおり、役員さん、補助員の方、ボランティアの方、そういう人材確保というのも今後の大きな課題であろうかと思えます。

県有施設を分散される関係自治体と連携し、経費を捻出することで箱物はできます。問題は中身です。繰り返しになりますが、分散整備により、間違いなく競技団体への負担は大きくなりますし、国体に限らず、各種大会を開催するに当たり、大会運営の補助員やボランティア、そして指導者などの人材育成も、拠点施設と地域を中心にして広げていく必要が今後出てきます。ただ、拠点施設ができたからといって、その地域の方々に、陸上競技や障がい者競技の指導者や審判員の資格を取ってくださいと呼びかけるだけでは、簡単にふえるものではありません。その地域の学校の先生方に審判や補助員の協力を強いることも、これは難しいことでしょう。それら人材確保・育成にどのようなビジョンを持っていらっしゃるのか、再度、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 競技団体からは、陸上競技場を都城市に、また、体育館を延岡市に整備することで、地域によっては会場地までの距離が長くなり、選手や審判、補助員等の移動に時間と経費がかかるといった御意見を伺っておりまして、こうした課題に対応する必要があると考えております。このため、競技団体の意見を伺い、また、地元市とも十分に連携をしながら、地域における人材育成も含め、支援のあり方等について検討してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今、教育長のほうにも各競技団体からの声が届いておるということでありますので、今後、具体的な支援策が講じられることを期待いたします。

現在、私は、宮崎県のアーチェリー協会の会長を務めさせていただいております。また、障がい者スポーツのボッチャの公式審判員の資格

を取り、県ボッチャ協会の理事もさせていただいております。協会内で話が行われる際に、現有施設も存続させつつ、新たな県有施設がふえることは、他の競技施設整備にしわ寄せがあるのではないかという不安な声も聞かれます。事実、今でも、県内にはアーチェリー競技のための常設射場、つまり弓を射る場所、常設の場所が一カ所もありません。また、最重度障がい者でもできるボッチャにおいては、今まで主要大会は宮崎市内で開催されていましたが、今後、県北開催するためには、移動や宿泊に関するバリアフリー整備を同時に行ってもらわなければならないなどの声も挙がっています。県有施設を存続させつつ、分散整備により県有の主要施設がふえるわけですが、その整備と維持管理費、ランニングコストにはどれほどの予算がかかると試算されているのでしょうか。教育長、お願いします。

○教育長（四本 孝君） 施設本体の整備費用につきましては、他県の例を参考にしますと、陸上競技場が約120億円、体育館が約70億円、プールが一部屋外型の場合で約30億円から50億円と見込んでおります。次に、維持管理費用につきましては、既存施設の平成28年度の実績であります。県総合運動公園全体及び県体育館、そして県ライフル射撃競技場も含めて、年間約4億2,000万円となっております。そのうち、県有主要3施設を個別に見ますと、陸上競技場と県体育館がそれぞれ約5,000万円、プールが約2,000万円となっております。今回の施設整備により、電光掲示板や空調設備など、これまでなかった設備の追加等により施設機能が向上すること、また、県営の管理施設がふえることから、その維持管理費用もふえるものと想定しております。今後、地元市はもとより、民間との

連携の可能性を含めて、各施設の整備内容や手法、維持管理方法等について具体的な検討を進めまして、可能な限り費用を抑制できるよう検討してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 ランニングコストの費用負担につきましても、県がするのか、また、関係自治体がするのか、それを折半するのか。県の費用負担を抑えれば、関係自治体の費用負担がふえてしまうという関係性も出てこようかと思いますが、くれぐれも全体競技に関する施設整備に影響が出ないように、しっかりと配慮を行っていただきたい。

ことし国体開催の愛媛県では、以前から国体時に、世代の有力選手、いわゆるターゲットエイジ選手の確保・定着、そして競技ごとのゾーニングにも取り組まれています。本県は今まで、大会で優秀な成績をおさめたチームや選手を強化指定してきましたが、分散整備に合わせて、拠点施設の地域ごとに競技をある程度選定し、計画的に選手及び指導者の招聘をして育成強化していくことが、2巡目国体及び全国障害者スポーツ大会での好成績につながるということは間違いなく考えます。このターゲットエイジに対する政策について、教育長、御答弁をお願いします。

○教育長（四本 孝君） 9年後の2巡目国体における主力選手は、少年種別におきましては現在の小学校3年生までが、成年種別におきましては現在の小学校4年生以上がターゲットエイジとなります。2巡目国体で天皇杯を獲得するためには、現在取り組んでおります宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクトや、競技力強化推進校・育成校の指定といった育成・強化策を充実させるとともに、計画的な取り組みを実施していく必要があると認識しておりま

す。また、全国障害者スポーツ大会に向けましても、関係団体と連携し、学校の枠を超えた記録会等を実施するなど、選手の発掘・育成に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 各競技団体及び指導者、さらには競技者、その目線、立場に立った支援策が今後講じられることを切望いたしまして、次の質問に移ります。

3年に一度改正が行われます介護保険制度がありますが、2014年に行われた改正は、介護保険発足後、最大の改正となりました。2000年に導入された介護保険は、それまでの施設依存型の高齢者福祉サービスから、在宅中心型の福祉サービスへの転換と、明確なビジョンが示された制度でした。しかし、15年たって、現行の介護保険制度は、大改革されたというよりは、大複雑化された制度となってしまいました。我々行政関係者の中で、現行の介護保険の制度設計を理解できる者がどれほどいるのでしょうか。私も含めてまだまだ不勉強です。

今回の改正内容の主なものを挙げますと、要支援1・2の給付の一部を市町村事業とすること、介護予防・日常生活支援総合事業の市町村実施、認知症対策の新事業を全て市町村で実施すること、特別養護老人ホームの入所条件設定、一定以上の所得者の負担割合増加、介護従事者に係る資格や処遇改善を求めるなどなど、一つ一つの改正内容も複雑多岐にわたり、これだけの内容が各市町村や福祉の現場に落とし込まれていく、反映されていくには、どれだけの時間、そして労力、さらには能力が必要となるのか。考えるだけでも想像を絶するほどの量、時間となることは間違いありません。国は、介護保険を含む社会保障費抑制ありきで改正を行い、その運用に当たる市町村や現場職員が振り

回され、疲弊しているのが現実です。今回の改正では、特に市町村が担わなければならない事業が増大し、自治体によっては現行制度の運用が精いっぱい、新たな事業展開がおくれているところが多数あります。このままでは、同じ高齢者、同じ要介護者、同じ要支援者でも、住む自治体によって受けられる高齢者福祉サービスの格差がどんどん大きくなっていくことは間違いありません。そこでまず、2014年介護保険制度の改正内容を県はどのように捉えていらっしゃるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 2014年の介護保険法改正につきましては、議員から御説明のあった内容も含めてでございますけれども、特別養護老人ホームの入所基準を、原則、要介護3以上としたことや、一定以上の所得がある方を2割負担としたことのほか、在宅医療・介護連携の推進や生活支援サービスの充実等とあわせ、全国一律の予防給付のうち、訪問介護と通所介護、これらを市町村が取り組む介護予防・日常生活支援総合事業へ移行させ、民間のNPO等も実施主体として参画できるよう、サービスの多様化を図ったことなどが主な改正内容として挙げられます。これらの改正は、持続可能な制度の確立を図り、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指すという観点からなされたものと考えております。

○凶師博規議員 今の答弁にもありましたが、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業と言われるものでありますが、その対象となっているのは、要支援1・2の方々です。改正前は、要支援者は、介護保険の事業の対象外に外されるのではないかという危惧もありましたが、今回、それは回避されました。では、その新しい総合事業を市町村が実施する

場合、どのような取り組みとなるのか、具体例も含め、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 総合事業は、2014年改正のポイントの一つであり、65歳以上の全ての方を対象とする一般介護予防事業と、県内に約1万3,000人おられる要支援者などに訪問型サービス、通所型サービス等を提供する介護予防・生活支援サービス事業とで構成されております。このうち、一般介護予防事業は、介護予防活動の普及・啓発のほか、高齢者が生きがいを感じながら活動できる住民主体の通いの場づくりなど、高齢者がいつまでも健康に暮らし続けることのできるための事業となっております。また、介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、市町村が独自にサービス内容や単価を設定できることとされており、介護事業者による従来どおりの訪問介護、通所介護サービスに加えまして、地域の実情に応じて、NPOや住民ボランティアなど、地域の多様な主体を活用した柔軟な取り組みにより、効果的・効率的にサービスを提供できることとなっております。

○凶師博規議員 その新しい総合事業は、ことしの4月から全ての市町村で実施されることが義務づけられております。今、答弁にもありましたが、この総合事業は、サービス提供時に介護報酬を各市町村が独自に設定することとなっております。いまだサービスごとの介護報酬の設定ができていない市町村はあるのでしょうか。現在の市町村の取り組み状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） この総合事業につきましては、ことし4月までに、県内全て

の市町村が移行したところがございますが、現在のところ、これまでの訪問介護、通所介護と同様のサービス提供が中心であり、新たなサービス提供に取り組めていない市町村もあります。一方、市町村の中には、新たな取り組みとして、資格要件を緩和して単価を下げ、買い物や掃除といった比較的専門性の少ないサービスを提供したり、要支援者等の機能改善を目指し、短期集中的にリハビリテーションサービスを提供しているところもあります。少しずつではありますが、地域の実情に対応した地域包括ケアの仕組みづくりが進みつつあるという状況でございます。

○図師博規議員 私が調べるに、市町村独自の単価設定ができているところはほとんどないです。もちろんモデル的に取り組まれているところもありますが、まだまだ現場は混乱をきわめております。また、この新しい取り組み、今、部長が言われました、買い物や掃除といった比較的専門性の少ない介護につきましては、ボランティアや民間活力を活用して新たなサービス導入ができるわけなんです、それを利用する人がふえるということは、今まで行っていた事業所の要支援1・2の方々がそちらに流れてくる。つまり民業圧迫にもつながってしまうという弊害が出てくるのも現実であります。それらをうまくバランスをとるのが、市町村または県の役割だと私は考えます。

先日、木城町の地域ふれあい館「輝らら」の開所式典に行っていました。木城町では、この新しい総合事業を前向きに捉えまして、温泉に隣接する形で拠点の施設を整備され、約5億円かけて、その施設に、理学療法士、看護師、栄養士も配置され、積極的にサービス展開される体制を整えられました。答弁にもありま

したが、このように、ハード面やソフト面で介護保険改正に即応できている自治体は少ないのが現実であります。介護保険制度は、国が策定し、改正を繰り返します。その実施主体は市町村です。県は、その介護保険料の一部を補填する、補助する、支援する、その役割だけでよろしいのでしょうか。いや、私はまだ、積極的に市町村を支援するサービス内容はあろうかと思えます。今後、市町村間でサービスの格差が生じないためにも、県が、市町村を支援するモデル地域の取り組みを積極的に各市町村に伝えていく、また、そこに入って指導するような取り組みが必要かと思えますが、福祉保健部長のお考えをお伺いします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 総合事業につきましては、市町村の裁量により、地域の実情に応じたサービス提供が可能となるという一方で、受け皿の確保が困難といった理由により、サービスのつくり方、単価設定などに苦慮している市町村もございます。このような状況も踏まえまして、県としては、市町村が円滑に総合事業を実施できるよう、きめ細かな相談対応や人材育成等の支援を行う必要があると考えております。このため、総合事業に関して先進的な取り組みを行っている自治体から、直接市町村への現地支援に入ってもらいなど、情報交換等の機会を設けたほか、NPOやボランティアの育成に関して多くの実績のある団体等を招いて研修会を開催しているところがございます。引き続き、市町村の総合事業への支援を、県としてもしっかりと行っていきたいと考えております。

○図師博規議員 ぜひ、県内全域の底上げ、高齢者福祉の底上げに尽力していただきたいと思えます。

では、次の質問にまいります。

平成25年2月議会の一般質問で、私は、私の自宅近くに住む85歳のおばあちゃんが自殺を図ったときの行政対応について取り上げました。そのとき、おばあちゃんは、配偶者も子供もいないひとり暮らしで、親戚とも疎遠となっており、かろうじて地区の方々とのつながりがある方でした。

ある日、買い物に行かれたときに駐車場で車にひかれ、大腿骨を骨折、約4カ月間の入院を余儀なくされました。退院はできたものの体には障がいがあり、つえ歩行で自宅に帰ると、唯一家族同然だった飼い猫が死んでいるのを発見されます。これ以上ない孤独感を味わったということです。生きる気力を失ったその方は、自宅に火をつけられ、自殺を図りました。私は、消防団として現場に駆けつけ、放水をしながら、その方を救えなかったことを心からわびました。すると、幸いにもその方は、火が回る前に近所の人に救出されており、一命は取りとめられていました。私は、消火活動を終え、救出してくださった方のところにお見舞いに行くと、既に警察が保護していただいた後でありました。てっきり医療機関につないでくれたものだと思っていましたが、次の日の新聞を見て驚きました。「85歳女性、放火で逮捕」とありました。身内も身元引受人もいない方でしたので、私が、留置されている警察署へ面会に行き、裁判では証人として、孤独で精神的に落ち込んでいたことを説明し、その後、送致された刑務所にも何度か面会に行きました。面会に行くたびに、そのおばあちゃんは小さくなられ、身体障がいの程度も重症化し、生きる気力が削られていくのがありありと伝わってきました。かける言葉もなく、「生きていくことができま

すか。生き続けることができるんですか。また自殺をしないでくださいね」と、そういうような話をした記憶があります。何とか出所にはたどり着くことはできましたが、もちろん帰る場所はありません。少ない年金でも受け入れてくれる施設を探し、ようやく生き続けることのできる場所を見つけることができました。

前置きが長くなりました。逮捕・拘留される被疑者の中には、生活困窮や劣悪な家庭環境の中での生活苦や精神的苦悩から、やむにやまれず罪を犯してしまう社会的弱者が多数いらっしゃいます。この質問の本質に入る前に、まず、警察において、過去3年間の刑法犯の検挙件数の推移と、そのうち、高齢者及び少年、いわゆる社会的に弱い立場に置かれている方がどれほどいらっしゃるか、主な犯罪種別もあわせてお答えください。警察本部長、お願いします。

○警察本部長（郷治知事） 宮崎県の刑法犯認知件数は、近年、減少を続けておりまして、それに伴い、刑法犯検挙者数も減少傾向にあり、3年前の平成26年に1,854人であったものが、平成28年には1,642人と減少しております。そのうち、高齢者の検挙者数と全体に占める割合は、平成26年に375人の20.2%であったものが、平成27年に若干減少するものの、平成28年には400人の24.4%と増加しております。また、少年の検挙者数と全体に占める割合は、平成26年に376人と20.3%であったものが、平成27年に一旦増加した後、平成28年には253人の15.4%と減少しております。さらに、平成28年の刑法犯検挙における罪種につきまして、高齢者は窃盗が74.3%と最も多く、また、少年についても窃盗が56.5%と大半を占めている状況にあります。

○**凶師博規議員** 刑法犯の検挙総数は減少しているものの、高齢者の占める割合は増加しているという状況が示されました。

では、続けて。自分を傷つけ、他人に害を及ぼす危険がある、いわゆる自傷他害行為の通報を受け、現場で保護した者の数及び、そのうち精神錯乱状態で保護した者の数の過去3年分の推移をお答えください、警察本部長。

○**警察本部長（郷治知道君）** 警察官職務執行法等に基づきまして保護した人数は、平成26年が432人、平成27年が394人、平成28年が416人で、例年400人前後で推移しております。そのうち、警察官職務執行法第3条に基づきまして、自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、応急の救護を要する精神錯乱者として保護した人数は、平成26年が136人、平成27年が113人、平成28年が129人でありまして、例年保護した総数の約3割程度が精神錯乱者となっております。この精神錯乱者に、精神障がいのため自傷他害のおそれがある者を発見したとき、警察としましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づきまして、最寄りの保健所長を経て宮崎県知事に通報することになります。

○**凶師博規議員** 今の御答弁にありましたとおり、このように、昨年だけでも、高齢者、少年、そして精神障がい疑われる方々の総数を見ますと、保護、逮捕・拘留される者のうち、750人以上が福祉的な支援が対象ではないかと思われる方々であります。では、高齢者及び少年の刑法犯のうち、再犯・累犯者の方々の割合はどれほどになっておりますでしょうか、警察本部長。

○**警察本部長（郷治知道君）** 平成28年における高齢者の刑法犯検挙者数400人のうち、再犯者

の占める割合は、180人の45%となっております。また、少年の刑法犯検挙者数253人のうち、再非行の割合は96人の37.9%となっております。

○**凶師博規議員** 御答弁にありました、高齢者の約半数、45%が再犯に至っているという現実が示されました。罪を犯した高齢者や障がい者、そして少年、この方々の早期の福祉的支援があることにより、安定した生活環境と精神状態を得られ、再犯率、累犯率が減少することは明らかであります。それでは、それらの罪を犯した社会的弱者に対し、どのような取り組みがされているのか、今度は福祉保健部長に伺います。

○**福祉保健部長（畑山栄介君）** 県におきましては、国庫補助事業である地域生活定着促進事業によりまして、矯正施設や保護観察所等と協働し、高齢者や障がい者などの福祉的支援を要する方に対して、矯正施設の入所中から面接等を行い、本人の意向を確認しながら、住居の確保や福祉サービスの利用、就業先の調整などを行うほか、退所後の家庭訪問等のフォローアップにも取り組んでおります。この事業は平成22年度から実施しておりますが、平成28年度については7名、事業開始からの通算では、86名の地域定着の支援に取り組んできたところでございます。

○**凶師博規議員** 対象者が750人以上いると思われる中で、昨年7名しかその事業対象となっていない、わずか一握りであるということが知らされました。さらに、答弁にあった取り組みは、いわゆる福祉的支援が必要な方々の中でも、出口支援を行っているということに当たります。支援を行うには信頼関係が必要であり、人間不信の塊となっている方々にとっては、刑

務所などの矯正施設出所前後からのかかわりだけでは、関係形成は簡単にはいきません。

長崎県では、地域生活定着支援センターと弁護士会や社会福祉士会といった民間団体とが連携し、福祉支援が必要と思われる被疑者・被告人に関し、保護、逮捕・拘留、裁判の場合でも支援が受けられる体制が整備されています。具体的には、社会的弱者が加害者になってしまったケースについて、弁護士からの依頼に基づき、福祉専門職による留置所及び拘置所での面会、更生支援計画の作成、裁判での証言などが行われています。これを出口支援に対しての入り口支援と言います。この入り口支援から出口支援までの更生支援コーディネートの実践は広がりを見せており、東京都、大阪府、石川県、愛知県、山口県、兵庫県などでも、行政と民間団体が連携し、支援を行っています。本県でも、弱者の犯罪者数、再犯数から鑑みて同様な取り組みが必要と考えますが、福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 逮捕・拘留中や公判の段階から、被疑者・被告人となった高齢者または障がい者等に対して、司法と福祉が連携して取り組む、いわゆる入り口支援につきましては、再犯防止につながる支援の一つであると認識しており、県内にも関心を持っている民間団体があると伺っております。この入り口支援につきましては、刑事司法手続との関係から、支援を要する方の情報の把握が困難なことなどから、本県では現在取り組んでおりませんが、現在、国においては、刑事司法手続のあらゆる段階における切れ目のない支援の実施といった方向性を掲げて、再犯防止推進法に基づく再犯防止推進計画を検討しており、この計画の中で、地方公共団体の果たすべき役割につい

ても位置づけられると伺っております。県としては、今後とも、国の動向を注視しながら、民間団体との情報交換を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○函師博規議員 ぜひ、その切れ目のない福祉的支援というものを実現されるように、他県の例も参考にされて、取り組みを早く始めていただければと思います。

続きまして、次の質問にまいります。

時間の都合上、行政手続に対する不服申し立ての件につきましては、割愛をさせていただきます。

教育の学力向上についての質問に入らせていただきます。

先日、常任委員会で、学力向上の取り組みの先進地である秋田県に行き、レクチャーを受けてきました。秋田県では、学校教育だけではなく、「オール秋田で目指す 教育立県秋田」を前面に打ち出され、家庭での生活習慣から学習習慣、そして運動習慣に至るまで、全県挙げて意識の醸成を図り、どの項目においても全国平均値を大きく上回っており、その相乗効果により、日本トップレベルの学力を維持されてきました。

特に私が注目したのが、県独自で取り組まれている学習状況調査事業です。この事業は、毎年4月に実施される全国学力・学習状況調査の前の12月に、県内4年生から6年生と中学校1・2年生を対象に、ペーパーテストと学習意欲調査を行い、学校ごとに入力されたデータを県が集積し、12月に実施したテストの結果を、翌1月には各学校にフィードバックしています。さらに、教育指導に卓越した教育専門監、いわゆるスーパーティーチャーが複数の学校に派遣され、各学校の弱点の克服に当たり、そして、

4月の全国学力・学習状況調査に臨んでいるのです。県独自の学力・学習チェックをし、全国学力・学習状況調査を活用し、ダブルチェックすることにより学力を伸ばし、高校入試にも生かされているということでした。

これにより、秋田県では、小中学生が塾に通う割合、いわゆる通塾率がかなり低くなっているとのことで、これは最高の学校教育への信頼のあらわれだと思います。その秋田県に倣い、本県も学力調査の集計システムの運用に今年度から取り組まれているようですが、どのような内容になっているのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 本県の新しい集計システムでございますが、各学校において、全国調査や本県独自の調査の結果を入力することにより、いち早く子供の学力の状況を把握できるものとなっております。本年4月より運用を始めているところでございます。具体的には、子供たちの正答あるいは誤答を1問ごとに入力すると、個人の結果はもとより、学級や学校の分布状況が即座に出力され、早い段階で課題を把握することができるようになっております。また、子供たちが次の学年に進級しても、昨年度の結果と本年度の結果を結びつけ、経年で学力の変化を捉えることも可能となっております。このように、各学校が、子供一人一人の学力の状況を、分布や経年変化で迅速かつ正確に把握した上で、授業改善に取り組むことができる集計システムとなっているところであります。

○凶師博規議員 内容は、非常に秋田のシステムと似ているものがあるかと思いますが、それを集計しただけでは学力向上にはつながりません。その集計システムで明らかとなった学力の状況に対して、どのような取り組みで学力向

上につなげていかれるお考えなのか、再度、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会の取り組みといたしましては、新しい集計システムを活用することによって、県内の子供たちが苦手としている問題の傾向を詳細に分析し、その対応に向けた授業づくりの研修会を実施しております。また、分析により明らかになりました課題の解決に向けて、県の学校政策課、教育事務所、教育研修センターと市町村教育委員会が一体となった支援チームを組織して、学校訪問を行っております。その中で、教師一人一人の授業を参観し、授業力向上のためのマンツーマンによる教師への指導を行っているところであります。今後とも、集計システムを活用し、さまざまな課題を明らかにしながら、各学校の実態に応じた授業改善を支援し、学力向上に努めてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 今、御答弁にもありました、市町村の教育委員会なりと連携し、支援チームが各学校に出向いて弱点克服に当たられていると。秋田と同様な取り組みとも映りますが、いいと思います。どんどんまねしていいと思います。それによって県の学力が上がってくれば、それはもう万々歳です。

秋田県の学習状況調査による集計システムと教育専門監の派遣が今、功を奏しているというお話でしたが、さらに、先日、徳重議員も取り上げておられた少人数学習推進事業、これは秋田でも成果を上げられています。その取り組みは、小中学校にとどまらず、高等学校へも連動するものとなっております。少人数の学級をあえてつくっていく。そこに加配の先生を多く配置していく。そのことによって秋田は成功しているわけなんです、それを小中だけではなくて

高校まで連動されているということです。私は、常任委員会で秋田を訪問した後も、レクチャーいただいた秋田県学力向上班の三浦副主幹と連絡を取り合い、秋田の県立高等学校の学校再編などについての情報交換も行っております。その中で、秋田は、高等学校においても、各学年においてきめ細やかな指導を行うため、少人数学習推進が図られており、生徒数の数合わせだけの再編を進めることはなく、学力向上と地域活力の拠点となる学校を守ることが、しっかりと両輪となっているとのこと。この後ろ盾となっているのが、佐竹敬久秋田県知事が発せられる「ふるさと秋田元気創造プラン」、いわゆる知事プランの中にその方針が明確に示されているからだとおっしゃっていました。さらに三浦副主幹は、「私たちは、知事から、「道路は多少悪くとも、教育にはしっかり予算をつけなさい」と指示を受けている」と語られていました。国の示す1学級40名、1学年4～8クラスの適正規模を下回ったとしても、それを教育力、競争力、または教育の機会の低下へつながる言いわけをしないだけの学校政策があれば、秋田のように少人数学級や小規模校の存続は可能になります。そのためにも、河野知事の地域における学校の役割の認識と、その認識に基づく明確な指示が求められているところです。そこでまず、知事が、地域における学校の役割をどう捉えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 学校というものは、子供たちの豊かな学びと成長を保障する場でありまして、地域への愛着や誇りを育みながら、将来を担う子供たちを育成するといった、大変重要な役割があると考えております。また、先ほど、小さな拠点の議論の中でもありましたが、

地域コミュニティーの拠点の一つとして、地域振興を担う人材の育成や、ふるさとの活性化等に貢献するといった、大変重要な役割も担っているものと考えております。

○図師博規議員 今の御答弁、実は私が2月に同じ小規模校の存続についての質問をしたときの知事の御答弁と、ほぼ同じです。つまり、知事は、お考えはぶれていらっしゃる、そのことはよくよく伝わりました。

それでは、今の、地域における学校の役割、また人材創出の拠点であるというお言葉、そのお言葉を踏まえ、小規模学級の推進と小規模校の存続について、知事がどのようなお考えを持たれているのか、お答えください。

○知事（河野俊嗣君） 少人数学級の推進につきましては、子供たちの学びを充実させるために効果的であると考えておりますが、多額の財源措置が必要であり、県独自の取り組みは困難な状況にあるため、私みずから教育長とともに文部科学省を訪問し、少人数学級の拡大について要望を行っているところであります。小規模校の存続につきましては、公立小中学校では、設置者であるそれぞれの市町村において、地域の実態や、保護者及び地域住民の方々の意見などを十分に踏まえて、子供たちによりよい教育環境を提供するという視点に立って判断されるものと考えております。高校では、現在、県教育委員会におきまして、高等学校教育整備後期計画の策定に向けまして、適正規模のあり方などについて、有識者による議論を行っていると考えておりますので、今後、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 もちろん教育委員会の方針も尊重されるべきだと思いますが、秋田のような強い知事のリーダーシップこそが、学力向上、

平成29年 9 月 19 日 (火)

または地域の活力源である学校を守ることに
つながらることも申し述べさせていただきまして、
私の一般質問を全て終わります。(拍手)

○横田照夫副議長 以上で本日の質問は終わ
りました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、
人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託で
あります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時43分散会

9月20日（水）

平成 29 年 9 月 20 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	後 藤 哲 朗	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	右 松 隆 央	(同)
8 番	二 見 康 之	(同)
9 番	日 高 博 之	(同)
10 番	野 崎 幸 士	(同)
11 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	蓬 原 正 三	(同)
14 番	西 村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高 橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳 重 忠 夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸 山 裕次郎	(同)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	松 村 悟 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	濱 砂 守	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	宮 原 義 久	(同)
35 番	山 下 博 三	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	星 原 透	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	横 田 照 夫	(同)

欠席議員 (1 名)

16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
------	---------	------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	日 隈 俊 郎
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	田 中 保 通
福 祉 保 健 部 長	畑 山 栄 介
環 境 森 林 部 長	川 野 美 奈 子
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	福 嶋 幸 徳
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 道
警 察 本 部 長	郷 治 知 博
代 表 監 査 委 員	高 橋 幸 二
人 事 委 員 会 事 務 局 長	原 田 幸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	上 山 伸 二
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	谷 口 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成29年9月20日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 松村 悟郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験等に抗議する意見書

◎ 議案発議案第1号追加上程、採決

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号を議題といたします。
お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、その

ように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。通告に従い順次質問をさせていただきますので、知事を初め、関係部長、教育長、警察本部長の明快な御答弁をお願いいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

核兵器禁止条約（核禁条約）が、ことしの7月に国連本部で開催された条約交渉会議で採択されました。核兵器を違法化する初めての規範であり、「核兵器のない世界」への大きな一歩となることは間違いありません。

この核禁条約とは、核兵器の使用、開発、実験、製造、保有、移譲（他国に渡すこと）などを幅広く禁止する初めての条約であります。広島、長崎の被爆者が長年、壮絶な被爆体験を語りながら核廃絶を求めてきたことを踏まえ、「ヒバクシャの受け入れがたい苦しみに留意する」と前文で明記したことも画期的であります。

核禁条約の成立を強く推進してきた国の一つ

であるマレーシア国連政府代表部のイクラム大使が指摘しているように、「絶対悪の烙印を押す」ことで核兵器を違法化し、こうした考えを色濃く反映しているのが、核兵器を使うぞと威嚇することも禁じた条文であります。これにより、核兵器を明確に否定し、いかなる場合でも核兵器を必要とする考え方を認めない姿勢が鮮明になっております。

一方で北朝鮮は、核実験と核兵器の運搬手段となる弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、今やアメリカ本土の全域を射程に入れる大陸間弾道ミサイル（ICBM）の発射実験にも成功したとされ、世界中に脅威を与えております。

核保有5カ国のうち、米英仏3カ国は共同声明で、「安全保障環境の現実を無視している」「条約は北朝鮮の重大な脅威に対する解決策を提供せず、抑止力を必要とするほかの安全保障上の課題にも対処していない」とし、よって核保有5カ国は核禁条約の交渉会議へ参加せず、アメリカの同盟国であり、「核の傘」で守られている日本や韓国を初め、カナダやドイツなどの北大西洋条約機構（NATO）加盟国も不参加。オランダはNATO加盟国ですが、会議には参加し、反対票を投じました。

禁止先行となったこの核禁条約の採択をめぐって、核兵器の非人道性を訴えて条約を推進した国々と、核兵器によって戦争を防ぐという核抑止論を主張する核保有国との溝は深まりました。しかし、現実の国際政治の中で核が存在していることは事実であり、核保有国を抜きにしては核廃絶を実現することはできません。条約の採択を推進してきた被爆者団体や反核NGO（非政府組織）も、条約の採択が到達点でないとしており、ここからが核廃絶の正念場です。

核軍縮については、日本政府も、核保有国、非保有国も、2020年NPT（核拡散防止条約）運用検討会議の成功に向けて、NPT体制の維持・強化が必要であるとの認識は共有していません。まずは、核保有国と非保有国の溝を埋める対話が不可欠です。「核兵器のない世界」の実現には、核禁条約の採択をめぐって深まった核兵器保有国と非保有国の亀裂の橋渡しが求められており、これこそ唯一の戦争被爆国である日本の責務であります。

このため、日本政府はことし5月、双方の有識者による賢人会議の設立を表明。我が党も開催を強力に推進し、本年11月27、28の両日に、被爆地の広島市で初会合を開催することが決定しました。メンバーは、座長を務める白石隆前政策研究大学院大学長を含む日本人6名と、核保有国、非保有国、核兵器禁止条約賛成国の外国人有識者10人で構成され、「核軍縮の実質的な進展」のための提言をまとめ、来年4月に開催されるNPT（核拡散防止条約）の準備会合に提出される予定です。

公明党は、核禁条約を高く評価しており、同条約の規範のもとで核廃絶への具体的な歩みを進めていきますが、双方の溝が深まり、核軍縮を着実に進めるための現実的な対話がなされず、核軍縮ができない状況をつくってはならないとの立場です。それだけに、賢人会議の開催は、各国が「被爆の実相」を共有して実効性のある提言をまとめることは意義のあることと考えますが、知事は、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」が日本政府の主導で開催されることについてどうお考えか、御所見をお伺いします。

以上を壇上の質問とし、以下は質問者席からお伺いいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

賢人会議につきましては、核軍縮の進め方をめぐる核兵器国及び非核兵器国間での意見の対立が顕在化している現状を踏まえ、日本政府がイニシアチブをとって設立されたものと伺っております。これは、核兵器国と非核兵器国の協力が重要であり、唯一の被爆国として、我が国が両者の橋渡しを担うという考え方に基づくものと認識をしております。

また、今回、賢人会議の初会合が被爆地広島において開催されるということは、大変意義深いものであると考えております。核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継ぐことが、今を生きる私たちに課せられた最大の責務であります。北朝鮮による核実験や弾道ミサイル開発が、我が国の安全に対する大きな脅威となっている中で、この賢人会議が、「核兵器のない世界の実現」に向けて実りある会合となることを期待しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。広島県御出身の河野知事におかれましては、日本が核禁条約に署名しなかったことは、複雑な思いだったのではないかと推察いたします。ただ、今の御答弁を聞いて、政府と我が党の立場を御理解いただいたものと解しました。賢人会議の開催で、「真の橋渡し」のスタートとなることを期待し、核軍縮を着実に進めることに、我が党も進んでまいりたいと、このように考えております。

さて、次の質問に入ります。本年8月に、公明党宮崎県本部は、宮崎商工会議所などの23団体を迎えて、政策要望懇談会を開催いたしました。九州選出の国会議員と県議3名、そして各

地の議員も参加して、各団体の方から、今置かれている現状と課題をお聞きし、国や県に対する御要望を伺うことができました。本日は、私が担当させていただいた8団体の中、今回は半分の4団体の中から、県に対する要望を質問させていただきます。

初めに、宮崎県助産師会様からのお話です。ことしの7月末で、小林市、えびの市の西諸県地区では産科施設がなくなり、小林市民病院では週2回の健診のみになります。そのため、出産には都城市か人吉市などに行かなくてはならず、深刻な状況が起きていることから、遠いところへの受診出産においては、妊婦の負担や早産のリスクが高まるなど、そのリスクを軽減し、産婦の安心・安全な出産につなげるため、助産師の活用はますます重要になってまいります。

産科医師の問題は県の医師会にお任せいたしますが、助産師は、妊娠・出産だけでなく、女性と母子の全てのステージにおいて、生活と健康のために寄り添い、元気なお母さんを守るのが役目です。そこで、西諸県地区で当面、分娩を取り扱う施設がなくなるなど、妊娠・出産・子育てに対して不安に思う妊産婦がふえてくると思いますが、24時間対応のできる相談窓口の開設に関する県の考えを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 妊娠・出産・子育てに関する相談業務につきましては、母子保健法等に基づきまして、各市町村の保健センターなどにおいて、身近な窓口として対応が行われているところであります。また、県におきましても、全ての世代の女性の健康相談に対応するため、中央保健所に女性専門相談センターを設置しており、妊娠・出産に不安を持つ方か

らの相談も含め、平日の日中に対応を行っております。

妊娠・出産に関し緊急性を要する相談につきましては、通常は、かかりつけの医療機関に相談する事例が多いとは考えられますが、県としましては、今後、市町村の意見等も伺いながら、24時間対応できる相談窓口設置のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 助産師会もそのヘルプライン体制のために、既に3人の助産師の賛同をいただいているとのこと。よろしく願いいたします。

昔はお産といえば、母方の実家に戻り、産後1カ月を実家で過ごし、また自宅に戻るのが一般的でありましたけれども、最近は実家に帰らず、夫婦2人で乗り切る、または祖父母に手伝いに来てもらうマイタウン出産を選ぶ夫婦もふえているようです。

現在、宮崎市では、国のモデル事業として産後デイケアを行っているが、この事業を都城市、西諸県地区、東諸県地区、延岡市でも行えるようにしてほしい、また、産後ステイ（宿泊）を希望している産婦もふえているが、費用負担の補助を各市町村にお願いしたい、さらには、市によっては産後健診の補助があるが、医師のところでは使えないので、助産院でも使えるようにしてほしいとのお話がございました。このように、市町村が取り組む妊娠・出産・子育て事業において、さまざまな助産師の活用が考えられるが、今後の助産師の活用に関する県の考えを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 議員御紹介の宮崎市の産後ケア事業でございますが、助産師を母子保健コーディネーターとして配置し、心

身ともに不安定になりやすい産後の母親に対する授乳指導や育児指導などの支援を行う産後デイサービスに取り組んでおり、利用者の不安の軽減など、健やかな育児に向けた効果が得られていると伺っております。

このように、市町村が実施する母子保健事業において、妊娠から出産前後の妊産婦への支援に、専門性を有する助産師を活用することは、質の高い支援を提供するための一つの方法であると考えられます。県としましては、母子保健に係る担当者会議などさまざまな機会を捉えまして、市町村に対し、助産師の効果的な活用事例を紹介することで、母子保健事業の多様な展開を促してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。昨日、右松議員の質問で、子育て世代包括支援センターの拡充がございましたが、ぜひ進めていただきたいと思っております。また、その事業の延長に、産後デイ、産後ステイも併設できるとお聞きいたしました。行く行くは、産婦人科病院が少なくなる中、安心して入院できる「産前産後ケアセンター」を助産師会で設立したいとの思いでありました。「子供子育ての第一歩は、安心して妊娠・出産することです。子供の生まれないところに発展はない」と会長はおっしゃっておりました。助産師会への県からの支援サポートをよろしく願いいたします。

次は、宮崎県ビルメンテナンス協会の会長様より、お話を3点お伺いいたしました。

1つは、県有施設（庁舎）の清掃業務に係る競争入札参加資格審査の見直しについてであります。昭和54年の県入札審査要綱では、いまだに売り上げ重視（契約実績）での評価が約65%を占めており、協会としては、技術職員数（ビルクリーニング技能士やビル設備管理技能士な

ど)の評価、また障がい者雇用数や研修会参加実績、そしてISOの取得などなど、少しは改善が見られるものの、審査評価をさらに上げてほしいとのことでした。そこで、県庁舎の清掃業務委託について、業務の品質確保の観点から、入札参加資格の条件を見直す考えはないか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(桑山秀彦君) 県庁舎の清掃業務委託に係る入札参加資格につきましては、現在「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づきます知事登録業者であることを前提に、経営状況や技術力、障がい者の雇用状況など、13の項目について審査を行っております。

この審査の内容につきましては、業界からの要望なども踏まえながら、必要な見直しを行ってきておりまして、平成26年度には、技術力の評価につきまして、技術職員が有する専門資格の項目を追加するなどの見直しを行ったところであります。今後とも、多くの県民の方々に利用いただきます庁舎の衛生環境を適切に維持管理していくために、業務の品質確保を念頭に置きながら、必要な見直しを行っていきたくと考えております。

○重松幸次郎議員 よろしくお伺いいたします。

最低制限価格の底上げや、指名競争入札の参加枠も要望したいとのことでした。さらに、作業品質を確保するためには、委託された清掃作業が確実に、適正に履行されているかを点検することも重要とのことでした。そこで、以前にも要望いたしておりましたが、協会認定のインスペクター(建築物清掃管理評価資格者)の導入を望むとのことでした。既に他県は入札要件に入っておりますが、清掃業務の品質向上を図る

ため、業務完了後の履行検査等にインスペクターを導入してはどうか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(桑山秀彦君) お尋ねのインスペクター、これは建築物清掃管理評価資格者と言うことでありまして、清掃業務の結果を評価し、改善するための民間の認定資格者であると伺っております。このインスペクターを活用した検査を実施する場合には、清掃業務の委託とは別に、検査を行う相手方と新たに契約を結ぶ必要があるかと思っております。この検査を導入している都道府県は、いまだ少数であります。費用対効果の観点から、また県内におけるインスペクターの普及状況でありますとか、他県での取り組み状況等も勘案しながら、導入の可否について検討する必要があるというふうに思っております。

○重松幸次郎議員 発注者に業務の結果が資格を持ったインスペクターによって報告されることは、品質確保、ひいては資産の長期的な維持管理に重要だと考えますので、ぜひとも御検討をお願いいたします。

3点目、厚生労働省が平成27年6月に通達した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」には、「災害発生時に、例えば避難所になるような施設において、応急的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者と災害協定を締結することにより」云々とありました。そこで、災害時において、避難所などの応急的な消毒や清掃業務を迅速に行うため、ビルメンテナンス協会と災害時応援協定を締結してはどうかと思っておりますが、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 避難所には、幼児から高齢者まで、年代や性別に関係なく多くの人が集まることから、避難者の健康を守る上で、衛生的な環境を維持することは大変重要であると考えております。

避難所として活用される施設の清掃等につきましては、管理者によって実施形態や頻度が異なりますが、災害時においては、必要に応じて迅速に対応できる人員や機器の確保が求められております。ビルメンテナンス協会には、多くの事業者が加盟され、災害時においても迅速な対応がいただけるのではないかと考えておりますので、今後、ビルメンテナンス協会との間で、対象とする施設や支援内容等につきまして協議してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 災害時の避難所等が衛生的に運営管理されることは、防災の面でも、また復旧項目においても大変重要なことだと思いますので、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、宮崎県社会保険労務士会（政治連盟）様からのお話です。言うまでもなく、社会保険労務士会の皆さんは、労働・社会保障及び人事・労務管理の国家資格者で、働き方改革を支援していただくエキスパートであります。県に対して2点お話をいただきました。

1つは、宮崎県の指定管理者の選定や中間監査において、労働基準法を初め、雇用関係、労使関係等の法規について、適正になされているかを審査するために、社会保険労務士会を登用していただきたいとのことでございました。まず、その前提としまして、本県における指定管理者制度の導入状況等について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 指定管理者制度

は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としておりまして、本県におきましては、平成18年度から導入しております。制度を導入した各施設におきましては、施設の開館日の拡大や利用時間の延長、あるいは自主企画事業の充実など、利用者のサービス向上につながるようなさまざまな取り組みが図られているところであります。

平成28年度の実績で申し上げますと、県立芸術劇場や県営住宅など143の施設で制度を導入しておりまして、これらの施設を管理する指定管理者として18団体を指定しております。また、年間の指定管理料は総額で約20億円となっております。

○重松幸次郎議員 では、本題の要望について。つまり、ここでもインスペクト（評価監査）をすることは、指定管理者のもとで働く方々の雇用・労働条件を守るために大変重要だと考えます。指定管理者における適正な労働環境を確保する観点から、中間監査（モニタリング）への労働条件審査に社労士会の導入を検討できないか、再度、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 県におきましては、これまでも指定管理者の公募の際に、労働関係を初め、遵守すべき法令を募集要領に提示いたしますとともに、候補者の選定に当たっては、業務執行体制や人件費の経費積算を含めた事業計画の確認を行っているところであります。また、指定後の管理状況の現地調査、いわゆるモニタリングにおきましては、労働関係法令等の遵守状況を所管課の職員が直接確認するなど、適正な労働環境確保のための取り組みを行っているところであります。

御提案の件につきましては、そうしたモニタリングの専門性を高める上で一定の効果があるものというふうに思っております。県といたしましては、今後とも職員によるモニタリングの一層の充実に努めますとともに、社会保険労務士による労働条件審査の導入については、他県の情報収集なども図りながら、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 続きまして、労働条件（就業規則とか賃金規定）や社会保障等の基礎知識を、社会に出る前に学校教育の中で学ぶことは、安心して働くことができるセーフティネットになります。未来を担う若者の就労支援に大事だと思いますが、高校生が社会に出るに当たって、事前に労働法規等の基礎知識を身につけておく必要があると思いますが、取り組み状況について教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 将来、職業につき、社会の一員として、より充実した職業生活を送るために、労働法規等の基礎知識を身につけることは、非常に大切なことであると考えており、高校では、公民科の授業において、基礎的な知識について学んでおります。

さらに、県教育委員会では、宮崎労働局の協力を得て、労働局職員を講師とする「労働法に関する講習会」を、平成27年度から全ての県立高等学校において計画的に実施しているところであります。講習会では、時間外労働や給与などの労働条件に関するトラブルなどを取り上げ、労働者の権利や相談方法などについて学んでおります。今後とも、生徒が将来にわたり安心して働くことができるよう、労働法規等の基礎知識の習得を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 社会保険労務士会の会員の

皆さんは、現在でも、大学、短大、そして高校への出前講座を行っているようです。今後も社会保険労務士の登用、御検討をよろしく願います。

政策要望懇談会の最後に、宮崎県商工会連合会様からのお話です。御存じのとおり、商工会は、県内の特に町村の事業者の発展、地域の発展のために、総合的に支援をされている団体であります。毎年、国と県に対して、地域経済を支える中小企業支援、産業活性化と地方創生の推進、そして社会資本整備等の要望をされております。その中から、産業支援について3点、商工観光労働部長にお伺いいたします。

まず、県内企業の99.8%は中小企業（小規模企業）であり、地域産業を支えていただいていることから、本県における小規模企業支援と商工会等の経営支援機能強化の取り組みについてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 小規模企業は、県内企業の約9割を占め、地域経済や雇用を支える大変重要な存在でありますことから、県の「みやざき産業振興戦略」の大きな柱の一つとして、その支援に取り組んでいるところであります。具体的には、小規模企業の経営支援機関であります商工会等を通して、企業の強みを生かした経営の促進や新商品の開発、販路開拓など、専門的で多岐にわたる支援を行っているところであります。

また、商工会等の経営支援機能の強化を図るため、経営指導員等について、中小企業診断士の資格取得促進や県内外のレベルの高い支援機関への派遣研修など、資質の向上に取り組んでいるところであります。今後とも、商工会等の機能が十分に発揮され、小規模企業がその強みを生かして成長していけるよう、支援に努めて

まいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 少子高齢化が進む中であるからこそ、地域の事業所を守り、それを支える商工会指導員の育成もよろしく願いいたします。

地元企業による地域内経済の循環と外貨を稼ぐ新たな創業に力を入れることが重要と考えますが、本県の創業支援の取り組みについて、同じく部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 創業支援につきましては、現在、商工会等を通して、創業の際の資金調達や事業計画策定等の相談に応じますとともに、オフィスの貸し出しなどを行っているところであります。

また、国内外から外貨を獲得できるような将来性のあるベンチャー企業の発掘、育成を図るため、宮崎商工会議所に「みやざきスタートアップセンター」を設置いたしまして、民間の創業支援団体と連携して、ビジネスプランコンテストの開催や商談会への出展支援など、商品・サービスの磨き上げから販路開拓まで、一貫した支援を行っているところであります。創業は、雇用の創出や地域経済の活性化に大きく寄与しますことから、今後とも、商工会等と連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 せっかく守り続けてきた特色ある地域の産業も、後継者が育たなければ廃業し、事業税も、また雇用も、金融においては顧客もなくなっていくわけでございます。そこで、事業承継を円滑に進めるために、県はどのように取り組んでいるのか、再度、部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 企業経営者の高齢化が進行する中で、適切に次の世代に

事業を引き継いでいくことは、本県経済の持続的な発展や雇用の確保を図る上で非常に重要であると認識しております。

このため、県におきましては、ことし5月に、国を初め、商工団体、金融機関等から成る事業承継支援に係る関係機関連絡会議を開催いたしまして、その支援のあり方などの意見交換を行い、今後、関係機関が情報を共有しながら、宮崎商工会議所に設置しております「宮崎県事業引継ぎ支援センター」を中心として、事業承継への積極的な支援を行っていくことを確認したところでございます。県としましては、引き続き、国を初め、商工団体、金融機関等の関係機関としっかりと連携・協力し、円滑な事業承継の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 そのためには、本当に人手を確保することが重要かと思えます。移住・定住の成果があらわれてきておると聞きました。平成28年度の移住実績と、その移住者の年代、移住前の居住地、移住先について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 移住実績についてであります。県及び市町村の移住相談窓口など、公的な支援を活用して移住された方々の世帯数で申し上げますと、平成28年度は、388世帯と前年度比で約1.9倍となっております。

次に、移住世帯の内訳についてでございますが、世帯代表者の年代別では、30代が35.6%で最も多く、次いで20代が30.7%となっております。若い世代が6割を超える状況となっております。

また、移住前の居住地につきましては、関東が33.8%で最も多く、次いで九州・沖縄が32.0%となっております。移住先につきまして

は、県央地域が47.9%と最も多く、次いで県西地域が22.7%、県南地域が15.7%、県北地域が13.4%となっております。

○重松幸次郎議員 388世帯、また1.9倍、約2倍ですね。実績、手応えを感じるわけでありませう。環境のよさ、住みやすさが徐々にアピールされているのではないかと、うれしく思います。

昨日、東京からの帰りに、ソラシドエアの機内誌「ソラタネ9月号」で、こんな記事を見つけました。タイトルは「自分の畑をつくりたい」。「延岡市に住む北浦小学校5年生の松原広明くんは、小学3年生からトラクターを1人で乗りこなす。「特にターンをする時が面白い」と言い、ハンドルさばきも見事なものだ。松原家では『働いて社会とつながる』という方針のもと、子どもたちが自分の力でお小遣いを稼ぐ。今年、広明くんには与えられたのは5アールの田んぼ。「もち米は値段が高いから楽しみ」と話しながら、草取りに余念がない。(中略)広明くんは小学校からは徒歩1時間かかるが、早く帰れる日は走って帰宅し畑へ直行する。小麦でパンを作り、白菜や大根は売るので」という記事、それとトラクターに乗っている笑顔の広明君の写真に癒やされたものです。

この松原家族は、5年前に福岡県から父・学さんのふるさとへ帰ってこられたようです。広明君と弟の慧君(8歳)、正周君(3歳)の3兄弟が、今は、まき割りや風呂たき、出荷用の鶏の卵集めといった仕事を担当しているという、ほほ笑ましい内容でありました。このような形でU I Jターンの家族の成功例が続くのではないかと思います。そこで、今後の移住政策の取り組みについて、同じく総合政策部長にお伺い

いたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 県では、平成27年度に、東京と宮崎に「宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター」を開設しまして、情報発信や相談体制を強化するとともに、市町村が実施します空き家バンク制度やお試し滞在の実施等に対する支援を行うなど、さまざまな移住施策に取り組んでいるところでございます。

今年度から、本県出身者に焦点を当てまして、Uターンの働きかけを強化することとしまして、大都市での同窓会等の若者が集まる場や移住希望者登録制度「宮崎ひなた移住倶楽部」などを活用して、移住希望者の掘り起こしや効果的な情報発信にさらに努めていきたいと考えております。本県にとりまして、人口問題は大きな課題でありますので、今後とも、市町村や関係団体と一体となって、移住・U I Jターンの推進に積極的に取り組み、地域の担い手確保や活力の維持・増進等につなげてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 さらに移住促進で、官民一緒になって、地域の産業、暮らし、またにぎわいを創出していただきたいと思っております。

商工会連合会様の要望は多岐多様にわたりましたが、最後に、何よりも交通インフラの整備、とりわけ東九州自動車道の県南区間と九州中央自動車道と主要国県道路の整備促進です。それは、地域の産業・経済・観光、そして県民福祉の向上には欠かせない、最も実効性のある事業であることに意見が集約されました。そこで、要望の最後に、東九州自動車道の県南区間と九州中央自動車道の早期整備に向けて、知事の意気込みをお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 東九州道の整備が進むことによって、最近では、企業の新規立地が進

むなど、インフラ整備とそういう地域振興の好循環、チャンスの風が吹いているのではないかと受けとめております。この風を捉え、さらなる飛躍を図るためには、人や物の交流により、本県経済の活性化はもとより、九州の一体的な浮揚にもつながる東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備が大変重要であると考えております。

このため、私はこれまでも、ミッシングリンクを抱える県の知事として、また、この2つの路線の建設促進協議会の会長として、関係各県や市町村、経済団体等と一体となって、先頭に立って早期整備の必要性を強く訴えているところであります。高速道路はつながってこそ、その真価が最大限発揮できるものでありますので、今後とも、東九州自動車道及び九州中央自動車道の日も早い全線開通に向けて、全力で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 自動車専用道路がリンクすることで、一般道の渋滞も緩和され、互いの時間短縮につながり、その結果、営業や乗客輸送車両ドライバーのシフトが改善されます。私たち県議団も、昨年12月に直接、石井国交大臣に要望書を渡してまいりました。一日も早い整備促進に、ともに頑張っていきたいと思っております。

次の項目に移ります。自殺対策についてお伺いいたします。

9月10日は「世界自殺予防デー」であり、10日から16日は自殺予防週間でした。代表質問でも松村議員が質問され、また14日付の宮崎日日新聞の社説にもございましたが、私も、子供と若者の自殺対策についてお尋ねいたします。

昨年、本県の自殺者は前年比50人減の205名、ピークの平成19年からは半減しました。ま

た、10万人当たりの自殺死亡率は18.8人で、過去20年で最少になり、2年連続の全国ワースト3位から11位に改善されました。これは、平成20年度に宮崎県自殺対策行動計画を策定以来、県、市町村、関係機関・団体と連携し、総合的に自殺対策に取り組んでこられ、減少傾向につながったものと評価いたします。

しかしながら、全国でも本県でも、15歳から39歳の死因の第1位が自殺であり、先ほど申し上げた人口10万人当たりの自殺死亡率は、先進国の中でも最も高く、政府が7月に閣議決定した自殺総合対策大綱では、この現状を非常事態と指摘し、新たな重点施策に「子ども・若者の対策」を掲げました。そこで、今後の取り組みを2点お伺いいたしますが、初めに、子供・若者への自殺予防の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県においては、子供・若者への自殺予防の取り組みといたしまして、この世代が、情報収集の手段としてインターネットを活用することから、自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」を開設し、相談機関などの情報提供を行っております。また、グーグル、ヤフーの検索サイトで、例えば「疲れた」「つらい」などの言葉を入力した場合、自殺予防ポータルサイトの広告が表示される検索連動型広告を導入し、相談機関につながりやすい環境を整備しているところであります。

さらに、子供や若者がEメールで相談することができる「宮崎こころの保健室」を運営しているほか、メンタルヘルスの啓発や相談機関の周知のため、中高生や大学生向けの出前講座を実施しております。今後とも、これらの取り組みを推進するとともに、教育機関や民間団体等

との連携を強化しながら、子供・若者への自殺予防に一層努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 県の資料には、「こころの悩みを相談したいと思ったとき、相談先の情報をどのように得るか」というアンケートに、世代全体では「家族や友人、同僚など身近な人」が多いのですが、若者世代は「インターネット」が最も多いようです。若者対策には、このようなインターネットや、入り口件数の多いメールでの相談や、多職種の連携で個々の状況に合わせた相談窓口を充実させていただきたいと思っております。

次に、教育長にお伺いします。児童生徒の自殺予防のために、県教育委員会ではどのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 児童生徒の自殺予防を図るためには、生命の大切さや人生のかけがえのなさを実感させる教育を進めることが、極めて重要であると考えております。本県では、各学校における道徳の時間や学校生活のさまざまな場面を通して、自分や他人の命や思いやりを大切にする心の育成に取り組んでおります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを公立学校に配置・派遣し、悩みを抱えた児童生徒へのカウンセリングや教職員の対応についてアドバイスを行うなど、学校の教育相談体制の充実を図っているところであります。

さらに、学校以外にも悩みを相談できるよう、県教育研修センター内の「ふれあいコール」などの相談窓口を掲載したカードを作成し、児童生徒に配付をしております。今後とも、かけがえのない命を大切にする教育を推進

するとともに、児童生徒の悩みや苦しみを受けとめる相談体制を充実させることで、自殺予防に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 よろしくお願いたします。子供の早い段階での命を大切にする教育、とても重要だと考えます。先ほどの自殺総合対策大綱では、「地域レベルの実践的な支援強化」や「生徒が発するSOSのサインの出し方教育」の推進が盛り込まれております。若い世代の自殺対策の取り組みをお願いいたします。

次に、警察行政について、警察本部長にお伺いいたします。

テロの脅威が連続的かつ、その手法も深刻化を増しております。ことし4件のヨーロッパでのテロ事件を近い順にまとめてみますと、9月15日、頻発しているロンドンで、今度は地下鉄車内で爆破装置を使ったテロと見られる事件が発生。30名以上の乗客が、手や顔にやけどなどの負傷をしました。16日の朝に、事件に関与した疑いで18歳の少年が拘束されました。

8月18日、スペイン、バルセロナの人気観光スポット、カタルーニャ広場の通りで、暴走車が群衆に突入。14名の死者と100人にも及ぶ重軽傷者が出ます。

翌日の8月19日、フィンランド南西部トゥルクで、通行人を無差別に刃物で切りつける事件が発生。2名が死亡し、8名が負傷した。当初は殺人事件として捜査していたが、テロを目的としているという情報が入り、現在捜査中。

7月28日に、ドイツ北部のハンブルクのスーパーマーケットで、男が刃物を持って買い物客などを無差別に襲撃する事件が起きた。1名が死亡。テロ目的であったようだとあり、枚挙にいとまがありません。

このように、決して許すことのできない凶行

が続いており、テロが相次ぐヨーロッパでは、各国が銃器や爆発物に対する取り締まりを強めています。しかし、I Sはそれを逆手にとり、「爆弾がなければ車でひき殺せ」と、ネット上で呼びかけているのです。実際、昨年以降、欧州で多発しているテロは、刃物や車を用いたものであると解説しております。

我が党の機関紙にも次のような記事がありました。「過激派組織「イスラム国」(I S)が2014年6月29日に「国家の樹立」を宣言してから3年が過ぎた。イラクとシリア両国にまたがる広大な地域を支配していたが、米軍主導の有志連合などの激しい攻撃を受け、その大半を失いつつある。I Sの弱体化は進んでいるが、その脅威が今後、東南アジアで広がろうとしており、警戒が必要だ。衝撃的なのは、フィリピン南部ミンダナオ島のマラウィ市を占拠した、I Sに忠誠を誓う武装勢力とフィリピン軍との戦闘が5月から勃発したことだ。戦闘は続いている」という内容であります。

ヨーロッパもさることながら、徐々に脅威はアジアにも押し寄せているのが現状ではないでしょうか。県警察本部では、テロやサイバー攻撃に対処するため、外事課を設置したと知りました。そこで、外事課設置の経緯と業務の概要について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(郷治知道君) 東京オリンピック開催を控えた日本において、テロへの脅威が増大する中、本県におきましても、港や空港からのテロリストの入県や拠点化、さらには、爆弾テロ等も懸念されるところであります。本県では、過去に北朝鮮工作員による密入出国や拉致事件も発生しておりまして、さらには、近年、国内外において続発しておりますサイバー攻撃への対応も求められております。

こうした現状を踏まえまして、県民の安全を守る的確な治安対策を推進する観点から、警備部内に外事課を設置して体制強化を図ったところであります。外事課の業務につきましては、北朝鮮等による対日有害活動や不正輸出対策、国際テロ対策、サイバー攻撃対策などを所掌しております。

○重松幸次郎議員 本当に大事な取り組みであると思います。それでは、具体的に、初めにテロ対策についてであります。県警として、国際テロ対策にどのように取り組んでいくのか、同じく警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(郷治知道君) 県警では、国際テロを未然に防止するため、入国管理局、税関等関係機関と連携しまして、外国クルーズ船への対応も含めた港や空港における水際対策を実施しております。また、関係機関と連携した居住外国人の実態把握及び違法行為に関する情報も収集しております。

さらに、警察と民間事業者や地域住民等が一体となって推進する日本型テロ対策として、爆発物原材料販売業者及びテロリストの利用が懸念されるホテル等の宿泊施設、インターネットカフェ、レンタカー事業者等との連携に取り組んでおります。本年2月には、官民一体となったテロ対策宮崎パートナーシップ推進会議を設立して連携強化を図っているところであります。

○重松幸次郎議員 よろしくお伺いいたします。冒頭、例を申し上げましたとおり、刃物や車だけでテロ行為を企てる昨今であります。国内に侵入するだけで犯行は容易に強行できるというふうに考えます。未然防止の対策を関係機関と連携して、よろしくお伺いいたします。

次に、サイバー攻撃への対策についてお伺い

します。サイバー攻撃とは、コンピューターネットワークを利用して不正侵入し、データを盗む、もしくは改ざん、破壊するといった行為です。中でも、影響が甚大で深刻なものや、政治的・社会的混乱を目的に行われるものは、サイバーテロと呼ばれております。

サイバー攻撃で狙われるのは、私用のパソコンに保存されている個人情報や、政府や企業が管理している機密情報だけでなく、生活の基盤となるインフラ——社会資本、例えば海外では発電所や運輸機関など——に対するサイバー攻撃も多発しており、対策が急がれております。そこで、県警の外事課が取り組んでいるサイバー攻撃対策について、警察本部長に再度お伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 議員からお話がありましたように、外事課が所掌しておりますサイバー攻撃は、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させてしまうサイバーテロや、情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンスがあります。

サイバー攻撃対策の要諦は、ライフラインや金融など重要インフラ事業者等との連携による被害の未然防止・拡大防止にあります。県警では、重要インフラ事業者に対するサイバー攻撃の脅威等に関する情報提供や共同対処訓練などを通じて、緊急対処能力の向上を図っております。サイバー攻撃事案を認知した際には、サイバー犯罪対策課及び情報技術解析課と連携して、情報収集や所要の捜査を実施して、被害の拡大防止に努めているところでございます。

○重松幸次郎議員 大変巧妙なコンピューター相手の犯罪になりますので、本当に、研修またそういう教育等をよろしくお伺いしたいと思

います。先ほどのテロ対策とあわせて、サイバー攻撃への対策もよろしくお伺いしたいと思

質問の最後になりました。防災・減災については1点だけお伺いいたします。

NPO法人宮崎県防災士ネットワーク宮崎支部が、宮崎北警察署、宮崎南警察署、高岡警察署と、防災対策に関して、相互協力協定を本年8月22日に締結され、ニュースでも大きく報じられました。その協定の概要は、地域防災力向上のため、災害危険区域情報の共有や各種防災訓練、そして防災士のスキルアップなどを図るためということだそうです。

これまで何度も議論がありましたが、大規模災害への備え、発災時の対応、そして復興支援には、官民一体となり、また地域自治会の共助、各家庭や個人の自助がなくてはなりません。特に地域（自治会）の取り組みが大事であります。そのために、県が積極的に防災士養成に取り組んでこられましたが、改めまして、地域防災力の向上のためには、防災士の力を積極的に活用していくべきと思いますが、県の考えを危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 本県では、平成17年の台風14号を教訓に、地域防災力の向上を目指して、防災士の養成に取り組んできたところでありまして、県内の防災士の数は、本年4月現在、3,710名で、10万人当たりの数では、全国5番目となっております。

防災士は、地域や企業、学校、団体等において、防災リーダーとして活躍いただいておりますが、県でも、防災士の専門的な知識・技術・技能を、より多くの地域の自主防災活動に生かしていただくため、宮崎県防災士ネットワークと連携しながら、地域や企業、団体に防災士を

派遣し、出前講座の開催や防災訓練等の支援に取り組んでいるところであります。

防災士は、地域防災のかなめでありますので、引き続き、より多くの防災士を養成するとともに、スキルアップ研修等の実施により、防災士のレベルアップを図り、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 よろしくお願いいたします。先ほどの警察各3署との協定も本当にありがとうございました。また今後とも、推進のほどよろしくお願ひしたいと思います。

危機管理統括監からお話いただきました、3,700名を超える陣容になりましたのも、宮崎県が養成のための講座受講を主催され、その費用を担われてきたことが大きな要因だというふうに思います。あえて参考までに申し上げますが、防災士になるには、通常は、先ほどの講座受講料を含み、6万円以上かかると言われておりますが、本県では、資格取得試験受講料と認証登録申請手数料のみの8,000円で取得できます。これまでの県の取り組みに感謝申し上げ、またさらに防災士の陣容を広げて、地域に根差す防災・減災の活動が広がっていただきたいと願うものであります。

以上で私の質問を終わります。大変ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) お疲れさまです。今議会の質問も、きょうが最終日です。代表質問、一般質問、自民党の最後の質問者ですので、自民党らしい質問をしていくように心がけていきたいと思ひます。

一事だけは願ひが必ずかなうという大変評判の高い、えびの市加久藤地区栗下の金松法然様への県道からの入り口近くに、天台宗の古刹が

あります。お寺の名前を三徳院と言ひます。三徳院は盲僧寺であります。現在は住職はおられませんので、日南市の長久寺の御住職が代務をされております。本日は、えびの市から、三徳院盲僧の子孫の方が傍聴をされております。

この三徳院が所蔵しているのが、大変貴重な、私に言わせれば国宝級のものと思ひておりますが、それが盲僧琵琶であります。盲僧琵琶は、九州を中心に盲僧が使用した琵琶ですので、その地域名をとって便宜的に区分されております。三徳院が所有しているのは、薩摩盲僧琵琶の分類に入ります。この三徳院の盲僧琵琶は、現在、東京の国立劇場伝統芸能情報館で、ほかの日本伝統音楽の古典音楽と一緒に展示公開されております。展示期間は先月5日から10月27日までであります。この展示を監修されたのが、武蔵野音楽大学教授の薦田治子先生です。薦田先生は琵琶研究の権威で、平家琵琶を九州地方の盲僧が改造したのが三徳院などの盲僧琵琶で、そこから生まれたのが近代の薩摩琵琶や筑前琵琶であると説かれております。そして、先生は、文化的価値の極めて高い、また希少価値の高い盲僧琵琶を、長く大切に保存してほしいとも言われております。それで、日本の伝統音楽の楽器の一つとして国立劇場に展示されている三徳院所蔵の盲僧琵琶が、盲僧琵琶の代表格でありますので、県の文化財にぜひひ指定されることを衷心から願うものであります。教育長の熱意のある前進的な御答弁を期待いたします。

以下の質問は、質問者席から行ひます。(拍手)〔降壇〕

○教育長(四本 孝君)〔登壇〕 お答ひいたします。

三徳院所蔵の盲僧琵琶についてであります。

三徳院の盲僧琵琶につきましては、3面現存しており、通常はえびの市歴史資料館に展示されているところであり、日本の伝統楽器でもある琵琶は、奈良時代以前に日本に伝来し、江戸時代に九州地方でその形状が独自の変化を遂げており、その変遷をたどる上で、えびの市の盲僧琵琶は貴重な資料であると認識しております。

県の文化財指定につきましては、まずは、地元のえびの市の文化財指定が前提となりますことから、県といたしましては、えびの市と協力しながら引き続き調査を進めまして、その由来や製作年代などについて専門家の意見も参考にしながら価値評価を行い、今後、指定について検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 三徳院そのものは市の文化財ということで指定されております。ただ、この盲僧琵琶がその中に入っているか否かは、ちょっとわかりません。入っていないと見たほうがいいと思います。えびの市にもよく指導していただいて、一日も早く県の指定にして、そして、将来は国宝にまで持って行ってほしいと思っております。それだけの価値のある琵琶です。ので、よろしく願いしておきたいと思っております。

記紀編さん1300年記念事業について質問していきたいと思っております。

この編さん事業は、平成24年からことしまで6年間ずっと事業を進めておりますが、日向神話を中心とした神話や神楽、大学の先生たちの講話等がずっと行われてきました。大変成果がありましたし、私も評価したいと思っております。

ところで、記紀というのは、古事記と日本書紀のことです。古事記は上中下の3巻

あって、上巻が神代の話、ここの中に日向神話が入っている。それから中巻、下巻というのは、初代の神武天皇から33代の推古天皇までの治世、系譜とか出来事がずっと書いてある歴史書であります。また、日本書紀であります。これは30巻あります。巻の第1・第2が神代の話、そして巻の第3から巻の第30まで、初代神武天皇から、今度は41代の持統天皇までのことがずっと書かれておるんです。古事記、日本書紀は、神武天皇の前までを神代の世界、そして、神武天皇からは実在した天皇の歴史書として書かれているわけであり、私は、記紀編さん1300年ですから、この記紀の、いわゆる古事記、日本書紀の中身のほとんどは天皇のことが書いてあるわけですから、天皇のことを題材にした事業を本格的に大特集を打ってほしいと思っております。

神武天皇は、高原町で生まれて、15歳で皇太子に即位され、45歳のときに美々津から東征をされた。いわゆる神武東征ですね。そして橿原の地で初代の天皇に即位された。また、神武天皇には、みんな考え方はいろいろあると思うんですが、実在しているんです。だからそのことを踏まえて、ひとつ天皇を中心に、神武天皇を中心にした記紀編さん1300年の事業にぜひ取り組んでほしい。もう残りは3年しかありません。実質的にはあと2年だと思っております。来年か再来年にはこういう取り組みをぜひ行っていくように、知事をお願いを申し上げたい。知事の御答弁をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本県は、古事記や日本書紀に描かれた日本神話の舞台でありまして、初代天皇であります神武天皇の誕生から東征するまでの物語を初め、日本発祥にまつわる多くの神話や伝承が県内各地に残されております。

こうした地域に残る神話や伝承などを県民の方々により深く知ってもらうため、今御指摘のありました神武天皇もテーマの一つとして取り上げて、県内外の大学と連携し、さまざまな講師陣による連続講座や講演会、小・中・高への出前授業で構成します「神話のふるさと県民大学」を開催しているところであります。今後も、このような取り組みを進めながら、「神話の源流みやざき」のブランドの定着に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 点々と取り上げてあるんですけども、ばらばらですね。だから集中してやってほしい。神武天皇は神話じゃないですよ、歴史上の實在の人物ですから。そう考えないと古事記、日本書紀を理解することはできません。古事記、日本書紀をないがしろにしたこととなります。そんなふうにかかれていまして、よく読んでみてください。お願いしておきます。

次に、NHK大河ドラマの「西郷どん」について質問していきたいと思っております。

来年の大河ドラマは、今言った「西郷どん」になるわけですが、5月からもう既に撮影があつて、8月23日から今月の初めまで鹿児島でロケがありました。宮崎でもロケをするという話を耳にしております。それで、大河ドラマは大体50回シリーズなんですね。そのうちのどのくらいが宮崎県が舞台になるのか。そして、その中身はどういう内容になるのか。NHKに要望された知事ですので、知事に質問したいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 来年の大河ドラマの「西郷どん」につきましては、ドラマの原作となります林真理子さんの小説の連載がこのたび終了し、その最終回で、薩軍の宿陣となりまし

た延岡の俵野の児玉邸において、西郷隆盛が最後の軍議を開いたことや、陸軍大将の軍服を焼いたことなどのエピソードが掲載されているところであります。また、脚本家の中園ミホさんも、ドラマの制作スタッフとともに、西郷隆盛宿陣跡などに事前取材に訪れておられるということをお考えますと、ドラマのクライマックスシーンで本県を舞台にしたエピソードを取り上げていただけるものと、大いに期待をしているところであります。

○中野一則議員 ぜひ、50回のうちのかなりのところを宮崎県を舞台にしたドラマにしてほしいと思うんです。聞いたら、まだ今からいくらでもどうにでもなるんだそうですね。後々のことは、まだ具体的に決まっていらないんです。だから一つでも多く。西郷さんのおられたときには、宮崎県の諸県地方を中心に、半分ぐらいは旧の薩摩藩だったし、西南戦争のときは、ここも鹿児島県でしたから、西郷さんあるいは西南戦争にまつわることがたくさん市町村にあるんですよ。そういうことを含めると、ぜひ大河ドラマの中に大いに取り込んでほしいし、また、ドラマの最後にいつも——今は直虎ですから「直虎紀行」とありますよね。恐らく「西郷どん紀行」というふうになると思うんです。あそこでは頻りに県内が出てくるように——鹿児島県知事も何回も陳情されているそうですから。知事も1回しか、あれ以来行っていらっやしませんよね。行ってその辺のことも要望してください。お願いしておきたいと思っております。

大河ドラマをすると、経済効果がいつも話題になります。日銀の鹿児島支店が、この「西郷どん」について既に経済効果を出しております。ちなみに、10年前にやった「篤姫」のときが296億円。これを上回る試算がしてあるんで

す。307億円です。そして、観光客の増が163万人見込まれると。だから、さっき言ったように、宮崎県がほとんどこの戦争の舞台にもなったし、旧鹿児島県でもあったし、大半が薩摩藩でもあった宮崎県ですから、そのあたりを考えた場合に、宮崎県としてのこれにまつわる経済効果をぜひいろいろと仕組みで取り組んでほしいと思うんです。そのあたりのことを商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 大河ドラマ「西郷どん」の放映が始まりますと、ドラマゆかりの地に関する知名度や関心が高まり、観光客の増加が期待されるところでございます。このため、先般、鹿児島県や熊本県と連携いたしまして、大手旅行会社に対し、各県に残る西郷にまつわるストーリーの紹介や、ゆかりの地をめぐる視察ツアーを実施し、ドラマ放映に合わせた周遊旅行商品の造成を働きかけたところでございます。今後とも、関係市町村はもとより、隣県とも連携しながら、ドラマの放映効果を最大限に生かした観光誘客を図り、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 「西郷どん」が終われば、すぐ鹿児島県は次作に対していろいろと取り組んでいくと思うんです。「篤姫」が終わって、すぐ翌年から取り組んだのが、この西郷隆盛だったんです。それで、鹿児島県はそうするんだと思う。宮崎県の人物が大河ドラマになったことは1回もありませんから、ひとつ今度こそは、宮崎県の人物が主人公になる大河ドラマを、人物を選定して取り組んでほしいと思います。大河ドラマは脚色できる人物でないといかんそうです。それから、現在の傾向は、恋愛とか家族愛とか、それが大きくクローズアップされたド

ラマになっているそうですから、そういうのにふさわしい人をひとつ選んで、早急に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、知事の政治姿勢と危機管理についてお尋ねしていきたいと思っております。

まず、今月中に衆議院が解散されて、来月には選挙になるようであります。今回の衆議院選挙は、どうも憲法改正が争点になると思うんです。中でも、9条を改正するか否かということになると思うんです。それで、知事に、9条改正に賛成か反対か、率直にお答え願いたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 憲法は、国のあり方にかかわる最高法規、その根幹をなすものであります。制定されてから70年が経過し、我が国を取り巻く安全保障環境の変化など、国内外の情勢が大きく変化している中で、憲法改正をめぐる議論というものが大変活発化しております。私は、議論することは大変重要であるというふうに考えております。特にこの9条の改正につきましては、賛成・反対の立場からさまざまな意見が表明されており、私もいろんな論点があると考えております。この憲法改正につきましては、基本的に、国会や主権者たる国民の間で幅広い視点からの十分な議論が尽くされるべきものというのが基本的な考え方でありまして、その根幹たる最高法規の憲法のさらにその三大原則の一つ、平和主義にかかわる9条の改正につきましては、非常に慎重な国民的な議論が必要なものというふうに考えております。

○中野一則議員 国民投票になれば、知事も一票を投じられるわけですから、よろしく願っておきます。

それで、ことしの5月3日でしたが、安倍自民党総裁がビデオメッセージで、9条の1項、

2項は残して、自衛隊を明文で書き込むという考え方を発表されました。このことについて知事はどのように評価されるか、賛否を含めて御答弁を願いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） まず、自衛隊につきまして、我が国の平和と独立を守るという大変重要な使命を担いますとともに、大規模災害での救援活動におきましても、大きな役割を担っていただいている。私も、本県での口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生時の支援などを通じて、大変頼もしく感じておりますし、多くの国民の支持や信頼を得ているものと、そういうふうに認識しております。

この自衛隊につきまして、憲法の中に位置づけるということに関しては、これもさまざまな論点があるかと思えます。あえて2点挙げるとしますれば、この3項なり追加することにより、平和主義の根幹たる1項、2項、戦争放棄、戦力の不保持というものが、そのコントロールが及ばないものになりかねない。条文の書き方にもよると思えますが、そういう意味では非常に慎重に考えていく必要があるかと考えております。

もう1つは、さまざまな行為でありますとか判断というものは、これまでの歴史やそのときの時代情勢というものから逃れることはできないということでございます。この70年間積み重ねられてきたさまざまな議論、運用、その歴史というものを踏まえて、これまで政府解釈の上では合憲とされてきたものを、あえて条文に書くことの意味をどう考えるのか。しかも、この70年間改正されていなかった憲法、その中でもいろんな議論のある9条を議論することが、国内外にどのようなメッセージを発するのかというような論点もございます。

さらに、北朝鮮による、たび重なる挑発が行われている。そういう状況における議論を喚起するということがどのようなメッセージを起こすのか。

そういうふうな大局的な観点から、総理はいろんな御判断の上で提案をされたものというふうに考えておりますが、これは非常に慎重な議論が必要ではないかというのが私の考えであります。

○中野一則議員 選挙でいろいろ論議されますから、1カ月内外でいろいろと取り組まれるだろうと思えます。私個人としては、9条の第2項の戦力の不保持ということをやはり改正すべきだと思うんですが、なかなかそれは難しい面もあるからということで、総裁もさっき言ったようなことを書き込むということになったんだろうと、こう思っております。

なお、私個人としては、自衛隊は国民の90%が信頼しているという内閣府の調査があります。しかし、27年の7月でしたか、朝日新聞がアンケートをした憲法学者の63%が「自衛隊は違憲」だという回答です。専門の憲法学者がそう言っているんです。それでは、自衛隊員に誇りとか名誉を持たせて、日本国をあるいは日本国民を守らせるというのは非常に忍びないなという気がしてなりません。せめて自衛隊が明記されることを願ってやまないものであります。

次に、獣医師の確保の必要性についてですが、まず、なぜ獣医師が必要かという、これは畜産の振興が第一だと。畜産県の宮崎県であればなおさらのことです。それから、家畜伝染病への備え、対応。宮崎県は、残念ながら、92年ぶりということで平成12年に口蹄疫が発生しました。そしてまた、その10年後の22年に発生して、29万頭に及ぶ牛・豚が殺処分され

た。また、鳥インフルエンザも毎年のように発生しているし、PEDとかBSEとかいろんなことが発生してきました。

そういう必要性の中で、県内の獣医師の現状というのは、県庁の獣医師、これはきのうも答弁がありました。毎年計画的に採用されて、平成22年163人であったのが、現在は176人の獣医師がいるということです。しかし、産業獣医師の中心である農済、県下に4つ共済組合がありますが、必要人員の確保に苦慮されております。毎年、新人の獣医師を採用できないと。それで中途採用でOBたちを中心に補充しているというのが現実。そしてまた、来年度採用の試験がもう既にあったんですが、6人募集したけれども、1人しか応募しなかったと。こういう現実があるんです。それで、県庁は事足りているんですが、県全体は不足しているという認識ですけれども、知事として、県内の獣医師が不足しているのか否かということの認識をお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） まず、本県の県職員の公務員獣医師につきましては、家畜防疫対策や食品の安全性確保など、担うべき役割の重要性がますます高まってきておりますことから、県ではさまざまな確保対策に取り組んできた結果、口蹄疫発生後の平成23年度の163名から、本年度は176名になるなど、徐々にその成果が見られているところであります。しかしながら、全国的に見れば、本年度の都道府県の募集人数の合計は約460名となる一方で、昨年度の就業人数は100名程度にとどまっております。公務員獣医師の確保は大変厳しい状況にあるものと認識しております。

また、一方、県内の産業動物診療獣医師につきましては、農業共済組合等の診療所や個人診

療施設において、約200名が産業動物の診療に当たっております。本県では、家畜伝染病の発生防止や、万一の際の迅速な防疫対策に鋭意取り組んでいるところでありまして、関係機関と連携しながら、県全体の獣医師確保にこれからも努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 再度お尋ねしますが、県内の大動物の獣医師は不足しているんですか。そのあたりのことの御認識を。全国的なことは聞きましたが、不足云々という言葉はなかったようですので、もう一度御答弁ください。

○知事（河野俊嗣君） 最後に申し上げましたように、家畜伝染病の発生防止、また迅速な防疫対策というものを徹底する上では、産業動物にかかわる獣医師というのはもっと確保していく必要があると、そのような認識で取り組んでおるところであります。

○中野一則議員 もっと確保ということは、不足しているから確保せざるを得ないと。そういうことで、不足しているという御答弁だったというふうに思います。

次に、きのうの日本農業新聞の1ページに、農水省が、産業動物獣医師が不足している現状で、修学資金を増額するという記事が載っておりました。これは概算要求をしたという記事でしたが、修学資金は、現在、国公立が月額10万円、私立大学が12万円。国公立大学はそのまま置いて、私立大学を18万円にするという記事がありました。その財源は、国が2分の1で自治体が2分の1と書いてありましたが、きのう聞いてみたら、自治体の2分の1で対応しているのは、県庁の獣医師のみに対応しているということでしたから、農済なんかは不足しているわけですので、農済の採用のためにも、ぜひ修学資金が貸与できないものかどうか。県が出さな

いと国も出さんわけですので、自前でせんないかんということになります。ぜひそのあたりのことをやってほしいと思っておるわけでありませう。知事の御答弁をお願いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 実態として、県内では農業共済組合の診療所に約110名、産業動物の診療を行っていただいているところでありまして、この人数は20年ほど安定的に推移しているところではありますが、将来にわたってこの水準を維持していく必要がある、そういう認識であります。御指摘がありました国の修学資金につきましては、農業共済組合においても半額を負担した上で、獣医師確保に向けて取り組みができる、そのような制度になっております。実際、本県ではこれを活用した事例もありますので、今後とも、農業共済組合等、関係団体と連携を図りながら、学生に対する本制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 現時点では、農済組合はこの恩恵に浴しておられないそうです。だから、ぜひ県でよく協議をしてもらって、支援する形をとってほしいと、このように思います。お願いしておきます。

次に、南海トラフ地震等についてですが、マグニチュード9クラスを想定した南海トラフ地震が発生すると。いろいろ被害が出るので、そのために県も減災計画を立てて今日に来ました。当初、国の人的被害想定、これは平成24年8月でしたが、県内で4万2,000人死亡するという内容でした。翌年の10月に県が発表したのでは、3万5,000人から2万8,000人。それで減災目標を立てて、本当はゼロを目指したいんだけど、8,600人に軽減していきたいと、こういう計画を立てているわけでありませう。

それで、東日本大震災が起こってから6年6

カ月が経過したし、減災計画を立ててもう4年が経過したんです。今日、想定されるような地震が発生した場合に、何人の犠牲者が出ることになるのか、危機管理統括監にお尋ねします。

○危機管理統括監(田中保通君) これまでの取り組みにより、人的被害がどの程度まで軽減されているのかにつきましては、現時点での試算が困難なため、明らかではありませんけれども、住宅の耐震化率が、計画策定時は72%だったものが、平成26年度末で77%に向上してきていることや、沿岸市町で津波避難タワー等が13基完成し、約6,400人程度の収容が可能となったこと、さらに、津波避難ビル651カ所が確保され、これらの施設を利用した津波避難訓練が各地域で活発に行われていることなどから、人的被害の軽減対策は着実に進んでいるものと考えております。

○中野一則議員 はっきり数字は出ないが着実に進んでいるという話でありましたが、年次計画を立て、それだけお金もつぎ込んでやっているし、避難訓練もするし、あるいは建物耐震化率も77%で、最終的には90%を目指したいとか、早期避難を70%にまで引き上げるとか、いろいろやっているわけですので、何人救えるかということを示して取り組んでほしいと思うんです。では、8,600人を達成するのは平成何年になるわけですか。

○危機管理統括監(田中保通君) 新・宮崎県地震減災計画では、おっしゃったとおり、建物の耐震化率を90%に高めること、あるいは早期避難率を70%に高めることによりまして、人的被害を約3万5,000人から約8,600人に減少させるとともに、さまざまなソフト・ハード対策を講じることにより、さらに被害を軽減していくことを目標としております。このうち、死者数

の低減の前提となります、例えば耐震化率、これは平成32年度末を目標にしております。それから、津波避難タワー等の整備は、平成31年度末を目標としております。

被害軽減のための対策は、このように迅速に取り組むべきものや、一方で長期間を要するものもありまして、この減災計画では、5年程度の短期、10年程度の中期、20年から30年程度の長期の3つの区分に分けて、計画的に取り組んでいるところであります。また、新たに対応すべき課題が発生することも考えられることから、この計画は毎年度見直しを行っているところでありまして、計画の終期についていつと明示することは、なかなか難しいところでございます。

○中野一則議員 毎年見直しをされるのであれば、そのとき何人が犠牲になるということぐらひは立てて、そして、目標をきちんと立てて、やってほしいと思うんです。これは予算を伴う話ですから、大変難しいことだと思いますが、計画は計画できちんと立てておってほしいと思います。

それから、災害時の支援協定、民間と何回となく締結されておりますが、これの締結件数なり、支援内容の管理状態をどう把握しているか。また、締結して久しくなるのもありますから、締結者との連携状況、そういうものについて危機管理統括監にお尋ねします。

○危機管理統括監（田中保通君） 災害時に民間団体等から協力をいただくため、県で締結しています災害時応援協定は、91件となっております。協定締結につきましては、応援内容に応じまして、関係部局が窓口となって締結しているところでありまして、危機管理局において、全庁的な締結状況を把握しているところでござ

います。また、協定締結しました団体との連携につきましては、県総合防災訓練への参加あるいは定期的な連絡先等の確認によりまして、実効性の確保に努めているところでございます。今後とも、迅速に災害対応が実施できるよう、団体との協定締結の推進、連携確保に努めてまいります。

○中野一則議員 次に、北朝鮮の弾道ミサイルへの対応等について質問していきたいと思えます。来月、住民避難訓練を新富町で行うという文書をいただきました。できたら、一日も早く全市町村でこの訓練計画をしてほしいと思えますので、そのような訓練計画があるかないかということをお尋ねしたいと思います。

先月29日の弾道ミサイル、あのときに北海道上空を飛びましたが、その日にちょうど北海道に行きました。翌日の新聞では、いろんなうまうまかかったことが全ての新聞に載っております。また、秋田県では、既に3月17日に男鹿市でこの訓練をしています。今月27日には由利本荘市でされるんです。その辺のことも調査しながら、県下全てで実施していただきたいと思えます。そのような計画についてお尋ねします。統括監、お願いします。

○危機管理統括監（田中保通君） ミサイルの発射への対応の訓練でありますけれども、現在、10月を目途に、新富町において避難訓練を行う予定としております。他の市町村につきましても、訓練の実施を依頼しているところでございまして、このような訓練を通じまして、身の安全を守る方法について、県民の理解を深めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 市町村からの依頼じゃなくて、県が計画的にやってほしい。県から言ったから向こうから依頼した形になっているのかど

うかわかりませんが、ひとつ計画的に。やっぱ訓練しておかんといかんと思うんです。よろしくをお願いします。

Jアラートの避難の呼びかけで、これも曖昧な話で、当初は、「頑丈な建物か地下」にすぐ逃げなさいと言う。途中で、頑丈な建物ではいろいろあったんでしょね、「建物の中か地下」という話です。こういうところが県下にもどのようにあるんですかね。それを市町村が、あるいは県がちゃんと、こことここですよということを把握されているのかということ。今度、防災拠点庁舎をつくらうとして、今、工事が始まったようではありますが、この庁舎が弾道ミサイルに耐え得る建物かどうか。地下をつくるなら、その地下は逃げ込める地下になっているのかどうかをお尋ねします。

○危機管理統括監（田中保通君） 議員おっしゃるとおり、国のJアラートの文言は今回変更になりまして、「頑丈な建物や地下」から、「頑丈」というのを取って「建物」というふうに変わったところがございます。これは、住民の方々が、屋内にいたにもかかわらず、わざわざ頑丈な建物を求めてあえて外に出るということもありましたので、「頑丈」というのを取ったということがございます。基本は、屋内に退避していただいて、できるだけ窓がない部屋ですとか、窓から離れて身を守るということが求められているところがございます。

防災拠点庁舎につきましては、総務部長のほうから答えさせていただきます。

○総務部長（桑山秀彦君） 国におきましては、着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるということで、頑丈な建物へということが言われておったわけですが、その「頑丈な建物」についての定義はございません。そう

した中でありますけれども、防災拠点庁舎に関して申し上げますと、その性格上、高い耐震性能を有していることなどから、頑丈な建物に含まれるような建物であろうと思っております。また、防災拠点庁舎には地下がございまして、そこは外来者用の駐車場に充てることとなっておりますので、ミサイル落下時のような有事の際には、来庁者等が避難することは可能でございます。

○中野一則議員 できたら、頑丈な建物は県下のどこにどのようなのがあるとか、地下はどこにあるとか、早くその辺を示すようにしてほしいと、要望しておきたいと思っております。

私は、ここに来て、やはり核シェルターの整備というものを急がないかんと思うんです。外国はどんどん進んでいる。日本だけです、していないのは。全国に先駆けて宮崎県が取り組んでほしい、こう思うんです。スイス、イスラエルは100%という話も聞いておりますので、よろしく願いいたします。こういう取り組みについて、危機管理統括監にお尋ねします。

○危機管理統括監（田中保通君） ミサイル落下に備えました避難用のシェルターの整備につきましては、全国的な課題ではないかと考えております。まずは国において検討されるべきものと考えておりますので、その状況を見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 核シェルターについては、宮崎モデルと言われるぐらいの取り組みをよろしく願いいたします。

次に、硫黄山の規制解除についてですが、4回目の規制が始まってもう既に4カ月が経過しました。えびの高原の観光への影響等を初め、周辺にいろいろと影響が出ておりますので、これが一日も早い解除をお願いするものです。1

回目のときが26年10月24日ですが、6カ月間規制がありました。2回目、3回目はちょうど1カ月でありました。今回は4カ月を超えているという状況ですので、いろいろとバス会社とのトラブル等も発生しておりますから、この規制解除の見通しを、危機管理統括監にお尋ねいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 硫黄山の噴火警戒レベルでありますけれども、ことし5月9日に噴火警戒レベル2に引き上げられたところでございます。その後、傾斜変動が継続していたわけなんですけれども、8月中旬ごろから停滞する傾向が見られておりましたが、9月5日に、現地（えびの高原）で、体に感じる地震を含む64回の火山性地震と、再度、傾斜変動が観測されたところでございます。气象台と今、いろいろと協議をしておりますけれども、今回の地震が硫黄山付近のごく浅いところで発生しまして、傾斜変動が見られたことから、これまでの活動経過の考察・解析を進めているところでございます。今後の活動の推移も含め、一定の検討期間が必要であるというふうに伺っております。このため、レベル引き下げにつきましては、現時点ではまだ見通しが立てられない状況でございます。

○中野一則議員 解除されても、また次、次、次と、今度で4回目ですからね、あると思うんですよ。そのためには、残った道路をびしっと整備しておくことだと思うんです。えびの高原小田線、栗野停車場えびの高原線、このあたりの整備を急がれることを、県土整備部長に要望しておきます。よろしく願いいたします。

次に、消防団員の確保であります。現在確保されている市町村は4町村だそうです。22の市町村が確保されていないということで、その

合計が1,189名。これは恒常的になっているということでありました。消防団員には出動手当が出ているわけですが、これが市町村でかなりのばらつきがあります。2,000円から5,000円の範囲内です。地方交付税の算定基礎は7,000円だということを知りました。隣の鹿児島県湧水町は8,000円出ている。これも町に確認したら、前の町長の思いがあってやられたという回答でありました。この辺の金額の調整をしながら、ひとつ引き上げをして消防団員をいろいろと処遇していただきたいなど。消防団員は単なるボランティアではないですからね。家庭を、仕事を犠牲にしてやっていることだし、東日本大震災でもかなりの人が亡くなったそういう危険な仕事を、ボランティアとしてやっているわけですので、この辺の取り組みをぜひよろしくお願いいたします。危機管理統括監の御答弁をお願いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 消防団員の出動手当ですけれども、団員数ですとか年間の出動件数など、地域の実情を踏まえた上で、各市町村がそれぞれの条例で定めているところでございます。県としての直接的な関与はなかなか難しいと考えております。しかしながら、出動手当を含めました消防団員の処遇改善は、団員確保の点からも極めて重要であると考えておりますので、今後とも国に対し、市町村への一層の財政支援を行うよう要望いたしますとともに、市町村に対しては、消防団に関する適切な情報提供あるいは助言を行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、人口減少あるいは雇用問題について質問していきたいと思っております。

まず、人口減少であります。27年に総合計画の見直しをいたしました。そのときの推計値は、

2年後の国勢調査で明らかになったんですが、ケース1、ケース2とも、6,000人、7,000人とかなり減っております。それを見通していくと、総合計画目標、いわゆる平成42年ですが、100万人以上をキープするというのが大前提なんです。私の単純な計算でいきますと、パターン2の日本創成会議が推計した数字よりも低く、100万を割ってしまう。97万2,000人という数字が出ました。これは大変なことでありませう。また、総合戦略目標である平成72年、43年後であります、これも80万2,000人をキープするという事になっているんですが、どうも55万いかんようになるんじゃないかと、こういう数字が出ました。また、合計特殊出生率は、当初1.72を出しておりましたが、これも0.01下がって1.71でした。2.07にはほど遠い話であります。しかし、人口が減る、どこかで食いとめられないかん。100万人以上というのは守り切れないかん。そのためには、県の総合計画を、この前見直したばかりでありますけれども、もう一度見直して、所期の目的が達成されるようにしていってほしいと思うんです。そのあたりのことを総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましたように、本県の人口動向を分析してみますと、死亡数が出生数を上回る自然減と、転出者が転入者を上回る社会減が同時進行しております、この人口問題を考える上では、これから親となる若者世代の県内定着を図ることが最大の課題であると認識しているところでございます。そのためには、成長産業の育成加速化などによります良質な雇用の場、若者にとって魅力のある雇用の場を確保すること、そして、高校生や大学生、さらにはその保護者、そのほか、本県へのU I J ターン希望者に県内の

企業についてよく知ってもらうこと、さらには、小学生の早い段階からキャリア教育を行い、県内で働き、暮らす具体的なイメージを持ってもらうことなどが重要であると考えております。来年度は、現行の総合計画アクションプランの最終年度であります。新たなプランの検討を行うこととしておりますので、本県の恵まれた子育て環境を生かし、若者が県内で生き生きと働き、子育ての希望をかなえていけるよう、未来のために今何をなすべきか、そういう観点で再度検討いたしまして、施策を構築してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 人口減少は、ケースが2つ、パターンが2つの、4つのシミュレーションがあるんです。日本創成会議の推計が一番厳しいんですが、それよりも悪い数字で推移しているというのが実態であります。これは焦眉の急というか緊急事態ですので、全力で打ち込んでほしいと。人口が100万人を割れば大変なショックですよ。えびの市が2万人を割ったときは本当にショックで、責任を感じました。宮崎市も40万以下になったときに、あそこの幹部の人が、こんなショックなことはないと私に言われました。ですから、100万人を割るとすれば本当に大ショックですから、そうならないような計画をよろしくお願いいたします。

次に、最低賃金のことについてですが、国の目安金額にプラス1円したおかげで、九州では福岡を除く県と同じ金額になりました。これは県のいろいろな環境整備があつたんだというふうに思います。そのことには深く敬意を表したいと思っております。それでも全国最下位ですから、これから脱却するためには、やはり引き続き環境整備をしてもらってやらないかん。九州の中で少しでも順位を上げて

ほしいと思うんです。そのあたりの取り組みを知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、最低賃金の制度であります。最低賃金法に基づきまして、厚生労働省の中央最低賃金審議会が、経済実態に応じて全都道府県を4ランクに分けて示した引き上げ額の目安を参考に、各地方最低賃金審議会において議論され、その答申を受けて各地の労働局長が決定する、そのような仕組みになっております。

御指摘がありましたように、本県では、今年度、中央審議会が示した目安額に1円上乘せした額で宮崎地方審議会から答申がなされ、昨年度より23円高い737円と決定されたところであります。若者の県内就職を促進するために、県としてもさまざまな取り組みを進めているところであります。産業界におきましても、給与面を含めた働きやすい職場環境づくりなどについて議論していただくことは、非常に大事なことだと考えております。引き続き、雇用政策懇談会などさまざまな機会を通して、そのような機運の醸成を県としても図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 最低賃金ですから、これが全国最下位ということは、日本一給料の安いところというイメージがあるから、高校生の就職のことやいろんなことで影響があると思うんです。福岡を除く九州・沖縄は今一律になったんです。こういうところは、ほかの地域からすると九州だけで、四国も各県ばらつきがあるし、中国地方もあるし、東北だってかなりのばらつきがあるんです。今後は、九州もばらつきが出てくると思うんです。だから、繰り返しになりますが、ひとつ環境整備をしていただいて、この目安にプラスアルファということに取り組ん

で、九州で最下位に、日本で最下位にならないような工夫をぜひお願いしたいと思います。これは真剣に取り組んでください。よろしくお願いいたします。

次に、雇用の現実というか、対策について質問していきたいと思うんですが、今、大企業なり、かなり有力な企業の誘致がありました。そこらあたりの雇用の確保というのはスムーズに行って、必ず500名なら500名できると思うんです。ところが、中小企業はなかなかそうはいかない。有効求人倍率も、いつもあの数字が高いということは、それだけ確保できないという証拠ですから、非常に経営者が難儀、苦勞されているのが現実であります。特に中小企業の中の零細企業、これも雇用の確保に難儀をされております。小売業、飲食業、そして農業も建設業もです。募集するけれどもなかなか集まらないというのが現実であります。時間短縮をしたり、もう廃業に追い込まれると、そういうことを言われる経営者の方もおられます。そのあたりの対策について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県内の労働力不足の実態を把握するために、本年7月に県が実施したアンケート調査によりますと、従業員1人から9人までの小規模な企業におきましては、56.9%の企業が不足を感じていると回答しているところであります。小規模企業における就業状況を見ますと、復職後の女性や高齢者の割合が高い傾向にございますので、こうした方々と企業とのマッチングを行う県の取り組みを、小規模企業にもしっかりと周知し、活用を働きかけてまいりたいと考えております。また、アンケート調査におきましては、人材不足への対応として、業務の効率化や従業

員の能力向上を掲げる企業が多くなっており、引き続き、小規模企業への経営支援を行う商工会等を通して、労働生産性の向上や経営・金融等の相談に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、市町村はもとより、商工会等の関係機関と十分連携を図りながら、小規模企業支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 以上で質問を終わります。
(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 通告に基づいて、まず、カジノ解禁の問題と知事の政治姿勢について質問してまいります。

政府は、カジノを中心とする統合型リゾート施設整備推進法、いわゆるカジノ解禁法をもとに、現在、その実施法案の準備を急いでおります。カジノ解禁法は、昨年12月の臨時国会において、全会一致が原則であるはずの議員提出議案でありましたが、自民、維新、公明の一部が、数に物を言わせて強行したものであります。この法案の委員会審議が始まった段階で、マスコミ各社は厳しい目を向けて社説を出しました。「人の不幸を踏み台にするのか」読売、「危うい賭博への暴走」朝日、「唐突な採決に反対する」毎日、「拙速なカジノ解禁は問題多い」日経などなどです。カジノ解禁法成立直後

に共同通信が世論調査を行っておりますが、カジノ解禁に69%が反対、自民党支持者の60.5%、公明党支持者の79.7%がそれぞれ反対をいたしています。こうした状況は今日さらに発展しており、多くは申し上げませんが、日弁連や全国市民オンブズマン連合会を初め、多くの団体、個人が反対の運動を展開いたしております。県弁護士会は、政府の有識者会議がこの7月まとめた運営ルールについての報告書に、反対する意見書を決議いたしております。

知事は、平成25年9月議会において、マカオ、シンガポールを訪問したことを踏まえ、カジノについて、要約すると、「その集客力、経済効果を実感した。大きなお金、人の流れがあるのをみすみす指をくわえて見ているのはいかがなものか」と発言されて、事実上、カジノ誘致に前のめりの態度を表明されております。カジノに対する姿勢は現在も変わらないのでありましょいか、知事の答弁を求めたいと思います。

後の質問は質問者席で行います。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

私は従来より、IRにつきましては、経済の活性化や観光浮揚につながると期待する一方で、ギャンブル依存症や青少年への影響などに対する対策の必要性についても認識をしているところです。こうしたことから、現在、国において検討されておりますIR実施法案におきまして、カジノが抱える課題に対する制度上の措置が十分になされるのか、また、国が想定するIRの規模等が地方の実態に即したのものになるかなど、引き続き情報収集に努め、中長期的な視点も持ちながら検討してまいりたいと考えて

おります。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 知事の今の答弁を聞きまして、この答弁から推測するには、公金を投入して、組織的な体制をとってカジノを誘致する事業を推進する、そういう考えには至っていないのかなど、このように私自身は今推測したんですけど、これについていかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今お答えをいたしましたとおり、国で検討されておりますIR実施法案につきまして、引き続き情報収集に努め、中長期的な視点も持ちながら検討してまいりたい、そのように考えております。

○来住一人議員 県警本部長にお尋ねしたいと思います。賭博をした者、また賭博場を開いた者は、刑法で厳しく処罰をされます。賭博を厳しく禁じるのはなぜか、その禁じる理由について述べていただきたいと思います。

○警察本部長(郷治知道君) 一般的に賭博に関する罪の処罰理由は、国民の健全な経済観念または勤労観念、ないし公の秩序や善良な風俗を保護するものと解されていると承知しております。

○来住一人議員 賭博を禁止する理由は、今、本部長が述べられたとおりでございます。つけ加えますと、昭和25年11月22日の最高裁判決がその理由を明確に述べております。判決文を読み上げることはいたしませんけど、これは人間の長い社会的営みを通じて生み出された法の秩序だと思います。これが乱される、つまり公序良俗が壊されるなら、人間社会の土台が揺らぐ重大なことになるために、刑法で厳しく禁じているものと思います。

知事に改めてまた伺いますが、最高裁判決によって、賭博は社会的悪と断じております。しかし、政府が許可した施設において賭博を行っ

ても刑法が及ばないということは、私は法の体系としても成り立たないというふうに思いますけど、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今、県警本部長が答弁しました、刑法上の違法性が阻却される、つまり違法ではないと正当化されるには、特別法の制定が必要となります。カジノ設置に当たりましては、現在、国において検討されておりますIR実施法案において、当該特別法としての必要な整備がなされるものと考えております。

○来住一人議員 今のことについては、また後ほど述べたいと思います。

賭博を行う場所、方法を幾ら変えても、社会的悪ということは全く変わらないと思います。

「競輪、競馬などが既にあるではないか」という意見があると思います。特別法をつくって公営ギャンブルを認め、また、事実上ギャンブルであるパチンコを認めているために、日本は世界に類のないギャンブル大国となり、ギャンブル依存症の国となっております。

資料はちょっと古いですけど、2011年、世界で稼働しているギャンブルマシンは701万台です。このうち日本は421万台、6割を占めて断トツでございます。ギャンブル場の粗利、客が負けた額でありますけど、カジノの世界一はマカオで2兆6,800億円です。日本のパチンコは3兆9,000億円です。これに競輪などを加えますと、日本人は1年間に5兆5,500億円、賭博で負けて金を失っているということになります。厚労省が推計しているギャンブル依存症は、御承知のとおり536万人と言われており、成人全体の4.8%であります。アメリカは1.4%、カナダ1.3%、イギリス0.8%で、ほぼ1%台であるのに、日本はこれも断トツです。依存症は、本人の意思の問題ではなく、精神的病でありま

す。一度罹患すると完治することはないと言われます。依存症から発生する否定的影響は、離婚、破産、窃盗、傷害、殺人、自殺など深刻です。患者1人に3人の家族がいたとするなら1,600万人が影響を受けており、また、社会的コストも本当に大きなものがあると思います。ギャンブル依存症は自己責任とされ、政府も自治体もその対策は皆無に等しいと思います。本部長にお聞きいたします。県内のパチンコ・スロットの店舗数とマシン台数は幾らか。また、所管ではないと思いますが、競馬、競輪等の場外投票券発売所は何カ所あるのか、報告を求めたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 平成28年12月末における県内のパチンコ店の数は139店舗で、遊技機の台数は、パチンコ遊技機が4万3,715台、回胴式遊技機、いわゆるスロットが2万1,491台の合計6万5,206台であります。また、県内の公営競技の場外投票券発売所数等は、競輪が3カ所、競馬が1カ所、モーターボート競争、いわゆる競艇が4カ所、小型自動車競争、いわゆるオートレースが2カ所の合計10カ所と承知しております。

○来住一人議員 私の調べで、20歳から79歳までの1,000人当たりのマシン台数は、宮崎県は80.7台で全国1位であります。警察庁のまとめによると、平成28年に摘発された刑法犯のうち、パチンコに使う資金調達が発行の動機であったものが1,329件、他のギャンブル目的が999件でありました。県内の実態はどうであったのでしょうか、お知らせいただきたいと思っております。

○警察本部長（郷治知道君） 平成28年中、県内において、パチンコに使う資金を得ることが犯行動機となる犯罪の検挙は1件、その他の

ギャンブルに使う資金を得ることが犯行動機となる犯罪の検挙は4件であります。

○来住一人議員 改めて知事にお伺いいたします。カジノを誘致することは、刑法に反することを政府や県が奨励することとなります。本当に称賛に値するものだと、このように思われるのでしょうか、改めてお聞きしたいと思うんです。

○知事（河野俊嗣君） 刑法との観点の御指摘であります。今後、IR実施法が刑法の特別法として制定をされれば、カジノ設置の違法性は阻却されるものと考えております。

○来住一人議員 よく今、特区だとかいうのがあると思います。特別法をつくって、例えば手続を省略する。この法律によって手続を簡略化してやるとかいうのがありますけど、私は、刑法の及ばないところをつくるというのは、全く国民的な同意は得られないし、この議会でもよく道德の問題が話題になりましたけど、とても子供たちに対する道德としても出すことはできないと思います。

カジノを解禁し誘致するなら、依存症患者がさらにふえることは必定であります。患者とその家族がふえ続け、苦しみが大きくなればなるほど、カジノの胴元のもうけはふえるというものであります。カジノによって新たな価値が生まれるものではありません。胴元がテラ銭を取って、残りのお金が敗者から勝者に移動するだけのことです。これによって地域の活性化を図るとか、経済振興を図るなどというのは、政治的・経済的墮落である、真つ当な道ではない、このように思いますけど、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回のIR法の議論をめぐって、改めてギャンブル依存症や青少年の

影響などに対する議論が喚起をされ、それに対して必要な対策が講じられるということになっているのは、前向きに受けとめる必要があるかと考えております。IRにつきましては、冒頭答弁申し上げましたように、投資や雇用、観光誘客、税金など、地域経済にもたらす効果が期待されているところでありますが、さまざまな懸念される問題に対しても必要な対策が講じられる、そのことが前提になろうかと考えております。

○来住一人議員 カジノと観光を絡めた議論がよくあると思います。私は、日本は、額に汗してこつこつと働く勤勉な国民性に支えられて、現在の経済水準を獲得していると思います。多くの人々の努力によって築き上げられた、世界に誇れる景観、文化遺産、社会の安全、ここに観光の未来があると思います。健康で文化的な社会の基盤をなす勤労の美風を壊し、怠惰浪費の弊風を生じさせるカジノは、宮崎県はもちろん、日本のどこにも誘致しないことを強く求めるものであります。また、依存症の最大の対策は、カジノを解禁しないことであります。

次に、私はことし2月の議会において、オスプレイの小林市上空での被雷事故の件を一般質問で取り上げました。米海兵隊のオスプレイは、その後も事故は相次いでおり、8月にはオーストラリア沖で墜落いたしております。最近では、8月29日、大分空港に緊急着陸をいたしました。これは、エンジンナセルを回転させるプロペラの方向を変える油圧系統から漏れたオイルによって、白煙や炎が上がったものです。この種の事故は米本土でも5回発生しており、11名が犠牲になっております。大分に着陸したオスプレイは、前日にも岩国基地で白煙を上げるのが目撃されております。しかも、同じ

型のオスプレイは、ことし6月に沖縄県伊江島に緊急着陸をしていることが判明いたしました。オスプレイの最大の特徴は、プロペラの方向を変えることにあります。その油圧系統に欠陥があるとなれば、主要構造に深刻な欠陥があるということになります。こうした危険なオスプレイを我が物顔で飛行させ、さらに、小林市上空での被雷は、「普天間基地に駐機しているときに被雷した」と、うその報告を当初は行っておりました。こうした米軍の態度について、知事の所見を求めたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) オスプレイの訓練、配備等につきましては、国の責任におきまして、米国と協議をし適切に対応すべきであるものと考えておきまして、日米合同委員会において、安全確保等に関する合意がなされているところであります。本県では、県民の安全・安心を確保する観点から、この日米合同委員会で合意をされました安全確保策の遵守等について、これまでも国に求めてきたところであります。小林市上空のオスプレイ被雷事案を受け、今月1日にも、改めて国に対し、合意内容の遵守が徹底されるよう、政府として米国に働きかけを行うことなどを求める申し入れを行ったところであります。国においては、本県の申し入れ事項に対して真摯に対応いただきたいと考えております。

○来住一人議員 共産党「赤旗」の調査によれば、岩国基地には、修理のために格納庫に駐機しているオスプレイがもう1機あります。危険きわまりないオスプレイについては、この前、3項目を改めて申し入れされておりますけど、私はその上に、宮崎県上空を飛行しないように申し入れるべきだと考えておりますので、知事の所見を伺っておきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） オスプレイの運用につきましては、先ほど答弁しましたように、日米合同委員会におきまして、移動の際には可能な限り水上を飛行するなどとした、安全確保等に関する合意がなされております。その遵守等について、国に申し入れを行ったところであります。今後も、日米合同委員会で合意された内容に沿って適切に運用されるよう、状況を注視しますとともに、国に対し、適時的確な情報提供などについて、必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○来住一人議員 オスプレイに関連した問題ですけど、延岡市上空を低空飛行する正体不明機の情報が、延岡市役所を通じて寄せられていると思います。平成28年より問い合わせのあった件数と、判明した飛行物体は何件で、その飛行機は何だったのか、報告を求めたいと思います。

○危機管理統括監（田中保通君） 航空機の低空飛行につきまして、住民から目撃情報が寄せられた場合は、県へ情報提供を行うよう、各市町村に依頼しているところでございます。寄せられた情報につきましては、国を通じて、米軍機か、あるいは自衛隊機によるものか確認を行っており、国では、米軍機である場合、米国に対し、住民から苦情が出ていることを伝達していると伺っております。延岡市上空での低空飛行につきましては、平成28年度以降では14件の情報提供がありまして、国を通じて照会しました結果、現在照会中の1件を除き、1件が米軍機、それ以外は、自衛隊機、米軍機いずれでもないとの回答でございました。

○来住一人議員 延べ13件のうち、判明したのはわずか1件だけで、残りの12件は米軍機でも自衛隊機でもないということでありまして、情報

は、日時、場所、ジェット機かプロペラ機か、実に具体的だと思います。これがわからないということは、本来、絶対あり得ないことです。わからないということは、じゃ中国の飛行機か、外国の飛行機が飛んできているのか。民間機は全部届け出がされているわけですから。ですから、私は米軍並びに防衛省が情報を隠していることは間違いないと思います。低空飛行でありますから、重大事故に発展する可能性もあって、県民の生命と平穏な暮らしを守る上で絶対に看過できないことだと思います。今後どうするか、答弁を求めたいと思います。

○危機管理統括監（田中保通君） 県におきましては、今月1日に行った国への申し入れで、オスプレイを含む米軍機の飛行に際しては、安全面に最大限配慮するとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう、政府として米国に働きかけることも求めたところであります。今後も、県内における低空飛行について情報収集を行い、その状況を注視しながら、国に対して必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○来住一人議員 県北はオスプレイのイエロールートに組み込まれております。こうした事案に毅然たる態度をとらなければ、米軍はさらに傍若無人ぶりを発揮するようになると思います。しっかり対応していただきたい、このようをお願いをしておきたいと思っております。

次に、教育行政について質問いたします。

文科省が2016年に、公立小中学校の教職員の勤務実態調査を実施いたしておりますが、調査によると、中学校教諭の約6割、小学校教諭の約3割が週60時間以上勤務し、厚労省が過労死ラインとする月80時間以上の超過勤務をいたしております。延岡市においても独自に調査が行

われておりまして、中学校だけ述べますが、週に59時間50分勤務しており、これは、1日4時間、月88時間の超過勤務をしていることとなります。ところが、平成27年12月に県教委が行った調査によりますと、同じく中学校で、超過勤務は1日2時間27分、1カ月約54時間です。しかも、この時間は学校内外で行った業務であります。なぜこのように大きな開きがあるのか、わかっていれば教えていただきたい、このように思います。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会の調査は、平成27年2月に、県内の小中学校から抽出した約3割の教職員と県立学校の全教職員、合わせて約5,800名を対象として、「教職員の働きやすい環境づくりのためのアンケート」として実施をしたものであります。また、延岡市教育委員会の調査は、平成29年5月に、市内の小中学校6校を抽出して103名の教職員を対象に行われたものと聞いております。これら調査の結果につきましては、調査年度や実施時期が異なることに加えて、県では、勤務時間外に行った業務時間を積み上げたものを超過勤務時間として捉えている一方で、延岡市では、在勤時間から正規の勤務時間を差し引いたものとしておりますことから、単純に比較をすることはできないものと考えております。

○来住一人議員 私は、県教委が行った調査に眉唾をすとか、そういう気持ちは全くありません。調査した相手だとか時期だとか方法も違いますから。ただ、私の連れ合いも教員をしていたものですから、ちょっと聞いてみたんです。「多分」という話なんですけど、「県教委が行った調査には、勤務は朝8時からだけど、実際は多くの先生が7時とか早く行って校門に立っていらっしゃる、そういうのが入っていない

んじゃないのかな」とか言っていました。いずれにしても、私が教育長にお願いしたいのは、延岡の調査も、やはり眉唾で見たらだめだと思えます。これはこれで事実でありますから、しっかり捉えていただきたいと思えます。

県教委が行った調査によると、忙しいと感じる要因として、1つ、授業や生徒と接すること以外の事務作業が多い、2つ、本来家庭ですべきと思われるような教育内容まで求められる、3つ、教育課程にゆとりがない、この3点が最も多いようであります。この要因を取り除くことを第一にやるべきだと思いますけど、そういう点から、教職員の多忙化の改善について、県が推進してきた施策、またはこれから行おうとしている施策について述べていただきたい、このように思います。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、平成24年7月に「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」を策定して、各種取り組みを進めてまいりましたが、先ほど答弁いたしましたアンケート結果を踏まえて、昨年3月にプログラムの改定を行いました。現在、このプログラムに基づき、調査・提出書類の削減やスクールソーシャルワーカーの増員などにより、教職員の負担軽減を図っているところであります。また、学校では、管理職のリーダーシップのもと、学校全体で取り組む「ワン・アクション運動」や、教職員一人一人が取り組む「ワン・トライ運動」を進め、業務の効率化を図っているところであります。

○来住一人議員 この問題では、県教委が行うべき施策というんですか、例えば、学校に対していろいろな調査をかける。ちょっと見たのでは、20%減らすとかいう目標も持っていられっしゃるようですから、そういうものも今後また

検証させていただきたいと思います。

多忙化の改善の上で、部活動の改善は大きなものがあると思います。その対策はどうされているのか。また、その効果はいかがなものか、報告を求めたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、教員の多忙化解消や生徒の負担軽減などを図るために、昨年度から、週1回及び第3日曜日の「家庭の日」は部活動を休みにする取り組みを進めております。また、本年度は、その取り組みをさらに推進するために、週1回の休養日を土曜日、日曜日のいずれかに設定するよう、私みずから、県公立校長会やPTAの会合等を通じて周知を図ったところであります。その結果として、一部の市町村におきましては、そういった取り組みを進めていただいているものと考えております。

○来住一人議員 効果は今からだというふうに思います。これは、父母の皆さん方の御協力とか、外部からの指導者を入れるとかというものもありますが、それについてもいろいろ意見があるようです。教育上どうなのか。そういう意味で、ぜひ県民的な議論を起こしていただきたいと思います。

学校の先生ですけど、現在、病気休職者が25名、うち精神疾患が19名であります。全てが多忙に原因があるとは思いませんけど、過労死ラインを超える超過勤務が大きく左右していることは間違いない、このように思います。臨時教員、いわゆる非正規が900名で、14.78%を占めておりまして、全国トップクラスにありますけど、その要因は何なのか、その改善についての方針があるのか、答弁を求めたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 臨時的教員につきましては、育児休業や傷病休暇等を取得している

職員の補充や、新年度における児童生徒の転出入による学級数の増減、児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等に対応するため、必要な人員を臨時的に任用しているものであります。また、国からの加配定数につきましては、年度ごとに配分されますため、臨時的教員を充てざるを得ず、本県ではこの加配定数の占める割合が高いことが、他県と比べ臨時的教員の割合が高い要因となっております。一方で、特に小学校においては、近年、特別支援学級数の増加等によって欠員が多く生じていることから、これらの要因を的確に採用計画に反映させることにより、計画的、段階的に正規教員の確保を図ってまいりたいと考えております。

○来住一人議員 理由は述べられましたけど、東京はゼロだったと思います。全国で10数位、とにかく高い。いろいろ理由はあると思いますが、これほどの非正規を抱えないとできないのかということ、非常に疑問に思います。やはり非正規を抱えることによって、1年たったらいつでも雇いどめをすることができる。財政上非常に都合のいい雇用形態になっていると思いますから、やっぱり教育現場でありますので、ぜひそこは計画的に解消を図っていくように、強く求めておきたいと思います。

最後に、福祉行政、生活保護と車の保有について質問いたします。

私が最近、生活保護申請に携わった経験をもとに質問をいたします。今回申請をした方は、小学校6年、2年、年長組の園児の3人の子供を抱える母子家庭です。本人は15キロ離れた都城市内のデパートの売り子として勤めておりまして、月収約9万円であります。児童扶養手当などを合計しても生活保護基準に達しないために、申請することにしたものです。元夫は再婚

して子供がいらっしゃいまして、養育費を払う能力は事実上ありません。

申請者は、通勤用に軽自動車を所有いたしております。失礼ですけど、処分しても2～3万円にしかならないような軽自動車であります。申請書を提出する前に、まず最初に相談に行きました。このときも私はついて行きました。それから、申請書を提出するときにも一緒について行きました。その申請書を提出する際に窓口で一番問題になったのが、車のことです。かなり長い時間をとって議論となりました。行政側の主張は、車の保有は認められない、そして資産活用として売却してもらおう。僕は「2万円ぐらいにしかならないよ」と言ったけど、「いや、それでも、資産ですから活用してもらおう。それから、通勤は125cc以下のバイクは認めるので、バイクで通勤してもらおう」。申請者にしてみれば、バスや電車の運行数、また子供の保育所への送迎などから、車なしの生活は考えられないわけです。保護申請を諦める選択しかないわけです。もちろん、御承知のように、車を保有しているからといって申請を受理しないということではできませんので、当然、そのときに申請をしました。私は、その申請をしたときに、申請はしたものの、結局、この人は責められて、車の売却を悩むことになるだろうなということを感じましたけど、とにかく国民の権利ですから申請をしました。それで、部長にお聞きしたいと思うんですけど、生活保護世帯が車を保有できる基準はどのようなものか、教えていただきたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 生活保護の受給に際しては、土地や家屋、預貯金、自動車など、保有する資産は生活のために処分するなどして、最低限度の生活を維持するために活用す

ることが要件とされております。このため、原則として自動車の保有はできませんが、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方の通勤や、障がい者の通勤や通学、通院などにおいては例外的に認められるとの基準が、国から示されているところであります。

○来住一人議員 時間がありませんから細かくは申し上げませんが、東京都福祉保健局がまとめた運用事例集があります。この運用事例集によりますと、通勤用で認める要件が3つあって、それを判断する基準が5つあるようです。もちろん部長はもう何回も見ていると思うんですけど、東京は、そういう点から見たら、かなり広く扱っているなと思いました。少なくとも、私がこの前申請したそのときとは全然違うなと思います。

日本国憲法第25条に規定する理念に基づいて、国が、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを、生活保護は目的といたしております。この目的をもとに、車の保有について、私見ですけど、率直に述べます。路線バスが運行されていても、1日3便とか4便、また、そのバス停まで数キロ離れている地域においては、移動手段として車は絶対必要です。また、車の保有は、今やぜいたく品ではなくて、成人の県民のほぼ全員が所有していると言ってもいいと思います。売却価格が数万円の軽自動車なら、なおさら特異なものではないと思います。したがって、価格が数万円しかない車については保有を認めるべきだ、このように思います。そうしてこそ、生活保護法の目的を達成できると思います。こういう時期は必ず来る、また、そうしなければならないと思います。御承

知のとおり、かなり前はエアコンも認められていない時期がございました。しかし、もう今はエアコンは認められております。私は、数万円程度の軽自動車は当然認められる。また、認めなければ、生活保護法第1条の立場に立てない。それはできないと思います。

今回申請をいたしました母親は、まだ若いし、仕事に意欲を持っております。彼女にとって車は、収入を得る重要な手段です。将来の生活設計を描く上でも欠かすことのできないものです。自立することを目標に頑張ろうとする就労者、またはその意志を持っている者については、車の所有について特別配慮する必要があると思いますけど、部長の見解をお聞きしたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） まず、就業している生活保護受給者の方が自動車の保有を認められる基準につきましては、先ほど答弁申し上げたところであります。また、生活保護申請時に失業等により就労を中断している場合、国の基準により、おおむね6カ月以内に就労により生活保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合には、自動車の処分指導を行わないものとして差し支えないとされておりました。一定の配慮がなされているところであります。

○来住一人議員 生活困窮者が生活保護を求める上で最も大事なものは、最初に訪ねる窓口だと思います。その窓口で、車の保有は認めないことを強く印象づけられる。それでは、申請することさえ諦めなければならないということになります。少なくとも、私と一緒にいった彼女は、1人でもし申請に行っていたんだったら諦めたでしょうね。私と一緒にいたから、「い

や、申請できるんだよ。車を持っていても申請できるから」ということで申請をしたわけですけど。非常に大事だと思います。私は、今回のようなことは、対応した職員の資質の問題ではなくて、行政側の対応、つまり、保護相談に対する基本的姿勢がそうさせているんじゃないかと思うんです。申請するかしないかは本人が決めることでありますが、いずれにせよ、本人が納得していただくこと、窓口に行き、帰るときには、その職員に「ありがとうございました」とお礼を言われるような状態にならなければだめだと思います。保護法には限界がありますが、相談者に希望を与えるような窓口でなければならないと思います。このことについて、最後に部長に見解を聞いておきたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 福祉事務所における生活保護の相談、申請の窓口においては、法の趣旨や制度の概要などを丁寧に説明することが必要であろうと考えております。こうしたことから、県におきましても、毎年度、各市及び郡部福祉事務所に対して実施する生活保護法の施行事務監査などを通じて、窓口におけるきめ細かな対応を含め、生活保護行政を適切に運営するよう指導を行っているところであります。

○来住一人議員 ありがとうございます。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で一般質問は終わりました。

○蓬原正三議長 次に、今回提案されました議案第1号から第9号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第 9 号採決

○蓬原正三議長 まず、人事委員会委員の選任の同意についての議案第 9 号について、お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第 9 号についてお諮りいたします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第 1 号から第 8 号まで及び請願
委員会付託

○蓬原正三議長 次に、議案第 1 号から第 8 号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす21日から27日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、28日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 1 時45分散会

9月28日（木）

平成 29 年 9 月 28 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	後 藤 哲 朗	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	右 松 隆 央	(同)
8 番	二 見 康 之	(同)
9 番	日 高 博 之	(同)
10 番	野 崎 幸 士	(同)
11 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	蓬 原 正 三	(同)
14 番	西 村 賢	(自 由 民 主 党 青 の 国)
15 番	凶 師 博 規	(愛 み や ざ き)
17 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
18 番	高 橋 透	(県 民 連 合 宮 崎)
19 番	徳 重 忠 夫	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	松 村 悟 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	濱 砂 守	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	宮 原 義 久	(同)
35 番	山 下 博 三	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	星 原 透	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	横 田 照 夫	(同)

欠席議員 (1 名)

16 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
------	---------	---------------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	日 隈 俊 郎
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	田 中 保 通
福 祉 保 健 部 長	畑 山 栄 介
環 境 森 林 部 長	川 野 美 奈 子
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	福 嶋 幸 徳
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	郷 治 知 道
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	上 山 伸 二
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	谷 口 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 議員の辞職許可

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。ここで、宮原義久議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

辞 職 願

今般、一身上の都合により議員の職を辞したいので、御許可くださるようお願いいたします。

平成29年9月28日

宮崎県議会議員 宮原 義久

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました宮原義久議員の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、宮原義久議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、宮原義久議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席願います。

〔宮原義久議員退席・退場〕

○蓬原正三議長 お諮りいたします。

宮原義久議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、宮原義久議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分開議

◎ 議長の報告（商工建設常任委員会副委員長、都市計画審議会委員選任）

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、御報告を申し上げます。

9月21日に開かれました商工建設常任委員会で、外山衛議員が副委員長に互選をされました。

また、都市計画審議会委員の補充選任について、あらかじめ御協議いただきました結果、二見康之議員が選任されました。

以上、御報告を申し上げます。

◎ 常任委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 次に、議案第1号から第8号までの各号議案、請願第22号及び第23号並びに継続審査中の請願第17号の各号請願を、一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については全会一致により、その他の議案については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成29年度宮崎県一般会計補正予算

(第2号)についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、88億3,400万円余の増額となっております。

この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰越金77億500万円余、国庫支出金5億6,400万円余であります。この結果、さきに可決されました議案第10号を含めると、補正後の一般会計の予算規模は5,869億7,300万円余となります。

このうち、総務部の補正予算は72億4,200万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,715億3,500万円余となります。

次に、2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備方針についてであります。

このたび、3つの県有主要施設の整備地については、地方創生が全国的な課題となる中で、今回の整備を契機とし、全県的なスポーツ及び地域の振興につなげていきたいとの考えから、3市に整備するとの方針が正式表明されたところであります。

このことについて委員より、会場への交通アクセスや駐車場の確保、さらには、地元市はもとより、民間資金の活用も含めた費用負担のあり方などの課題について質疑がありました。

当委員会といたしましては、国体に向けたスポーツ施設の整備は、本県の将来に向けた大きな投資であり、今後のスポーツランドみやぎの全県的な展開につながる基盤となることから、地元市や関係団体との十分な連携のもと、これからの基本計画の策定作業を慎重かつ丁寧に進めていただくよう要望いたします。

次に、公益財団法人宮崎県立芸術劇場につい

てであります。

このことについて委員より、「今回提出されている評価報告書の中で、活動指標に掲げられている項目全てが目標値を達成している状況にあるが、さらに高い目標値に見直す考えはないのか」との質疑があり、当局より、「試行錯誤を重ねて、目標を何とか達成できた項目もあるが、より多くの方々に芸術文化に触れていただくことも考慮しながら、見直しを行うかどうかはしっかりと検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「入場者の地域別状況は把握しているのか」との質疑があり、当局より、「入場者からアンケートをとっており、宮崎市と宮崎市以外の地域の2区分で把握している」との答弁がありました。

このことに対して複数の委員より、「入場者の地域別状況を把握することは、県芸術文化の拠点施設として、県下一様に芸術文化の感動を与えているか、親しむ機会を提供しているかを判断する重要なデータとなる。今後は、その状況の把握に努めた上で、各地域への訪問演奏活動を充実するなど、さまざまな方策を講じていただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号及び新規請願1件の計2件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願第17号については、請願者からの取り下げ申し出を了承し、その他の案件については、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については全会一致により可決、請願第22号については、引き続き慎重な審議が必要との理由から、賛成多数により継続審査と決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4億8,500万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,103億400万円余となります。

このうち、新規事業「保育士等キャリアアップ研修事業」についてであります。

これは、キャリアアップのための特定分野の研修を修了した一定の経験を持つ保育士等に対して、国が給与等の処遇改善を行う制度改正に合わせて、県がそれに向けて必要な研修を実施する事業であり、当局より、「今年度は、来年度からの研修制度の本格実施に向けて、現場から要望が多かった障がい児保育分野の研修を実施するとともに、処遇改善制度の周知・広報や、申請書を審査するための体制づくり等を行う」との説明がありました。

これについて委員より、「保育士の給与等の処遇改善は、安定的な保育士確保にとって重要であるため、確実に保育士本人の給与に反映されるよう審査・指導を徹底するとともに、国に対し、この制度が長期にわたって継続し、より効果を発揮するものとなるように議論を続けて

ほしい」との要望がありました。

次に、国保事業費納付金等の試算結果についてであります。

このことについて当局より、「平成30年度からの新しい国民健康保険制度においては、県も保険者の一員として国保財政運営の責任主体となり、市町村が県に納めることとなる国保事業費納付金等をベースに、各市町村は保険税を算定することになるため、今回、29年度の予算ベースで納付金等の試算を行った。その際、各市町村の保険税等に大きな変動が生じないように、激変緩和措置を考慮した結果、県平均では、1人当たりの保険税必要額が、28年度と比較して1万2,000円程度減額になる試算となった」との説明がありました。

これに対して委員より、「新しい制度になることで、保険税が上がることはないのか。市町村の財政運営はどうなのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「今回の試算では、市町村独自の一般会計繰り入れ等を考慮せず、全ての必要額を保険税だけで賄うこととした場合の保険税必要額を比較に用いており、実際に住民が納めている保険税額とは異なる場合がある。今回の制度改革では、県全体の国保医療費を、各市町村の所得水準、医療費水準に応じて負担し合う制度になるとともに、国の財政支援の拡充1,200億円のうち15億円が本県に配分される見込みであるため、各市町村の財政運営の安定化が図られるものと考えている」との説明がありました。

次に、県立病院における医師確保の取り組みについてであります。

当局からの、「医師数はことし、病院局全体で過去最高の203名となった」との報告に対し

て、委員より、「各県立病院の医師数は足りているのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「各病院からの要望を踏まえると、各診療科、そして地域医療科を合わせて、あと50名程度は必要と考えている」との説明がありました。

また、当局より、臨床研修医の受け入れ状況が、定員28名に対して13名と、約半数にとどまっている現状について説明があり、これに対して委員より、「医学生に対して、東京、福岡等での病院説明会や病院見学ツアーを実施されているが、その医学生の意見を参考にしたり、大学へのアプローチを続けるとともに、他部局、また市町村とも連携をしながら、研修医の確保、医師定着につなげていただきたい」との要望がありました。

次に、県立病院における看護師、助産師の確保についてであります。

このことについて当局より、今年度の選考採用試験の実施状況の報告があり、今年度から助産師の採用枠を設け、7名の合格者があったこと、また、今後は給与面でも処遇を検討していくとの説明がありました。

これに対して委員より、「産科が厳しい状況の中で、助産師の果たす役割は大きい。地域への派遣の可能性も含めて、しっかり助産師を育てる体制を整えていただきたい」との意見がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 次は、商工建設常任委員会、渡辺創委員長。

○**渡辺 創議員**〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件及び新規請願1件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第23号は賛成少数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,700万円余の増額であり、県立産業技術専門校高鍋校の寄宿舎の老朽化による建てかえ工事に伴うものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は428億1,800万円余となります。

次に、県出資法人等の経営状況に関する総合評価についてであります。

このことについて委員より、「みやざき観光コンベンション協会について、熊本地震による観光客減対策の結果、観光入り込み客数が目標値を上回っているが、活動内容評価はBとなっている。どのような水準でランクづけをしているのか」との質疑があり、当局より、「約1億円の県単独事業と九州ふっこう割により、かなり予約が戻ってきたという話を関係者から聞いており、我々としては一定の評価をしているが、同協会全体の評価としてBとしている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今のような裏づけがあれば、もっと評価を高めてもいいのではないか。県出資法人等の評価の方法については、全体的に、より適切な評価となるよう検討していただきたい」との要望がありました。

次に、県国際交流協会の役割と今後の取り組みについてであります。

このことについて委員より、同協会の役割について質疑があり、当局より、「平成2年に国際交流を目的に発足したが、最近は在住外国人もふえており、多文化共生の役割も大きくなっている」との答弁がありました。

また、委員より、「国際交流の取り組みを推進する中で、外国の方に宮崎へ来てもらうための環境づくりもどうしていくのが重要なので、県も主体的に動きながら、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、より実践的な事業に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、美しい宮崎づくり推進計画の策定についてであります。

これは、条例に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、美しい宮崎づくりを進め、愛着と誇りを持つ美しい宮崎の継承を目指すものであります。

このことについて委員より、「計画期間の10年間で、どのように県内全域で取り組みを進めていくのか」との質疑があり、当局より、「2巡目国体等を見据え、景観行政団体である市町村と連携し、県民や企業等の参加も促しながら、当事業やマンパワーを用いて、私たちの身の回りから、美しい宮崎づくりの取り組みを県内全域に広げていきたい。また、郷土への愛着や誇りを育むため、重点施策の中で、未来の景

観を担う人づくりとして、子供たちに対する学習の機会の提供を掲げており、今後、教育委員会や建築士会等の関係機関と連携して、人材育成にも取り組みたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「大きな予算をつぎ込むのは難しいと思うので、一人一人が、今できること、みんなの力を合わせて取り組むこと意識づくりを、県民運動として展開することが必要と考える」との意見がありました。

当委員会といたしましては、景観だけではなく、宮崎への愛着や誇りを育むため、人材育成も含めた「美しい宮崎づくり」が県内全域に広がるよう、全庁的に、市町村や県民、事業者及び関係機関と連携して取り組みを進めていただくよう要望します。

次に、請願第23号「I R実施(カジノ実施)に関する法律に反対の意見書を求める請願」についてであります。

本請願は、I R推進法の成立後1年以内をめぐりに、同実施法が国会へ上程される予定であることから、この法案を成立させないよう国に求める意見書の提出を求めるものであります。

このことについて委員より、「ギャンブル依存症問題等についてさまざまに議論が割れていることから、カジノ実施の是非も含めた議論を国会で深めるためにも意見書提出が必要である」との意見があり、一方で、別の委員より、「その問題については、カジノに限ったことではないと思うし、実施法の中身について議論を十分深めてほしいという内容なら理解できるが、廃案を求めているこの請願の中身には賛同しかねる」との意見があり、採決の結果、賛成少数により不採択となったところであります。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治

法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については全会一致により、議案第4号については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、エコクリーンプラザみやぎの新運営体制への移行についてであります。

当施設については、平成32年で県の公共関与が終了し、翌年から関係市町村による新運営体制へ移行することとなっております。

このことについて当局より、「移行の際の課題となっていた、浸出水調整池補強工事費の負担割合、公社資産の取り扱い、及び施設維持管理費等に係る県の費用負担について、関係市町村と確認書を締結した」との報告がありました。

これに関して委員より、「確認書を十分に踏まえ、移行を円滑に進めていただきたい」との要望がありました。

次に、森林の誤伐及び盗伐対策についてであります。

このことについて複数の委員より、「市町村

に伐採届が提出された際、隣接所有者とともに境界を確認するなど、慎重に手続を進めることで、誤伐等の未然防止を図ることができるのではないかと」の質疑があり、当局より、「誤伐等が疑われる事例が増加していることを受け、県において、伐採届の事務処理マニュアルを作成し、市町村を指導している。その中で、地籍調査等が未実施など境界が明確でない箇所においては、隣接所有者が境界を確認したことのわかる書類等を添付した上で届け出てもらおう、指導している」との答弁がありました。

また、これに関連して委員より、「自分の山の境界が主張できなければ、盗伐を事件化することもできないため、境界の明確化を着実に進めていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で10億4,900万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は411億3,500万円余となります。

このうち、新宮崎県版GAP緊急拡大事業についてであります。

このことについて委員より、「ひなたGAPを導入する場合、農家の手間はどの程度のものになるのか」との質疑があり、当局より、「特別な取り組みは必要でないと考えている。例えば、農家がカレンダーに記入している防除等の記録は、改めてパソコンに入力する必要はなく、作業員全員が共有できる場所に掲示すれば足りるなど、農家の実情に合わせて経営改善に取り組みばよいこととなっている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「東京オリンピック・パラリンピックに食材提供できる体制を整える

ことはもちろんであるが、それで終わりではなく、グローバルGAP取得などにつながる取り組みにしていだきたい」との要望がありました。

次に、第11回全国和牛能力共進会の結果と、それを生かした取り組みについてであります。

このことについて当局より、「本県から出品した全頭が優等賞を獲得するとともに、9区分中、和牛産地として最も総合力が求められる花の第7区において、3大会連続で優等賞首席を獲得したこと、また、おいしさの指標等を総合的に評価する第8区において内閣総理大臣賞を受賞し、史上初の内閣総理大臣賞3大会連続受賞となったことなどの報告がありました。

これに関して複数の委員より、「今回の結果を受けて、国内外への販売戦略をどのように進めていくのか。また、輸出については、今大会で優秀な成績をおさめた鹿児島県や大分県と連携したほうが効果的な場合もあるのではないか」との質疑があり、当局より、「第8区で内閣総理大臣賞を受賞できたことは、今後の販売戦略において極めて有効と考えている。経済連などと連携し、日本一の宮崎牛として積極的に売り込んでまいりたい。また、他県ともうまく連携するなど、効果的なPR方法も検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、「チームみやぎ」として関係者一丸となって取り組み、勝ち取った日本一の称号を、宮崎牛のブランド確立や国内外への販売戦略に存分に生かしていただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱い

をよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局におけるドローンの活用状況についてであります。

このことについて当局より、平成28年度に導入したドローンの概要や、発電所、送電線などの設備調査等における活用事例、操縦者の育成状況について報告がありました。

これに関連して委員より、「他部局での利用は可能なのか」との質疑があり、当局より、「災害時等の緊急時に派遣要請があった場合には、ドローン操縦者の職員とともに派遣し、災害対策業務等に協力することを、管理運用要領に定めている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「ドローンについては、今後、さまざまな行政分野での活用が期待される所であり、また、その有効利用を図る上からも、将来的には県庁全体で管理を一元化するシステムを構築することが望ましい」との意見がありました。

次に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書についてであります。

これは、平成28年度の実績について、教育委

員の活動状況をまとめるとともに、第二次宮崎県教育振興基本計画に掲げる全23施策について、管理指標の結果や取り組み実績、アンケート調査の結果などを分析・評価した上で、今後の方向性を示すものであります。

このことについて委員より、「各施策の評価をA、B、C、Dの4区分で示しているが、4段階ではかることになじまない項目もあるため、一律に取り扱う現在の方法では評価が難しいのではないか」との意見がありました。

また、これに関連し別の委員より、「県民にとってわかりやすい評価とするためにも、実態に即した評価方法や表現にするなど工夫する余地がある。分析方法についても、アンケート調査の質問項目を精査するなど、効率的、合理的な評価となるように取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、平成29年度全国学力・学習状況調査の結果についてであります。

このことについて当局より、「一昨年より、小学校の1つの教科区分しか全国平均を上回っていない状況だったが、今年度は、活用力を見るB問題においては全国平均を下回ったものの、知識を問うA問題の全てにおいて全国平均を上回る結果となった」との報告がありました。

これに関連して委員より、「継続的に学力向上を推進していくためにも、全県的な目標を掲げる必要がある」との意見があり、当局より、「これまで、全ての教科区分を全国平均以上に引き上げることを目標に、授業づくりの支援や研修会の開催など、「わかる、できる」授業にするための改善に努めてきた。結果の分析を生かしながら、課題の克服に引き続き取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、学力向上は県民の誇りにもつながることから、さらなる向上を目指して継続的に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備についてであります。

このことについて委員より、「プールの整備については、宮崎市が明らかにしたアリーナ構想と一体的に進めるなど、自治体等と連携して、利用度が高く、地域の活性化につながる整備を検討していただきたい」との要望がありました。

これに対して当局より、「スポーツランドみやぎの全県的な展開や、県民のスポーツ振興、競技力の向上、地域振興が図られるよう、関係する自治体とも協議しながら取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後の基本計画策定等に当たっては、市町村及び競技団体等が一体となって2巡目国体に臨めるよう進めていただくことを要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入りますが、

討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

私は、日本共産党を代表して、今議会上程の議案のうち、議案第1号から5号について、反対の立場から、その主な理由を述べて討論をいたします。

まず、議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」についてです。

本補正予算に、平成30年度の国民健康保険制度改革、いわゆる国保の都道府県化に対応するため、国保保険者標準事務処理システムの整備・改修を行うとして、国民健康保険制度改革推進事業費が計上されています。国保の都道府県化に際して、当面、国保税の高騰を抑える激変緩和策が講じられていますが、それとて不十分であり、いつまで措置されるか、その保証はなく、抜本的な解決策とは言えず、高い国保税にならざるを得ません。国保税の高騰を抑えるための給付の抑制、受診抑制が迫られることは必至です。国民にとって必要な医療が保障されなくなる危険性もはらむものです。我が党は、国保の都道府県化そのものに反対の立場からも、予算は認められません。

次に、議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例改定は、地方税法の不動産取得税の特例措置が改正されたことに伴う改定として、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業を行おうとする者の、家屋取得に対する不動産取得税を、家屋価格の3分の2に相当する額を価格から控除するとして、保育の

受け皿整備の促進をうたっていますが、公的な保育にかわる安上がりの保育をふやすことにつながる問題として、反対するものです。

次に、議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例改定は、企業立地法が改正されたことに伴い、関係条項の改正を行うというものですが、今回の法改正は、法律名を変え、その目的から「地域における産業集積の形成」を削除し、「地域経済牽引事業の促進」に目的を変更して、地域の雇用と経済の担い手である産業集積の形成を切り捨て、わずか2,000社に支援を集中させるものになっており、特定企業の利益を優先することになりかねません。さらに、地域経済牽引企業のために、原則転用不可としてきた優良農地の転用を可能にする問題など、法改正そのものに大きな問題があり、認められません。

次に、議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」については、2件について反対するものです。

1つには、「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律」の施行に伴う条例改定です。新たに創設される小規模不動産特定共同事業の登録申請に係る手数料を設定するものですが、本法律の改正は、小規模不動産特定共同事業に特例を新設し、現行法で、投資家保護のため1億円以上とされている事業者の資本金を、1,000万円以上へ大幅に引き下げ、かつ許可制でなく登録制で事業を認めるとしています。これらは空き家、空き店舗の再生などの資金集めに活用されるとしていますが、再生事業は投資家にとって判断が難しく、小規模であっても被害が出るのが懸念され、リスクのある手法に委ねるべ

きではありません。また、銀行や年金基金など特定投資家向けの事業について、約款規制の廃止や適格特例投資家限定事業を創設し、届け出だけで事業参入を可能にするなど、最大の参入規制である許可制度に風穴をあけるものであり、認められません。

2つには、通訳案内士法及び旅行業法の改正に伴い、名称の変更等を行うとする条例改定です。問題は、通訳案内士法の改定です。現行の通訳案内士でなければできなかった通訳案内業を、資格がなくても誰でもできるようにするので、資格制度の名称を「全国通訳案内士」と改定しました。通訳ガイドの質の低下や悪質ガイドの横行を助長しかねず、認められないものです。

以上、各号議案について意見を述べ、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次に、来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となっております2つの請願について討論をいたします。

まず、請願第22号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願」について述べます。

本請願に対する委員長報告は継続審査であります。採択を求めるものであります。本請願は、昨年9月議会に提出された、「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願」を取り下げて、この制度が一步でも半歩でも前進することを願って提出されたもので、しかも短期間に1万人を超える賛同署名を添えて提出されたものであります。したがって、本請願は事実上1年に及んで審議されているものであります。請願は、言うまでもなく、主権者たる県民がみずから県政に直接参画する重要な手段であり、憲法が保障した権利であり

ます。したがって、慎重に審議を尽くすのは当然であります。一日も早く結論を出すのは、県議会の重要な責務であると思います。

子供の医療費無料化制度の全国及び県内の自治体の到達、また本制度の意義と重要性は、これまで多くの議論がなされてまいりました。この9月議会においても議論をされました。本請願においても、簡素にこのことが述べられておりますので、繰り返すことはいたしません。本請願の目的を達成するには、一定の予算を必要といたします。予算との関係で、その基本点について述べておきたいと思っております。

現在の制度を中学校卒業まで拡大したときに、新たに必要となる県の予算は9億1,500万円であります。決して少ないものではありませんが、しかし、今年度の一般会計の当初予算5,778億3,500万円の0.16%であります。しかも本請願は、制度拡大の上限目標を設定しているものではありません。また、予算を伴うことをもってこの種の請願の採択にちゅうちょするならば、県民の要求実現に向けた提案をすることもできないこととなって、議会と議員の役割を果たせないこととなります。県民の負託を受けた議員と議会が、県民の願いを実現するため、請願を含めて提案することは当然でありますし、同時に、県民の負託を受けた知事がその提案とどう向き合うかは、誰にも干渉されることなく、知事がお決めになることであります。

本請願は、子供の健康と命を守り、子育て支援と少子化対策の重要な柱となるものであります。同時に、その願いは実にささやかなものであります。この願いに応えていただくように、議員各位の賢明な御判断を心から求めるものでございます。

次に、請願第23号「I R実施に関する法律に

反対の意見書を求める請願」について、委員長報告は不採択でありましたが、採択すべき立場から討論をいたします。

カジノ実施を中心とするIRの問題については、先日、短い時間ではありましたが、一般質問において議論をしたところでもあります。この問題の最大の特徴は、カジノ実施にかかわって国民が抱く、もろもろの不安や疑問を否定する合理的な根拠を見出すことができないということです。

1つに、刑法との関係であります。特別法を制定して、指定した施設に刑法が及ばない。法としては成り立ちますけど、刑法が禁止している賭博の反社会的性格がなくなるわけでも、薄まるわけでもありません。特別法を制定して行政手続を簡素化することとは、全く性格を異にするものであって、刑法に反する行為を行ってもよいという法律を制定してはならないのであります。これは人間の道ではないと思います。したがって、特別法を制定したからといって、賭博は奨励されるかと問われても、まともな解答を見出すことはできないのであります。

2つに、ギャンブル依存症の問題であります。日本は世界に類のないギャンブル大国であり、ギャンブル依存症の国であることは、先日述べたとおりであります。依存症に罹患した本人はもとより、子供を含むその家族の悲惨さは、私ども多くが見聞きしてきたと思います。しかも私たちが知っている事例は、量も質、内容もほんの一部にすぎません。依存症は自己責任とされ、依存症対策は、一部の医療関係者と市民団体などの努力だけで、政府は依存症対策は何も行ってこなかったのが実態であります。依存症対策の一つとして入場規制を設けるなどと言っていますが、依存症対策の強化と施設側

の利潤追求は矛盾するもので、成り立つものではありません。IRから得た税収の一部を依存症対策に充てると言っていますが、全く本末転倒であります。依存症対策の第一は、これ以上、依存症患者をふやさないことであり、カジノを開設しないことであります。

3つに、経済効果であります。パチンコ店の開店を待っている姿を見ることがあります。皆さん下をうつむいておられます。依存症の影響を受けておられると思います。あのような状態をつくり出して、何が経済の活性化でしょうか。IRは確かに人も金も動きます。しかし、胴元だけが利潤を上げて、依存症患者はふえ続け、反社会的団体の介入と治安の悪化、さらには青少年への悪影響などは避けられません。これらの重大な問題を発生させ、さらに勤労の美風を土台から壊すカジノの解禁がまともな経済政策ではないことは、余りにも明らかだと思います。したがって、本請願は採択すべきものであることを強調して、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号から第5号まで採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、各号議案

は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第6号から第8号まで採決

○蓬原正三議長 次に、議案第6号から第8号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第17号採決

○蓬原正三議長 次に、請願第17号についてお諮りいたします。

本請願については、請願者から取り下げの申し出があり、付託先の厚生常任委員会においてこれが了承されております。

本請願の取り下げを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本請願の取り下げは承認されました。

◎ 請願第23号採決

○蓬原正三議長 次に、請願第23号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定

いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。

まず、請願第22号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成29年9月28日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第2号

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

◎ 議員発議案第2号追加日程

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 ただいま議題となりました、議員発議案第2号「道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」について、日本共産党を代表して反対の立場から討論いたします。

日本共産党は、公共事業政策で大事なものは、国民の命、安全、暮らしに必要な事業は何か、何を優先すべきかを見定めることであると考え

ます。新規の高速道路や大規模再開発、巨大港湾の優先度は高くありません。今優先しなくてはならないのは、耐震化対策や老朽化対策など、既存社会資本の維持管理・更新と地方の振興であると思います。この角度から見れば、東九州自動車道や都城一志布志間高規格道路などの促進は当然必要であります。

同時に、我が党が問題にするのは、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の背景と、果たしている役割についてであります。2012年に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故は、社会基盤構造物の点検、維持修繕など老朽化対策が喫緊の課題であることを浮き彫りにいたしました。1960年代、1970年代の高度経済成長期に建設された多くのインフラが寿命を迎えつつあるもとで、維持・更新事業へ公共事業政策を転換することは、待ったなしとなっております。2012年12月に政権についた安倍内閣は、アベノミクスの3本の矢の1つとして、公共事業による財政出動を経済政策、景気対策と位置づけて、高速道路や巨大港湾、大規模再開発プロジェクトなど、新規の大型開発事業に多額の予算を投入してまいりました。とりわけ国土形成計画などで、リニア中央新幹線を核として、首都圏、中部圏、近畿圏を一体化した拠点とする世界最大のスーパー・メガリージョンを構想し、それを軸とした国際経済戦略都市づくりに向け、大都市圏の大規模開発事業を活発化させています。高規格幹線道路整備状況は、総延長1万4,000キロメートルのうち、未開通区間が2,522キロメートルで、全て整備するとなれば、今後さらに21兆円規模の事業費を必要といたします。東京外郭環状道路は1兆5,975億円、巨大なものであります。首都高速などの地域高規格道路は、まだこ

れから4,750キロメートルであります。濃飛横断自動車道中津川工区など、リニア中央新幹線へのアクセスを名目にした高速道路にも新たな予算をつけています。こうした新たな大規模開発と道路財特法は、軌道を一つにしていることに間違いのないと思います。したがって、我が党は本意見書に賛同できないのであります。

国土交通省が所管する道路など、10分野の維持管理・更新費は、およそ年間3.6兆円かかっておりますが、20年後には最大年間5.5兆円になる見通しで、今後50年間に必要となるのは、200兆円を超える規模になると言われます。これには、鉄道や高速道路など、民間企業が管理する施設は含まれておりません。公立小中学校は、今後30年間に30兆円から38兆円の更新費がかかると試算されております。こうしたことを考えるなら、大規模公共事業中心のあり方を抜本的に改めることが求められていると思います。

以上で討論を終わります。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第2号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

議員発議案第2号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○蓬原正三議長 次に、議員派遣の件を議題と

いたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 議案第11号から第15号まで上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第11号から第15号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君) [登壇] ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、1点御報告をさせていただきます。

世界ジュニアサーフィン選手権についてであります。本大会は、男女18歳以下及び16歳以下のジュニアサーファー世界一を決める国際大会で、日向市お倉ヶ浜において今月23日から10月1日まで、世界41の国、地域から306人の選手が参加して行われております。国際サーフィン連盟が主催する大会が本県で開催されるのは、1990年の世界サーフィン選手権以来27年ぶりで、本大会はアジアで初の開催となります。この大会は、サーフィンが初めてオリンピックの正式種目となる2020年東京オリンピックで、各国の代表候補になり得る世代が集まる大会であり、全世界のサーフィン関係者や愛好者から

注目されております。私自身、昨日も現地で観戦をし、国際サーフィン連盟のアギーレ会長や日本サーフィン連盟の酒井理事長らと意見交換してまいりました。お倉ヶ浜について、大変よい波が来ているということと、海岸線が長いことから、A、B 2つの競技スペースを同時にとることができるということ、さらに、サーフィン競技は、海の中にいる競技者に対して、その時々々の得点状況をマイクでアナウンスするというので、音の問題が発生するわけですが、比較的人家が少ない状況で、大会も開催しやすいといったところで、サーフィンの環境及び大会開催の環境について、大変高く評価をいただいたところであります。

本大会は、インターネットのライブストリーミングで世界に向けてその様子が配信されておりますし、大会ホームページには日向市の観光地の写真なども多数掲載されております。この大会を機に、お倉ヶ浜を初めとする本県のサーフィン環境を国内外に広くアピールし、2020年東京オリンピックの事前キャンプ誘致や、サーフィンを生かした地域の振興等につなげてまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第11号「平成28年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、平成28年度の一般会計と14の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入5,789億1,248万1,000円、歳出5,665億997万8,000円となっており、翌年度への繰り越し事業に充当する財源を差し引いた

実質収支は77億558万4,000円となっております。

平成28年度の財政運営につきましては、人口減少問題や地域経済の活性化、県民の安全・安心の確保、社会資本の整備などに積極的に対応するため、必要な財源確保に取り組む一方で、人件費の伸びの抑制や投資的経費の重点化、一般行政経費の徹底した見直し等を行い、財政調整のための基金の取り崩し額の縮減や、県債の発行抑制により将来的な公債費の負担軽減を図ったところであります。

しかしながら、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国体開催に伴う施設整備等に多額の財政負担が見込まれる上、人口減少対策を初めとする地域経済の活性化にも、より一層取り組む必要があることから、本県財政は引き続き厳しい状況が続く見通しとなっております。

このため、今後とも、不断の取り組みとして、歳入歳出両面からの財政改革を進めつつ、本県が抱える課題に的確に対応した施策や、将来を見据えた施策に計画的に取り組んでいく必要があると考えております。

議案第12号から第15号までは、平成28年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものなどであります。

このほか報告が2件ございますが、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、また、平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書につきまして、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に報告する

ものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要等について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす29日から10月2日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月3日午前10時から、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時6分散会

10月3日（火）

平成 29 年 10 月 3 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (34 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	後 藤 哲 朗	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	右 松 隆 央	(同)
8 番	二 見 康 之	(同)
9 番	日 高 博 之	(同)
10 番	野 崎 幸 士	(同)
11 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	蓬 原 正 三	(同)
14 番	西 村 賢	(自 由 民 主 党 青 の 国)
15 番	凶 師 博 規	(愛 み や ざ き)
17 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
18 番	高 橋 透	(県 民 連 合 宮 崎)
19 番	徳 重 忠 夫	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	松 村 悟 郎	(同)
24 番	外 山 衛	(同)
25 番	濱 砂 守	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	井 本 英 雄	(同)
35 番	山 下 博 三	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	星 原 透	(同)
39 番	横 田 照 夫	(同)

欠席議員 (2 名)

16 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
30 番	満 行 潤 一	(県 民 連 合 宮 崎)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	日 限 俊 郎
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	田 中 保 通
福 祉 保 健 部 長	畑 山 栄 介
環 境 森 林 部 長	川 野 美 奈 子
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	福 嶋 幸 徳
企 業 局 長	凶 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 二
警 察 本 部 長	郷 治 知 道
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	原 田 幸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	上 山 伸 二
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	谷 口 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 議席の一部変更

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 議案第16号追加上程

○蓬原正三議長 本日の日程は、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第16号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第16号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました補正予算案の概要について御説明申し上げます。

今回の補正は、衆議院の解散により、10月22日に行われることとなりました第48回衆議院議員総選挙の執行等に係る経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計7億5,227万5,000円であります。これに要します歳入財源は、国庫支出金7億5,227万5,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,877億2,606

万8,000円となります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。質疑の通告はありません。

◎ 議案第16号委員会付託

○蓬原正三議長 ここで、議案第16号については、お手元に配付の付託表のとおり、総務政策常任委員会に付託いたします。

ここで、議案第16号に係る委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時40分開議

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第16号）

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、総務政策常任委員長の審査結果報告を求めます。総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第16号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」であります。

これは、衆議院が解散されたことに伴い、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査を執行するための経費を措置するもので、7億5,200万円余の増額補正となっております。

この経費については、全額、国庫支出金として国から交付され、その主な内訳は、市町村に交付する選挙経費や候補者のポスター作成費な

どの公営負担に要するものであります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 総務政策常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第16号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

議案第16号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 決算議案に対する質疑

○蓬原正三議長 次に、議案第11号から第15号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 おはようございます。前屋敷でございます。早速ですが、「平成28年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。自席から行わせていただきます。

まず、財政運営で、歳出について伺いたいと思います。

各部署での不用額が総額で94億2,550万円余

と、前年度70億円を大きく上回っております。

この不用額について、主に、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費について、その理由をそれぞれお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 民生費の不用額は11億526万円余で、その主なものは、生活保護扶助費や認定こども園等の施設運営に係る給付費であり、また、衛生費の不用額は4億8,250万円余で、その主なものは、特定疾患医療に対する医療費助成であります。不用となった理由であります。生活保護費、給付費や医療費等の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 商工費の不用額31億4,000万円余であります。その主なものは、中小企業融資制度貸付金のうち、自然災害や急激な景気の悪化等へ対応するために措置していた予算の執行残でございます。

○農政水産部長(大坪篤史君) 農林水産業費の不用額13億1,522万円余につきましては、主なものは、国の地方創生拠点整備交付金を財源として事業を計画しました「海の天気図」高度漁海況情報拠点化事業が国に採択されなかったことによるもの、また、コイ養殖場などでコイヘルペスウイルス病の発生がなかったことにより、コイの処分費用等が不用となったことなどによるものであります。

○教育長(四本孝君) 教育費の9億2,430万円余の不用額であります。主なものは、職員の人件費において、職員手当等や給料などの実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

○前屋敷恵美議員 では次に、翌年度繰越額が520億8,210万円余と、前年度の288億円余を2

倍近く大きく上回っています。この繰越額について、主に、衛生費、農林水産業費、土木費について、その要因をお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 衛生費の翌年度繰越額は9億3,729万円余であり、その主なものは、医療施設スプリンクラー等整備事業や周産期医療ネットワークシステム整備事業であります。繰り越しとなった理由であります。国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することによるものや、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農林水産業費の翌年度繰越額は227億5,385万円余でありまして、その主なものは、国の経済対策の実施に伴い、平成28年11月補正予算で計上した公共土地改良事業や畜産競争力強化整備事業等、また、国庫補助決定に伴い、平成29年2月補正予算で計上した農畜産物輸出拡大施設整備事業等であります。いずれの事業も、国の補正予算の関係により、工期や事業実施期間が不足することなどによるものであります。

○県土整備部長（東 憲之介君） 土木費の翌年度繰越額は、道路事業や河川事業などで223億5,747万円余となっております。その主な理由は、工法の検討、関係機関との調整に日時を要したことなどや、年末における国の経済対策による補正の関係により、工期が不足したものであります。

○前屋敷恵美議員 次に、監査意見書での指摘事項について数点伺います。

保安林の無許可伐採、未買収地での工事施工、無許可の宿泊所提供、医療費助成のおくれといった不祥事件が発生したという表現での指摘がありますが、それぞれのその経過と対策に

ついて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 医療費助成のおくれにつきましては、指定難病の医療費助成制度における支払い請求の処理について、多くの遅滞が認められたものであります。

判明した4月24日以降、該当する方々へおわびの文書を送付し、支払いを行っているところであります。請求書類等の一部に補正が必要なものもありますので、引き続き、提出のお願いを行うなど、丁寧な対応に努めているところでございます。

再発防止に向け、専任の非常勤職員配置を初め、事務処理マニュアルの整備や処理状況の進捗管理の徹底などを行い、職員に対するコンプライアンス意識の向上や、組織としての管理体制の確立を図ったところであります。

○農政水産部長（大坪篤史君） まず、未買収地での工事施工につきましては、北諸県農林振興局が昨年度発注した農道工事におきまして、買収していない土地を含めて工事を施工したものであります。全地権者に対し、状況説明と謝罪を行うとともに、関係者の理解を得ながら、現在、用地買収を進めているところであります。

次に、無許可の宿泊所提供につきましては、県立高等水産研修所におきまして、短期研修に伴う宿泊の際には、旅館業法に基づく営業許可が必要なところを、その許可を得ずに宿泊させていたものであります。このため、必要な避難誘導灯の設置を行い、6月20日に営業許可を取得したところであります。

○県土整備部長（東 憲之介君） 保安林の無許可伐採であります。西都土木事務所が平成28年度に発注した国道219号の土捨て場整備工事において、工事箇所の一部にある保安林につ

いて、その解除手続が完了しないまま、立木の伐採などによる土地の形状変更を行ったものがあります。

再発防止対策といたしましては、部内の所属長、さらには担当者を集め、組織内での情報共有やコンプライアンスの徹底を指示したところであり、また、保安林解除の手続等につきましても、各所属において研修を行っているところがあります。

○前屋敷恵美議員 次に、財務会計事務についての意見書で、例年、指摘がなされておりますが、行政需要の拡大や職員数の減少に伴い、職員一人一人の事務負担の増大が、財務会計事務のおくれや誤りの多発を招いていることを指摘しています。どのような改善策が図られているのか、会計管理者に伺いたいと思います。

○会計管理者（福嶋幸徳君） 会計管理局におきましては、財務会計事務の研修や、出先機関に出向いての指導検査を実施いたしますとともに、各部局の職員からの日々の相談への対応などを通じて、適切に財務会計事務が行われるよう取り組んできております。

特に、研修につきましては、その内容や開催時期に工夫を加えますとともに、テレビ会議方式を導入して、より多くの職員が参加しやすい環境づくりに努めるなど、その充実を図っているところでもあります。

○前屋敷恵美議員 では次に、各種施策、事業について伺います。

まず、医療・福祉に関してですが、医師・看護師等確保について、平成28年度、県内で臨床研修を開始した医師数について伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 平成28年4月から県内で臨床研修を開始した医師は、47名となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、県内全体の看護職員の従事者数、前回調査との比較について、それぞれお答えいただきたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 国の調査によりますと、平成28年末現在、県内の看護師等業務従事者数は2万928人で、前回調査の平成26年末と比較すると、374人増加しております。

内訳としましては、看護師が1万3,492人で627人の増加、准看護師が6,501人で273人の減少、保健師が638人で30人増加、助産師が297人で10人の減少となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、県立3病院の医師数及び看護師数について伺います。

また、県立病院における休診科の状況についてもあわせて伺いたいと思います。

○病院局長（土持正弘君） まず、平成28年度末時点における医師数、看護師数でございますが、医師が191名、看護師が1,067名でございます。

それから、休診科の状況でございますが、県立日南病院で、精神科及び心療内科が休診となっております。また、延岡病院で、精神科、神経内科、心療内科及び眼科が休診となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、障がい者の就労に関して、県、市町村及び企業における障がい者の就労実績と、就労継続支援事業を利用する障がい者の数について伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 障がい者の雇用が義務づけられている事業主における平成28年6月1日現在の雇用状況は、宮崎労働局が公表している集計によりますと、県が296人、市町村が239.5人、企業が2,492人となっております。

○前屋敷恵美議員 また、就労継続支援事業を

利用する障がい者の方々の賃金及び工賃向上の実績について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 先ほど、答弁、少し漏れているところがあったかもしれませんが、就労継続支援事業所の利用者数についてもあわせて述べます。

平成28年度末時点で雇用契約により賃金が支払われるA型事業所で802人、雇用契約を結ばず工賃が支払われるB型事業所で2,361人となっております。

賃金の平均月額については、平成28年度5万9,224円で前年度比1,629円の増、工賃についても、1万7,960円と前年度比1,093円の増となっております。

○前屋敷恵美議員 では次に、放課後児童クラブの設置数及び障がい児の受け入れ実績について、前年度との比較も含めて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 放課後児童クラブにつきましては、毎年度5月1日現在で調査を実施しておりますが、平成28年度のクラブ設置数は231クラブであり、平成27年度と比較して13クラブ増加しております。また、障がいのある児童の受け入れ数は、平成28年度では211名であり、平成27年度と比較して11名の減少となっております。

○前屋敷恵美議員 では次に、特別養護老人ホームの入所基準が要介護3以上に制限されている中で、県内の入所待機者について実態を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 平成29年4月1日時点での特別養護老人ホームの待機者数は、3,030人となっております。このうち、要介護3以上の待機者数は、1,915人となっております。

○前屋敷恵美議員 では次に、震災・防災関連について伺います。耐震性のない木造住宅が10万戸からある中で、木造住宅耐震化リフォーム推進事業の平成28年度の実績について、また、前年度との比較について伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 平成28年度の実績であります。熊本地震の発生により、県民の関心が高まったことなどから、件数が増加しており、アドバイザー派遣が197件で、前年度に比べて117件の増、耐震診断が377件で256件の増、耐震改修設計が94件で83件の増、耐震改修工事が75件で50件の増となっております。また、本事業の決算額は1,482万2,000円であり、前年度と比べまして945万9,000円の増となっております。

○前屋敷恵美議員 では次に、雇用・中小企業関連で伺いたいと思います。平成28年度に支出した企業立地促進補助金の対象企業数と総額について、また、この補助対象となった企業の雇用者数及びそのうち非正規の雇用者数について伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 平成28年度に支出いたしました企業立地促進補助金は、28企業に対して5億2,673万4,000円となっております。また、補助対象となった新規雇用者数は792人で、そのうち非正規雇用者数は306人となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、平成28年度の企業倒産件数、そして、その従業員数について伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 民間調査会社によりますと、平成28年度の企業倒産件数は34件、その従業員数は195人となっております。前年度と比較して、件数が5件の減、従業員数が99人の減となっております。

○前屋敷恵美議員 平成28年度の信用保証協会による保証承諾件数と金額、また代位弁済件数と金額、あわせて、県による損失補償件数と金額について伺いたいと思います。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 信用保証協会によります平成28年度の保証承諾件数は、4,111件で前年度比6.4%減、金額は、約355億900万円で、同じく2.5%減となっております。代位弁済件数につきましては、166件で前年度比4.6%減、金額は、約11億5,400万円で、同じく3%増となっております。

また、県によります損失補償件数は、49件で前年度比36.4%の減、金額は、約664万円で、同じく73.9%の減となっております。

○前屋敷恵美議員 では、質疑の最後ですけれども、教育関連で伺います。特別支援学校における教室不足の解消、そしてスクールバス設置に関して、平成28年度の実績について伺いたいと思います。

○教育長(四本孝君) 平成28年度におきましては、教室が不足する2校の7教室において、改修工事やパーティションの設置を行い、教室不足の解消を図っております。また、スクールバスにつきましては、導入及び更新ともに実績はありませんでした。

○前屋敷恵美議員 もう一件ありました。交通関係で信号機について伺いたいと思います。信号機の設置については、毎年要望が多いわけですが、この要望件数と、平成28年度の設置の実績、27年度との比較について、あわせてお答えいただきたいと思います。

○警察本部長(郷治知道君) 県警察で把握しています信号機の設置要望件数は、累積で約400件あります。信号機の設置につきましては、必要性・緊急性などを総合的に検討して、予算の

範囲内で計画的に進めているところであります。実績としましては、平成28年度に16基、平成27年度に13基をそれぞれ設置しております。

○前屋敷恵美議員 それぞれ質疑をさせていただきましたが、最後に、河野県政2期目の本格予算での県政運営による平成28年度の決算ですが、県民生活の実態を踏まえて、知事はどのように総括をされておられるのか、改めて伺いして質疑を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 平成28年度は、本県の厳しい財政状況を踏まえまして、「第四期財政改革推進計画」に基づく取り組みを着実に実行しながら、新たに「県営電気事業みやざき創生基金」を創設し、地方創生の推進を初めとする地域経済の活性化の取り組みを重点的に展開するなど、本県の抱えるさまざまな課題に積極的に取り組んだところであります。

これらの結果、実質収支は黒字となり、県債残高が減少するなど、堅実な財政運営を行いながら、将来を見据え、宮崎の「新しい時代」を切り開くための取り組みを進めることができたものと考えております。

○前屋敷恵美議員 それぞれありがとうございました。あとの審査は分科会に委ねたいと思います。以上で終わります。

○蓬原正三議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成29年10月3日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第3号上程、採決

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第3号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号から第15号まで

決算特別委員会付託

○蓬原正三議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第11号から第15号までの各号議案につい

ては、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定しました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前11時4分休憩

午前11時13分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 横田 照夫

副委員長 二見 康之

○蓬原正三議長 ただいま朗読のとおりであります。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす4日から12日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、13日午前10時から、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時13分散会

10月13日（金）

平成 29 年 10 月 13 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田照夫	(同)

欠席議員 (1 名)

16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
------	------	------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員長	村社 秀継

事務局職員出席者

事務局 長	甲斐正文
事務局 次長	上山伸二
議事課 長	長倉健一
政策調査課 長	谷口浩太郎
議事課 長 補佐	濱崎俊一
議事担当 主幹	山口修三
議事課 主査	沼口恭一郎
議事課 主任 主事	森本 征明

◎ 議席の一部変更

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 新議員紹介

○蓬原正三議長 ここで、去る10月8日、串間市選出議員補欠選挙で当選されました武田浩一議員を御紹介いたします。

武田浩一議員、御登壇願います。

○武田浩一議員〔登壇〕 おはようございます。議長より本会議中の貴重なお時間をいただきましたので、一言、御挨拶申し上げます。

去る10月8日、宮崎県議会串間市選挙区補欠選挙におきまして当選させていただきました武田浩一でございます。

県民の皆様方の負託に応えられるよう、県政の場で誠心誠意努力してまいります。議員の皆様方、県執行部の皆様方、いろいろと御指導を賜りますよう、また今後ともよろしく願い申し上げます。(拍手)〔降壇〕

◎ 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任

○蓬原正三議長 本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。ここで、常任委員会委員及び特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、常任

委員会委員及び特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。

武田浩一議員を、商工建設常任委員会委員及びみやざき経済振興対策特別委員会委員に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、指名のとおり選任することに決定いたしました。

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 次に、議案第11号から第15号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕 (拍手) 当決算特別委員会に付託されました議案第11号から第15号に係る平成28年度決算の認定等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第11号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

平成28年度の一般会計決算額は、歳入5,789億1,248万1,000円、歳出5,665億997万8,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が18%の減、歳出が18.3%の減となっております。これは、前年度が口蹄疫対策転貸債等償還金の1,200億円を含んでいたためであり、これを除きますと、歳入、歳出ともに1.2%の減となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は124億250万3,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、77億558万4,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など14の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が1,139億864万2,000円、歳出が1,116億2,561万6,000円となっております。

次に、議案第12号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成28年度の事業収益は49億197万2,000円、事業費用は40億3,736万4,000円で、当年度純利益は8億6,460万8,000円となっております。その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は、10億2,253万9,000円となっております。また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は利益積立金等に積み立てることとされております。

なお、供給電力量の目標達成率は、降雨に恵まれるとともに、効率的な発電が行われたため、113.8%となっております。

次に、議案第13号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成28年度の事業収益は3億7,858万8,000円、事業費用は3億1,742万9,000円で、当年度純利益は6,115万9,000円となっております。その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は、1億8,760万2,000円となっております。また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、一部ユーザーにおいて当初予定量を下回ったこと等により給水量が減少したため、97.4%となっております。

次に、議案第14号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成28年度の事業収益は2,601万6,000円、事業費用は2,274万7,000円で、当年度純利益は326

万9,000円となっております。その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は、1,323万7,000円となっております。また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、施設利用者数の目標達成率は、天候不順や台風の影響等により90.9%となっております。

最後に、議案第15号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成28年度の事業収益は307億1,443万2,000円、事業費用は303億4,259万4,000円で、当年度純利益は3億7,183万8,000円となっております。

なお、経常収支については、前年度から1億8,190万円改善したものの、2億6,169万4,000円の赤字となっております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第11号については賛成多数、議案第12号から第15号については全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

本県財政を取り巻く状況は、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や2巡目国体開催に伴う施設整備等の多額の財政負担が

見込まれており、さらに厳しさが増すものと考えられます。そこで、引き続き、財政改革を着実に実行し、効率的・効果的な予算の執行に努めるなど、将来にわたり安定的な財政運営に取り組むことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について県当局の今後一層の取り組みや、検討、改善を求めるものであります。

1つ、産業政策の推進は、経済の活性化はもとより、雇用の場の確保や若者の流出抑制にもつながる基盤となることから、効果的な施策の展開にしっかりと取り組むこと。

1つ、広聴活動について、県民の意見等を的確に把握し、県政に可能な限り反映させるという積極的な姿勢で取り組むこと。

1つ、民生委員について、その活動実態や課題をしっかりと把握するとともに、地域福祉コーディネーターとの連携を進めるなど、その将来のなり手の確保に取り組むこと。

1つ、障がい者の就労促進に向けて、就労状況の分析を行いながら、受け入れ枠の拡大や体制整備を図るとともに、農業その他の分野との連携を進めるなど、工賃向上に取り組むこと。

1つ、県立病院について、各診療科の充実のための医師確保、高度医療などの診療の専門化、病床稼働率を上げるための取り組みによって、さらなる経営改善に努めること。

1つ、若年者の県内への就職支援について、県内に就職しない課題を探った上で対策を考えるとともに、引き続き、教諭にも地元企業のよさを伝え、県内に就職するためのアドバイスができるような取り組みを推進すること。

1つ、県土整備部における予算について、国の経済対策等に伴う繰り越しが多額となっているため、早期の予算執行に努めるとともに、工

事発注の平準化や関係機関とも連携した発注時期の見通しの公表などを充実すること。

1つ、タグボートやガントリークレーンなどの港湾施設等について、県として整備すべきものは何かを整理し、採算性や県の施策及び将来の港湾利用計画などを踏まえ、整備の方向性をしっかり検討すること。

1つ、道路の沿道修景美化について、さまざまな担い手を確保するための新たな取り組みを検討し、沿道の美しい景観保全に努めること。

1つ、浄化槽整備事業について、個人負担の少ない市町村設置型の事業をうまく活用し、市町村と連携しながら整備を進めること。

1つ、青果物安定物流対策事業について、産地間競争を勝ち抜くために必要不可欠となる大消費地への安定輸送体制の構築に向け、関係部局等と連携して取り組むこと。

1つ、農地中間管理事業について、作業効率の高い農地が意欲ある担い手に集積されるよう、積極的に基盤整備に取り組むこと。

1つ、中山間地域における果樹産地が衰退しないよう、集落ごとに耕作放棄地の管理のあり方を協議するなど、その維持・発展に向けた体制づくりを支援すること。

1つ、教育におけるICTの活用について、学校と遠隔地を結び、子供たちの新たな交流の場や、より高度な授業が受けられる機会をつくるなど、児童生徒の価値観の広がりや学力向上等につながるよう取り組むこと。

1つ、スポーツ指導者の養成・確保について、2巡目国体を見据え、指導力の向上に計画的に取り組むとともに、特別選考試験の活用等により、指導者を確保するための取り組みを推進すること。

1つ、特殊詐欺被害防止対策について、被害

件数の減少など成果が見られることから、継続して対策に取り組むこと。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

私は、日本共産党を代表して、議案第11号「平成28年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

河野県政2期目の本格予算、躍動する「みやざき新時代」と位置づけられた、行政・財政運営でした。国の施策が、さまざまに県政運営にも深くかかわるだけに、どれほど県民の立場に立った行財政運営を進めるのかが大きく問われました。

安倍内閣が進めてきた「アベノミクス」の経済政策は、大企業がもうけを上げれば、そのうち国民にもその利益が及んでくると言ってきましたが、大企業は内部留保をふやす一方、働く

人の実質賃金と家計消費は下がるばかり、国民は、暮らしがよくなった、景気がよくなったとの実感はありません。消費税8%を初め、社会保障費の削減が、国民・県民の暮らしの負担を増大させています。

こうした県民の暮らしの状況や地域経済のもとで、地方自治体の果たすべき役割、県民の暮らしにかかわる子育て支援や高齢者対策など福祉の増進、教育環境、中小企業、農業振興など、本当に必要なところに必要な予算化や手当てが講じられたのか、検証が求められるものです。果たして県民の期待に応えられたのでしょうか。28年度予算には、当初予算に加え、国の経済対策の実施に伴う305億円余の大型補正予算などが計上されました。政府は、アベノミクスで経済の好循環が生まれているとしながら、なぜ政権発足以来最大規模の経済対策を打たなければならなかったのか。

確かに、防災や安全対策など必要な予算は盛り込まれているものの、結果的には、前年度288億1,500万円を1.8倍も上回る520億8,200万円余と、多額の翌年度繰り越しに至りました。その約9割を農林水産業費と土木費が占めており、工期不足が主な要因になっています。経済対策としての即効性はありません。国の施策とはいえ、経済対策の中身が重要であり、賃上げや社会保障の充実、農業予算では農業の立て直しを図り、全ての農家が立ち行く農政予算に転換することなどが必要であることを指摘しておきたいと思います。

また、各部署での不用額が、総額で94億2,500万円余と、前年度の70億円余をも大きく上回っています。見込みを下回ったなど理由はそれぞれありますが、特に民生費や衛生費での扶助費等の執行残については、県民の暮らしや健康を

直接支えるという点でも、医療費の公費負担や生活保護費など、必要な助成は十分に行うことが必要です。また、商工費の中小企業融資制度貸付金などは、利用しやすい制度への見直しを図るなど、十分活用できるようにすることが必要です。この不用額については、適切な時期に適切な見直しを図って、県民要求に応える生きた予算の使い方を強く求めるものです。

次に、県民生活に直接かかわる問題について述べます。

第一に、福祉・社会保障の分野においてです。

地域医療介護総合確保基金や国民健康保険財政安定化基金に積み増しを行いながら、また、国民健康保険広域化等支援基金で、国主導の事業が行われてきました。地域医療介護総合確保基金事業は、医療介護総合確保推進法に基づき、高齢化のピークに備えて、医療や介護費用の抑制を図ろうとするもので、入院病床の削減や介護抑制を本格化させ、病院から施設へ、施設から在宅への流れをつくり、高齢者に在宅での自立を求めるもので、高齢者のみならず、県民の安心できる医療や介護の体制を根底から覆すことにつながるものであり、問題です。特別養護老人ホームの入所待機者は、平成29年4月1日現在で3,030人、入所基準が要介護3以上に制限される中ですら、1,915名の方々が入所を待っておられ、手だては大きく立ちおくらせています。

また、市町村国保の都道府県単位化（広域化）を推進するための国民健康保険財政安定化基金や国民健康保険広域化等支援基金は、高過ぎる国保税など構造的な問題を何ら解決するものではなく、医療供給体制と医療費支払いをリンクさせ、医療の適正化の名のもとに医療費の

削減を図ろうとするもので、医療介護総合確保推進法のさらなる具体化です。また、子育て世代の要望が強い子供医療費助成の拡充についても、しっかり受けとめるべきだと思います。

次に、農業関連で、特にTPPについて述べます。

TPP対応関連事業予算は、当初予算で、総額143億1,600万円余が計上され、補正予算の積み増しも行われました。国際競争力をつけて、攻めの農業で対処しようというものですが、アメリカのトランプ大統領がTPPからの離脱を表明し、TPP発効の見通しもないのに、政府はTPPの国会承認・批准を強行しました。あくまでもTPPに固執する異常な態度です。アメリカが、日本などとの2国間交渉で貿易不均衡を是正する姿勢をあらわにするもとので、日本政府は、関税や非関税障壁の原則撤廃を前提とする日米交渉にも応えようとする立場ですが、これでは日本の農業も経済も守れません。今、何より必要なのは、TPPをきっぱり断念することです。その上で、経済主権、食料主権に立った公正公平な貿易ルールこそ確立すべきです。

次に、マイナンバー制度の施行に伴う対応について述べます。

マイナンバー制度は、平成28年1月から実施が始まり、本県も、そのシステム整備などに予算を投入しながら運用が行われています。マイナンバー制度は、全ての国民に個人番号をつけて、税金や保険料納付、医療・介護・年金・保育サービス利用などの各種個人情報を一元的に管理、活用しようとするもので、利便性が強調されていますが、何より、一人一人の個人情報が容易に名寄せ、集積されるという点で、一たび流出したり悪用されたりすれば、甚大なプラ

イバシー侵害や成り済ましなどの犯罪等の危険性を高めるものであることを問題視しなければなりません。既に日本年金機構を初めとして、民間も含め、個人情報の流出事件はたびたび起きており、マイナンバー制度導入で巨額の費用を費やししながら、さらなるリスクを負うことになりかねません。そもそもマイナンバー制度は、徴税強化と社会保障給付抑制を目的に、国が国民の情報を厳格に掌握することを狙った仕組みです。国民を監視する手段にされかねないことへの不安の声も高まっています。こうした仕組みを続けることは問題であり、中止へ踏み出すことが求められていると思います。

最後に、この間の一連の県の行政改革による職員数の削減で、一人一人の事務負担が増大する中、事務のおくれや誤り、精神的負担による体調悪化などの状況が表面化しています。事務の簡素化、省力化も大事ですが、必要な人材の確保は、より重要であることを指摘しておきたいと思います。

以上、平成28年度決算について、問題点を絞って指摘いたしました。県民の期待に応えるべく、今後の予算編成に生かしていただくことを申し述べて、決算認定についての反対討論いたします。以上です。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次に、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員 [登壇] 郷中の会の有岡です。

議案第11号「平成28年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

「平成28年度主要施策の成果に関する報告書」によると、国体準備スタートアップ事業として、決算額は1,836万3,000円であります。実績内容は、県有主要体育施設の基礎調査を専門

コンサルタントに委託、また庁内検討会議を3回開催とあり、さらに競技団体等へのヒアリングを行ったとあります。平成28年12月9日のスポーツ・観光対策特別委員会資料では、財源については、社会資本整備総合交付金や緊急防災・減災事業債やPFI方式の活用など、報告がありました。

そこで、6月の一般質問でも指摘したように、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針が、平成27年12月17日に内閣府と総務省から通知されています。また、総合政策課から総務政策常任委員会で報告があったように、PPP/PFIの取り扱いについて、人口20万人以上の地方公共団体では、対象事業として、10億円以上、運営費等年間1億円以上に、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう通知されています。

さらに、平成18年3月策定の宮崎県PFI活用指針では、「今後、財政改革を進める中で、公共施設等を整備するにはPFIは非常に有効な手段であることから、本県における円滑かつ効率的なPFI事業導入を図るために、本県としての統一的な考え方や導入手順を示した宮崎県PFI活用指針を策定した」とありながら、平成28年度中に国の要請にある客観的な基準による評価や評価成果の公表を行っていません。PFI活用指針を10年前から策定しながら、国の要請にも応えていない28年度の行政運営に疑問が残ります。まず、PFI方式を採用し、コスト削減効果やサービス水準の向上、費用対効果の検証など、県民の理解を得る必要があります。

今回の施設整備において、28年度に聞こえてくる言葉は、他県でも提言されているように、施設整備に当たり、首長が政治的なつながりで

引っ張り合うことがないよう、まず、利用するアスリートが移動しやすく、観客の集客が見込める、公共交通機関のアクセスがよい場所に建てるのが望まれるというふうにあります。

さらに、28年度の予算でコンサルタントに委託され、本年3月に報告を受けた内容は、半年後には、追加整備として駐車場の20億円程度が計上されています。次から次に追加整備が示され、利活用の部分は不透明なことなど、関係者からは、疑心暗鬼となっていると伺っております。現在、この駐車場の問題で言われていることは、最初から山之口運動公園周辺の用地を取得するために駐車場整備計画があったのではないかということでもあります。全てが疑心暗鬼の状態です。PFI方式で検討せず、施設整備費がますます膨れ上がる現状や、競技団体の理解が得られていないことは、「仏つくって魂入れず」となり、本県スポーツ振興にとって、残念ながら大きなマイナスとなっております。

次に、関連して、総合政策部の平成28年度の政策評価報告があります。多くの時間と予算をかけたものですが、その中で、平成28年度国民体育大会総合成績は、目安値34位に対し結果は39位であり、達成度61%で点数は2点となっております。

今回の政策評価の目的として、「評価結果を公表し、今後の施策展開に活用、反映させていきたい」とありますが、私は、勝負の世界で目標値に達していなくても、評価は0点から3点の4段階の上から2番目という考え方に違和感があります。平成30年の目標値は30位台前半です。現在も、競技力向上として人材発掘、育成に取り組んでいますが、今年度は44位と後退しています。政策評価の目的と効果に疑問が残る結果です。評価が評価で終わることのないよ

う、現場が大事です。まず、現場において高い目標値へ取り組む体制づくりや、支えていただく方々の支援策など、マンパワーに結びつけなければなりません。

次に、「主要施策の成果に関する報告書」によると、みやざき結婚サポート事業は、平成27年度8月に事業を開始し、27年度3,784万1,000円、28年度2,082万5,000円の決算額であり、成婚数10組、お引き合わせ数1,065組であり、会員数は1,214人となっております。今後、成婚数は伸びると思われませんが、政策評価シートの28年度の政策推進上の課題として、「登録している会員の中で、お相手から合意が出ずにお引き合わせまで行かないケースが多発しており、会員の本事業に対する不満がたまってきている」とあります。事業スタートから2年が経過する中、会員登録の約2割の方で合意が得られず、待っているとのこと。これは、当初から指摘されてきた課題であり、会員登録者が自信を失うことのないよう、縁結びサポーターの増員など、不満や不安に対する取り組みが必要です。最近では、県外に出会いの場を求めるケースもふえており伺っています。登録会員一人一人を大切に作る姿勢が問われています。

次に、本年8月31日付で県職員8名の懲戒処分が行われています。その中には不適切な旅費の受給があり、県の職員倫理規程に違反し、旅費の精算を行わず、数回にわたり不適切に受給したという内容です。既に3名の不適切分は返納されているとはいえ、コンプライアンス意識の向上にどう取り組むのか、課題が残ります。子供は親の背中を見て育つと言われてます。知事の政治姿勢が問われる課題です。

また、「平成28年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書」では、不適切な事務執行として、不祥

事件の発生について、組織的な再発防止策の徹底が必要であるとされています。内部統制、首長のマネジメント強化が叫ばれる中、職員との信頼関係や、県民一人一人を大切にすること、行政の現場主義のあり方について、現場の声に真摯に向き合うという基本に立ち返る必要があります。

愛情ある厳しさについて、今後とも提言することをお約束し、課題の多い平成28年度決算認定の反対討論といたします。以上です。〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第11号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第11号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第12号から第15号まで採決

○蓬原正三議長 次に、議案第12号から第15号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり、可決及び認定、または認定されました。

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年9月定例県議会を閉会いたします。

午前10時37分閉会

資

料

平成29年9月定例県議会日程

36日間

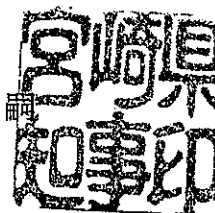
月 日	曜	区分	議 事	備 考		
9. 8	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告 議員の辞職許可 議会運営委員会委員の選任 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
9	土	休 会	(閉 庁 日)			
10	日					
11	月				(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
12	火					一般質問通告締切 12:00
13	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30		
14	木					
15	金			一 般 質 問	請願締切 16:00	
16	土	休 会	(閉 庁 日)			
17	日					
18	月				(閉 庁 日) 敬老の日	
19	火	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
20	水		一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30		
21	木	休 会	常 任 委 員 会			
22	金					
23	土		(閉 庁 日) 秋分の日			
24	日		(閉 庁 日)			
25	月		常 任 委 員 会		議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 26	火	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
27	水		(議 事 整 理)	
28	木	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案上程 (決算議案) 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
29	金	休 会	(議 案 調 査)	
30	土		(閉 庁 日)	
10. 1	日			
2	月		(議 案 調 査)	
3	火	本会議	質疑 (決算議案) 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託 (決算議案)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
4	水	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
5	木			
6	金		(議 事 整 理)	
10. 7	土		(閉 庁 日)	
8	日			
9	月		(閉 庁 日) 体育の日	
10	火		(議 事 整 理)	
11	水		決 算 特 別 委 員 会	
12	木		(議 事 整 理)	
13	金		本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会

215-1174
平成29年9月8日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成29年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

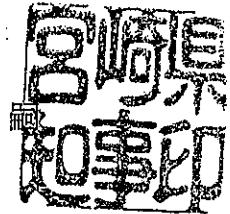
- 議案第1号 平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第9号 人事委員会委員の選任の同意について

(文書取扱 財政課)

215-1175
平成29年9月8日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野 俊



議案の送付について

平成29年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

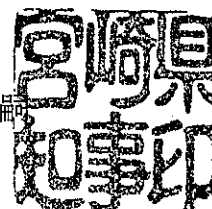
議案第10号 平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）

(文書取扱 財政課)

215-1192
平成29年9月28日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成29年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

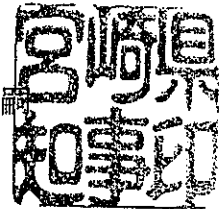
- 議案第 11 号 平成28年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第 12 号 平成28年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 13 号 平成28年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 14 号 平成28年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 15 号 平成28年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

215-1203
平成29年10月3日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成29年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第16号 平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

9月13日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	山下 博三	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	松村 悟郎	13:00~15:00	

9月14日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	高橋 透	10:00~11:40	休憩
4	公 明 党	新見 昌安	13:00~14:10	

一般質問時間割

9月15日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	中野 廣明	10:00～11:00	
2	自由民主党	外山 衛	11:00～12:00	休憩
3	県民連合宮崎	渡辺 創	13:00～14:00	
4	自由民主党	徳重 忠夫	14:00～15:00	

9月19日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	右松 隆央	10:00～11:00	
6	県民連合宮崎	満行 潤一	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	日高 博之	13:00～14:00	
8	愛みやざき	函師 博規	14:00～15:00	

9月20日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	公 明 党	重松幸次郎	10:00～11:00	
10	自由民主党	中野 一則	11:00～12:00	休憩
11	日本共産党	来住 一人	13:00～14:00	

議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第10号	平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	可決				

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例				可決	
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第6号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第7号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第8号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について			可決		

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第17号	子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げをを求める請願		取下げ			
第22号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願		継続			
第23号	IR実施(カジノ実施)に関する法律に反対の意見書を求める請願			不採択		

議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第16号	平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決				

平成29年9月定例県議会

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	委員会審査結果
第11号	平成28年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第12号	平成28年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第13号	平成28年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第14号	平成28年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第15号	平成28年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	認定

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成29年9月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第22号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	9月28日・可 決
〃 第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	〃
〃 第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について	〃
〃 第9号	人事委員会委員の選任の同意について	9月20日・同 意
〃 第10号	平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	9月13日・可 決
〃 第11号	平成28年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月13日・認 定
〃 第12号	平成28年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月13日・可決及び認定
〃 第13号	平成28年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第14号	平成28年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第15号	平成28年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	10月13日・認 定
〃 第16号	平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	10月3日・可 決
議員発議案 第1号	北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験等に抗議する意見書	9月20日・可 決
〃 第2号	道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書	9月28日・可 決
〃 第3号	決算特別委員会の設置について	10月3日・可 決

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び核実験等に抗議する意見書

北朝鮮は、8月29日に、弾道ミサイルを発射し、北海道の上空を通過して襟裳岬東方に落下した。また、9月3日には6回目の核実験を行い、大陸間弾道ミサイル（ICBM）装着用の水素爆弾の実験で成功したとの発表を行った。

国連安全保障理事会は9月11日に、北朝鮮の核実験を受け、追加制裁決議を全会一致で採択し、国際社会が結束して一段と強い圧力をかける姿勢を示したが、北朝鮮は9月15日に、再び我が国の上空を通過する弾道ミサイルを発射した。

今回のミサイル発射は、我が国の国土への着弾、落下のおそれがあり、国民を危険にさらすもので、航空機や船舶の安全確保の観点からも、極めて危険な行為である。

こうした一連の行為は、国連安全保障理事会決議を無視して強行されたものであり、国際的な核軍縮・核不拡散体制に対する重大な挑発行為であるとともに、国民の生命と財産の安全を脅かす行為として、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、厳重に抗議し強く非難するとともに、弾道ミサイルの発射及び核実験による更なる挑発行為を行わないよう強く求める。

政府においては、北朝鮮に対し、国連安全保障理事会決議に基づく制裁措置の完全履行と国際社会と一体となった更なる実効ある外交措置のもと、平和的な問題解決に全力を尽くすとともに、国民に対して、北朝鮮の弾道ミサイル発射や避難行動等に関する的確な情報提供を行うなど、国民の安全と安心の確保に万全を期すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月20日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
外 務 大 臣	河 野 太 郎 殿
防 衛 大 臣	小 野 寺 五 典 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

議員発議案第2号

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の 嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、活力ある地域社会の形成はもとより、住民にとって生活を支え、命を守るための基盤となる最も重要な社会資本である。

特に本県においては、道路交通への依存度が極めて高いにも関わらず、高速道路をはじめ道路の整備が立ち遅れているため、道路網のより一層の整備促進が重要であり、そのための予算の拡充が必要である。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率が低減することは、地方の努力に水を差すものであるとともに、南海トラフ巨大地震の大規模災害に対する防災・減災対策、代替性確保のための道路ネットワークの整備など、道路に関して緊急的に対応すべき課題の解決にも影響を与えることが懸念されるところである。

よって、国会並びに政府におかれては、道路整備を引き続き推進するため、道路整備予算の総額確保はもとより、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げを平成30年度以降も継続するとともに、地方創生に資する道路整備の推進が図られるよう、さらなる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月28日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
国 土 交 通 大 臣	石 井 啓 一 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣（地方創生）	梶 山 弘 志 殿

議員発議案第3号

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・議案第11号「平成28年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・議案第12号「平成28年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・議案第13号「平成28年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・議案第14号「平成28年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・議案第15号「平成28年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員 |

議員派遣

平成29年9月28日

次のとおり、議員を派遣する。

1 第17回都道府県議会議員研究交流大会

- (1) 目的 議会改革の推進、議会の政策立案機能の強化、行政監視機能の強化、住民との関係強化及び広域観光振興のあり方などについての意見交換
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 平成29年11月13日(月)から
平成29年11月14日(火)まで
- (4) 派遣議員 徳重 忠夫 中野 一則 中野 廣明 濱砂 守
後藤 哲朗 二見 康之 太田 清海 満行 潤一
前屋敷恵美 井上紀代子

請 願 一 覽 表

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第22号	受理年月日	平成29年9月15日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 高田 慎吾 (署名 10,187筆)		
請願の件名	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願 [請願趣旨] 現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも7人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子どもも等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。 子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。 県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成29年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが15自治体、小学校卒業までが6自治体で、通院でも、中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まっています。また、今年度中に延岡市・日南市・国富町で助成の拡充が予定されており、県内でも無料化の動きが広がっています。 全国的には、入院では大分県や沖縄県など24県、通院でも三重県や徳島県など15県で小学生以上で助成が拡充され、市町村など自治体の子育て支援制度の拡充に大きく貢献しています。 子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、子どもの医療費助成制度の拡充をしていただきたく、請願します。		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一		

新規請願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第23号	受理年月日	平成29年9月15日
請願者住所・氏名	カジノに反対する宮崎県民の会共同代表 宮崎市旭1丁目3-20 成見 幸子 川南町大字川南23231 佐藤 誠 宮崎市希望ヶ丘4丁目3-9 平野 千恵子		
請願の件名	<p>IR実施（カジノ実施）に関する法律に反対の意見書を求める請願書</p> <p>1 請願事項 IR実施法に反対する決議をし、意見書を採択して関係省庁に送付していただきたい。</p> <p>2 請願趣旨 IR推進法が2016年12月、数の力で採決されました。しかも、十分な審議もなされず、国民の5割以上の反対があるなか、強行したことは許せるものではありません。刑法は、刑罰をもって賭博を厳しく禁じています。「国民が怠惰になり、健康で文化的な社会が壊され、国民経済の機能に重大な障害を与える恐れ」があるからです。これを覆すカジノ解禁はどうしても許されない暴挙です。</p> <p>安倍政権は法律が1年以内に実施法を作ることになっていることに伴い、この秋に臨時国会を開催し実施法案を上程する構えです。ご承知の通りカジノ解禁によって、反社会的勢力の介入、周辺地域の治安の悪化、ギャンブル依存症の増加、青少年への悪影響など危惧されます。まさに社会悪そのものです。日本にはパチンコ、パチスロによって、536万人といわれるギャンブル依存症が存在し、社会問題にもなっています。他国に比べ日本は依存症者の数が突出しています。政府は最近の統計で数を低く報告していますが、依存症問題が解消するものではありません。カジノを解禁し新たな依存症を生み出すことは許されるものではありません。提案者は、カジノ収益から出る納付金で依存症対策を講じると述べましたが、発生源をつくらなければ対策は必要ないはずで</p> <p>青少年に及ぼす影響も図り知れません。家族ぐるみで出かけるIRに公然と賭博場があることは、賭博への抵抗感を喪失させてしまうこととなります。</p> <p>政府はIRを「成長戦略」の目玉に位置づけていますが、敗者からお金を巻き上げる、何も生産しないカジノを当てにする経済</p>		

に未来はありません。また、国外から観光客を呼び込むことを理由の一つに挙げていますが、アジアでは過当競争に突入していて、日本だけ国外から観光客が増加する保証はありません。カジノ企業のねらいは日本人、一般国民です。カジノは「百害あって一利なし」で、日本には必要ありません。

以上の理由によりカジノ実施法を成立させるべきではありません。

紹介議員

満行 潤一 前屋敷 恵美 来住 一人

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第17号	受理年月日	平成28年9月9日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 平野 千恵子 (署名 7,849筆)		
請願の件名	<p>子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願書</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも6人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は19.5%と全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどいのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子も等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。</p> <p>子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成28年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが7自治体で、通院でも、中学校卒業までが10自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まるなど、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、中学校卒業までの医療費を無料にさせていただきたく、請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすること</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月8日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（井本英雄議員、来住一人議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告（島田俊光議員の辞職許可） 議員の辞職許可（清山知憲議員） 議会運営委員会委員の選任 議案第1号～第10号上程 知事提案理由説明
9月9日	土	休 会	(閉庁日)
9月10日	日		
9月11日	月		
9月12日	火		
9月13日	水	本 会 議	議席の一部変更 代表質問（宮崎県議会自由民主党・山下博三議員、 宮崎県議会自由民主党・松村悟郎議員） 議案第10号委員会付託 ----- 常任委員会(総務政策) ----- 常任委員長審査結果報告（議案第10号） 採決（議案第10号）（可決）
9月14日	木	本 会 議	代表質問（県民連合宮崎・高橋 透議員、 公明党宮崎県議団・新見昌安議員）
9月15日	金		一般質問（中野廣明議員、外山 衛議員、渡辺 創議員、 徳重忠夫議員）
9月16日	土	休 会	(閉庁日)
9月17日	日		
9月18日	月		
9月19日	火	本 会 議	知事発言 一般質問（右松隆央議員、満行潤一議員、日高博之議員、 凶師博規議員）
9月20日	水	本 会 議	議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加上程、採決（可決） 一般質問（重松幸次郎議員、中野一則議員、来住一人議員）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月20日	水	本 会 議	採決（議案第9号）（同意） 議案・請願委員会付託
9月21日	木	休 会	常任委員会
9月22日	金		
9月23日	土		（閉庁日）秋分の日
9月24日	日		（閉庁日）
9月25日	月		常任委員会
9月26日	火		特別委員会
9月27日	水		（議事整理）
9月28日	木		本 会 議
9月29日	金	休 会	（議案調査）
9月30日	土		（閉庁日）
10月1日	日		
10月2日	月		（議案調査）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容			
10月3日	火	本 会 議	議席の一部変更 議案第16号追加上程 知事提案理由説明 議案第16号委員会付託 ----- 常任委員会（総務政策） ----- 常任委員長審査結果報告（議案第16号） 採決（議案第16号）（可決） 決算議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第3号上程、採決（可決） 議案第11号～第15号決算特別委員会付託 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）			
			決算特別委員会			
			10月4日	水	休 会	決算特別委員会
			10月5日	木		
			10月6日	金		（議事整理）
			10月7日	土		（閉庁日）
			10月8日	日		
			10月9日	月		（閉庁日） 体育の日
			10月10日	火		（議事整理）
			10月11日	水		決算特別委員会
10月12日	木	（議事整理）				
10月13日	金	本 会 議	議席の一部変更 新議員紹介（武田浩一議員） 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任 決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第11号に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（議案第11号に反対）（有岡浩一議員） 採決（議案第11号）（認定） 採決（議案第12号～第15号）（可決及び認定、または認定） 閉 会			

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 副 議 長 横 田 照 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 井 本 英 雄

宮 崎 県 議 会 議 員 来 住 一 人